

令和3年 第14回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和3年11月17日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和3年 第14回 教育委員会会議 議事

○議 案

議案第28号 四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正
について…………… P 3/83

議案第29号 第4次四日市市学校教育ビジョンの策定について…………… P 26/83

○協 議

令和4年度～四日市市学校教育指導方針の改訂について…………… P 40/83

○報 告

令和3年度の教育委員会における点検及び評価について…………… P 48/83

令和3年11月補正予算について…………… P 51/83

令和4年度当初予算要求の概要について…………… P 74/83

第4次四日市市学校教育ビジョン の策定について

議案第29号

第4次四日市市学校教育ビジョンの策定について

「第4次四日市市学校教育ビジョン」を次のように定める。

令和3年11月17日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

第4次四日市市学校教育ビジョン（案） 別添

教育委員会定例会資料

第4次四日市市学校教育ビジョンの策定について
(令和3年11月17日)

教育総務課

1 最終案策定にあたって提出された意見等

(1) 令和3年8月定例月議会教育民生常任委員会協議会での主な意見（R3年8月30日）

- ・夢や志を持つ子どもの割合がなめらかに低下していること、また、自分にはよいところがある子どもの割合の低下、運動好きの子どもの割合の低下については、課題解決に向けた取組をお願いしたい。
- ・第3次ビジョンまでの課題を整理し、このように取り上げていただいたことを評価したい。全市的、全校的に取組を進めていただきたい。
- ・目指す子どもの姿に「未来をつくるよっかいちの子ども」とある。将来、子どもたちが大人になったときに、気候変動や持続可能な社会、循環型社会など、世界的に目まぐるしく変動する中、基本目標3—3に力点をおいて、取組を進めていただきたい。
- ・「共に生きる」ことは大切だが、これからは全く違う社会になっていくことが想定される。今の時期から、この社会の大きな変動に対しても、柔軟に対応できるような力を子どもにつけるとともに、社会が大きく変化していくことを子どもたちに教えていってほしい。
- ・義務教育の中で「経営」という大きな概念的な言葉が出てきたことはあまり記憶にない。第4次ビジョンにおいて、教育は、各科目の学習だけを行うものではなく、いかに社会に生きるための力を育成することであることを認識した。
- ・道徳においては、思いやる心が大事だと思う。人の命を守ることにつながる。とくに大事にしていきたい。

教育委員会会議における議論の経緯、パブリックコメントへの対応とともに、11月定例月議会教育民生常任委員会で報告。

(2) 四日市市立小・中学校長会からの主な意見

- ・P4 「非認知能力の育成」これを取り上げることはよいが、認知能力と非認知能力を整理して説明があるともう少しわかりやすい。
- ・P9 新教育プログラム「5夢と志！よっかいち・輝く自分づくりプログラム」基本的な生活習慣（時間を守る、整理整頓、健康な生活、規範意識など）を身につけていく観点を取り入れてはどうか。
- ・P10 個別最適な学びと協働的な学びの資料上段はわかりやすいが、具体的な部分がやや弱い。
- ・P25 ※3「読書への効果を高める効果がある」は訂正したほうがよい。「読書への意欲もしくは関心」か。
- ・P26 目標値を男女別に分ける必要はあるのか。P68の全国体力・運動能力調査の目標値との整合性を取る必要がある。
- ・P27 「新型コロナウイルス感染症対策」や「学校の新しい生活様式」について、来年度の各校で作成する学校づくりビジョンに反映させるのか。
- ・P41 教員も1人1台タブレット端末が必要である。
- ・「子ども」「子どもたち」「児童生徒」表現が違うのはなぜか。表記を揃えたほうがよい。

意見の一部を修正に反映。11月小・中学校長会において最終案とともに報告。

(3) パブリック・コメントの概要

- ① 期間 令和3年10月4日(月)～令和3年11月2日(火)
 ② 意見提出者数 7名
 ③ 意見提出件数 20件
 ④ 提出された意見の要旨と意見に対する教育委員会の考え方(後日、HPに公開)

No.	章	項目	頁	意見の内容	意見に対する考え方
1	第1章 四日市市が進める教育の基本的な考え方	取組1 仕事の積極的な効率化を図ります	12	P12取組1 緑色の項目の最後の行が見えなくなっています。	ご指摘の箇所を修正いたしました。
	四日市市の公立学校における働き方改革 ver.2				
2	第2章 施策の内容 1 子どもにつけたい力	基本目標1-6 就学前教育の充実	22	四日市市では、幼稚園の管轄が保育幼稚園課になり、教育委員会から離れてしまったということですが、教育ビジョンの中に就学前教育として項目に入れていただいてありホットしました。就学前教育は子どもが親の元を離れ、初めて社会の中に入っていき大事な一歩だと思っています。また、小学校に上がる前にいろんな経験をして人格形成にも大切な時期です。ぜひ、就学前教育にもお力添えいただければと思います。	幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。そのため、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を育てていくことが大切です。今後も幼稚園を所管することも未来部と教育委員会との連携を図りながら、就学前教育の充実に取り組んでまいります。
3	第2章 施策の内容 1 こどもにつけたい力	基本目標2-2 道徳教育の充実	24	(四) 道徳教育の中身を考えたとき、教科化は教育行政の中心課題ではないでしょうか？戦前・戦中の「教育勅語復古」をねがう政治集団は、「郷土愛」を持ち出し愛国心教育を道徳教育のかなめにしようと教科化をもちだしました。道徳教育は解答のない自由な子供たちの意見・議論が基本だと思えます。道徳教育に正解を示すとか、評価をして成績を付けることは出来ないと思えますが、四日市ではどうなのでしょう？また、道徳教育には専門の教員免許状をもった教員が教えているのですか？「子供たちを再び戦場へやらない」が、「道徳の時間」を受け持つ教員の最低の仕事とわきまえてやられているのでしょうか？子どもは、憲法や教育基本法にも明記されている「主催者であり形成者」です。国や社会に自由に意見を述べられる形成者として、四日市市教育委員会がご尽力いただけることを念じております。	本市では、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育むため、主たる教材である教科用図書を活用した指導の充実に取り組んでおります。そして、子どもたちが他者と関わり、自分自身の考えを深めていく「考え、議論する道徳」を通して、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考える中で、他者と共によりよく生きようとする意欲と態度を育成しています。また、今日的な課題や地域に根差した教材を道徳的価値と関連させるとともに、実生活や実社会とのかかわりを深めた様々な体験活動を取り入れた道徳教育を通じて、よりよく生きていくための資質・能力としての「道徳性」を育む取り組みを進めています。 評価については、数値による評価は行わず、子どもたちの学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握し、子どもの学びや成長を「認め、励ます」ようにしていま

					す。 道徳は、全ての学級担任が指導するということを踏まえて、今後も、より良い授業が行われるよう、市内の教員に向けた研修会や公開授業、情報発信の充実を図ります。
4	第2章 施策の内容 1 こどもにつけたい力	基本目標 2-3 読書活動の充実	25	p.27「読書活動の充実」(2) 学校図書館環境の整備 について 学びを深めるため、また心の栄養剤としての読書に関しては、どのような本を選ぶか、とりわけ小中学校段階ではナビゲーター役が必要です。図書館に常駐する専門職員の配置を求めます。合わせて、蔵書の充実のために十分な予算措置をお願いします。(読んだ本の内容や冊数を引き継ぐことに、あまり意義を感じられません。それぞれの興味関心に応じた本が読めること、感じたことをアウトプットする仕掛けを提供できることが次の段階につながるのではないのでしょうか)	読書活動の充実を図るために、学校図書館環境の整備については大変重要であると考えております。そのため、本市では、市内の学校59校に週1日以上、専門的な知識をもつ学校図書館司書を配置しております。さらに、全小・中学校に司書教諭を配置しており、学校図書館司書とともに、読書活動の充実を図っているところです。また、蔵書の充実について、本市の学校図書館の蔵書数は、学級数に応じて国が定めた蔵書数(図書標準という)に対し、小中学校ともに約115%となっており、標準冊数を超えて整備できております。今後も、予算措置を含めてさらに蔵書の充実を図ることができるよう進めてまいります。読んだ本の内容を引き継ぐことに関しては、今後、どのような内容の本を充実させていくのかを考える、一つの目安と考えます。また、冊数については、「一定時間読書を行っている子どもは、読書をほとんどしない子どもよりも、学力が高い」というデータが国の調査から出ています。このことに基づき、今後、発達段階に応じた様々な内容の本に読書を広げられる力をつけるためにも、読んだ本の内容等は、重要なデータであると考えています。さらに、ご意見にありますように、それぞれの興味関心に応じた本が読める取り組みや読んで感じたことなどをアウトプットする取り組みは重要であると考えます。本市では、図書館に置いてほしい本を子どもたちが選書する取り組みや、本を1分間で紹介する活動等の取り組みを行っている学校が多くあります。それらの学校の取り組みを、研修会等で各校にも広げていきたいと思っております。

5	第 2 章 施策の内容 1 こ どもにつ けたい力	基本目 標 2 - 3 読書 活動の 充実	25	<p>○25 ページ 3 読書活動の充実 (2) 学校図書館環境整備において、学校図書館司書を配置しますとあるが、各学校に週 1・2 回の配置で、配置したと解釈するのではなく、週 5 日勤務する司書を配置してほしいと思います。週 5 日勤務することで、きめ細かい読書教育活動などをおこなうことができると思います。また、小学校で読んだ本の内容や冊数等を中学校へ引き継ぐ等とあるが、これは個人情報の保護の観点から考えて、適切でないと思います。小学生の時に何を讀んだかや何冊讀んだかなどは重要ではなく、年代(発達段階)に応じた学習課題に即した本を提供し、そこから子どもたちが何を学ぶかが大切です。ただ、小学校で讀んだ内容や冊数を中学校へ引き継いでも意味がないように思います。</p>	<p>読書活動の充実を図るために、学校図書館環境の整備については大変重要であると考えております。そのため、本市では、市内の学校 59 校に週 1 日以上、専門的な知識をもつ学校図書館司書を配置しております。さらに、全小・中学校に司書教諭を配置しており、学校図書館司書とともに、読書活動の充実を図っているところです。今後も、地域の図書ボランティアの方にも学校に入っただけでなく、各学校の実態に合わせて、きめ細かな取り組みを推進していきます。讀んだ本の内容を引き継ぐことに関しては、今後、どのような内容の本を充実させていくのかを考える、一つの目安と考えます。また、冊数については、「一定時間読書を行っている子どもは、読書をほとんどしない子どもよりも、学力が高い」というデータが国の調査から出ています。このことに基づき、今後、発達段階に応じた様々な内容の本に読書を広げられる力をつけるためにも、讀んだ本の内容等は、重要なデータであると考えています。このデータは、個人の読書記録を評価に活用するものではなく、児童生徒の読書の傾向をつかむことで、読書への興味や関心を広げるなど、日常の取組等に活かすためのものと考えております。また、ご意見にありますように、発達段階に応じた本を提供することは大変重要であると考えます。四日市市学校教育ビジョンに書かれていますように、読書を通じて興味や関心を広げ、探求する力をもった子どもを育成するために、今後も取り組みを進めてまいります。</p>
---	---------------------------------------	-----------------------------------	----	---	--

6	第2章 施策の内容 1 こどもにつ けたい力	基本目 標2-3 読書活 動の充 実	25 ＜施策の内容＞ (2) 学校図 書館環境の整備には、「全小・中学校 に、専門的な知識をもつ学校図書館 司書を配置」するとありますが、取 り組みの改善と充実を求めます。 本市の学校図書館への司書配置は、 市からの委託業務として民間企業 が担っており、外形的には司書の配 置率は100%となっています。し かしながら、業務委託契約書(注1) から推測すると、司書は複数校兼務 で、小・中学校59校への巡回勤務 となると、1校に週6時間しか勤務 できていないのです。「読書を通 じて興味や関心を広げ、探求する力 を持った子ども」を育成支援する、 学校図書館司書の1校専任配置を 要望します。さらに、民間への委託 業務となっている学校司書の配置 の状況について、市として把握され ていることを明らかにすることを、 併せて要望します。(注1) 図書館業務委託契約書の仕様書 6 委託業務内容は、・業務期間は、 「1校あたりの年間業務日数は週 1日程度で平均45日以上」。 ・業務時間は、午前 8時30分から午後5時までの間の 6時間(休息・休憩時間を除 く)。 ・巡回司書数は、各 校の巡回司書数は15人以上で対 応。	読書活動の充実を図るために、 学校図書館環境の整備について は大変重要であると考えており ます。そのため、本市では、市内 の学校59校に週1日以上、専門 的な知識をもつ学校図書館司書 を配置しております。さらに、全 小・中学校に司書教諭を配置して おり、学校図書館司書とともに、 読書活動の充実を図っていると ころです。図書館司書以外にも、 司書教諭・図書館ボランティア等 とも連携し、図書館環境の整備を 進めております。今後も、学校 の規模に応じた学校図書館司書 の配置を継続して行うとともに、 子どもの興味・関心を喚起し、主 体的に本に関わる取り組みを推 進するなど、授業等と連携した内 容を充実させることで、読書活動 を充実させていきます。
7	第2章 施策の内容 1 こどもにつ けたい力	基本目 標2-3 読書活 動の充 実	25 →p25 <施策の内容> (2) 学 校図書館環境の整備 ○全小・中学校に、専門的な知識 をもつ学校図書館司書を配置しま す。とあります。現在の第3次教 育ビジョンにも、同様に明記され ていました。 しかし、週に1回や2回、複数校 かけもちの派遣司書では、長期的計 画に立って図書館運営にかかわる ことができず、子どもたち一人ひと りへのきめ細かな対応が望めませ ん。 好奇心の強い、多感な小・中学生 にこそ、学校図書館司書が1校一人 いて、常に図書館で子どもたちを 待っているような環境が必要です。 市としては、今回のビジョンに、そ のような未来像をもってみえるの でしょうか？ だとしたら、この5 年間でどれだけ配置をすすめる予 定でしょうか？ 具体的な目標を 明記してもらえるとうれしいです。 学校図書館が専門の司書がいつも いて、子どもたちを継続的に把握し てアドバイスしてくれる、そんな場 所になれば学校全体が変わります。 迂遠なようですが、「子どもが学び	読書活動の充実を図るために、 学校図書館環境の整備について は大変重要であると考えており ます。そのため、本市では、市内 の学校59校に週1日以上、専門 的な知識をもつ学校図書館司書 を配置しております。さらに、全 小・中学校に司書教諭を配置して おり、学校図書館司書とともに、 読書活動の充実を図っていると ころです。また、地域の図書ボラ ンティアの方にも学校に入っ ていただくなど、各学校の実態に合 わせた取り組みも行われており ます。今後も、図書館司書、司書 教諭、図書ボランティア等が連携 したよりきめ細やかな取り組み を推進していきます。 学校図書館司書の配置につい ては、学校の規模に応じた図書館 司書を、今後も継続して配置して いきます。

				に向かう」ための早道が、「学校図書館づくり」ではないでしょうか？	
8	第2章 施策の内容 1 こどもにつ きたい力	基本目 標2- 3 読書 活動の 充実	25	→p25 <施策の内容> (2) 学校図書館環境の整備 ○小学校で読んだ本の内容や冊数を中学校へ引き継ぐ・・とあります。9年間を見据えることは大切かもしれませんが、小学校で読んだ本の内容まで、中学校へ引継ぐ必要があるでしょうか？ 子どものプライバシーの面から、違和感を覚えます。教育に活用できるというより、よけいな偏見や憶測を生じさせないでしょうか？ 子どもにとって、あまり生きやすい環境とはいえないように思います。「自由に読書」できる環境づくりのほうが重要かと思いますが、いかがでしょうか？	読んだ本の内容を引き継ぐことに関しては、今後、どのような内容の本を充実させていくのかを考える、一つの目安と考えます。また、冊数については、「一定時間読書を行っている子どもは、読書をほとんどしない子どもよりも、学力が高い」というデータが国の調査から出ています。このことに基づき、今後、発達段階に応じた様々な内容の本に読書を広げられる力をつけるためにも、読んだ本の内容等は、重要なデータであると考えています。このデータは、個人の読書記録を評価に活用するものではなく、児童生徒の読書の傾向をつかむことで読書への興味や関心を広げるなど、日常の取組等に活かすためのものと考えております。また、ご意見にありますように、「自由に読書できる」環境づくりは重要です。今後も、学校の規模に応じた図書館司書の配置を継続したり、各校の読書活動の取り組みを研修会等で広げたりする中で、読書を通じて興味や関心を広げ、探求する力をもった子どもを育成するための取り組みを進めてまいります。
9	第2章 施策の内容 1 こどもにつ きたい力	基本目 標2- 3 読書 活動の 充実	25	「学校図書館」はここからからの健全な育成「読書活動の充実」に取り上げられていますが、「学力」「読解力」「ICT」の総合的な施設として(メディアセンター)、発展すべきと考えます。 市としては、どのような「学校図書館」像を描いてみえるのでしょうか？ 具体的に明記していただくとよりわかりやすくなるかと思えます。	ご意見にありますように、学校図書館には「読書センター」の機能のほかにも、「学校情報センター」としての機能があります。今後の学校図書館の姿として以下のように考えております。 ○書籍とタブレット端末等を組み合わせて使うなど、子どもたちが主体的に調べたり、対話したりしながら学びを深める場として学校図書館を活用し、情報の収集・選択・活用能力を育成する。 ○単元の導入で教科の内容にかかわるブックトークを図書館司書と連携して行うなど、学校図書館の本を活用し、学習への関心を高めるとともに、主体的に取り組む探究活動へつなげる。 学校図書館の機能を計画的に利活用し、主体的・対話的・深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、子どもの自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実を図ってまいります。

10	第2章 施策の内容 1 子どもにつ けたい力	基本目 標3- 1 キャ リア教 育の充 実	29	<p>P29キャリア教育について、コロナ禍のなか、行動が制限されむつかしいことも多くあると思いますが、自分自身を知って、将来の姿や夢に向かっていくことはとても大切だと思います。以前中学校でのキャリア教育のパネルディスカッションを見学させていただく機会がありました。こんなにしっかり自分の将来について考えているのだと感心しました。実際に体験したり、話を聞くことで、将来の姿が見えてきて、目標に向かっていけるのだと思います。今の状況の中で、直接話を聞いたり、実際に体験してみるとということが、むつかしい現状だと思いますが、体験し、感動したことで将来の目標にもつながっていくと思いますので、多く体験できるといいなと思っています。</p>	<p>キャリア教育を充実するためには、体験的な活動が重要であると考えております。ゲストティーチャーを招き、多様な年齢・立場の方の講話や社会や職業にかかわる様々な現場での体験を通して、勤労観・職業観の醸成や社会参画意識を高めるような取り組みを進めてまいります。ご意見いただきましたように、コロナ禍が収まり、対面での講演や体験ができるようになることを願っておりますが、現在も学校ではオンライン講演などICT機器を活用しながら、できる限りの活動を工夫しながら行っているところです。</p>
11	第2章 施策の内容 2 子どもの学びを 支える学校づくり	基本目 標5- 2 学校業 務の適 正化	41	<p>「第4次四日市市学校教育ビジョン（素案）」に概ね賛同します。</p> <p>ただし、基本目標5 学校教育力の向上 学校業務の適正化 めざす学校の姿 業務改善が適切になされ、教職員が意欲的に働くことができる学校においては、昨今マスメディアでも教職員の長時間勤務の実態を取り上げています。教育する立場の教員が疲弊するようでは、立派な学校教育ビジョンを打ち立てとしても絵に描いた餅にすぎません。施策の内容にありますように、業務分担、教育活動の見直しも早急に行い、校務及び教育活動のデジタル化推進にさらに一層強固に押し進めるべきです。それは四日市市だけでなく、三重県や文部科学省に対しても提出書類の削減やペーパーレスなど業務の高度化を進めるよう強く働き掛けること自体も時代の趨勢となっています。</p> <p>教員が児童や生徒に直接向き合える時間を作り上げるよう支援するのが、四日市市役所教育総務課や教育委員会の使命ではないでしょうか。積極的な改革をしていただくよう望むものです。</p>	<p>現在の学校では、教職員の長時間勤務の解消は全国的にも喫緊の課題となっており、本市においても例外ではありません。</p> <p>本市においては、令和2年1月に「四日市市の公立学校における働き方改革取組方針」を策定し、校務支援システムの活用、業務アシスタントの活用など、学校現場の業務改善に努めることで、教師が児童生徒に向き合うことができるよう取組を行ってきました。一方、国では、令和2年4月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第72号）を施行し、教員の勤務時間の上限が法律で定められました。</p> <p>こうした流れを受け、本ビジョンでは、施策の重点の1つとして、四日市市の公立学校の働き方改革 ver.2 を打ち出しており、とりわけ、家庭との連絡手段のデジタル化や教職員1人1台タブレット端末導入に向けた準備など、学校業務のデジタル化を進めることで、業務改善を進めていく必要があると考えています。</p> <p>今後、本ビジョンに基づき、さらに学校業務の効率化を推進していくことで、教員が児童や生徒に直接向き合える時間を作ることができるよう、取組を進めてまいります。</p>

12	第4章資料編 2 四日市市総合計画		60	<p>総合計画の抜粋部分ですが、P60について 本物に触れる機会をぜひ多く持つてほしいと思います。園児数が減少している現状で、園独自では予算的に招へいがむつかしいと思いますので、市の方でも補助をお願いします。</p>	本市総合計画に関するご意見をいただきました。施策や事業の参考とするよう担当部局に伝えました。
13	第4章資料編 2 四日市市総合計画		60	<p>正規の保育士が不足していると聞きます。保育者を目指している若い人が一般企業ではなく保育者への道を希望してもらえるように環境整備をお願いしたいです。その一つとして賃金体制を良くしていただくことで、有能な人を確保できるのではないかと思います。</p>	本市総合計画に関するご意見をいただきました。施策や事業の参考とするよう担当部局に伝えました。
14	第4章資料編 2 四日市市総合計画		60	<p>子育てと仕事の両立ができるようにというのは社会全体の課題でもあります。研修の場を通して企業の方たちに理解していただきたいと思います。</p>	本市総合計画に関するご意見をいただきました。施策や事業の参考とするよう担当部局に伝えました。
15	第4章資料編 2 四日市市総合計画		60	<p>教育はどれだけやっても終わりがなかなか見えません。また、成果がすぐに見えるものでもありません。それだけに先生たちも頑張りすぎてしまって体調を崩すことのないようにしてください。子どもにとって先生は、両親の次に信頼できる大好きな人なので、頑張りすぎないで頑張っていたきたいと思います。</p>	本市総合計画に関するご意見をいただきました。施策や事業の参考とするよう担当部局に伝えました。
16	第4章資料編 2 四日市市総合計画		60	<p>「子育てするなら四日市」と言われていますが、ほかの市町村に住んでいる人が「四日市はいいね」「四日市がうらやましいわ」と思っていたけりような子どもにとっても、保護者にとっても子育てがしやすい、学ぶことがたのしい四日市市になってほしいと願っています。</p>	本市総合計画に関するご意見をいただきました。施策や事業の参考とするよう担当部局に伝えました。

17		全般	<p>学校教育ビジョンを読ませていただき感じたことを書かせていただきます。細かく子どものことを考えていただいているのだと思いました。四日市市の子どもたちの未来を考えて、先生たちにご努力いただいていることありがたいと思います。</p> <p>社会の変化、子どもたちを取り巻く環境の変化、保護者の考え方の多様化など、教育の現場もむつかしくなっていると思いますが、先生たちに頑張っていただきたいと思っています。</p> <p>教育委員会の方が審議していただき深く考えていただいて第4次教育ビジョンを作成していただいているのに、いろいろ勝手なことを書かせていただきましたことをおことわりいたします。</p>	<p>令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、小中学校においても臨時休業や自宅等によるオンライン学習、学校行事等の中止や規模縮小など、学校教育活動にも大きな影響がありました。また、令和2年度末には、全小中学校への1人1台学習者用タブレット端末の配備が完了し、授業や家庭学習の在り方を含め、子どもたちを取り巻く教育環境も変化してきています。</p> <p>また、さまざまな場面で多様化が進んできている中、第4次四日市市学校教育ビジョンにおいては、これからの社会を生き抜く子どもたちに力を付けていくことを目標に、保護者や地域の皆様と学校が協力・連携しながら、安全・安心な学校となるよう取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、本ビジョン及び教育施策に反映させていきたいと考えております。引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>
18		全般	<p>(一) 「学校教育ビジョン策定の趣旨」にある教育基本法17条第2項に基づく～(以降、現基本法という)ですが、様々な経緯を経て改正された現基本法を無条件で容認されているということでしょうか？ 現基本法は、2006年(H,18)第1次安倍自公政権の時に賛成多数で国会にて採択、施行されました。それまでの歴史的経過はご承知の通り、学校教育に「教育勅語」を復活させたいと願っていた自民党中曽根内閣が始まりです。1984年、「臨時教育審議会」を立ち上げましたが改正には至らず、続いて自民党森喜朗内閣では2000年12月に「教育改革国民会議」を立ち上げ報告書では、「教育基本法の改正、道徳の教科化」を挙げていますが基本法の改正には、まだ至らず。森内閣の後を受けた自民党小泉純一郎内閣も「中央教育審議会」で基本法改正の答申を取りまとめが改正にはほど遠いことでした。しかし、2006年(H,18)第1次安倍自公政権は、歴代内閣がそうであったように「憲法改正」を視野に「教育基本法の改正」を強行採決したのです。歴史認識はこのくらいにして、改正教育基本法にはいくつかの改善が必要と思われませんが、教育委員会の認識はいかがでしょうか？</p>	<p>教育基本法第17条2項では、地方の実情に応じながら、各自治体の判断により「教育に係る基本的な計画」を策定するよう努めなければならないとされています。そのため、本市では、四日市の子どもたちが、これからの社会を生き抜くために、全ての四日市の子どもの可能性を引き出し、多様な人々と共に変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていこうとする、「生きる力」「共に生きる力」をつけることができるよう学校教育ビジョンを策定し、教育振興基本計画として位置付けております。今後も、四日市市学校教育ビジョンに基づき、本市の教育に関する施策を総合的・体系的に進めてまいります。</p>

19		全般	<p>(二)「四日市市第三次教育教育ビジョンの計画」と前後して、2016年(H、28)1月に安倍自公政権が「閣議決定」した「第5期科学技術基本計画」で初めてSociety5.0構想が登場しました。今回の四日市市第4次教育ビジョン(素案)には、この構想に沿った新教育プログラムも大きな柱のひとつとされています。そこで伺いたいのですが、安倍自公政権の経済政策が破綻(金融政策・財政政策・第3の矢の最後の国家戦略特区、女性活躍、働き方改革、生産性革命など)し、行き詰まっていた所へ財界・経済界が持ち出したSociety5.0構想。IT産業などのデジタル業界が、国家予算に照準を当てた構想。この構想を無条件で教育現場へ本気で持ち込むつもりなのか?教育の民間支配や介入が簡単に行ける道筋を、教育委員会が付けることになるSociety5.0構想によるデジタル化は、教材の負担・教員の研修増加による長時間労働・子供の学びの格差など、またデジタル化の教育プログラムなどはIT産業への委託化により、民間業者が利益を得る格好の場とかなないのか?お伺いしたい。</p> <p>文部科学省の新学習指導要領では、「主体的、対話的な深い学び」が強調されアクティブラーニングが推奨されているが、子供たちはタブレット端末やPCを前にしてAI(民間業者が作成)が提供する学習プログラムを能力に応じて単独で取り組む学習が予想され、「対話的学び」とはかけ離れた「学習の個別化」や「自己責任」が押し付けられる教育へ向かうのではないかと危惧しますがどうですか?</p>	<p>第3次四日市市学校教育ビジョンの計画期間においては、少子高齢化の進行、グローバル化の進展、共生社会の実現に向けた取組等をはじめ、AIやIoTを活用した技術革新、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた取組、持続可能な社会を実現するための開発目標(SDGs)に対する取り組み等の新たな動きがありました。</p> <p>Society5.0構想においては、デジタル化により、教員の働き方改革やICT環境整備による児童生徒への個別最適な学び、協働的な学びの実現、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員などと連携・協働した取組などを通して、学びの基盤を固めることが求められています。</p> <p>本ビジョンでは、本市の児童生徒全員の可能性を引き出すべく、学習の個性化、指導の個別化を図ることで、児童生徒が自己調整しながら、学習を進めていく力をつけるとともに、協働的な学びにおいて子どもたち同士、地域の方々などの多様な他者と協働しながら、社会を生き抜くために必要な資質・能力を育成したいと考えています。このように、児童生徒一人一人に責任が押し付けられることなく、対話的な学びと学習の個別化が一体となった教育を進めていきたいと考えており、必要に応じてICT環境の整備を進めてまいります。</p>
----	--	----	---	--

20		全般	<p>(三) Society5,0 構想と切り離せない GIGA スクール構想について伺います。こう見てくると(上記の記述)四日市市の教育政策のプラットフォームは、文科省の新学習指導要領ではなく確実に「Society5,0 構想が望む教育」へ変化しているのではないかと。2020年10月、中教審が初等中等教育分科会でまとめた「令和の日本型学校教育の構築を目指して」では、「学校が、学習指導だけではなく全人的成長を促す生活指導、居場所などの福祉的機能も担う」などがガイドライン化されている。安倍自公政権で成長戦略まで押し上げられた Society5,0 は、財界・経済界にとっては「将来的生産性向上に貢献する人材の育成と当面の企業利潤」を担保できるとして大歓迎である。公教育としての学校は子供たちを何処へ向かわそうとしているのか? 第4次教育ビジョンでは、はっきり見えてこない。2019年12月に公表された GIGA スクール構想が、「教育条件整備だからいいのでは」といった短絡的議論では、到底理解されないし子供たちにも「学びの楽しさ」を享受させられないだろうと確信するものです。</p>	<p>四日市市 GIGA スクール構想のもと、これからの予測困難な時代を生き、「夢と志をもち、未来を創るよっかいちの子ども」を育てるため、「情報活用能力」を基盤として、生涯にわたって自ら学び続け、他者と協働して未知の課題を解決できる基本的な資質・能力を育てていきたいと考えています。教育条件整備という観点からは、国の GIGA スクール構想による ICT の急速な整備により、本市においても児童生徒1人1台学習者用タブレット端末の配備が完了し、また、高速大容量通信環境の整備についても検討を進めているところです。新学習指導要領の実施に伴い、「主体的、対話的で深い学び」の実現に向け、これまでも重点的に取り組んできた問題解決能力向上を踏まえた授業づくりに加え、教科等の学習において ICT 機器の効果的な活用や言語活動の充実を図っていくことで、子どもたちが学ぶ楽しさをえることができるよう取組を進めてまいります。</p>
----	--	----	---	---

令和4年度～四日市市学校教育指導方針の改訂について

令和4年度～四日市市学校教育指導方針の改訂について

1. 目的

四日市市の教育理念の実現、「第4次四日市市学校教育ビジョン」の具現を目指し、具体的な方向性や指導の重点等を学校・園に示す

2 四日市市教育大綱、第4次四日市市学校教育ビジョンとのかかわり

- 本市市の教育理念 「四日市市教育大綱」令和3年度に改訂
- 本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画
「第4次四日市市学校教育ビジョン」(令和4年度～8年度)を策定
 - ・ 予測困難な時代の中で、その変化に合わせながら「生きる力」「共に生きる力」を育むことを目指し、以下の2つの考え方を大切にしている。

コロナ禍での教訓を踏まえた、誰一人取り残さない“学びの保障”

これからの社会を生き抜くための“非認知能力の育成”

- ・ これまで「社会人になっても通用する問題解決能力」「社会でよりよく生きるための基盤となる、豊かな人間性やコミュニケーション能力」「生涯を通して心身ともに健康な生活を送るための基盤となる、健康・体力」の育成を大切にしてきた。
- ・ これらに加えて、これからの社会を切り拓いていくために必要な「学習や生活の基盤となる言語能力」「情報社会に主体的に参画する情報活用能力」を身に付けることで、社会の一員として、豊かで充実した人生を送ることができるよう自分の良さや可能性を認識しながら、多様な人々と共に変化を乗り越えていく「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」の育成を目指す。

3. 改訂のポイント

学習指導要領に示された内容及び新たな教育課題、本市の取組や現状等最新情報に改訂

- ・ 第4次四日市市学校教育ビジョンの具現化(学校の取組例)
- ・ 四日市市新教育プログラムの実践
- ・ 四日市市GIGAスクール構想(ICTの効果的な活用)

4. 補足

- ・ こにゅうどうくんマークは、VICS動画のQRコードを掲載予定
- ・ ☆マークは、学校園データベース資料を巻末に掲載予定

令和4年度～指導方針の改訂に関して

令和3年11月

- 令和4年度～ 四日市市学校教育指導方針をご参照ください。
- 本表の ページ、見出し等は、令和4年度～版 指導方針に対応しています。
- 新版変更・改訂のポイント等には、平成30年度～版 指導方針からの変更・改訂のポイント等を明記しました。
 - ・『**全て差し替え**』と明記したページは、内容、構成等大きく改訂または、内容一新したものです。
- 全体を通して、**見出しのタイトルを変更**しています。

ページ	見出し等	旧版	新版 変更・改訂のポイント等
目次	令和4年度～四日市市学校教育指導方針 目次	平成30年度～ 四日市市学校教育指導方針目次 基本目標1～6	<ul style="list-style-type: none"> ・『全て差し替え』 ・基本目標6（旧）→基本目標5（新） ○第4次教育ビジョンの基本目標及び施策と関連づけて整理 →ビジョンとの相違点（追加項目） <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標Ⅲ 5 現代的な課題に対応する教育 （削除項目） <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標Ⅳ 1 学びを支える指導体制の充実 5 学びのセーフティネットの構築 ・基本目標Ⅴ 2 学校業務の適正化 7 学びを支える教育施設等の整備 ○目次のタイトルは、第4次教育ビジョンと表記を統一
1	確かな学力の定着 扉	確かな学力 3つの柱 <ul style="list-style-type: none"> ・社会人になっても通用する問題解決能力の養成 ・確かな学力、豊かな人間性とコミュニケーション能力、健康・体力 	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次教育ビジョン及び新教育プログラムに沿って文言訂正 ・夢と志を持ち、自らの未来を創るよっかいちの子ども ・確かな学力、こころとからだの健全な育成、よりよい未来社会を創造する（追加） ・社会人になっても通用する問題解決能力、学習や生活の基盤となる言語能力、情報社会に主体的に参画する情報活用 ・四日市市新教育プログラム
2	1「主体的・対話的で深い学び」の実現	1 生きて働く基礎的・基本的な知識・技能 2 問題解決能力を支える「思考力・判断力・表現力等」 4 ねらいに応じた少人数指導 6 何が身についたか～指導と評価の一体化～	<ul style="list-style-type: none"> ・『全て差し替え』 ・「主体的・対話的で深い学び」の実現にタイトルを変更 ・4つの小タイトルに整理 (1)問題解決的な授業づくり (2)指導方法・指導体制の工夫 (3)指導と評価の一体化 (4)家庭学習と授業の連携

2	(1)問題解決的な授業づくり	I 2 問題解決能力を支える「思考力・判断力・表現力等」	<p>・四日市モデルイメージ図</p> <p>プロセスが行きつ戻りつすることがイメージしやすいように、それぞれのプロセスの並びを変更</p> <p>・学習の基盤となる資質・能力等の育成、非認知能力の育成を追加</p>
3・4	(2)指導方法・指導体制の工夫	I 4 ねらいに応じた少人数指導	<p>・②小学校高学年における教科担任制、③個に応じた指導の充実を追加</p>
5・6	(3)指導と評価の一体化	I 6 何が身についたか～指導と評価の一体化～	<p>・「学校に教育活動の評価と改善」については、カリキュラム・マネジメントと関連により追加</p> <p>・各教科等の目標や内容に照らした学習評価を明確化し、特に「主体的に取り組む態度」の評価のポイントをコラムとして追加</p>
7	(4)家庭学習と授業の連携	I 7 学びに向かう力を育む家庭学習	<p>・ICTを活用した家庭学習を追加</p>
8・9	2 ICT 活用による情報活用能力	I 5 教育効果を高める ICT の活用	<p>○新教育プログラム柱2との関連</p> <p>・四日市市 GIGA スクール構想をもとに、内容を変更</p> <p>・プログラミング教育については、令和3年度に改訂（予定）の「四日市版カリキュラム(改訂版)」に基づき変更</p>
10 11 12	3 言語活動の充実による読解力・表現力の育成	I (5)言語活動の充実	<p>○新教育プログラム柱1との関連</p> <p>・(1)育成を目指す言語能力及び(2)読解力・表現力を高める授業づくり（読解力を育む20の観点）を追加</p> <p>・(3)書く活動、話す聞く活動の具体例を掲載</p> <p>・各教科等における言語活動の充実（例）を教科ごとに変更</p>
13 14	4 筋道を立てて説明できる論理的思考力 (1)論理的思考力の向上を意識した授業づくりの推進	新設	<p>○新教育プログラム柱2との関連</p> <p>・考えるための技法（思考スキル）を学習指導要領を踏まえて記載。</p> <p>・問題解決・探究における情報活用をコラムとして追加（I(2)ICT活用のよる情報活用能力との関連）</p>
15	(2)総合的な学習の時間の充実	I (6)総合的な学習の時間の充実	<p>・総合的な学習の時間でめざす資質・能力を追加</p> <p>・関連図：学習の基盤となる資質・能力を追加</p>
16 17	5 英語コミュニケーション能力	I 3 グローバル化社会に向けた外国語活動・英語教育	<p>○新教育プログラム柱3との関連</p> <p>・(2)大切にしたい5つの視点 「故郷よっかいちプロジェクト」の活用を追加</p>
18 19 20	6 就学前教育の充実	I 8 遊びを通しての「学び」	<p>・幼児期にふさわしい生活の展開を追加</p> <p>・「幼児教育において育みたい資質・能力」をより具体的に記載</p>

			・幼保こ小の接続期に着目した新教育プログラムの6つの柱
2 1	II ところとからだの健全な育成 扉		
2 2	1 人権教育の充実 (1)学校・園において人権教育を充実させる4つの観点	II 3 人権を尊重する行動力を育成するための人権教育	<u>○新教育プログラム柱5との関連</u> ・4つの観点は変更なし。内容を精選 ・タイトル追加 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]を参照 ・3側面の解説を追加 ・3側面の構造図は「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を基に変更 ・ <u>メディアリテラシー養成</u> を通じた人権教育に対する取組を追加 ・タイトルを変更
2 3	(2)人権尊重の視点に立った学校・園づくり		
2 4	(3)人権教育を通じて育てたい資質・能力		
2 5	(5)人権教育の指導内容の充実		
2 6	(6)教育活動全体で人権教育を行っていくために		
2 6 2 7	2 道徳教育の充実	II 1 生き方をみつめる学習を通して育む道徳性	<u>○新教育プログラム柱5との関連</u> ・道徳的価値の理解の3点を具体的に記載 ・道徳教育と道徳科の評価のポイントを整理
2 8	3 読書活動の充実	II 4 学校図書館の機能を生かした読書活動	・(2)③9年間を見据えた読書活動を追加
2 9 3 0	4 体力・運動能力の向上 (1)運動好きの子どもを育てるための授業づくり	III 1 生涯にわたって運動に親しむための体力・運動能力 (1)主体的に運動に取り組む体育科・保健体育科の授業の充実 (2)新体力テストの経年実施と活用	<u>○新教育プログラム柱4との関連</u> ・ <u>新5分間運動スタートブック</u> に沿って内容を変更 ・子どもの心身の発達段階の能力・系統性を意識したカリキュラムの作成 発達段階のまとまりの区切りを新プロと関連して変更 ・つきたい力を明確にした授業づくり 具体例をハードル走へ変更 ・体力テストの活用 小中学校全学年経年実施（50m走、立ち幅跳び）を実施

30	(2)主体的に運動に親しむことができる環境づくり	(3)運動の習慣化 (4)家庭や地域への発信及び連携	・(3)(4)を(2)へまとめる
31	5 健康教育の推進	Ⅲ 2 心と体を一体としてとらえた健康教育	・外部講師や出前講座の活用を追加 ・学校三師、関係機関との連携を強化
32	6 食育の推進	Ⅲ 3 健やかな心身と豊かな人間性を育むための食育	(2)指導内容の充実 ①教科等における指導と②給食時間における指導の整理 ①教科等における指導では、食育の視点を追加
33	Ⅲよりよい未来社会を創造する力の育成 扉		
34 35	1 キャリア教育の充実 (1)発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育の推進	Ⅱ 5 子どもの発達段階に応じたキャリア教育	・ <u>新教育プログラム柱5との関連</u> ・ <u>キャリアカウンセリング、四日市版キャリアパスポート</u> を追加 ・事例「つけさせたい力(例)」削除
36	(2)特別活動の充実	Ⅱ 6 自己と集団の資質・能力を養う特別活動	・特別活動で育成をめざす資質・能力を追加 ・③一人一人のよさを認める評価のあり方 →③各教科等の学びを実践につなげる特別活動へ変更
37	2 四日市の資源を生かした教育の推進	Ⅵ 1 歴史・文化・自然を活用した教育 Ⅵ 2 高度なものづくり産業と連携した教育	・ <u>新教育プログラム柱6との関連</u> ・四日市ならではの資源及び地域教材を活用した内容に整理
38	3 持続可能な社会を目指す教育の充実	Ⅵ 3 身近な素材から出発し社会参加につながる環境教育	・ <u>新教育プログラム柱6との関連</u> (3) <u>SDGsの視点</u> を取り入れた ESD 教育の推進を追加
39 40	4 防災・安全教育の推進	Ⅲ 4 日常生活に生かす安全教育	・四日市市学校防災対策ガイドライン令和3年度改訂(写真入れ替え) ・正しい自転車の乗車(自転車安全利用5則)追加
41 42	5 現代的な諸課題に対応する教育	Ⅳ 6 現代的な諸課題に対応する教育	・変更なし
43	Ⅳ全ての子どもたちの能力を伸ばす教育の充実		

4 4 4 5	1 特別支援教育の充実 (1)特別支援教育にかか る校内体制の充実	IV 特別な教育的支援～途切れ のない支援～ (2)早期から途切れのない支援 のために	『 <u>全て差し替え</u> 』 ①校内体制の確立、相談支援ファイルの活 用、専門性や指導力の向上の3項目へ整理 ②小中学校の通常学級における指導・支援 ・環境整備、学びのユニバーサルデザイン、 特性に応じた個別支援をチェックリスト 形式で提示 ②合理的配慮の提供 ・四日市版インクルDB、マルチメディア デイズ教科書のコラムを追加 ③配置されているスタッフと連携した支 援④専門家の助言の活用を追加
4 6 4 7 4 7 4 8	(2)多様な学び場におけ る指導・支援 (3)個に応じた支援の追 求	(1)個に応じた多様な支援のた めに (3)共に学び共に育つ教育の推 進のために	
4 9	2 日本語指導が必要な 子どもへの指導の充実	IV 5 共に学び、共に生きる力 を育む多文化共生教育	・日本語指導の充実へ重点をシフト DLA 及び JSL カリキュラム の授業づくり の取組を具体的に記載
5 0 5 1	3 不登校児童生徒への 支援	II (4)不登校児童生への支援	『 <u>全て差し替え</u> 』 ・社会的自立することを目的とし、未然防 止、初期対応、不登校児童生徒支援、社会 的自立支援など段階的な指導・支援方法を 提示
5 2	V 学校教育力の向上 扉		
5 3	1 学校・園経営の充実	IV 1 マネジメント機能を高め た特色ある学校・園経営	・(3)学校の特色を生かしたカリキュラム・ マネジメントの充実へタイトルを変更
5 4 5 6 5 8	2 生徒指導の充実 (1)生徒指導体制および 相談体制の充実 (2)チームで取り組む 「0次対応」 (4)チーム学校で関係機 関と連携した生徒指導	II 2 組織で取り組む生徒指導 (1)生徒指導体制及び相談体制 の充実 (3)安心して過ごせる学級づく りの項目は削除	・ <u>組織図を追加</u> ・内容については、(2)に含む ・SSW, SC, SLなど、様々な関係機 関と連携し、情報共有することを具体的に 提示
5 9	3 学びの一体化の推進	IV 3 幼こ保小中の連携を生か した教育「学びの一体化」	・ <u>(3)新教育プログラムと関連付けた確かな 資質・能力の育成</u> を追加 ・学びの一体化のイメージ図削除
6 0 6 1	4 地域と協働した学校 づくり	V 2 地域と協働する四日市版 コミュニティスクール	・ <u>すべての小中学校がCSの指定</u> となっ たため、段階的な取組を削除 (1)運営協議会の充実と(2)地域人材を活用 した四日市版コミュニティスクールの活 用の充実の2項目に整理

6 1	(3)学校と家庭・地域の教育力の向上	V 1 子どもたちの豊かな成長を促す家庭・地域の教育力	○具体的な取組例 青少年育成室関連事業に特化した内容に精選
6 2 6 3	5 教職員の資質・能力の向上	IV 2 確かな教師力を持った教職員	○効果的な研修の推進 ・確かな教師力・教育への情熱・豊かな人間性→高い専門性と指導力・柔軟な発想力・多様な指導技術（ICT 活用を追加）へ変更 ○(1)自己研鑽の推進 オンライン研修の充実を追加

令和3年度の教育委員会における
点検及び評価について

令和3年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に
学識経験者の知見の活用を図るための実施計画令和3年11月
四日市市教育委員会

1. 目的

- (1) 教育委員会が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の一部改正に伴う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を実施するにあたり、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るという目的に資する。
- (2) 本市の学校評価のシステム全体を検証するとともに、教育委員会が学校に対して行う施策の改善に資する。
 - ◆ (1)については、地教行法に以下のように規定されている。

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
 - ◆ (2)については、本実施計画では、本市の学校評価システムの根幹となる各学校の学校評価のあり方について意見を求めるとともに、各学校が行っている学校評価を教育委員会が行う学校への支援にどのようにつなげていくのかについての意見交換を行う。

2. 四日市市教育施策評価委員

(1) 委員の委嘱

- ・ 教育委員会が5名程度の委員を委嘱する。
- ・ 委員は、教育施策及び学校経営・教育活動について、専門的・客観的な立場で評価することができ、教育委員会及び学校の運営に直接関係がない者とする。

令和3年度委員

草薙 明	(教職経験者)
岩崎 祐子	(四日市大学総合政策学部特任教授)
織田 泰幸	(三重大学教育学部准教授)
松崎 稚弓	(元四日市市教育委員)
岡田 真次	(三重県立四日市西高等学校長)

(2) 役割

- ① 四日市市学校教育ビジョンを基盤とした本市の教育施策全体について、抽出した学校や関係施設の訪問、各学校から提出された評価に関する文書や教育施策を取りまとめた学校教育白書等を参照することにより、客観的な立場から、専門的な提言・助言を行う。
- ② 抽出した学校の訪問や各学校から提出された評価に関する文書から、各学校の取組を専門的・客観的な立場から評価することを通して、教育委員会の方針・施策が学校現場に浸透し生かされているかどうかを検証する。
- ③ 上記に係る報告書を各委員が教育委員会に提出する。

3. 実施日程

教育委員会	教育施策評価委員会	市議会報告
10月 重点評価項目選定		
3月 第1回視察報告	1～2月 視察・施策評価	
5月	協議（目的・効果の検証）	
7月	協議（点検・評価の総括）、重点評価項目選定	
8月 報告書作成		報告書提出

4. 本年度の評価項目

令和3年度は、令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、日常の授業や学校行事などの学校教育活動においては可能な限り児童生徒の学びを止めないよう制限や制約を加えながら取組を進めている。加えて、ICT環境整備も急速に進み、1人1台学習者用タブレット端末が配備されるなど、子どもたちを取り巻く教育環境も大きく変容している。したがって、令和3年度の施策評価項目については、教育ビジョンに示された6つの基本目標にもとづいた各施策の取り組み状況を踏まえるとともに、教育を取り巻く新たな課題に対応するために重要となる重点評価項目を選定し、評価を行い、第4次四日市市学校教育ビジョンの具体的な施策の推進につなげていきたい。評価にあたっては、学校視察等を行い、学校現場等における施策の具体的な実施状況を把握するとともに、その成果や課題について検証する。

○施策重点評価項目

生徒指導の充実～不登校児童生徒への支援体制の充実～

（基本目標2 豊かな人間性とコミュニケーション能力の育成）

教育施策評価委員会 視察

【視察候補日】令和4年1月11日（火）午前

【視察先】登校サポートセンター

【視察内容】不登校児童生徒への支援体制の充実

【提案理由】令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）の結果において、不登校児童生徒が連続して増加している現状が報告された。増加の原因の1つとして、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う臨時休業等の影響から、生活環境の変化による生活リズムの乱れや学校生活における様々な制限の中での交友関係の築きにくさが指摘されている。

本市では、不登校対策事業として、登校サポートセンターや校内ふれあい教室における取組など、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援体制を整えるとともに、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うなど、不登校や長期欠席に係る相談体制についても充実を図ってきた。本視察を通して、不登校や長期欠席に係る分析や取組について検証を行い、チーム学校としての組織的な対応の充実を図る。

○今後、継続して状況を把握する必要がある項目

ICTを活用した教育の充実・発展（基本目標1 確かな学力の定着）

※令和3年度内における視察は、随時、実施する。

第4次四日市市学校教育ビジョン

夢と志を持ち、
未来を創るよっかいちの子ども

(案)

令和3年11月

四日市市教育委員会

目次

第1章 四日市市が進める教育の基本的な考え方

1	学校教育ビジョン策定の趣旨	2
2	基本理念	3
	1. 四日市市が目指す子どもの姿	
	2. ビジョン策定にあたっての考え方	
3	基本目標	5
4	施策と体系	7
	1. 施策の重点	
	（1）四日市市新教育プログラムの着実な実践	
	（2）ICTの効果的な活用（四日市市GIGAスクール構想）	
	（3）学校の組織力向上（四日市市の公立学校における働き方改革 ver.2）	
	2. 体系図	
	3. 全体構成	

第2章 施策の内容

1	子どもにつけたい力	16
	基本目標1 確かな学力の定着	
	基本目標2 心とからだの健全な育成	
	基本目標3 よりよい未来社会を創造する力の育成	
2	子どもの学びを支える学校づくり	34
	基本目標4 全ての子ども能力を伸ばす教育の実現	
	基本目標5 学校教育力の向上	

第3章 ビジョンの進捗管理と評価

1	本市の教育施策及び学校の評価システム	49
2	指標一覧	50

第4章 資料編

1	本市教育の現状と課題	54
	1. 子どもの状況	
	2. 教職員の状況	
	3. 家庭・地域との連携	
2	四日市市総合計画（教育分野抜粋版）	59
3	四日市市教育大綱	69

第1章 四日市市が進める教育の基本的な考え方

1 学校教育ビジョン策定の趣旨

2 基本理念

1. 四日市市が目指す子どもの姿
2. ビジョン策定にあたっての考え方

3 基本目標

4 施策と体系

1. 施策の重点

(1) 四日市市新教育プログラムの着実な実践

(2) ICTの効果的な活用

(四日市市GIGAスクール構想)

(3) 学校の組織力向上

(四日市市の公立学校における働き方改革 ver.2)

2. 体系図

3. 全体構成

1 学校教育ビジョン策定の趣旨

四日市市では、学校教育が目指す子どもの姿を明らかにするとともに、その実現に向けた本市の教育の方向性を示すため、教育基本法第17条第2項に基づく、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画として四日市市学校教育ビジョンを策定しています。

先の第3次四日市市学校教育ビジョンの計画期間においては、少子高齢化の進行、グローバル化の進展、共生社会の実現に向けた取組等をはじめ、AIやIoTを活用した技術革新、超スマート社会※（Society5.0）の実現に向けた取組、持続可能な社会を実現するための開発目標（SDGs）に対する取組等の新たな動きがありました。また、これらに加えて、これまでにない頻度の地震や豪雨、新型コロナウイルス感染症の拡大等が起きるなど、本市の教育を取り巻く状況は急速に変化しています。

今回策定した第4次四日市市学校教育ビジョン（以下「本ビジョン」と表記）は、このような社会情勢の変化を踏まえ、「四日市市総合計画」（令和2年度～令和11年度）、「四日市市教育大綱」（令和3年度～令和7年度）に掲げる「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」の育成を目指した学校教育分野の基本的な計画として策定しました。

○ビジョンの位置付け



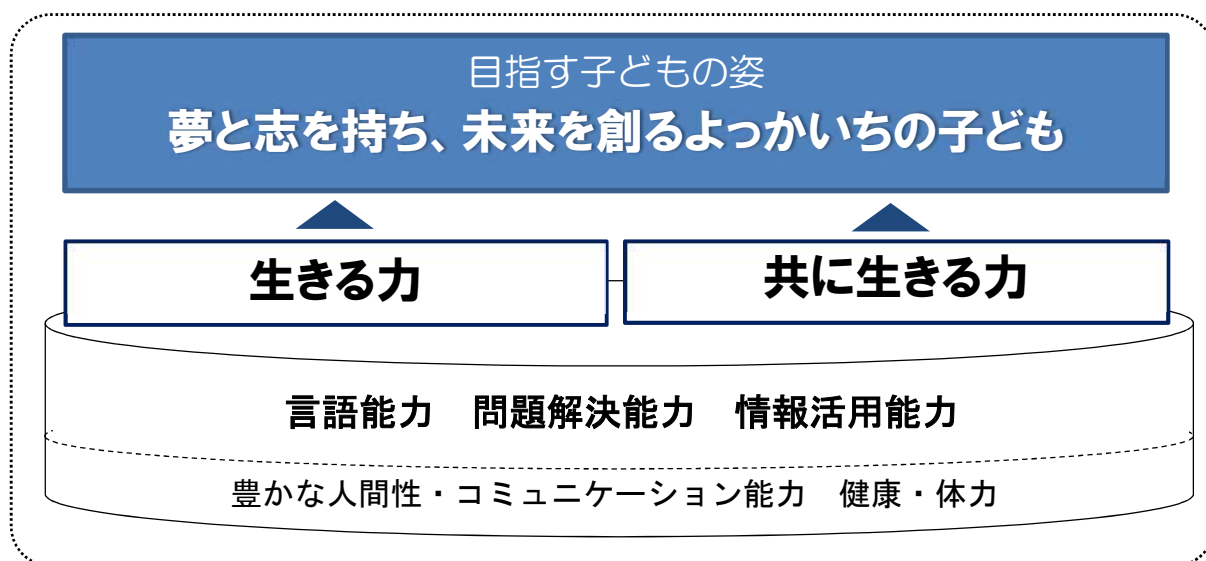
○計画期間 令和4年度から8年度までの5年間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総合計画（R2～11）										
四日市市教育大綱（R3～7）					四日市市教育大綱（R8～12）					
第3次学校教育ビジョン		第4次学校教育ビジョン（R4～8）				第5次学校教育ビジョン				

※ 必要なもの・サービスを必要に応じて提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、年齢、性別、地域、言語といった違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らせる社会

2 基本理念

1. 四日市市が目指す子どもの姿



本ビジョンでは、教育大綱に掲げた「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」の育成を目指します。

学校教育は、子どもたちが自分の良さや可能性を伸ばしながら、多様な人々と共に変化を乗り越え、社会の一員として、豊かで充実した人生を送ることができるよう基盤を築くための「ひとづくり」そのものです。

本市は、平成17年1月に策定した第1次四日市市学校教育ビジョンから、一貫して、子どもたちに「生きる力」「共に生きる力」を育むことを大切にしてきました。

本ビジョンにおいては、子どもたちが夢と志を持ち、未来を創っていくことができるよう、時代の変化に合わせてながら「生きる力」「共に生きる力」の育成を継承していきます。

生きる力 調和のとれた「知・徳・体」

学力や本市がこれまで大切にしてきた問題解決能力、豊かな人間性やコミュニケーション能力、健康・体力に加え、これからの社会を切り拓いていくために必要な言語能力や情報活用能力を「生きる力」とし、調和のとれた「知・徳・体」の育成を図ります。

共に生きる力 多様な人々と共に変化を乗り越える力

社会の一員として、豊かで充実した人生を送ることができるよう、他者と協調しながら相手を思いやる心や多様性を尊重し、多様な人々と共に変化を乗り越える力を「共に生きる力」とし、その育成を図ります。

2. ビジョン策定にあたっての考え方

本ビジョンは、「教育大綱」に掲げた理念の実現に向けて、これまでの取組のさらなる充実と、時代の状況や社会の変化に合わせた教育課題への対応を図るため、次の2つの考え方を大切にして策定しました。

考え方1 コロナ禍での教訓を踏まえた、誰一人取り残さない“学びの保障”

コロナ禍においては、臨時休業や学校行事の中止など、これまで当たり前のように取り組んできた教育活動や学校運営の見直しを余儀なくされたことで、学力や体力・運動能力、人間関係の形成、コミュニケーション能力など、子どもたち一人一人が身につけなくてはならない力を習得する機会を例年通りに確保することが難しい状況におかれています。

また、いじめや不登校、貧困など、子どもや家庭の抱える課題が多様化・複雑化する中、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりが、より一層重要となってきています。

これからは、コロナ禍での教訓を踏まえ、人格形成の基礎を育成する大切な時期に学びを止めることの無いよう、どのような環境、どのような場面においても持続可能な方法を模索して、誰一人取り残すことのない教育を大切にしていきます。

考え方2 これからの社会を生き抜くための“非認知能力*の育成”

非認知能力は、意欲や向上心などの「自分を高める力」、やり抜く力や自制心などの「自分と向き合う力」、協調性やコミュニケーション能力などの「他者とつながる力」など、学びに向かう力や人間性の育成に欠かせない力です。

変化の激しい時代を生きていくうえでは、「1つの正解」を求めるだけでなく、自分と仲間、さらには社会とのかかわりの中で、「正解が1つではない課題の答え（納得解）」を見出していくことが求められます。

本市の子どもたちが、これからの時代を主体的でしなやかに生き抜いてほしいとの観点から、本市がこれまで大切にしてきた「知・徳・体」に加え、学校や園、家庭や地域など人と人のかかわりの中で非認知能力を身に付け、実社会で応用できる教育を大切にしていきます。



※非認知能力…一般的に知能検査等、数値で測定できる認知能力に対し、意欲、自信、忍耐、自立、自制、協調、共感などの数値では測定できない能力のことをいう。コミュニケーション能力や粘り強くやり抜く力、自分自身を調整する力などが含まれる。

3 基本目標

本ビジョンでは、基本理念に掲げた目指す子どもの姿「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」の育成を図るため、5つの基本目標を位置付けます。

基本目標1から3では「子どもにつけたい力」、基本目標4・5では「子どもの学びを支える学校づくり」について、目指す方向性を明らかにしました。

子どもにつけたい力

基本目標 1

確かな学力の定着

子どもたちがこれからの複雑で変化の激しい時代を生き抜くためには、知識や技能の定着とともに、思考力、判断力、表現力をバランスよく育成することや言語能力、問題解決能力、情報活用能力など汎用的な資質・能力を育成する必要があります。

いかに社会が変化しようとも、自ら課題を見つけ、考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決できるよう、ICTを効果的に活用しながら、個に応じた指導や対話的な学びをこれまで以上に進め、確かな学力の定着を図ります。



基本目標 2

こころとからだの健全な育成

子どもたちが生涯を通じて心身ともに充実した生活を送るためには、自己肯定感や粘り強く最後までやり遂げようとする強い気持ち、他者を思いやり協働する心とともに、生きる基盤となる健康・体力を兼ね備える必要があります。

集団的・協働的な学びの中で、人権意識の向上と行動力の育成、考え議論する道徳教育を通して、よりよく生きるための豊かな人間性を育みます。また、生涯にわたり運動好きの子どもを育てるとともに、基本的な生活習慣と規範意識の修得を図ります。



基本目標 3

よりよい未来社会を創造する力の育成

子どもたちが夢や志を持ち、その実現に向けて行動に移していくためには、主体的に自ら学ぶ意欲と、他者との人間関係を形成するためのコミュニケーション能力を育成する必要があります。

地域に愛着と誇りを持ち、持続可能で暮らしやすい未来社会を担う自立した人間に成長できるよう、四日市ならではの地域資源を効果的に生かし、日々の学校生活全体をキャリア教育の視点で捉えながら、社会のつながりを意識した教育活動を進めます。



子どもの学びを支える学校づくり

基本目標 4

全ての子どもを伸ばす教育の実現

少子高齢化に伴う地域社会の変容、人間関係の希薄化、家庭環境の多様化など、コロナ禍も相まって、子どもを取り巻く環境の変化に拍車がかかっています。

学校教育が「ひとづくり」の場であればこそ、誰一人取り残すことのない学びの保障に向けて、子ども一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習の機会を得られるよう、全ての子どもを伸ばす教育の実現を目指します。



基本目標 5

学校教育力の向上

子どもたちが安全・安心な学校生活を送り、意欲的な学びを継続することのできる教育環境をつくるためには、組織的かつ計画的な教育活動に取り組むなど、よりよい学校教育をめざすカリキュラム・マネジメントを踏まえた学校運営を進めることが重要です。

学校と家庭・地域・関係機関・専門家が連携し、「チーム学校」としての組織力を強化することで、学校教育力の向上を図ります。



4 施策と体系

1. 施策の重点

グローバル化の進展とともに、技術革新が急速に進み、社会が加速度的に変化していく超スマート社会（Society5.0）と称される時代を生きる子どもたちに必要な力を育めるよう、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、大切に育てていくことが重要です。



そのため、本ビジョンでは、次の3点を「四日市スタイル～質の高い公教育～」確保の礎として、様々な施策を横断的に結びつけ中心的な役割を果たす「施策の重点」に位置付け、施策を推進していきます。

（1） 四日市市新教育プログラムの着実な実践

新学習指導要領の着実な実施や Society5.0 の到来などの新たな課題に対して、問題解決能力、言語能力、情報活用能力などの就学前から中学校卒業時までに育成すべき資質・能力を掲げ、根幹となる具体的な取組を系統的に組み立てた本市独自の教育施策「新教育プログラム」の着実な実践を図り、より一層教育効果を高めます。

「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の育成
問題解決能力・言語能力・情報活用能力といった必要な資質・能力の育成

（2） ICTの効果的な活用（四日市市GIGAスクール構想）

国のGIGAスクール構想の推進に合わせて、本市は1人1台学習者用タブレット端末、校内無線LAN、各教室へのプロジェクタセットの配備を進め、令和2年度末に、全小中学校への配備を完了しました。

今後は、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることで個別最適な学びと協働的な学びを実現し、子どもたちの学習の充実を図ります。

ICT活用による授業改善を通じた学力向上
オンラインを活用した学校や家庭・地域とのデジタル連携

（3） 学校の組織力向上（四日市市の公立学校における働き方改革 ver.2）

子ども一人一人の学びを最大限に引き出すためには、教員が子どもと向き合う時間を十分確保する必要があります。

教員が本来の業務に集中して取り組めるよう学校が担うべき業務を明確化するとともに、ICTを積極的に活用した業務の効率化、学校・家庭・地域や専門家との連携など、学校における働き方改革の推進により組織力の向上を図ります。

学校業務の効率化や学校情報のデジタル化
学校と家庭・地域・専門家などとの連携を踏まえたカリキュラム・マネジメント

四日市市新教育プログラム

策定の趣旨

学校教育活動におけるこれまでの取組をさらに深めるとともに、**新学習指導要領**への対応や超スマート社会*（**Society5.0**）と称されるこれまでにない社会の到来などの新たな課題に向けて、**言語能力、問題解決能力、情報活用能力**といった必要な能力を身に付けるために、四日市市独自の新たな教育プログラムを策定し、取組を進めます。

策定のねらい

就学前～小学校～中学校の期間において、目指すべき子どもたちの姿を、それらのテーマ（柱）別に整理し、**6つのプログラム**として系統的に組み立てることによって、教育的効果を高めます。

⇒ 就学前・小学校・中学校の各教育現場において**教職員が共有**して指導にあたることで、各段階における学びを明確に位置付け、**一貫性・連続性**を意識した**学びの一体化**を実現します。

6つの柱の構成

柱1

読む・話す・伝えるプログラム

読解力向上について重点的に指導するとともに、読む・話す・書くといった活動を通して、学校教育活動全体で言語活動の充実を図る。それにより、「文章を正確に理解し、適切に表現する資質・能力」を育成します。

柱2

論理的な思考で道筋くっきりプログラム

本市の強みである算数・数学の力をさらに伸ばすとともに、情報活用能力の育成を図る。加えて、プログラミング体験等を通してプログラミング的思考を育むなど、これからの時代に求められる論理的思考力を育成します。

柱3

英語でコミュニケーションIN四日市！プログラム

就学前から英語に出会い、聞く・読む・話す・書くの4技能を統合した言語活動により、発達段階に応じた英語コミュニケーション能力を育成し、英語で四日市を語ることのできる子どもたちを育てます。

柱4

運動大好き！走・跳・投UPプログラム

体育授業・運動遊び等で十分な運動量を確保し、体力・運動能力を向上させる。生涯にわたって健康を保持し、豊かなスポーツライフの実現を目的とした運動に親しむ資質・能力を育成します。

柱5

夢と志！よっかいち輝く自分づくりプログラム

体系的なキャリア教育の取組を通して、子どもたちが自身の夢や志の実現に向けて「学び続ける」ために、「何のために学ぶのか」という目的意識や、「学ぶこと」と社会とのつながりを意識した主体的な学習意欲を持つとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成します。

柱6

四日市ならではの地域資源活用プログラム

四日市の歴史・文化・自然を活用した教育や、高度なものづくり産業と連携した教育、持続可能な社会づくりに主体的に取り組む環境教育を通して、ふるさとに対する誇りと愛着を育むとともに、四日市を語ることができる「心豊かな“よっかいち人”」を育成します。

学習や生活の基盤となる言語能力

社会人になっても通用する問題解決能力

情報社会に主体的に参画する情報活用能力

1 読む・話す・伝えるプログラム

2 論理的な思考で道筋くっきりプログラム

3 英語でコミュニケーションIN四日市プログラム

4 運動大好き！走・跳・投UPプログラム

5 夢と志！よっかいち・輝く自分づくりプログラム

6 四日市ならではの地域資源活用プログラム

中学校

小学校

就学前

スピーチコンテスト (THE BENRON)



文章を評価しながら読むことで読解力・表現力を育成

発達段階に合わせたスピーチ活動



目的に応じて考えながら読むことで読解力・表現力を育成

目的を意識して読むことで読解力・表現力を育成



自ら本を読んだり、人の話や読み聞かせなどを聞いたりすることで読解力・表現力を育む



遊びや生活の中で、会話を楽しみ、絵本の読み聞かせを見たり聞いたりすることで、豊かな感性や表現する力を養う

読解力を育む「20の観点」等を活用したり、表現の場を設定したりすることで、「文章を正確に理解し、適切に表現する力」を育成

プログラミング的思考力の育成

思考スキル (思考ツール・表現モデル) 小学校におけるプログラミング教育

数量感覚 時間感覚 順序感覚を育む



教科横断的な「思考ツール」の活用やプログラミング体験等を通し、筋道立てて説明できる論理的思考力の育成

統合的・発展的に思考・判断したり、論理的に考え、事象を簡潔・明瞭・的確に筋道立てて説明したりする力の育成



統合的・発展的に思考したり、論理的に筋道立てて説明したりする力の育成

論理的に考えたり、筋道立てて説明したりする基礎力の育成

算数で学ぶことの高さや楽しさを実感

順序を意識して話したり聞いたりする力を育む

身近な事象に好奇心を持ってかわり、考えたり試したりする力を養う

パフォーマンステスト

英語で地域発信

SMALL TALK

英語であいさつ

英語スピーチ・英文コンテスト

「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」を通したコミュニケーション力の育成

「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」を通したコミュニケーションの基礎を養成

「聞くこと」「話すこと」を中心としたコミュニケーションの素地を養う

五感を通した国際理解



五感を通して国際理解の芽生えを養う

就学前から英語に会い、4技能を統合した言語活動により、発達段階に応じた英語コミュニケーション能力を育成

5分間運動(中学校版)

5分間運動(小学校版)

運動やスポーツとの多様なかわりの中で生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を養成



運動の楽しさや喜びを味わうための各種の運動の基礎を養成

運動能力テストに基づく活動



体を動かす楽しさや心地よさを実感できる遊びを通した多様な動きの経験・獲得



体育授業、運動遊び等で十分な運動量を確保し、体力・運動能力を向上させる。運動機会の拡充により、生涯にわたり運動に親しむ能力を育成

「プレ社会人セミナー」

現実的な探索と暫定的な選択をする力の育成



キャリアパスポート・キャリアカウンセリング

進路の選択・決定にかかる基盤を形成



人間形成の基盤づくり



夢や志の実現に向けて「学び続ける」ため、主体的な学習意欲と自立に向け自らキャリアを形成していきこうとする能力を育成

各学校教育ESDカレンダー

地域の歴史・文化・自然等について主体的に学び考えたことを発信

地元企業やJAXAとの連携 久留信官衙遺跡の活用

自然教室 そらんぼ見学

地域の歴史・文化・自然等の知識・技能を習得

のびゆく四日市

地域の人・文化や自然とのふれあいから地域への親しみを体感

地域の特徴をいかし、連携した取組(地域清掃、地域探検、野菜・米づくり、祭り参加など)

産業・環境・文化が調和する四日市の資源をいかし、地域に愛着を持ち、持続可能な社会を創ろうとする子どもを育成

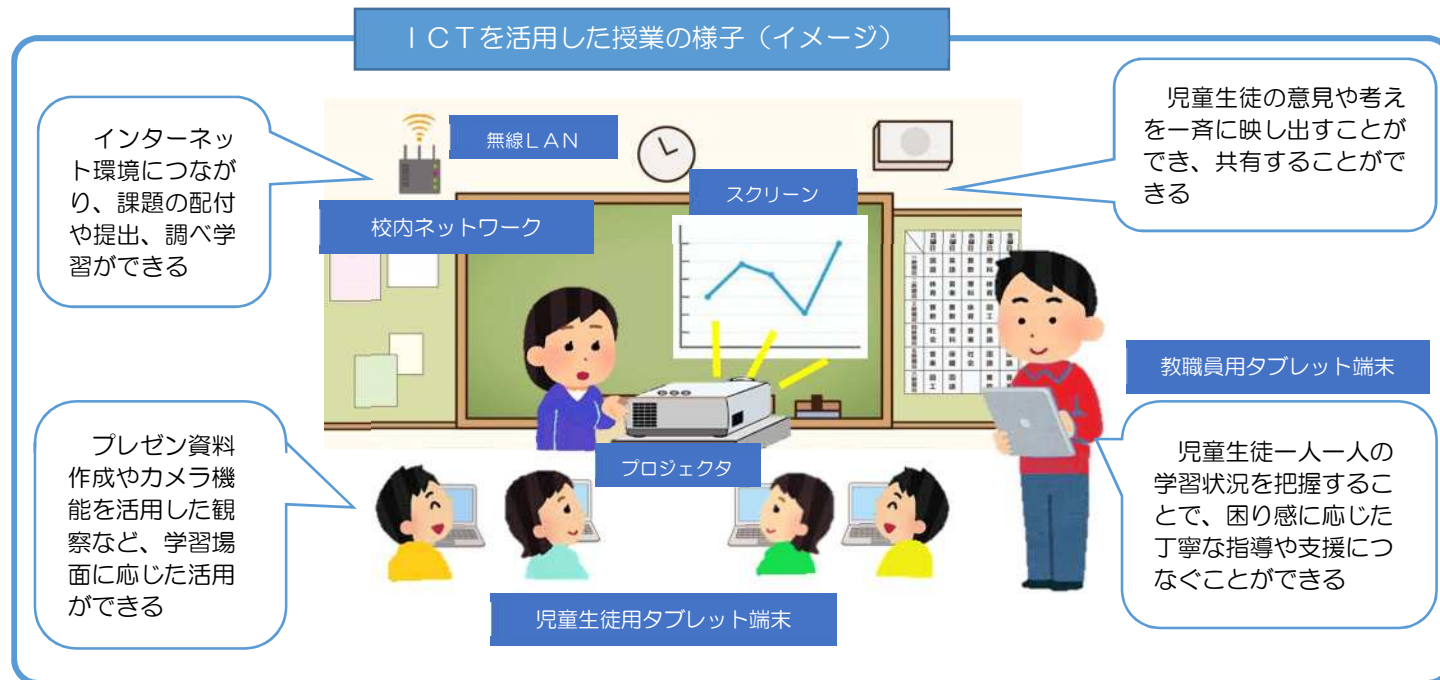
四日市市GIGAスクール構想



四日市市GIGAスクール構想では、これからの予測困難な時代を生き、「夢と志をもち、未来を創るよっかいちの子ども」を育てるため、「情報活用能力」を基盤として、生涯にわたって自ら学び続け、他者と協働して未知の課題を解決できる基本的な資質・能力を育てていきます。

令和の新時代を生きる子どもたちの未来を見据え、1人1台学習者用タブレット端末と小中学校の高速大容量のインターネット環境を一体的に整備し、ICTとこれまでの教育で培った教育をベストミックスさせることで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実践により、子どもたちに必要な力を育てていきます。

◎ ICT活用による授業改善を通じた学力向上



【参考】GIGAスクール構想とは…令和元年12月文部科学省より「Global and Innovation Gateway for All」の略で Society5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、義務教育課程1人1台分の端末(PCやタブレット)及び市立学校の高速大容量の通信ネットワーク(校内無線LAN)を一体的に整備することで、誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現していこうとする取組です。

GIGAスクール構想で学びのスタイルを変える

ポイント1 学習者用タブレット端末を「学びの文房具」に

鉛筆や消しゴム、辞書と同じように、“調べる”“まとめる”“発表する”“文書を受け取る・提出する”など、必要な場面で文房具の1つとしてタブレット端末を使いこなしながら学習することで、子どもの学びを深めます。

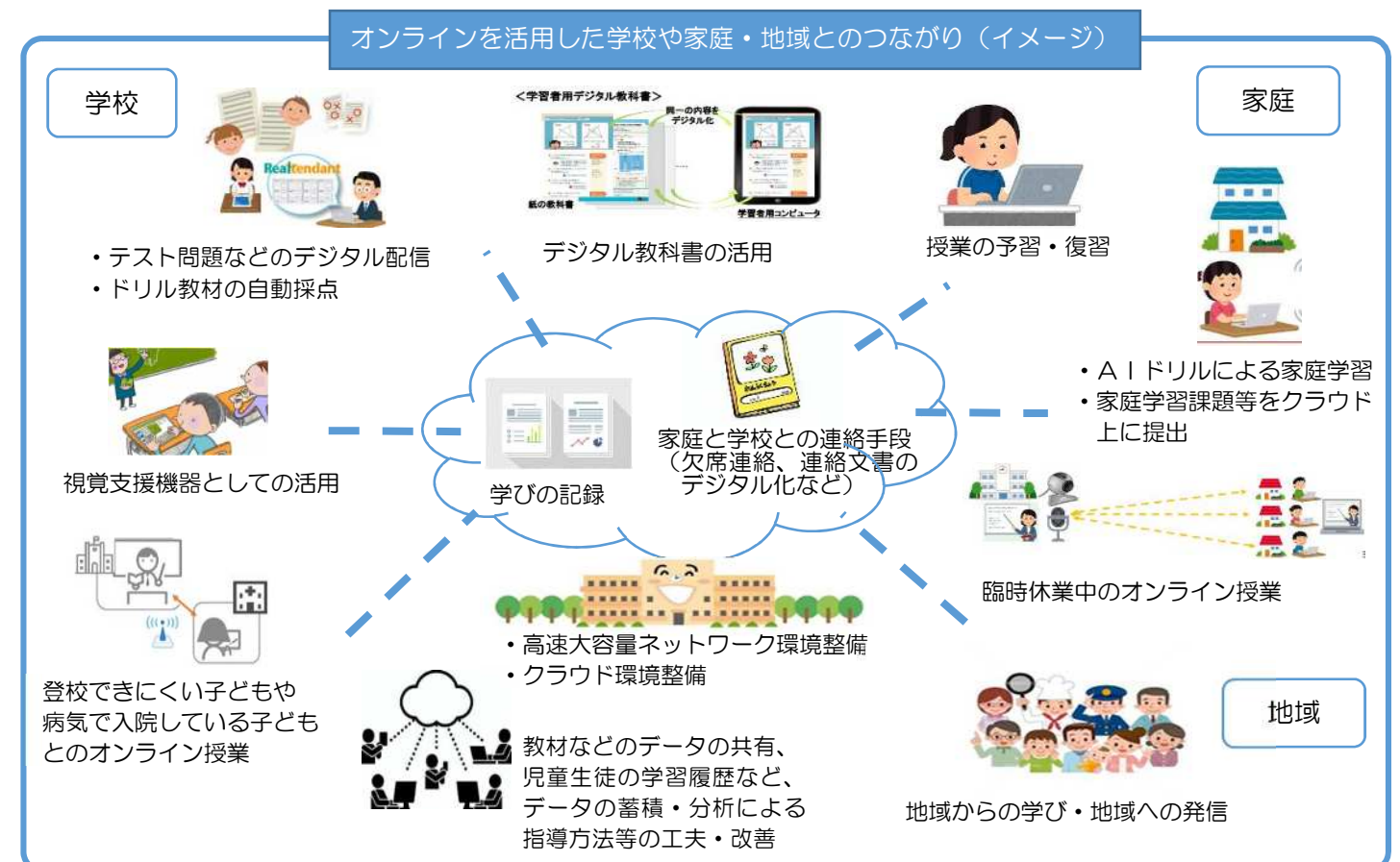
ポイント2 ICTと紙のハイブリッドで、わかりやすい授業に

これまで活用していた教科書やノート、プリントに加え、プロジェクターを用いて写真や動画を提示したり、友達の考えや意見を瞬時に映し出したりすることで、より効果的でわかりやすい授業を進めます。

ポイント3 学校と家庭との連続的な（シームレス）学びで学習習慣を定着

教科書と同じように毎日、家庭に持ち帰ることにより、学校で学んだこと(復習)やこれから学ぶこと(予習)を確認したり、AIドリルを活用したりすることで、児童生徒一人一人に応じた家庭学習を進め、その定着を図ります。

◎オンラインを活用した学校や家庭・地域とのデジタル連携



ICTを活用した四日市市の新しい教育

個別最適な学び

児童生徒一人一人がタブレット端末を「文房具」のように使いこなしながら、子どもたちが生涯にわたって学び続けようとする意欲や確かな学力、豊かな創造性を育みます。



一人で学習を進める

家庭学習による授業の予習・復習やAIドリルなどを活用し、学習の基礎・基本の定着を図ります。



使いたいときに使う

知りたいことがあれば、タブレット端末を活用して瞬時に調べることができるなど、児童生徒自身が課題に合わせて学習を進める力を育成します。



場面に合わせて使う

カメラ機能やプレゼンソフト、文書作成ソフトなど、自分の課題に合わせたアプリやソフトを活用するなど、適切な学び方を身に付けます。

個別最適な学び

学習意欲の向上
言語能力の育成
問題発見・問題解決能力の育成
情報活用能力の育成

協働的な学び



協働的な学び

瞬時に自分の考えを発信したり友だちの考えを共有したりしながら、多様な価値観や考えに触れることで、協働しながら問題発見や問題解決に挑む資質・能力を育みます。

仲間とつながる

さまざまな教科や学校での活動において、思考ツールで自分の考えを整理したり、仲間と意見や考え、動きを共有したりしながら、問題発見、問題解決する力を育成します。



地域とつながる、世界とつながる

オンラインで地域の方と話をしたり、プロの話を聞いたりしながら、児童生徒のキャリア形成を図ります。さらに、自分たちの地域を超えて、日本全国、世界の人々ともつながることで、さらに学びを深めます。



いつでもどこでも授業ができる

長期にわたる自宅学習時には、自主学習に加え、オンライン会議システムを活用したオンライン授業を実施します。



具体的な取組

すぐにでもどの教科でも文房具のように使えることを実感する

- ①インターネットを活用した調べ学習
- ②文章、プレゼンテーション資料の作成
- ③AIドリルなどを活用した個別学習
- ④毎朝の健康チェック
- ⑤録画機能を活用した自主学習
- ⑥臨時休校中のオンライン授業



タブレットやICT機器を用途に応じて適切に使うための能力を身に付ける段階

学びを深める授業をとおして、資質・能力を確かにする

- ①一斉学習
 - ・教員による教材の提示
 - ・児童生徒のタブレット画面一斉投映
- ②個別学習
 - ・思考ツールによる考えの整理や分析
 - ・授業の振り返りや復習問題
- ③協働学習
 - ・タブレットを活用した意見交流・発表
 - ・他校との遠隔授業による学習

タブレットやICT機器の能力や特徴を活かした授業づくりを通じて、教育・学習効果を高める段階

各教科の学びをつなぎ、一人一人の夢や志の実現に活かす

- ①オンライン社会見学、オンライン職場体験
- ②英語による地域への情報発信
- ③防災アプリを活用した学習
- ④国際交流や他地域との交流



タブレットやICT機器を主体的に活用して、教科の学びを人生の充実やSDGsの視点を活かして社会課題の解決に応用できる段階

四日市市の公立学校における働き方改革 ver.2

～子どもと先生の 笑顔あふれる 学校づくりをめざして～

目的：教職員が心身ともに健康で、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができる

指 標	現状値（働き方改革 ver. 1）		目標値
	令和元年度	令和2年度	令和8年度
超過勤務年720時間以上の教職員数の割合	小学校 10.8% 中学校 33.3%	小学校 10.4% 中学校 10.1%	0%
超過勤務年360時間以上の教職員数の割合	小学校 66.6% 中学校 84.3%	小学校 62.6% 中学校 60.0%	0%

取組1 仕事の積極的な効率化を図ります

教職員の長時間勤務の実態改善は、単に教職員の帰宅時間を早めれば実現するものではありません。学校及び教職員の業務の総量を減らさずに在校時間の短縮を図ろうとしても、家に持ち帰る仕事が増えることにつながり、根本的な解決にはなりません。

学校を運営していくうえで、事務的な業務は不可欠ですが、教職員の負担感の大きな要因であると同時に、効率化による改善の余地も大きい分野です。このため、業務量の削減や教育活動の見直し等により、積極的な効率化と事務の削減を進めていきます。

- (1)業務の効率化
 - ①校務支援システムの導入
 - ②給食費の公会計化【新規】
 - ③高性能コピー機の導入
 - ④オートメッセージ機能付電話の導入
 - ⑤定例家庭訪問の見直し
 - ⑥教材・物品購入方法の見直し
 - ⑦各種文書等における押印の廃止【新規】
- (2)教育課程の見直し
 - ①小学校高学年一部教科担任制の実施【新規】
 - ②日課の見直し
 - ③学校行事等の見直し
 - ④委員会活動の統合
- (3)教育委員会等から学校に求める業務の縮減
 - ①各種研究事業、研究発表等の適正化
 - ②調査・統計等の精選
 - ③年間指導計画等の見直し
 - ④通知・依頼等文書の書式の見直し
 - ⑤作品募集やコンクールに係る事務の縮減
- (4)部活動の見直し
 - ①部活動数の精選
 - ②活動内容の精選



取組2 学校業務のデジタル化を推進します(新規)

本市では、令和2年度末までに児童生徒1人1台タブレット端末の整備が完了し、令和3年度から教育活動での活用が始まりました。1人1台タブレット端末の導入の目的は、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に加え、教職員の働き方にも効果があります。教員の業務は、授業や授業の準備のほか、成績処理や調査回答等の事務など、多岐にわたります。校務支援システムをはじめ、ICTを活用することで、業務にかかる時間や負担感を縮減できるようデジタル化を推進します。

- (1)1人1台タブレット端末の活用
 - ①ICTを活用した教材の共有化
 - ②家庭学習における活用
- (2)家庭との連絡
 - ①保護者からの欠席連絡
 - ②学校からの通知・通信等の配付
 - ③家庭向け配付物のデジタル化
- (3)会議や研修の見直し
 - ①学校外の会議や研修のオンライン化
 - ②校内の会議や研修のオンライン化
 - ③専門家とのオンラインによる打ち合わせ
- (4)教職員用タブレット端末の導入
- (5)多様な場所で働ける環境整備
 - ①クラウドシステムの導入
 - ②週案や学校日誌のデジタル化
 - ③共有カレンダーの活用
 - ④連絡掲示板の設置



取組3 外部人材や専門スタッフなどを活用して学校を支援します

授業や生徒指導など、子どもと向き合う業務は、教職員にとって最も重要であると同時に、単純に時間を削減し効率化を行うことはできません。専門スタッフを配置するとともに保護者や地域の方々の協力を得ながら、より教育効果を高めつつ、効率化も進めていきます。

- (1)「チーム学校」による支援体制の充実
 - ①スクールカウンセラーの配置時間増【拡充】
 - ②スクールソーシャルワーカーの増員【拡充】
 - ③スクールロイヤーの設置【拡充】
 - ④不登校対応教員の配置【拡充】
 - ⑤特別支援教育支援員・介助員の適切な配置【拡充】
 - ⑥医療的ケアサポーターの配置【拡充】
- (2)外部人材の活用による教員の業務負担軽減
 - ①休日部活動指導員の全校配置【拡充】
 - ②学校業務アシスタントの全校配置
 - ③学校図書館司書の全校配置
- (3)四日市版コミュニティスクールの取組の充実
 - ①地域人材の学校支援への参画
 - ②学習支援ボランティア等による支援
 - ③地域の方による登下校の見守り活動



取組4 時間を意識した働き方を徹底します

各学校の教育目標に照らしても、限られた時間で最大限の教育効果を発揮していくためには、教職員が心身ともに健康な状態で子どもと向き合うことが必要です。校長のリーダーシップのもと、学校が一体となって、業務の優先順位を共有し、教職員一人一人が組織の一員としての自覚を持ち、時間を意識した働き方になるよう取組を進めます。

- (1)部活動の適切な運営
 - ①週2日の休養日の設定(うち土日1日を含む)
 - ②活動時間上限の設定(平日2時間以内、週休日及び休日3時間程度)
- (2)勤務時間管理の徹底
 - ①定時退校日の設定
 - ②勤務時間の上限を意識した働き方の啓発
- (3)計画的な休暇取得の推進
 - ①休暇取得の促進
- (4)メンタルヘルス対策
 - ①ストレスチェックの実施
 - ②相談窓口の周知
 - ③復帰プログラムによる体制づくり
- (5)働き方改革に向けた意識の向上
 - ①マネジメント研修の実施
 - ②夏季教職員研修における研修会の実施
 - ③PTA代表や地域関係者を対象にした講演会等の実施
- (6)学校や教師が担う業務の明確化・適正化
 - ①業務の整理
 - ②取組指標の明確化



学校における働き方改革の本質は、教職員の健康を守りつつ、教育活動の更なる充実を図ることにあります。変化の激しい時代を生きる子どもたちのために、全ての教師が質の高い教育を提供できるようになることが第一義的な目的です。その実現のために、多忙化する学校業務を見直し、超過勤務を縮減して時間を確保することで、教師が授業改善をはじめとする教育の質を向上させたり、自己研鑽を充実させたりするなど、教師が学び続けることのできる環境を早急に整備する必要があります。

2. 体系図

基本理念

目指す子どもの姿

夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども

生きる力

調和のとれた「知・徳・体」

共に生きる力

多様な人々と共に変化を乗り越える力

学習や生活の基盤となる
言語能力

社会人になっても通用する
問題解決能力

情報社会に主体的に参画する
情報活用能力

社会でよりよく生きていくための基盤となる
豊かな人間性・コミュニケーション能力

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための基盤となる
健康・体力

基本目標

子どもにつけたい力

基本目標1
確かな学力の定着

基本目標2
こころとからだの
健全な育成

基本目標3
よりよい未来社会を
創造する力の育成

子どもの学びを支える学校づくり

基本目標4
全ての子ども能力を
伸ばす教育の実現

基本目標5
学校教育力の向上

施策

施策の重点（四日市スタイル～質の高い公教育～）

- (1) 四日市市新教育プログラムの着実な実践
- (2) ICTの効果的な活用（四日市市GIGAスクール構想）
- (3) 学校の組織力向上（四日市市の公立学校における働き方改革 ver.2）

具体的施策 28項目

3. 全体構成

目指す子どもの姿 夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども

生きる力
調和のとれた「知・徳・体」

共に生きる力
多様な人々と共に変化を乗り越える力

学習や生活の基盤となる 言語能力 社会人になっても通用する 問題解決能力 情報社会に主体的に参画する 情報活用能力

社会でよりよく生きていくための基盤となる 豊かな人間性・コミュニケーション能力 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための基盤となる 健康・体力

施策の重点
四日市スタイル～質の高い公教育～

①新教育プログラムの着実な実践
就学前から義務教育修了時までの小中連携教育の実施

②ICTの効果的な活用
(四日市市GIGAスクール構想)
「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現

③学校の組織力向上 (四日市市の公立学校における働き方改革 ver.2)
働き方改革を推進し、一人一人の子どもと向き合う時間を確保

施策	目指す子どもの姿・学校の姿	主な内容
基本目標1 確かな学力の定着		
(1) 主体的・対話的で深い学びの実現	問題や変化に対して仲間とともに能動的に学び続ける子ども	少人数授業/小学校高学年一部教科担任制/ICTを活用した授業づくり
(2) ICT活用による情報活用能力の育成	情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して主体的に学ぶことができる子ども	ICTを活用した授業づくり/プログラミング教育/情報モラル教育
(3) 言語活動の充実による読解力・表現力の育成	文章を正確に理解し、相手に適切に伝えることができる子ども	「20の観点」の活用/「THE BENRON」/リテラス
(4) 筋道立てて説明できる論理的思考力の育成	根拠に基づいて論理的に考え、簡潔・明瞭・的確に表現する子ども	思考ツール・表現モデルを活用した授業づくり/プログラミング教育
(5) 英語コミュニケーション能力の育成	多様な価値観や文化の中で、英語で考えを伝えることができる子ども	英語キャンプ/英検I BA受検/「英語で地域発信!」/YEF English Lab
(6) 就学前教育の充実	遊びから生きる力を学ぶ子ども 豊かな心と丈夫な身体を持つ子ども 豊かなかかわりあいをもてる子ども	幼児期にふさわしい経験・体験の充実/遊びを通じた学びの研修・研究の推進
基本目標2 ころとからだの健全な育成		
(1) 人権教育の充実	多様な人権を尊重し、差別やいじめを許さない子ども	メディア・リテラシーの養成/子ども人権フォーラム/人権学習・啓発
(2) 道徳教育の充実	道徳性を養い、よりよく生きようとする意欲と態度を身に付けた子ども	「考え、議論する道徳」/家庭・地域と一体となった道徳教育
(3) 読書活動の充実	読書を通じて興味や関心を広げ、探求する力を持った子ども	特色ある読書活動の推進/市立図書館との連携
(4) 体力・運動能力の向上	体を動かすことの楽しさを知り、主体的に運動に親しむ子ども	「新5分間運動」の活用/日常的に運動に親しむ環境づくり
(5) 健康教育の推進	生涯にわたり健康を保持し、心豊かにたくましく生き抜く子ども	四日市学校保健会との連携/健康課題に応じた授業や指導の充実
(6) 食育の推進	自らの食生活に関心をもち、望ましい食習慣を身に付けた子ども	中学校給食の実施/地産地消による学校給食の充実/専門家による食指導
基本目標3 よりよい未来社会を創造する力の育成		
(1) キャリア教育の充実	自分を見つめ新たな目標に向かって意欲的に取り組む子ども	キャリア・パスポートの活用/プレ社会人セミナー
(2) 四日市の資源を生かした教育の推進	地域に愛着をもち、持続可能な社会を創ろうとする子ども	久留倍官衙遺跡/博物館・プラネタリウム/企業等と連携した学習
(3) 持続可能な社会を目指す教育の充実	社会的な課題への問題意識を持ち、解決しようとする子ども	SDGsの視点を取り入れた教育の推進/四日市公害から学ぶ
(4) 防災・安全教育の推進	安全への理解を深め、的確な判断のもとに行動できる子ども	防災体験活動/防犯訓練・防犯教室/交通安全教室
基本目標4 全ての子ども能力を伸ばす教育の実現		
(1) 学びを支える指導体制の充実	少子化が進む中で、子どもたちによりよい指導を行う学校	少人数授業/小学校高学年一部教科担任制/学校規模に応じた取組の研究
(2) 特別支援教育の充実	一人一人の教育的ニーズに的確に応える学校	通級指導教室・小学校サポートルーム/介助員・支援員・医療的ケアサポーターの配置/ICT機器やデジタル教材の効果的な活用
(3) 日本語指導が必要な子どもへの指導の充実	地域社会の一員として自立するための必要な力を育む学校	日本語指導担当教員・適応指導員の配置/ICTを活用した日本語指導
(4) 不登校児童生徒への支援	不登校児童生徒に対し必要な支援を行う学校	登校サポートセンターによる支援/校内ふれあい教室の充実
(5) 学びのセーフティネットの構築	児童生徒一人一人が意欲的に学習に取り組むための支援を行う学校	就学支援事業/奨学金制度の充実/福祉的支援のための関係機関との連携
基本目標5 学校教育力の向上		
(1) 学校経営の充実	組織的かつ計画的に教育活動の質を向上していくことができる学校	学校づくりビジョンの点検・評価/リスクマネジメント研修/カリキュラムマネジメント/学校ホームページの充実/感染症対策
(2) 学校業務の適正化	業務改善が適切になされ、教職員が意欲的に働くことができる学校	校務及び教育活動、家庭・地域との連絡手段のデジタル化/小学校高学年一部教科担任制の実施/中学校部活動指導員の配置及び地域との連携
(3) 生徒指導の充実	子ども一人一人の成長を丁寧に支える学校	SSW・SC・SLによる支援の充実/SNS相談アプリの導入
(4) 学びの一体化の推進	就学前から義務教育段階までの円滑で一貫した教育を目指す学校	乗り入れ授業/スタートカリキュラム四日市版/つながりシート
(5) 地域と協働した学校づくり	地域の人々とつながり、子どもの健全な育ちを支える学校	四日市版コミュニティスクール/家庭教育講座/eネット出前講座
(6) 教職員の資質・能力の向上	高い専門性と指導力をもった教職員のいる学校	教職経験年数(ライフステージ)研修/オンライン研修/OJT
(7) 学びを支える教育施設等の整備	子どもたちが意欲的に学ぶことができる環境を備えた学校	大規模改修/空調設置/照明LED化/通学路交通安全対策

子どもがほしい力

子どもの学びを支える学校づくり

第2章 施策の内容

1 子どもにつけたい力

基本目標1 確かな学力の定着

基本目標2 こころとからだの健全な育成

基本目標3 よりよい未来社会を創造する力の育成

2 子どもの学びを支える学校づくり

基本目標4 全ての子ども能力を伸ばす教育の実現

基本目標5 学校教育力の向上

めざす子どもの姿 問題や変化に対して仲間とともに能動的に学び続ける子ども

子どもたちが学習内容を深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるように、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。

授業改善にあたっては、これまでも本市が重点的に取り組んできた「問題解決的な授業づくり（四日市モデル^{*1}）」を基盤にするとともに、教科等の学習でICT機器を効果的に活用したり、言語活動を充実したりすることで、「個別最適な学び^{*2}」、「協働的な学び」を目指します。

<施策の内容>

（1）各教科等における資質・能力を育む授業づくりの推進

○子どもたちが問題意識や目的意識を大切にし、各教科の見方・考え方^{*3}を働かせながら、確かな資質・能力を身に付けることができるように、各学校の授業改善の取組を支援します。



○全国学力・学習状況調査やその結果を分析し、本市の課題等に合わせた授業改善の方向性を示します。

○各学校の実態に合わせた少人数授業や小学校高学年一部教科担任制などを推進します。

○確かな資質・能力を育むために、ICT機器を活用した授業を推進します。

（2）学習の基盤となる資質・能力の育成

○子どもたちが自発的に調べ、調べた情報や自分の考えを整理し、整理したことを他者や社会等に発信するなど、問題発見・解決能力や情報活用能力が育つ取組を啓発します。

○社会の中で生きて働く読解力や表現力、論理的思考力を教科横断的に育成できるように、各教科等において言語活動を充実させる取組を推進します。

（3）ICT機器を活用した家庭学習と授業の連携

○児童生徒が、授業で身に付けた知識・技能を家庭学習で確認するとともに、その学習した履歴や達成状況を教員が把握し、授業に生かすことができるよう、ICT機器の活用を推進します。

○子どもたちが自分の学習状況を把握し、自分で学習する教材を見つけるなど自らの学習を調整していけるよう、タブレットを活用した学習環境を整えます。

学校での取組例

- ・全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえた、授業研究や授業改善研修会等の実施
- ・学校の実態等に合わせたカリキュラム・マネジメント^{※4}の実現
- ・全教育活動を通じたICT機器の積極的な活用
- ・「家庭学習の手引き」(小)や「シラバス(年間指導計画)」(中)を基にした家庭学習の充実
- ・子どもたちが自分の考えや思いを表現する機会の保障や言語環境の整備
- ・学びの保障オンライン学習システム(MEXCBT:メクビット)^{※5}を活用した家庭学習の充実

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
「全国学力・学習状況調査」における各教科の平均正答率の平均値	小学校 98.9	小学校 102
	中学校 102.5	中学校 103

全国平均値を100としたときの全科目の市平均値

- ※1 本市が考える「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の1つ。①問題の理解、②問題の特徴づけと表現、③問題の解決、④解決方法の共有、⑤問題の熟考と発展という5つの学習プロセスを大切にしている。
- ※2 教員が個に応じた学習課題や学習活動を提供することによって、児童生徒一人一人が自分自身にとって最適な学習となるように調整する学びの総称。
- ※3 各教科等において、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方。
- ※4 ①児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと。
②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- ※5 児童生徒がコンピュータ端末を用いてオンラインで学習・アセスメントが可能なCBT(Computer Based Testing)システムのこと

めざす子どもの姿 情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して
主体的に学ぶことができる子ども

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力を育成します。

そのために、情報手段となるコンピュータの基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等の向上を図ります。

<施策の内容>

(1) 情報活用能力を育成するICTを活用した教育活動の充実

- 発達段階に応じたつけるべき情報活用能力の観点別到達目標を策定します。
- 主体的・対話的で深い学びのためのICT活用についての研修会を実施します。
- デジタル教科書や個別最適化された学習教材、クラウドサービス等の学習環境の整備とともに、それに耐えうるネットワークの拡充・整備を行います。



(2) プログラミング教育推進のための教職員研修

- 論理的思考力を高めるための授業づくりを推進するために、「小学校におけるプログラミング教育～四日市版カリキュラム～」*を改定するとともに、実践的な教職員対象の研修を行います。

(3) 情報モラル教育の充実

- ICTのよき使い手になると同時に、よき社会の担い手になることを目指すデジタルシティズンシップの視点を取り入れた情報モラル教育の研修会等を実施します。
- タブレット端末の家庭への持ち帰り、家庭でのルールづくり等を通して適切な情報活用を促します。

学校での取組例

- ・教育活動全般におけるICTの活用
- ・四日市版カリキュラムに沿ったプログラミング教育の実施
- ・家庭と連携したデジタルシティズンシップの視点を取り入れた情報モラル教育の実施

【関連】新教育プログラム2 論理的な思考で道筋くっきりプログラム



指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
ほぼ毎日、コンピュータなどのICT機器を他の友達と意見を交換したり、調べたりするために使用している児童生徒の割合	5.7% (参考値)	100%

* 小学校におけるプログラミング教育を発達段階に応じた指導内容を示した四日市市独自のカリキュラム。

めざす子どもの姿 文章を正確に理解し、相手に適切に伝えることができる子ども

言語は、知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤として、生涯を通じて個人の自己形成に大きく関わります。そのため、教育課程全体を通じて、学習や生活の基盤となる読解力・表現力等の言語能力を育成していく必要があります。

そこで、読解力向上について重点的に指導するとともに、学校教育活動全体で読む・話す・書くといった言語活動の充実を図り、「文章を正確に理解し、適切に表現する資質・能力」を育成します。

<施策の内容>

(1) 読解力を高める授業づくりの推進

- 読解力を育む「20の観点」※¹に基づいた対応ワークシート等を作成し、学校の読解力向上を目指した取組の支援をします。
- 読解力向上の推進校を設置し、効果的な取組を検証するとともに、研修会等で市内小中学校にその成果の普及を図ります。
- 中学3年生を対象に「リテラス論理言語力検定」※²を実施します。

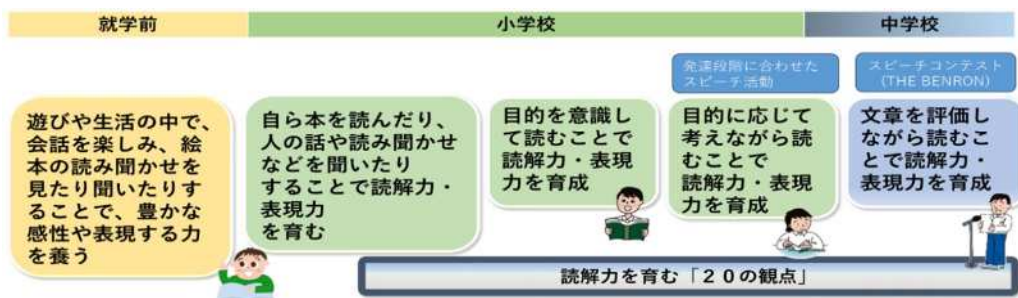
(2) 子どもが思いや考えを出せる場の設定

- 中学生スピーチコンテスト「THE BENRON」等を開催し、子どもたちがよりよい表現について考える場とするとともに、そこで得られた成果や課題を市内全体に還流します。
- 子どもたちの発達段階に応じて、ICTを活用した言語活動を推進します。

学校での取組例

- ・読解力を育む「20の観点」に基づいた対応ワークシートの活用
- ・発達段階に合わせたスピーチ活動等の表現活動の実施
- ・ICTを活用したプレゼンテーションなどの表現活動の実施
- ・話す・読む・書く活動を関連させた指導の実施

【関連】新教育プログラム1 読む・話す・伝えるプログラム



指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
「全国学力・学習状況調査」における読解力に関連する問題の平均値	小学校 100.7	小学校 102
	中学校 101.1	中学校 103

全国平均値を100としたときの全科目の市平均値

※1 「文章を正確に理解する資質・能力」を育むための指導ポイントを20の観点で示したものの、どの学年のどの教材文でどんな資質・能力を育むのかを示している。

※2 社会で活躍するために必要な言語能力を「語彙運用力」「情報理解力」「社会理解力」という3つの領域で測定するもの。

めざす子どもの姿 根拠に基づいて論理的に考え、簡潔・明瞭・的確に表現する子ども

AI技術の発達により、定型的業務や数値的に表現可能な業務は、人工知能により代替が可能な社会になるといわれています。そのような社会で生きる子どもたちには、「文章や情報を正確に読み解き対話する力」「科学的に思考・吟味し活用する力」「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探究力」といった学習の基盤となる資質能力を育成することが必要です。

そこで、子どもたちが学校で学んだことを、実社会と結び付けて課題を解決することができるよう、問題解決的な学習を通じて、論理的に思考し活用する力を育成します。

<施策の内容>

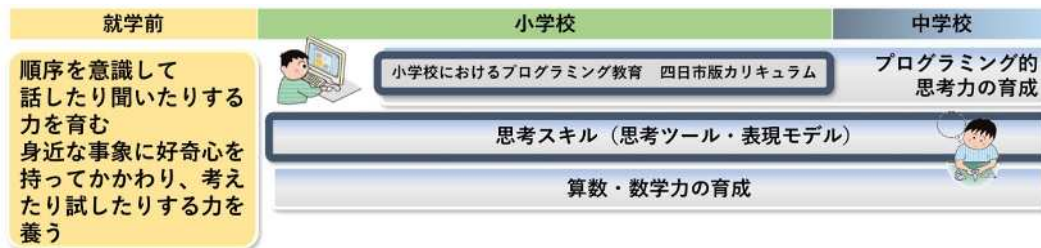
(1) 子どもたちの論理的思考の向上を意識した授業づくりの推進

- 各教科において、筋道立てて考え、説明できる力を育むために、教科横断的な「思考ツール・表現モデル」などを活用した授業づくりを推進します。
- 論理的思考力向上の実践推進校において、効果的な取組を検証して「論理的思考力向上のための手引き」を作成し、授業改善を推進します。
- 論理的思考力を高めるために、「小学校におけるプログラミング教育～四日市版カリキュラム～」に沿った授業づくりを推進します。

学校での取組例

- ・ 論理的思考力向上を意識した授業づくり
- ・ 小学校におけるプログラミング教育～四日市版カリキュラム～の実施
- ・ ICTを活用した学校の授業と家庭学習の連携

【関連】新教育プログラム2 論理的な思考で道筋くっきりプログラム



指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
「全国学力・学習状況調査」における思考力に関連する問題の平均値	小学校 95.3	小学校 101
	中学校 104.3	中学校 105

全国平均値を100としたときの全科目の市平均値

めざす子どもの姿 多様な価値観や文化の中で、英語で考えを伝えることができる子ども

経済、社会、文化等の様々な面でグローバル化が進展し、国際協調の必要性が一層高まる中、これからの社会において、外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが予想されます。

そのために、就学前から英語に出会い、「聞く」「読む」「話す（発表・やり取り）」「書く」の4技能5領域を統合した言語活動を通して、発達段階に応じた英語コミュニケーション能力の育成を図り、自分の思いや考えを英語で伝えることができる力を育成します。

＜施策の内容＞

(1) 英語コミュニケーション能力を高めるための環境づくり・指導体制の確立

- 英語指導員を派遣し、ネイティブスピーカーの英語に触れる機会をつくり、子どもたちの実践的コミュニケーション能力の育成を図ります。
- 小学校では、異文化理解を図り、国際的な視野を広げるため、「英語キャンプ」を実施し、英語を使った体験活動の充実を図ります。
- 中学校では、全学年で英検 IBA を実施し、学習への動機づけを行うとともに、生徒の英語学習における目標設定を促進します。
- 小学校・中学校ともに、英語担当教員の指導力の充実のため、研修会を実施します。

(2) 「英語で地域発信！」する活動の推進

- 子どもたちが学習した英語を活用し、四日市のことを語れることを目指し、「故郷よっかいちプロジェクト」*を推進します。
- 姉妹都市ロングビーチ市内の学校等と ICT を活用した学習による国際交流を図ります。

学校での取組例

- ・授業内・外での英語指導員の効果的な活用
- ・ICTを活用し、4技能5領域を身に付けるための言語活動の充実
- ・パフォーマンステストの実施
- ・新教育プログラム「故郷よっかいちプロジェクト」の取り組み
- ・「English Lab」等、小学校教員の教職員研修への積極的参加

【関連】新教育プログラム3 英語でコミュニケーション IN 四日市！プログラム



指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①「英語を使って友だちと会話することは楽しい」と肯定的な回答をした小学5・6年生の割合	82%	90%
②CEFR A1 レベル（英検3級）相当以上を取得している及び相当の英語力を有すると思われる中学3年生の割合	44.3%	55%

※（小学校）あすなろう鉄道と三岐鉄道の駅構内において、鉄道とその沿線の施設を英語で紹介したアナウンスを放送する。
（中学校）四日市について紹介した定型文を、授業で定期的に繰り返し練習し、中学校3年間を通して、ふるさと四日市を英語で紹介できるようにする。

めざす子どもの姿 遊びから生きる力を学ぶ子ども 豊かな心と丈夫な身体を持つ子ども
 豊かなかかわりあいをもてる子ども

幼児が安心感と信頼感を持ち、身近な環境に関わり、自信をもって活動できるようにすることで、一人一人の幼児の発達を促します。さらに、充実感や満足感を十分に味わえるような環境を構成し、主体的な遊びを通しての「学び」の充実を図ります。

また、「知識・技能の基礎」「思考力、判断力、表現力などの基礎」「学びに向かう力、人間性等」の「資質・能力」を育むことを意識し、小学校教育との円滑な接続を図ります。

＜施策の内容＞

(1) 幼児期にふさわしい経験・体験の充実

- 幼児の主体的な活動である遊びを中心に、自ら体を動かす楽しさや心地よさを味わい、多様な経験ができる環境の充実を図ります。
- 幼児の発達に即した「主体的・対話的で深い学び」が実現できるように指導・援助の在り方を工夫し、時には直接体験を生かすよう情報機器を活用していきます。



(2) 遊びを通じた学びの研修・研究の推進

- 遊びを豊かにするための公開保育を実施し、幼児の実態に応じた教育課程の編成等の改善を図ります。
- 「新教育プログラム」「就学前における公立園の事例」等を基に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた研修を推進するとともに、小学校との連携を図ります。
- 四日市市幼児教育センター(仮称)で、市内の就学前教育・保育のさらなる質的向上に努めます。

(3) 家庭・地域との連携

- 遊びの中の学びや育ちの発信、家庭・地域との取組等を通して、各園が目指す子どもの姿を共有し、園・家庭・地域が一体となり連携を図ります。

園での取組例

- ・ 幼児の興味や関心、意欲につながる環境構成
- ・ 多様性を尊重する保育者の援助とクラスづくり
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた保育の振り返りと教育課程の見直し
- ・ 遊びを通じた学びの姿を家庭や地域へ発信し、幼児の育ちを共有

【関連】 新教育プログラム 1～6

1 読む・話す・伝えるプログラム	2 論理的な思考で道筋くっきりプログラム	3 英語でコミュニケーション IN 四日市! プログラム	4 運動大好き! 走・跳・投 UP プログラム	5 夢と志! よっかいち・輝く自分づくりプログラム	6 四日市ならではの地域資源活用プログラム
豊かな感性や表現する力を養う	数量・時間・順序の感覚を育む思考力を養う	五感を通して国際理解の芽生えを養う	遊びを通じた多様な動きの経験・獲得	人間形成の基盤づくり	地域への親しみを体感

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
「主体的な遊びを通しての学び」について研修を行い、教育課程に反映させた園の割合	—	100%

人権教育の充実

めざす子どもの姿 多様な人権を尊重し、差別やいじめを許さない子ども

人権問題を自らの問題と捉え、身近なことから取り組むとともに、主体的に自己選択・自己決定し、問題を解決する行動力を身に付けることにより、多様な人権を尊重し、差別やいじめを許さない子どもの育成を図ります。また、教職員の人権意識を高め、人権教育における指導力向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進を図ります。

<施策の内容>

(1) 子どもが主体となる人権学習の充実

- メディア・リテラシー養成を通じた人権教育を推進するために、人権教育カリキュラムに位置づけて各学年で計画的に実施できるよう支援します。
- 各中学校区の子ども人権フォーラムや関連する取組を系統的に位置付けた人権教育カリキュラムに基づき、全ての学年において子どもたちが主体的に取り組む人権教育を推進します。
- 子どもたちが身の回りにある人権問題を理解し、差別解消に向けて行動する主体者となっていくための指導方法等の研修機会を提供するとともに、校内研修会での指導・助言に努めます。

(2) 教職員人権教育研修の充実

- 学校人権教育推進人材バンク登録者（人権教育リーダー育成研修受講者）等を活用した校内研修の実施を推進します。
- 部落問題をはじめ、外国人・障害者・女性・子ども・性的マイノリティ等の人権に関わるさまざまな問題の解決に向け、教職員の資質向上をめざした人権教育研修を充実します。

(3) 地域や家庭とともに取り組む人権教育の推進

- 地域と協働した人権学習活動等の取組を推進します。
- 家庭や地域に向けて、人権に関わる啓発資料を作成し、活用を推進します。

学校での取組例

- ・メディア・リテラシー養成を通じた人権教育の実施
- ・ICT機器の活用を含めた子ども人権フォーラムのさらなる充実
- ・地域や関係団体等と協働した人権学習会・人権啓発活動への参加

【関連】新教育プログラム5 夢と志！よっかいち・輝く自分づくりプログラム



指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
いじめや差別は絶対にいけないと思う子どもの割合	93%	95%

めざす子どもの姿 道徳性を養い、よりよく生きようとする

意欲と態度を身に付けた子ども

道徳教育においては、生命を大切にできる心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を身に付けていくことが求められています。

そのために、子どもたちが他者との関わりを通し、自分自身の考えを深めていく「考え、議論する道徳」の授業を要として、あらゆる教育活動において道徳教育を推進していきます。そして、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考える中で、他者と共によりよく生きようとする意欲と態度を育成します。

＜施策の内容＞

(1) 「考え、議論する道徳」の推進

- 道徳教育実践推進校を指定し、有識者からの指導助言を受けて「考え、議論する道徳」の実践研究を行うとともに、その取組を発信します。
- 道徳教育研修会を開催し、教科書を主たる教材とした授業における指導方法の工夫改善及び教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。

(2) 今日的な課題に対する心を育てる取組

- 全ての教育活動においてより深い道徳性を養うため、今日的な課題と特別活動や様々な教科等に関連づけた道徳教育を推進します。

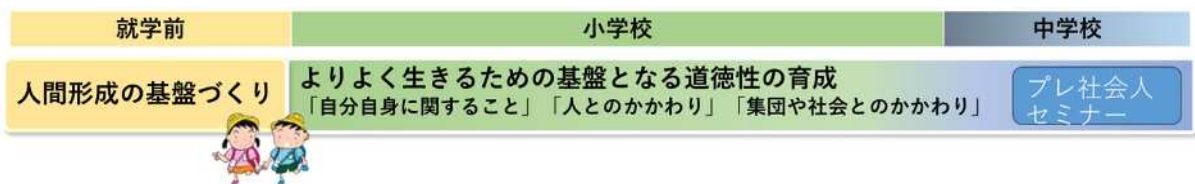
(3) 家庭・地域と一体となった道徳教育の推進

- 家庭や地域の題材を生かした学習、地域の人や保護者の参加や協力を得た道徳教育の実施等、家庭や地域社会との連携強化を図ります。

学校での取組例

- ・道徳教育全体計画・年間指導計画の作成
- ・道徳教育推進教員を中心とした「考え、議論する道徳」の授業の実践、工夫・改善
- ・今日的な課題と道徳教育を関連づけて行う教科指導
- ・家庭・地域への道徳の授業公開や学校ホームページ等を活用した情報発信
- ・地域の人や保護者をゲストティーチャーに招く等、家庭・地域と連携した取組

【関連】新教育プログラム5 夢と志！よっかいち・輝く自分づくりプログラム



指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
「道徳の授業で、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 79.8%	小学校 85%
	中学校 81.3%	中学校 86%

めざす子どもの姿 読書を通じて興味や関心を広げ、探求する力を持った子ども

思考力・表現力を育成し、多様な考えや価値観にふれ、創造力を豊かにすることができ読書活動は、子どもたちが自ら考え、行動し、社会に参画するために必要な知識を得る大切な活動です。

四日市市子どもの読書活動推進計画^{※1}を踏まえ、生涯にわたる読書習慣の形成のため図書館・家庭・学校が連携した取組により、様々な本と出会う中で、進んで読書活動に取り組むことができる子どもの育成を目指します。

＜施策の内容＞

(1) 創意工夫による読書活動の拡充

- 読書活動推進校を設置し、特色ある工夫した読書活動について研究を行うとともに、学校図書館の有効活用のための情報発信を行います。
- 子どもたち同士で本を紹介する取り組みなど、学校図書館を活用した取り組みを拡げることで、読書機会の拡充を図ります。

(2) 学校図書館環境の整備

- 全小・中学校に、専門的な知識をもつ学校図書館司書を配置します。
- 小学校で読んだ本の内容や冊数等を中学校へ引き継ぐ等、9年間を見据えた読書活動を推進します。
- 全小・中学校の標準冊数達成をめざした蔵書の整備を行います。

(3) 市立図書館との連携の充実

- 市立図書館の本で構成された「なのはな文庫」^{※2}や「自動車文庫」「学習支援貸出」を活用することにより、子どもの手の届くところに本がある環境づくりに努めます。

学校での取組例

- ・司書・図書ボランティア・学校図書館担当者の連携、家庭との連携
- ・おすすめの本紹介やビブリオバトル（書評合戦）^{※3}、ブックトーク^{※4}等の実施
- ・読書活動推進校等から提案される実践事例等の活用と実践の充実
- ・朝の読書や読書後の1分間コメント等の実施

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
「授業時間以外に読書をする」と回答した児童生徒の割合	小学校 81.8%	小学校 85%
	中学校 66.8%	中学校 70%

※1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月公布・施行）を受け、本市の子どもの読書環境の整備・充実を示したもの（平成26年8月改訂）。

※2 市立図書館の本で構成され、定期的に各小中学校を巡回している図書。

※3 発表者が一人5分程度で本を紹介し、最後に参加者全員で「どの本が一番読みたくなったか」について投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とする取り組み。発表者だけでなく、発表を聞く者にも読書への関心を高める効果がある。

※4 あらかじめ決めたテーマに沿って選んだ何冊かの本のあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら内容を紹介すること。

めざす子どもの姿 体を動かすことの楽しさを知り、主体的に運動に親しむ子ども

本市において、児童生徒の体力については、全国平均値を上回るなど、一定の成果が現れてきている一方、「運動やスポーツをすることが好き」と答える児童生徒の割合は低下傾向にあります。

そのため、「体を動かす楽しさ、心地よさを味わえる」「各種の運動を適切に行うことを通して様々な基本的な体の動きを身に付け、結果として体力の向上を図ることができる」など、どの子どもも運動の特性に触れながら達成感や成就感が感じられる授業づくり、日常的に運動したくなる環境づくりを進めます。

＜施策の内容＞

(1) 運動好きの子どもを育てるための授業改善

- 体育科・保健体育科の授業の始めに、児童生徒が「体を動かすことが楽しい」と感じるとともに、主体的に運動に取り組むことができるよう「新5分間運動スタートブック」※¹を作成します。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」※²結果の分析を踏まえた授業改善に努めるとともに、「新5分間運動スタートブック」を活用した教職員対象の実技研修会を行い、指導力向上を図ります。
- 児童生徒の運動への意欲向上を図るため、学習者用タブレット端末を活用した動画撮影や遅延動画再生ソフト活用による動きの確認など、体育科・保健体育科の授業におけるICT活用を推奨します。



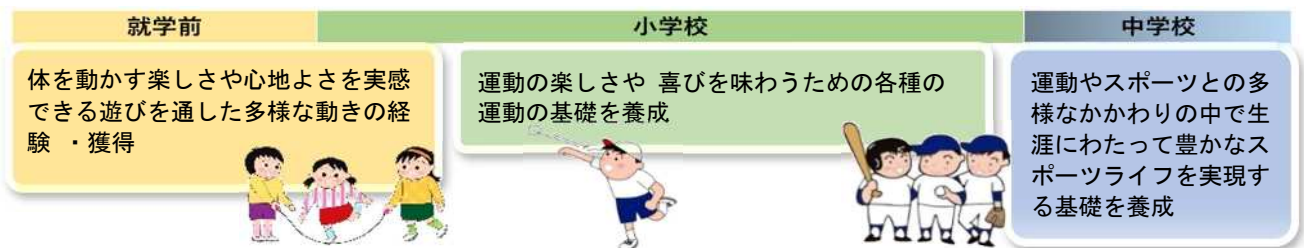
(2) 主体的に運動に親しむことができる環境づくり

- 体力・運動能力推進校を指定し、各校の実態、子どもたちの体力の状況に合わせた指導方法、学習環境のあり方に係る調査研究を進めます。
- 教科指導の専門性をもった教員によるきめ細やかな指導体制（教科担任制）について調査研究を進めます。
- 児童生徒が日常的に運動したくなるよう教具を拡充したり、遊具などの固定施設の活用方法の研究をしたりするなど、環境整備に努めます。

学校での取組例

- ・「新5分間運動スタートブック」を活用した児童生徒が楽しみながら取り組む授業
- ・学習者用タブレット端末の遅延ソフトを活用した動きを高める授業づくり
- ・子どもが触れたい教具を活用して、自然に体を動かしたくなる20分休み時間の設定

【関連】新教育プログラム4 運動大好き！走・跳・投UPプログラム



指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
「運動（体を動かす運動遊びを含む）やスポーツをすることが好きである」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	【小学校】 男子71.3% 女子52.0% 【中学校】 男子63.5% 女子44.3%	小学校 94% 中学校 88%

※1 体育科、保健体育科の授業の始めに「汗が出る・声が出る・笑顔が出る」ことを目的に行う運動。
 ※2 国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るための調査。小学校5年生、中学校2年生を対象とする。

めざす子どもの姿 生涯にわたり健康を保持し、心豊かにたくましく生き抜く子ども

子どもたちが健康で安全な生活を自ら管理し、改善していくための資質や能力を育成します。

新型コロナウイルス感染症対策として「学校の新しい生活様式^{*1}」で過ごす中、子どもたちの健康への意識は高まっています。学校保健委員会の取組を充実させるとともに、家庭・地域や関係機関と連携した健康教育を推進し、健康で安全な生活を行動化へとつなげられるように図ります。

＜施策の内容＞

(1) 関係機関と連携した健康教育の推進と充実

- 各学校で組織する学校保健委員会の活性化を図り、健康課題の解決に向けて、学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の健康な生活づくりをすすめるよう促します。
- 四日市学校保健会との共催による研修会を実施することで、学校三師(学校医・学校歯科医・学校薬剤師)、保健所、医療機関などと学校との連携を図り、知見を活かした教育活動を推進します。

(2) 健康課題に応じた取組の充実

- 校務支援システムによる健康診断統計情報の充実を図り、個別・集団における健康状態の把握に努めます。
- アレルギー疾患について、「学校におけるアレルギー疾患対応の手引き」を活用した対応の推進を図るとともに、全教職員で行う対応訓練や関係機関と連携をした緊急時の適切な対応の充実を図ります。
- YESnet^{*2}を活用し、「心の健康」に関する保健の授業の充実を図ります。
- 喫煙、飲酒、薬物乱用防止、感染症予防、がん教育、性に関する指導等、自他の健康で安全な生活について、児童生徒の発達段階に応じた教育の充実を図ります。
- 教科横断的に、健康を取り上げ、計画的・系統的に指導をすすめるよう促します。



学校での取組例

- ・学校三師と連携した学校保健委員会の実施
- ・関係機関等との連携による保健室運営の充実
- ・学校保健年間計画の立案・実施・振り返り
- ・保健統計資料を活用した健康教育の推進
- ・アレルギー疾患に対する適切な対応
- ・YESnet の出前授業や SC を活用し、「心の健康」の指導の充実
- ・薬物乱用防止教室、生命及び性に関する出前講座などの活用

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
学校三師や関係機関と連携し、専門的な知見を活かした学校保健委員会や保健教育、研修会等を2回以上開催した学校数	8校(小学校2、中学校6) (13.6%)	30校(小19、中11) (50.8%)

※1 文部科学省から出されている『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』のこと。学校における感染症対策や臨時休業の判断等、教育活動を継続するための具体的な対応についてまとめたマニュアル。最新の知見に基づき作成されるため、随時更新されている。

※2 YESnet: Yokkaichi Early Intervention Service network(四日市早期支援ネットワーク)の略称。相談・支援のほか、こころの病についての啓発活動、医療・教育・行政機関への研修など、地域全体で協力できる体制作りを行う。

めざす子どもの姿 自らの食生活に関心をもち、望ましい食習慣を身に付けた子ども

子どもたちが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となる食育の推進を図ります。そのため、食に関する指導に学校給食を生きた教材として活用し、子どもが自らの「食」を判断し選択する、実践力の向上を目指します。

また、健全な食生活を実践することができるよう、栄養教諭や関係機関と連携した食に関する指導の充実を図ります。

＜施策の内容＞

(1) 学校給食の充実

- 成長期にふさわしい献立作成や食材の選定に努め、学校給食の充実を図ります。
- 中学校給食の開始とともに、中学校でも学校給食を生きた教材として活用した食育を推進します。
- 地産地消の考えをもとに、地場産物を食材として積極的に利用し、地域の文化や伝統等への子どもたちの関心と理解を深めます。



(2) 食に関する指導及び指導内容の充実

- 専門性を活かした指導や直接の体験活動の充実を図るため、栄養教諭等の資質向上及び関係機関との連携推進に努めます。
- 子どもたちが食に関する理解を深め、自身の課題を改善できるよう、学校教育活動全体で横断的に取り組む指導体制の充実を図ります。
- 整備されたICT環境を活用し、分かりやすく深まりのある指導を行います。



学校での取組例

- ・食に関する指導年間計画の立案・実施
- ・給食だよりや給食指導資料等を活用した成長段階に合わせた給食指導
- ・地場産物や地域の郷土料理を取り上げた授業等の実施
- ・栄養教諭等や関係機関と連携した授業等の実施
- ・ICTを活用し、直接の体験活動を補完したり、食に関する課題解決のため情報を整理して思考を深めさせたりする等の指導
- ・家庭や地域への情報発信

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
食育に「関心がある」と回答した児童生徒の割合	—	100%

めざす子どもの姿 自分を見つめ新たな目標に向かって意欲的に取り組む子ども

体系的なキャリア教育の取組を通して、子どもたちが社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現し学び続けるために、「何のために学ぶのか」という目的意識の向上を目指します。また、子どもたちの「夢や志の実現」に向けて、「学ぶこと」と社会とのつながりを意識した主体的な学習意欲を持たせ、社会的・職業的自立に向けて必要な「4つの基礎的・汎用的能力」*1を育成します。

<施策の内容>

(1) 発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育の推進

- 各学校園の子どもたちや地域の実態などを踏まえて、毎年各中学校区の「キャリア教育全体計画」を見直し、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進します。
- 四日市版キャリア・パスポートを有効に活用し、キャリア・カウンセリング*2や進学時における学校間の引継ぎを充実させ、子どもたちの自己理解、教員の児童生徒理解を深めます。
- 四日市版キャリア・パスポート推進モデル校の実践から、キャリア・パスポートの有効な活用方法を市内小中学校に発信します。

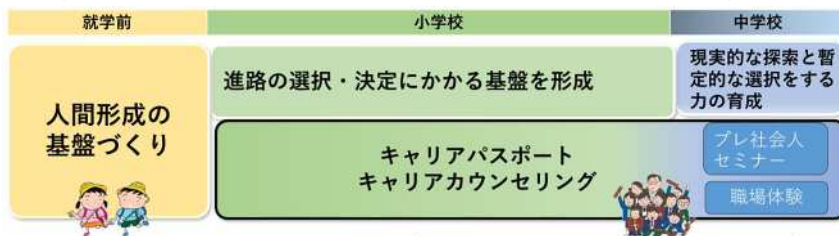
(2) 一人一人のキャリア形成を目指した教育活動の充実

- 身の回りの整理や挨拶、清掃などの当番活動や係活動、児童会・生徒会などの自主的活動などを通して、社会生活を営む上で必要な力を育むための教育活動を推進します。
- 職業観を広げるため、地域の人材や資源を活用した「社会見学」、「職場体験学習」、「プレ社会人セミナー」など、他者との関わりから学ぶ体験的な活動を推進します。
- 学校での学びと実社会や将来との職業とのつながりを見通し、学ぶ意欲を向上できるよう、ICTを活用した効果的な取組を検証します。

学校での取組例

- ・学びの一体化を生かした、「キャリア教育全体計画」の実践・改善・見直し
- ・「特別活動」を要とした、教育活動全体でのキャリア教育の実施
- ・キャリア教育として位置付けた職場体験学習の実施
- ・四日市版キャリア・パスポートの活用

【関連】新教育プログラム5 夢と志！よっかいち・輝く自分づくりプログラム



指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
「将来の夢や目標を持っている」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 82.0%	小学校 85%
	中学校 70.0%	中学校 75%

*1 「人間関係形成・社会形成能力」（つながる力）・「自己理解・自己管理能力」（みつめる力）・「課題対応能力」（うごく・いかす力）・「キャリアプランニング能力」（めざす力）の4つの能力

*2 児童生徒の将来の生き方や進路に関する悩みや課題を受け止め、自己の可能性や適性を自覚させるための教員との対話。また、児童生徒との日常的な活動の中で行われる、キャリア発達を促すという意図をもった教員からの児童生徒への働きかけや対話。

めざす子どもの姿 地域に愛着を持ち、持続可能な社会を創ろうとする子ども

本市は、産業と環境、文化が調和するまちです。このような四日市ならではの歴史・文化・自然といった地域資源および高度なものづくり産業を教育に生かすことにより、ふるさと四日市に誇りと愛着を持ち、グローバル化する社会の一翼を担う人材を育成するための教育を推進します。

<施策の内容>

(1) 地域の自然・歴史・文化等を活用した教育の充実

- 専門的な知識・技能・経験を持つ地域人材を、学校が柔軟に活用できるよう支援体制を整備し、地域と連携した郷土教育を推進します。
- 地域に残る豊かな自然や郷土資料館(室)の活用、地域に伝わるまつりや行事等の調べ学習、体験活動等を通じて、ふるさとに対する誇りと愛着を育みます。
- 小学校社会科副読本「のびゆく四日市」を小学校3・4年生に配付し、四日市ならではの産業・文化・歴史等を学習します。また、学びを深めることができるよう、「のびゆく四日市」のデジタル化を進めます。
- 自然と触れ合い、仲間とともに日常では体験できないような自然体験活動ができるよう、自然教室の活動プログラムを充実します。

(2) 博物館がもつ地域資源を活用した郷土教育の充実

- 博物館で所蔵する資料を活用し、四日市ならではの地域資源を活かした学習の機会を充実させます。特に学習支援展示では、ふるさと四日市について子どもたちが愛着を持ち、主体的に学べるよう教育に活かします。
- 子どもたちが、地域の歴史や文化等の資源を身近に学習できる機会を拡充するため、資料のデジタル化や教材の貸出など、学校のニーズにあわせた取組について調査・研究を進めます。

(3) プラネタリウム施設を生かした理科教育への関心・意欲の向上

- 星や宇宙の魅力を体感し、心豊かな人間性を育てていくために、幼児から中学生まで連続性をもった学習投映プログラムを実施し、学習の充実を図ります。
- 本物の星を見る機会を提供し、宇宙に対する興味・関心を高めるために、学芸員が移動天文車「きらら号」で専門性を生かし学校での学習の充実を図ります。
- 地球を取り巻く環境問題を理解し、自ら問題解決に向けて主体的に行動する力の育成を図るために、四日市公害と環境未来館との連携を生かした環境学習プログラムを活用します。



(4) 久留倍官衙遺跡公園の活用促進や学習プログラムの開発

- 木簡などの出土品や、史実をもとにした歴史・体験学習プログラムの開発を行い、子どもたちが四日市の古代の歴史をより身近に感じられるよう教育に生かします。
- 調べ学習等に生かせる、知的好奇心を高揚させるような ICT 新技術を本市の文化財に関連するホームページや施設に随時取り入れます。
- 四日市の歴史的資源を生かした子ども向けの講座や企画展を開催することで、四日市をより深く知るとともに、ふるさと四日市に対する誇りや愛着を育みます。
- 児童生徒が、地域のボランティアガイドとのふれあいや学びを通じて、地域に愛着を持ち、持続可能な社会を創ろうとする子どもの育成を図ります。



(5) 企業等と連携した学習の充実

- 企業等と連携した出前授業や、企業への社会見学等の学習活動を推進します。
- 科学への興味・関心を高めるとともに科学技術に夢を感じ、社会のために科学を役立てようとする子どもを育成するために「四日市こども科学セミナー」を開催します。
- 企業のもつ専門的な知識や情報、科学技術などから教員が学ぶことによって、より充実した授業等が実施できるよう、企業連携研修の充実を図ります。

(6) JAXA（宇宙航空研究開発機構）と連携した学習の充実

- 本市と宇宙教育活動に関する協定を締結した JAXA との連携した授業や講演会を実施することにより、「宇宙」を素材にした教育活動を推進するとともに、子どもたちの自然の事象について理解を深めます。

学校での取組例

- ・発達段階に応じた「そらんぼ四日市（四日市公害と環境未来館、博物館、プラネタリウム）」の見学
- ・久留倍官衙遺跡公園を活用した授業
- ・四郷郷土資料館、三重郷土資料館など、地域の文化財等を活用した授業づくり
- ・企業等と連携した出前講座を活用した授業
- ・授業のねらいに応じた施設や教材の活用
- ・JAXA と連携した理科の授業や総合的な学習
- ・少年自然の家等を利用した自然教室の実施

【関連】新教育プログラム6 四日市ならではの地域資源活用プログラム



指標	現状値（令和元年度）		目標値（令和8年度）	
①見学をとおして、ふるさとへの愛着をもつことができた児童生徒の割合	小学校	85%	小学校	95%
	中学校	80%	中学校	90%
②見学をとおして、星や宇宙に対して興味・関心を示すことができた児童生徒の割合	小学校	85%	小学校	95%
	中学校	80%	中学校	90%

3

持続可能な社会を目指す教育の充実

めざす子どもの姿 社会的な課題への問題意識を持ち、解決しようとする子ども

社会の在り方が大きく変化する中、「新たな日常」に向けた社会変革の推進力となる人材や、地球規模の課題を自分事としてとらえ、何ができるかを主体的に考える力を持つ人材が求められています。

SDGs^{※1}の実現に向けて、ESD^{※2}を推進し、日常生活の中で子どもたちが隣り合わせている身近な課題を、地球規模の課題と結び付けて自分事として考え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付け、「持続可能な社会」をつくろうとする子どもの育成を目指します。

＜施策の内容＞

(1) SDGsの理念を踏まえたESD教育の推進

- 環境問題をはじめ、さまざまな社会問題について、一人一人が主体的に考え、働きかけることができるよう、SDGsの視点を取り入れた四日市版ESDカレンダー^{※3}の作成を支援します。
- ESDやSDGsについて、教職員の理解促進を図るために研修会を実施します。
- 地域の実態に合った身近な課題に取り組み、地域の一員としての自覚を持ち、持続可能な社会をつくるために必要な問題解決の力の育成を支援します。



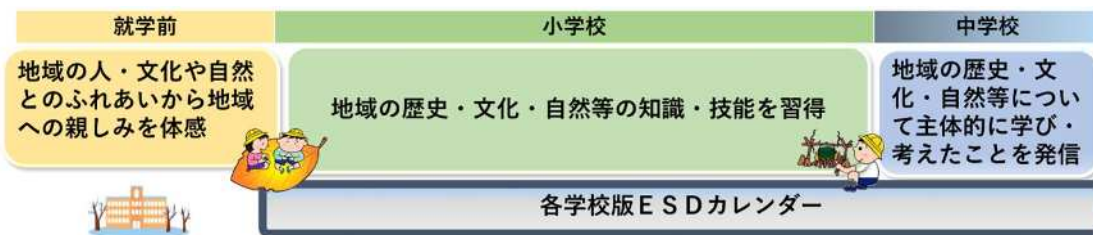
(2) 四日市の歴史を正しく学び、後世に伝える教育の推進

- 市内小中学校が「四日市公害と環境未来館」を見学等できるよう支援を行います。小学校では、社会科での学習を踏まえ、四日市公害のあらましについて、語り部講話や証言映像も活用しながら、被害の実態や患者の苦しみに重点を置いた学習、また、中学校では、四日市公害裁判や環境改善の取り組みに重点を置いた学習を行います。
- 学校見学に加え、「四日市公害と環境未来館」で主催する企画展や環境学習事業への参加や見学を通して、環境問題への関心を高め、実践力につながるよう支援します。
- 見学の事前・事後学習や、直接見学することが難しい際に、「四日市公害と環境未来館」の展示内容についてコーナーごとに詳しく解説を行った映像（学習サポート映像）の活用を図ります。

学校での取組例

- ・SDGsの視点を取り入れた四日市版ESDカレンダーの作成と取組の計画
- ・地域や関係機関（関係各省庁、県環境生活部や市環境部等）と連携した環境活動の実施
- ・四日市公害と環境未来館の見学とICTを活用した事前・事後学習

【関連】新教育プログラム6 四日市ならではの地域資源活用プログラム



指標	現状値（令和元年度）		目標値（令和8年度）	
①「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校	55.7%	小学校	60%
	中学校	42%	中学校	70%
②「地球環境を守るための行動をしたいと感じるようになった」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校	85%	小学校	95%
	中学校	80%	中学校	90%

※1 国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した17の目標

※2 現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動

※3 各教科や特別活動、総合的な学習の時間など、関係する学習内容を年間指導計画上に配列し、教科横断的な学習の構造を明確にしたもの

めざす子どもの姿 安全への理解を深め、的確な判断のもとに行動できる子ども

児童生徒が生き生きと活動し、安全に学ぶことができるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠です。

そのために、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を養うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような子どもを育てます。

また、自然の持つ「恵み」と「災害」を理解し、郷土愛を育むとともに、「災害から生き抜く力」を身に付けることを目指します。

<施策の内容>

(1) 防災教育の推進（災害安全）

- 学校における防災教育・防災対策をより一層推進するため、学校防災リーダーを配置し、防災に関する研修会を実施します。
- 家庭や地域との連携を図り、保護者や地域住民とともに行う防災教育を推進します。
- 防災教育に係る教育的資源を活用し、体験的な学習やICT機器を活用した教育活動を推進します。
- 四日市市学校防災ガイドラインの見直しや改善を行い、防災教育・防災対策の一層の充実を図ります。

(2) 日常生活における安全教育の推進（生活安全）

- 学校や地域社会での犯罪被害を防止するため、警察等と連携した防犯訓練（不審者侵入対応訓練）や防犯教室の取組を推進します。

(3) 交通安全教育の推進（交通安全）

- 保護者や地域の「見守り隊」^{※1}、警察等と連携しながら、通学路の危険箇所の確認や登下校指導等を行い、通学路の危険と安全な登下校の仕方についての理解を深めます。
- 道路の安全な歩行の仕方や自転車の安全な乗り方など、交通ルールを守ろうとする意識を向上させるために、警察等と連携した交通安全教室を推奨します。
- 自転車乗車中の事故防止のために、「自転車安全利用5則」^{※2}の周知徹底を図ります。

学校での取組例

- ・ 県教育委員会作成「防災ノート」、市危機管理室作成「家族防災手帳」の活用
- ・ 保幼小中や家庭、地域が連携した避難訓練の実施
- ・ 警察、地域の防犯ボランティア等と連携した防犯教室や防犯訓練の実施
- ・ 道路管理課や警察、交通安全協会、公安委員会指定の自動車学校等との連携を図った交通安全教室の実施
- ・ 危機管理マニュアルの見直しや改善

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
「学校教育活動、学校経営の評価」における、「日常生活に生きる安全教育の充実」の質問項目での評価の平均値	小学校 3.5 中学校 3.1	小学校 3.8 中学校 3.5

※1 地域において児童生徒の登下校の安全を見守るボランティア団体

※2 ①自転車は車道が原則、歩道は例外（13歳未満は歩道通行可） ②車道では左側を通行 ③歩道では歩行者優先で車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る（二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 ⑤ヘルメット着用

めざす学校の姿 少子化が進む中で、子どもたちによりよい指導を行う学校

児童生徒一人一人の学びを保障するためには、児童生徒の学習意欲を引き出す工夫や分かりやすい授業となるような指導の工夫改善が必要です。そのためには、個に応じたきめ細かな指導体制を充実させることで、一人一人の可能性を伸ばす教育を推進し、児童生徒の学習意欲向上や確かな学力の定着を図ります。

また、市全体としては、全国と同様、少子化が進み、児童生徒数が減少しています。その中においても、児童生徒数に応じたよりよい教育環境を模索し、活力ある学校づくりを進めます。

＜施策の内容＞

(1) 少人数によるきめ細かな指導体制の充実

○少人数指導による子どもの実態把握、基礎学力の定着等を図るため、少人数授業や習熟度別授業、ティーム・ティーチングなどを取り入れた授業を推進します。

(2) 小学校高学年一部教科担任制による効果的な指導体制の充実

○小学校高学年における一部教科担任制を行い、義務教育9年間を見通した指導体制を構築するとともに、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導や中学校の学びにつながる系統的な指導の充実を図ります。

(3) 個に応じた指導の充実

○子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味関心を踏まえてきめ細かく指導・支援できる体制づくりを構築します。

○ICTを活用し、子どもたちが自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整することができる環境づくりを支援します。

(4) 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進

○学校規模に関わらず、全ての子どもたちに個別最適な学びを保障するための教育の充実を図るため、先進的、先駆的な事例の調査・研究やモデル校による実践研究を行います。

○今後、継続的な少子化傾向が見込まれる場合、四日市市学校規模等適正化計画の見直し及び改訂を視野に入れて検討を進めるとともに、計画に基づき、地域や保護者と共によりよい教育環境の構築のための環境整備を進めます。

学校での取組例

- ・少人数、習熟度別、ティーム・ティーチングによる授業
- ・小学校高学年における一部教科担任制による授業
- ・子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じた指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定（指導の個別化）
- ・子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会の提供（学習の個性化）

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①「国語の授業の内容はよく分かる」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学6年生 86.1% 中学3年生 82.5%	小学6年生 90% 中学3年生 88%
②「算数・数学の授業の内容はよく分かる」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学6年生 84.6% 中学3年生 80.7%	小学6年生 90% 中学3年生 85%

めざす学校の姿 一人一人の教育的ニーズに的確に応える学校

障害の有無に関わりなく、互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指すため、障害等があっても合理的配慮のもとで共に学ぶというインクルーシブ教育の推進に向けて、支援体制を充実させます。

また、特別な教育的支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を可能な最大限度まで高めるため、適切な指導及び必要な支援を行います。

＜施策の内容＞

(1) 相談体制の充実

- 特別支援教育コーディネーターの活動を支援し、相談体制の充実を図ります。
- 小学校と連携した就学相談を実施し、小学校が在籍園と連携して計画的に対象児の観察や保護者相談等を行えるようにします。

(2) 多様な学びの場の充実

- 通常の学級に在籍する発達障害等の子どもが、特性に応じた個別の指導・支援を受けられるよう、通級指導教室や小学校サポートルームを拡充します。

(3) 特別な教育的支援が必要な子どもへの支援の充実

- 特別な支援が必要な子どもの実態や学校の状況等に応じて、介助員・支援員・医療的ケアサポーターを適切に配置し、支援体制を充実させます。
- 一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、自立と社会参加に向けた一貫した指導・支援や合理的配慮の提供を行うため、相談支援ファイルの活用を促進します。
- 合理的配慮の一環として、タブレット端末の支援機器としての活用や、マルチメディアデイジー教科書等のデジタル教材の活用を進めます。

(4) 特別支援教育にかかる教職員の専門性の向上

- 特別な支援が必要なすべての子どもに適切に対応するため、管理職を含む全教職員が、特別支援教育に関する専門性を高めるための研修を実施します。
- 市内の小中学校等における合理的配慮の事例集「四日市版インクル DB」を研修資料として活用し、合理的配慮への理解を深めます。

学校での取組例

- ・ 幼稚園・保育園・こども園と小学校とが連携した早期相談の実施
- ・ 通常の学級における、発達障害等の児童生徒への指導・支援の充実
- ・ 自立と社会参加に向けた一貫した指導・支援のための相談支援ファイルの活用
- ・ 個別の教育支援計画の作成と、個別のニーズに応じた合理的配慮の提供
- ・ 特別支援教育にかかる研修の推進
- ・ 特別支援学校による地域支援の活用

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
相談支援ファイルを作成している児童生徒の割合	7.7%	8.3%*

※ 特別支援学級に在籍する児童生徒の割合 1.84%、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合 6.5%の合計（H26.5.1 文部科学省「特別支援教育の対象」）

3

日本語指導が必要な子どもへの指導の充実

めざす学校の姿 地域社会の一員として自立するための必要な力を育む学校

本市の外国人児童生徒は増加傾向にあり、多言語化と分散化が進んでいます。また、多くの学校で日本語指導が必要な児童生徒が在籍し、日本語の初期指導が必要であったり、生活言語は習得できているものの、学習言語が十分に習得できていなかったり等、様々な状況があります。

そのために、外国人児童生徒が日本語力や学力を身に付け、主体的に進路を切り開かれるよう、日本語の初期適応指導、学力・進路保障及び教育相談等の指導体制の強化・拡充を図ります。

＜施策の内容＞

(1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導体制の充実

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する小中学校の要請に応じて、日本語指導担当教員や適応指導員を配置します。
- 初期適応指導教室「いずみ」において短期集中型日本語指導を行うとともに、集住地区の学校においては、日本語指導のための職員を配置し、日本語指導を充実させます。
- 有識者からの助言を受け、教職員の日本語指導等にかかる指導力向上のための、JSLカリキュラム*¹や特別の教育課程による日本語指導等に関する研修会を行います。
- 各学校が日本語指導においても ICT 機器を効果的に活用し、誰もが理解しやすい授業ができるよう指導助言を行います。
- 外国人児童生徒の日本語能力に応じた適切な指導を行うことができるよう、JSL対話型アセスメントDLA*²（四日市版）を作成します。

(2) 就学、進路選択の支援

- 児童生徒や保護者の就学意識を高め、進路選択の幅を広げるために、就学前のプレスクールや高校進学のためのガイダンスを実施します。

(3) 違いを認め、互いを尊重する多文化共生教育の推進

- 共によりよく生きる社会を築くために、国籍・文化・言語等の違いから多様な価値観を学び、互いを尊重できる教育を推進します。

学校での取組例

- ・日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校において、指導体制・指導方法を検討する校内委員会の設置
- ・JSLカリキュラムに基づいた誰もがわかりやすい授業づくりの推進
- ・日本語指導において効果的な ICT 機器の活用や多言語翻訳機の活用
- ・総合的な学習の時間等における国際理解に関する学習の実施

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
JSL対話型アセスメントDLA（四日市版）を活用して日本語指導等を行った学校の割合	—	100%

※1 JSL（Japanese as a Second Language:第2言語としての日本語）カリキュラム

文部科学省が開発して、初期指導型の日本語指導と在籍学級での教科指導をつなぐ指導方法。日本語で学習活動に参加できる力の育成を目指す。

※2 JSL対話型アセスメントDLA（Dialogic Language Assessment）

学校において児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討する際に参考となるもの

めざす学校の姿 不登校児童生徒に対し必要な支援を行う学校

不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。そのために、児童生徒が安心して教育を受けられる学校環境を整えるとともに、不登校児童生徒に対して、登校サポートセンターやフリースクール、自宅におけるICT活用等、多様で適切な教育機会を活用した社会的自立への支援を行います。

＜施策の内容＞

(1) 登校サポートセンターを核とした不登校対応の充実

- 登校サポートセンターに通所する児童生徒への支援に加え、アウトリーチの観点から、通所できない児童生徒に対しても、学校と連携して訪問型の支援を実施します。
- 登校サポートセンターの不登校対策アドバイザーを小中学校へ派遣し、個に応じた指導方法や校内の支援体制の工夫改善について指導・助言を行います。
- 「登校を促す早期アプローチ」や「不登校対応 Q&A」の活用を推進します。
- 欠席が3日間続いた児童生徒の校内での情報共有や家庭訪問等、不登校の未然防止と早期対応を推進します。
- 不登校担当者研修や、教職員のための登校サポートセンター見学会等を実施します。
- スクールカウンセラー^{※1}、スクールソーシャルワーカー^{※2}等の専門職や関係機関と連携し、「チーム学校^{※3}」による支援を推進します。

(2) 児童生徒の意思を尊重した多様な教育機会の確保

- 不登校児童生徒が状況に応じて、校内ふれあい教室への通級や空き教室を利用した別室登校、登校サポートセンターやフリースクール等への通所、ICTを活用した在宅学習など多様な学びの場を適切に活用して、社会的自立を目指せるようにします。

(3) 卒業後の進路決定に向けた支援

- 中学校卒業時に進路が決定できるよう、学校とともに進路指導を行います。
- 卒業時に進路が確定しない場合にも社会とのつながりを絶やさないう、相談できる窓口や社会的自立を支援するための民間施設などへの紹介や、定期的な状況の見守りを促します。

学校での取り組み例

- ・日々の学校生活の充実（「わかる授業」「人間関係づくり」「居場所づくり」）
- ・不登校のきっかけや継続理由の把握に基づく適切な支援
- ・「チーム学校」による心理・福祉・法律等の専門性を活かした支援
- ・相談・指導を受けることができる機関等への紹介や情報提供

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
中学3年生不登校生徒の卒業後進路（進学・就職）決定率	96%	100%

※1 教育機関において、心理相談業務に従事する臨床心理学やカウンセリング理論を身につけた専門家

※2 教育機関において、社会福祉の専門的知識、技術を活用し、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、関係機関が連携し、問題の解決に向けて支援する専門家

※3 学校現場が抱える課題解決のために、教員だけでなく、事務職員や様々な専門家の力を活用して、学校全体の組織力や教育力を高める取組のこと

めざす学校の姿 児童生徒一人一人が意欲的に学習に取り組むための支援を行う学校

子どもたちの意欲的な学びを支えるために、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に経済的な援助を行うことや、不利な状況にある児童生徒を関係機関等と連携して支援するなど、子どもたちが家庭の状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。

<施策の内容>

(1) 学びを支える就学援助事業の実施

- 経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等、必要な援助事業を行います。
- 経済的な援助を必要としている家庭に必要な援助を行うため、各学校において学校審査会を開催する等、家庭の実情に応じた支援体制を継続していきます。



(2) 義務教育修了以降の学びの保障

- 経済的理由から就学が困難な高校生、大学生等を対象とし、意欲ある学生が希望する進学先に進めるように奨学金の支給を行います。
- 奨学金の返還に伴う経済的負担の軽減についても考慮し、現行の全額貸与型の奨学金から一部給付とし、また、一定の要件を満たした場合に残りの貸与部分も返還を免除にするなど魅力ある奨学金制度とします。



(3) 関係機関と連携した福祉的支援

- ヤングケアラー^{*}や虐待など、児童生徒にとって不利な状況を早期に発見し、早期に対応ができるよう、学校における指導・支援体制の構築や地域・関係機関との連携を図ります。

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
学校基本調査における中学校卒業後の高等学校等進学率	98.9%	99.5%

※ 本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなくなる、友達と遊ぶ時間がない、自分がやりたいと思っていたクラブ活動ができない、宿題など勉強に割く時間につくれないなど、本来守られるべき権利が侵害されている可能性がある子どもたちのこと。

めざす学校の姿 組織的かつ計画的に教育活動の質を向上していくことができる学校

各学校が、学習指導要領や教育委員会の方針等、児童生徒や学校、地域の実態、教育的な価値や継続的な実現の可能性を踏まえ、学校教育目標達成のために策定した「学校づくりビジョン^{*1}」の実現に向けて教育活動を進めます。教育目標の実現のため、教職員の資質・能力の向上を図り、関係機関等を含めた学校組織力を高めていきます。

また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、学校づくりビジョンを家庭や地域と共有し、その実現に向け改善を図りながら、継続して学校経営に取り組みます。

<施策の内容>

(1) 「学校づくりビジョン」の点検と検証

- 各学校が教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質を向上することができるよう、カリキュラム・マネジメント^{*2}の3つの側面を踏まえた指導内容の充実を図ります。
- 「学校自己評価」及び保護者・地域住民等による「学校関係者評価」を実施し、学校経営の改善に向けた学校評価システムを推進します。

(2) それぞれの専門性等が響き合う「チーム学校^{*3}」の確立

- 学校における教職員の指導體制の充実を図るとともに、学校業務アシスタントやスクールサポートスタッフ、部活動指導員、心理や福祉等の専門スタッフの位置づけを明確にし、様々な課題等に対応できる体制を構築します。
- 人材育成の推進、業務環境の改善、働き方改革の視点、学校への適切な支援によって、教員一人一人が力を発揮できる環境を整備します。

(3) 危機管理体制の充実

- リスクマネジメントとクライシスマネジメント^{*4}の両側面より、危機管理体制を構築し、子どもが安全・安心に過ごせるよう適切に評価・見直しを行います。

(4) 「学校の新しい生活様式^{*5}」を踏まえた学校体制づくり

- 児童生徒が安心して学ぶことができるよう感染症対策を徹底した学習環境をつくることなど、指導體制や学習環境の充実を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症に係る感染対策を徹底するうえで、保健衛生用品の整備をはじめとする保健衛生対策の充実を図ります。
- 学校行事等の見直しや学びの保障に係る取組の工夫など、コロナ禍を機に明らかになった課題を踏まえた新たな学校教育活動等の在り方について、組織的な意識改革を推進します。

学校での取組例

- ・学校を取り巻く環境状況の的確な把握と「学校づくりビジョン」策定
- ・ビジョン実現に向けた組織マネジメントの仕組みづくりと重点化を図った学校評価
- ・保護者・地域住民への学校ホームページ等を通しての積極的な情報発信
- ・教職員の能力・意欲及び組織力の向上を図る人事評価の実施
- ・適切かつ確実な危機管理体制の構築及び危機管理マニュアルの評価・見直し
- ・感染症対策を講じた授業や学校行事運営

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
「学校評価」における「学校経営の充実」 に係る質問項目の平均値	小学校 3.3	小学校 3.4
	中学校 3.2	中学校 3.3

- ※1 市の学校教育ビジョンを受け、各学校の教育方針を策定したもの
- ※2 ①児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
③教育課程の実現に必要な人的または物理的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
- ※3 学校現場が抱える課題解決のために、教員だけでなく、事務職員や様々な専門家の力を活用して、学校全体の組織力や教育力を高める取組のこと
- ※4 リスクマネジメント：予め危険を予測・発見し、その危機を確実に除去して危機の発生を未然に防ぐこと
クライシスマネジメント：発生した危機に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑え、再発防止すること
- ※5 文部科学省から出されている『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』のこと。学校における感染症対策や臨時休業の判断等、教育活動を継続するための具体的な対応についてまとめたマニュアル。最新の知見に基づき作成されるため、随時更新されている。

めざす学校の姿 業務改善が適切になされ、教職員が意欲的に働くことができる学校

学校では、多様化・複雑化する課題が山積しており、教職員の長時間勤務の解消は全国的にも喫緊の課題となっています。

教職員が、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行うために、学校業務の適正化を図ります。

また、保護者・地域関係者の理解を得ながら、学校・保護者・地域の3者が連携・協働して取組を進め、子どもの教育環境をさらに良いものにし、子どもと教職員の笑顔あふれる学校をつくります。

<施策の内容>

(1) 業務分担、教育活動の見直し

- 小学校において、高学年一部教科担任制を推進し、教員の持ち教科数を減らすことで教材研究の時間軽減を図り、より専門性の高い授業を目指します。
- 中学校において、部活動指導員の配置について研究を行い、超過勤務の主要因である部活動指導の在り方について、地域と連携しながら検討を進めます。
- 教職員の超過勤務時間を把握し、年間720時間を超える超過勤務がある教職員の業務の適正化について、指導を行います。また、月80時間を超える時間外勤務を行った教職員に対して、産業医による面接実施を働きかけ、教職員の健康管理に努めます。
- 学校行事等について、児童生徒への効果を検証し、教職員の過度な負担とならないよう、内容、実施時期など見直しを図ります。

(2) 校務及び教育活動のデジタル化の推進

- 校務支援システム、児童生徒1人1台学習者用タブレット端末の活用、家庭・地域との連絡手段のデジタル化等、学校業務の効率化を推進し、その効果的な活用について指導・助言を行います。
- 市教育委員会が開催する会議や研修会の精選を図るとともに、その内容に応じたICTを活用したオンラインでの開催を推進し、教職員の業務時間の軽減を図ります。

学校での取組例

- ・小学校における、学校規模に応じた教科担任制の実施
- ・Webアンケート、学校だより等、連絡手段の電子化
- ・質の充実を目指した学校行事の見直し・改善

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
超過勤務年720時間以上の教職員数の割合	小学校 10.8%	小学校 0%
	中学校 33.3%	中学校 0%

めざす学校の姿 子ども一人一人の成長を丁寧に支える学校

問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を目指して、生徒指導や教育相談の充実を図ることにより、子どもたちが安心して過ごせる環境を整えます。

また、基本的な生活習慣や規範意識を身に付け、主体的・自律的に活動する力（自己指導能力）や自治能力を育むことにより、円滑な集団生活や社会生活を築くことができる子どもを育成します。

<施策の内容>

(1) 円滑な集団生活を送るための取組の充実

- 自己指導能力や自治能力を育むとともに児童生徒の人間関係を深めるために、各学校において特別活動や学校行事等における話し合い活動や児童会・生徒会活動における自主的な活動を位置付けるとともに、その取り組みの充実のための支援を行います。
- キャリア教育の視点を取り入れた生徒指導チェックシート^{*1}を作成し、児童生徒に対する指導や支援について共通理解するとともに、定期的に振り返ることができるよう、担当者研修会等を通じて効果的な活用について周知を図ります。

(2) 児童生徒の変容を見逃さない組織的な指導

- 学校生活における児童生徒の変容を見逃さず、適切な指導ができるよう、今後起こりうるリスクに備え、見通しを持った生徒指導体制を構築できるよう指導・支援を行います。
- 児童生徒の生徒指導上の情報を共有し、管理職、担当教員を中心に今後の方針を明確にした指導ができるよう生徒指導委員会、支援委員会等の充実を図ります。
- 保護者に児童生徒の成長、変容等の情報を適切に伝えるなど、状況に応じて丁寧な対応ができるよう担当者研修内容の充実を図ります。

(3) 「チーム学校」として推進する教育支援

- 福祉面の支援としてのスクールソーシャルワーカー、心理面の支援としてのスクールカウンセラー、法的な側面の支援としてのスクールロイヤー^{*2}と言った専門職における支援を結集し、連携して課題解決にあたり、子どもや家庭への支援を促進します。
- 児童生徒のみならず、家庭に対して、早期かつ継続的な支援・対応を実現するために、巡回拠点型スクールソーシャルワーカーの拡充を図ります。
- 様々な思いや背景のある保護者や児童生徒の緊急的な相談に対応するため、「ハートサポーター」^{*3}を派遣し、心のケアに努めます。
- 学校内で起こる様々な生徒指導上の問題に対して、法的根拠に基づき、学校への的確な助言をするスクールロイヤーの積極的な活用を推進します。

(4) 安心して過ごせる環境の整備

- 小学校4年生以上を対象に年2回実施する「学級満足度調査（Q-U調査※4）」の校内研修会において、いじめ、不登校、学級崩壊を未然に防ぐために、アンケートの結果からデータの読み取り方法や児童生徒の個別の支援の手立てについて指導・助言を行います。また、学級の現在の状況から、さらに居心地のよい学級にするための手立てについて指導・助言を行うとともに、児童生徒理解、校内連携が深まるよう取り組みます。
- 児童生徒から募集した「いじめ防止に関する標語」を活用するなど、地域・学校・家庭に対して、啓発運動を行います。
- SNSを活用したいじめ等の相談アプリについての調査研究を進め、相談しやすい環境づくりを進めます。
- 四日市市いじめ問題対策調査委員会等で、いじめ防止対策の検証と改善を図り、いじめを未然に防止する取り組みを推進します。

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
「学校に行くのは、楽しいと思う」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学6年生 85.0%	小学6年生 90.0%
	中学3年生 84.0%	中学3年生 90.0%

学校での取組例

- ・特色ある児童会・生徒会活動
- ・生徒指導チェックシートを活用したOJTによる研修
- ・スクールカウンセラーを活用した校内生徒指導・支援委員会の充実
- ・スクールロイヤーが行ういじめ予防授業の充実
- ・「チーム学校」（スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・スクールロイヤー）が参画するケース会議の充実
- ・いじめ標語を活用した啓発活動の推進

- ※1 整理整頓されている落ち着いた学習環境で授業ができているかなど、生徒指導を行うにあたってのポイントを整理したチェックシート
- ※2 教育機関において、法的側面からのいじめ予防に係る教育や生徒指導に関する学校からの法的相談への対応等を行う法律の専門家
- ※3 教育委員会が委嘱した教育相談員のこと。臨床心理学やカウンセリング理論を身につけた専門家で、緊急的な相談を要する児童生徒、保護者に対応
- ※4 子どもたちの学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を調べることができる質問紙

めざす学校の姿 就学前から義務教育段階までの円滑で一貫した教育を目指す学校

遊びを通して一体的に学んでいく幼児期の教育は「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育む基盤となります。幼児期の学びを小学校以降の学習の土台と考え、子どもの学びを円滑に中学校へつなげることが大切です。

そのため、中学校区の連携を密にし、指導方法や指導体制を共通理解することにより、なめらかな接続を図り、子どもたちの「確かな学力」「健やかな成長」の伸長を目指します。

<施策の内容>

(1) 指導体制の一体化による授業改善と生徒指導の充実

- 新教育プログラム6つの柱を踏まえ、就学前、小学校、中学校において一貫性・連続性のある教育を推進します。
- 校区の特色や子どもたちの実態の共有、共通のテーマに基づく公開授業や各部会の実施、学校間で共通して継続して取り組んでいるルールの統一など、生徒指導体制の共通理解、指導体制の一体化を図ります。
- 学びの一体化にかかわる中心課題についての研究を実施し、その効果を検証し、学校に還元します。

(2) 小・中学校間の円滑な接続

- 小学校高学年における一部教科担任制授業と中学校教員による乗り入れ授業を実施し、小学校から中学校へのなめらかな接続を図ります。小中学校の教職員がそれぞれの指導方法等を学び合うことで、中学校区の子どもたちの学力向上や授業の質の向上につなげます。
- 小学校において、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細やかな指導と、中学校の学びにつながる系統的な指導の充実を図ります。また高学年部の教員が連携・協力し学年団として指導する体制づくりを進めます。

(3) 幼こ保小の連携の充実

- 幼稚園・認定こども園・保育園の学びが小学校に円滑に接続できるように、「スタートカリキュラム四日市版」「つながりシート」を活用し、取組の交流を進めます。

学校での取組例

- ・中学校区における共通の取組の推進
「新教育プログラム」「学力向上」「ICTの活用」「体力向上」「生活・学習のルール」「人権教育」等
- ・キャリア教育の全体計画・年間計画の見直し・改善・キャリアパスポートの活用
- ・系統的な学びにつながる一部教科担任制授業や乗り入れ授業の実施
- ・「スタートカリキュラム四日市版」「つながりシート」の活用

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
新教育プログラム6つの柱を意識した一貫性・連続性のある指導をした中学校区数	—	21校区※

※ 学びの一体化では、三滝中学校と三重平中学校が同じ中学校区として取り組んでいるため、中学校区数は市内全21校区となる。

めざす学校の姿 地域の人々とつながり、子どもの健全な育ちを支える学校

生活スタイルの多様化や情報化の進展の中で、子どもの生活リズムへの影響や子どもと地域の人々のつながりの希薄化が課題となることが予想されます。

そこで、子どもの健全な育ちを確保するために、市内全校で指定した四日市版コミュニティスクールにおける取組や子どもたちの生活リズム向上など、学校と家庭、地域が一体となった取組を進めます。

<施策の内容>

(1) 四日市版コミュニティスクール[※]運営協議会の充実

- 四日市版コミュニティスクールを中心に、地域人材の学校支援への参画を推進することで、地域とともにある学校づくりにおいてより一層の充実を図ります。
- 四日市版コミュニティスクール運営協議会の取組内容の充実を図ることができるよう支援することで、保護者・地域住民とともに学校運営の改善や教育活動の充実に努めます。

(2) 地域人材を活用した四日市版コミュニティスクールの活動の充実

- 地域のゲストティーチャーや保護者による学習支援ボランティアなど、四日市版コミュニティスクールと連携し、地域や学校の特色を生かした教育活動を推進します。
- 地域とともにある学校づくりに関する研修会等に、四日市版コミュニティスクール運営協議会委員を派遣するなどして、学校と地域をつなぐコーディネート機能を高めます。

(3) 学校と家庭、地域の教育力向上

- 生活リズム向上の取組実践校・園を指定し、その取組を推進するとともに、3歳～5歳児の生活リズムの実態を調査・分析します。
- 生活リズム向上啓発の研修会や出前講座の実施、リーフレットを配付します。
- 子どもと若者の居場所づくり事業の利用促進や学童保育所の質的向上を支援します。
- PTA と連携した家庭教育講座実施の支援や、「家庭の日」(毎月第3日曜日) 啓発に向けた講演会を実施します。
- 万引き防止等、非行防止教室を実施します。

(4) 子どもの安全・安心対策の充実

- 関係者や地域育成団体と連携した補導活動や子どもへの声掛けをします。
- 関係者と地域育成団体と四日市版コミュニティスクールと連携して、登下校等における子どもの見守り活動の整備を図ります。
- ネット犯罪等から子どもを守るため、e ネット出前講座等の実施、スマートフォンなどとの上手な付き合い方等を啓発するリーフレットを配付します。

学校での取組例

- ・スマートフォンなどとの上手な付き合い方等を啓発するリーフレットを活用した授業づくり
- ・児童会・生徒会やPTA と共に電子端末との上手な使い方を考える機会の設定
- ・地域のゲストティーチャーによる学習や地域について学ぶ機会の設定
- ・地域の伝統行事について学んだことを保護者や地域の人々に発信する活動の設定

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
地域人材を活用した取組や出前講座(生活リズムや万引き防止、e ネット安心講座等) がカリキュラムに位置づいている学校の割合	—	100%

※ 豊富な知識・技術・経験を持つ保護者・地域住民・事業者が授業等に参加することを通して、学校・盾居・地域がそれぞれの持つ教育的役割を自覚し、協働して学校運営や教育活動の充実や基本的な生活習慣の確立を図っている。市内においては、平成18年度にモデル校3校を指定して以来、令和3年度には、市立小中学校全校を指定。

めざす学校の姿 高い専門性と指導力をもった教職員のいる学校

高い専門性や柔軟な発想、多様な指導技術と深い児童生徒理解を持った教職員を育成するために、教職経験年数（ライフステージ）や職務に応じた資質能力の向上を目的とした教職員研修の充実を図ります。

また、Web 会議システム等を利用したオンライン研修を充実させ、多様化したニーズに対応します。

＜施策の内容＞

（1）校内研修の充実

- 活発で充実した校内研修を推進するための指導・助言を行います。
- 経験の少ない教員や講師の指導力・資質の向上のため、退職校長等の教職経験豊かな人材を教育アドバイザーとして派遣し、個々の課題や実態に応じた指導を行います。



（2）教職経験年数（ライフステージ）や職務に応じた研修会の充実

- 教職経験年数（ライフステージ）に応じ、日々の実践につながる研修を充実させます。
- 本市の教育課題や今日的課題に対応した研修を充実させます。
- 学校経営や学校事務等、職務、校務分掌の専門性に応じて身に付けるべき資質・能力の向上を図る研修を充実させます。
- 各学校において、研修等で学んだことを生かしたOJTが推進されるよう、指導・助言を行います。

（3）オンラインによる研修の充実

- 多様化したニーズに対応するため、勤務校で放課後等の短時間で受講できるオンライン研修を実施します。
- 研修動画のストリーミング配信を行い、より多くの教職員が研修を受講できるようにします。

学校での取組例

- ・ICTを活用した問題解決能力向上のための四日市モデルの授業づくりの研究
- ・教育アドバイザーの効果的な活用やOJTの活性化による若手教員の育成
- ・校内研修の充実と各種研修会への積極的な参加

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
教職員が、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させている学校の割合	42%	100%

めざす学校の姿 子どもたちが意欲的に学ぶことができる環境を備えた学校

教育環境の計画的な整備を図るとともに、多様な学習活動への適応性、地域とともにある学校づくり等に配慮した施設整備に努めます。

また、子どもの交通事故防止と通学路の安全確保のため、四日市市通学路交通安全推進会議にて交通安全対策を実施します。

<施策の内容>

(1) 施設維持管理・施設補修

- 昭和30年代（一部40年代を含む。）建設のベランダ型校舎について、校舎改築によって学習環境の改善を図ります。
- 良好な学習環境の確保と施設の長寿命化を図るため、計画的な大規模改修を実施します。
- 学校施設の維持管理や補修によって、健康や安全に配慮した学習環境の整備に努めます。

(2) 機能的な学校施設の整備

- 快適な環境づくりを推進するため、照明器具のLED化、トイレの洋式化、空調設備の設置を進めます。
- 校舎改築・改修時に、建物の環境性能を向上させます。
- 多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備に努めます。

(3) 通学路交通安全対策の実施

- 学校・保護者・地域住民の意見を踏まえ、「四日市市通学路交通安全プログラム」に基づき、公安委員会や道路管理者など、関係機関と連携した継続的な通学路交通安全対策を実施します。

学校での取組例

- ・校舎・施設の適切な管理及び定期的な安全点検の実施
- ・通学路交通安全点検の実施

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
学校施設整備計画に基づく施設整備の実施率 ^{※1}	小学校 2% ^{※2}	小学校 74%
	中学校 7% ^{※2}	中学校 48%

※1 令和2年度からの総合計画にあわせ、令和11年度に100%の目標達成とする整備計画

※2 令和2年度からの整備計画のため、令和2年度の実施率を記載

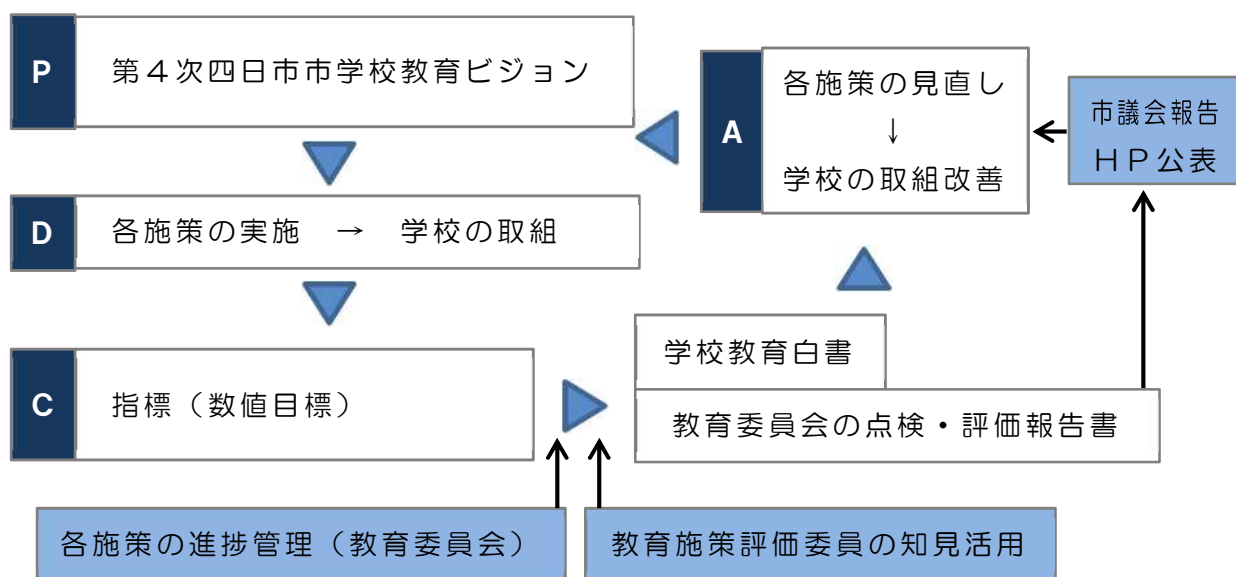
第3章 ビジョンの進捗管理と評価

- 1 本市の教育施策及び学校の評価システム
- 2 指標一覧

1 本市の教育施策及び学校の評価システム

本市教育委員会では、平成21年度から四日市市教育施策評価委員を委嘱し、専門的・客観的な立場からの提言や助言を基に、本市学校教育ビジョンを基盤とした教育施策及び学校評価システムについて、点検及び評価を進めています。学校教育ビジョンは、本市学校教育の根幹として位置付けられるものであることから、ビジョンの進捗管理とともに、成果指標に基づく評価を実施します。

また、基本目標の各施策については、具体的な取組指標に基づき、取組の進捗管理及び評価をするとともに、その結果については、「教育委員会の点検・評価報告書」及び「学校教育白書」で市議会に報告するとともに、広く市民に周知します。



<四日市市学校評価システム>

◆本市では、四日市市学校教育ビジョンを受けて、各学校が「学校づくりビジョン」を策定し、学校経営を行っています。

◆学校評価に関して、各学校から教育委員会へ、以下の報告書が提出されます。

①自己評価書

・学校づくりビジョンの重点目標に対する評価、学校経営に対する評価等

②学校関係者評価書

・四日市版コミュニティスクール運営協議会による評価

◆学校教育白書は、四日市市学校教育ビジョンの諸施策の評価資料として位置付けています。これに基づき、教育委員会の点検・評価報告書を作成しています。

※ PDCA サイクル

= Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の業務改善システム

「学校づくりビジョン」は、教師が連携し、各教科等の連携を図りながら行う授業づくりやよりよい学校教育を目指す地域人材の活用などをカリキュラムに位置付け、その実施状況の評価し、改善を図るといったカリキュラム・マネジメントに基づき、策定されます。

2 指標一覧

基本目標 1 確かな学力の定着

指標		現状値（令和元年度）		目標値（令和8年度）	
1	「全国学力・学習状況調査」における各教科の平均正答率の平均値	小学校 98.9 中学校 102.5		小学校 102 中学校 103	
2	ほぼ毎日、コンピュータなどのICT機器を他の友達と意見を交換したり、調べたりするために使用している児童生徒の割合	5.7%（参考値）		100%	
3	「全国学力・学習状況調査」における読解力に関連する問題の平均値	小学校 100.7 中学校 101.1		小学校 102 中学校 103	
4	「全国学力・学習状況調査」における思考力に関連する問題の平均値	小学校 95.3 中学校 104.3		小学校 101 中学校 105	
5	①「英語を使って友だちと会話することは楽しい」と肯定的な回答をした小学5・6年生の割合	82%		90%	
	②CEFR A1レベル（英検3級）相当以上を取得している及び相当の英語力を有すると思われる中学3年生の割合	44.3%		55%	
6	「主体的な遊びを通しての学び」について研修を行い、教育課程に反映させた園の割合	—		100%	

（基本目標1-1、1-3、1-4…全国平均値を100としたときの全科目の市平均値）

基本目標 2 ところとからだの健全な育成

指標		現状値（令和元年度）		目標値（令和8年度）	
1	いじめや差別は絶対いけないと思う子どもの割合	93%		95%	
2	「道徳の授業で、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 79.8% 中学校 81.3%		小学校 85% 中学校 86%	
3	「授業時間以外に読書をする」と回答した児童生徒の割合	小学校 81.8% 中学校 66.8%		小学校 85% 中学校 70%	
4	「運動（体を動かす運動遊びを含む）やスポーツをすることが好きである」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	【小学校】 男子71.3% 女子52.0% 【中学校】 男子63.5% 女子44.3%		【小学校】 94% 【中学校】 88%	
5	学校三師や関係機関と連携し、専門的な知見を活かした学校保健委員会や保健教育、研修会等を2回以上開催した学校数	8校（小学校2、中学校6） （13.6%）		30校（小19、中11） （50.8%）	
6	食育に「関心がある」と回答した児童生徒の割合	—		100%	

基本目標3 よりよい未来社会を創造する力の育成

指標		現状値（令和元年度）		目標値（令和8年度）	
1	「将来の夢や目標を持っている」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 82.0%	中学校 70.0%	小学校 85%	中学校 75%
2	①見学をとおして、ふるさとへの愛着をもつことができた児童生徒の割合	小学校 85%	中学校 80%	小学校 95%	中学校 90%
	②見学をとおして、星や宇宙に対して興味・関心を示すことができた児童生徒の割合	小学校 85%	中学校 80%	小学校 95%	中学校 90%
3	①「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 55.7%	中学校 42%	小学校 60%	中学校 50%
	②「地球環境を守るための行動をしたいと感じるようになった」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 85%	中学校 80%	小学校 95%	中学校 90%
4	「学校教育活動、学校経営の評価」における、「日常生活に生きる安全教育の充実」の質問項目での評価の平均値	小学校 3.5	中学校 3.1	小学校 3.8	中学校 3.5

基本目標4 全ての子ども能力を伸ばす教育の実現

指標		現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
1	①「国語の授業の内容はよく分かる」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学6年生 86.1%	小学6年生 90%
		中学3年生 82.5%	中学3年生 88%
	②「算数・数学の授業の内容はよく分かる」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学6年生 84.6%	小学6年生 90%
		中学3年生 80.7%	中学3年生 85%
2	相談支援ファイルを作成している児童生徒の割合	7.7% ※令和2年度	8.3%
3	JSL対話型アセスメントDLA（四日市版）を活用して日本語指導等を行った学校の割合	—	100%
4	中学3年生不登校生徒の卒業後進路（進学・就職）決定率	96% ※令和2年度	100%
5	学校基本調査における中学校卒業後の高等学校等進学率	98.9%	99.5%

基本目標5 学校教育力の向上

指標		現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
1	「学校評価」における「学校経営の充実」に係る質問項目の平均値	小学校 3.3	小学校 3.4
		中学校 3.2	中学校 3.3
2	超過勤務年720時間以上の教職員数の割合	小学校 10.8%	小学校 0%
		中学校 33.3%	中学校 0%
3	「学校に行くのは、楽しいと思う」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学6年生 85.0%	小学6年生 90%
		中学3年生 84.0%	中学3年生 90%
4	新教育プログラム6つの柱を意識した一貫性・連続性のある指導をした中学校区数	—	21校区※ ※ 三滝中、三重平中は同一中学校区として取組を進めているため
5	地域人材を活用した取組や出前講座（生活リズムや万引き防止、eネット安心講座等）がカリキュラムに位置づいている学校の割合	—	100%
6	教職員が、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させている学校の割合	42%	100%
7	学校施設整備計画に基づく施設整備の実施率	小学校 2%	小学校 74%
		中学校 7% ※令和2年度	中学校 48%

第4章 資料編

- 1 本市教育の現状と課題
 1. 子どもの状況
 2. 教職員の状況
 3. 家庭・地域との連携
- 2 四日市市総合計画（教育分野抜粋版）
- 3 四日市市教育大綱

1 本市教育の現状と課題

1. 子どもの状況

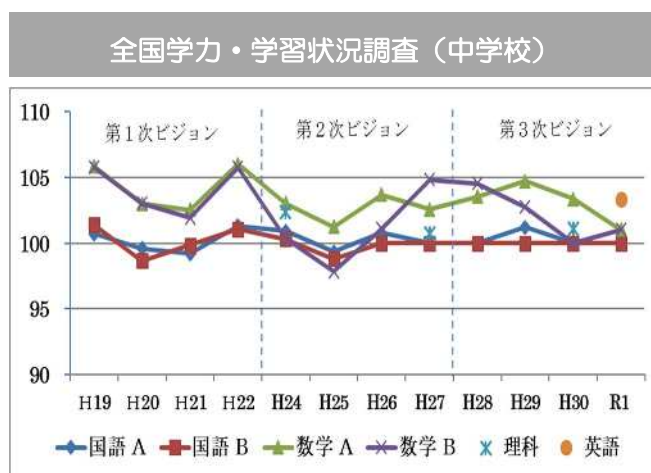
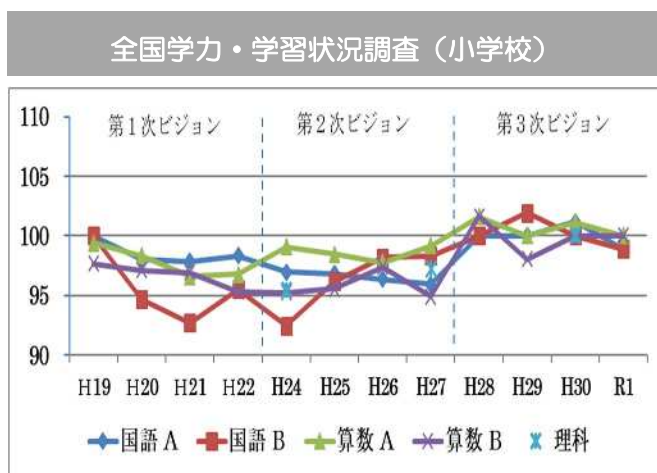
(1) 確かな学力

全国学力・学習状況調査の結果から、第3次ビジョンが始まった平成28年度以降、小学校では、ほぼすべての教科が全国平均と同等またはそれ以上となり、小学校の学力が改善されつつあります。

中学校では、平成19年度からほぼすべての教科において全国平均以上でした。特に数学に関しては全国平均を5ポイント近く上回るときもありました。また、令和元年度に初めて実施された英語についても、全国平均を2ポイント上回っており、本市の強みとなっています。

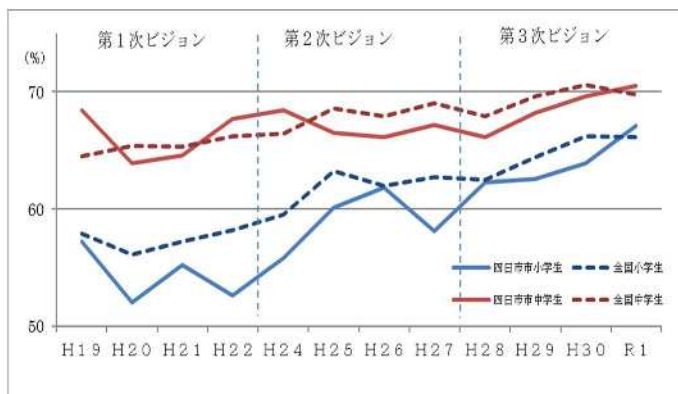
本市では、小中学校の指導体制の一体化による授業改善を推進しており、義務教育終了時において、全国と同等あるいはそれ以上の学力を各教科とも身に付けているということが分かります。

一方、小学校、中学校とも国語については全国平均と同程度の値が続いており、伸びていないことから、読解力・表現力の向上が課題であると捉えています。また、中学校の数学に関しても、近年やや低下傾向であり、算数・数学を中心とした論理的思考力の育成も今後の課題であります。



全国値を100としたときの本市結果の経年変化（平成19年度～令和元年度）

平日、学校の授業以外に、1時間以上勉強をしている児童生徒の割合は全国平均を下回っていましたが、令和元年度初めて、全国平均を上回りました。

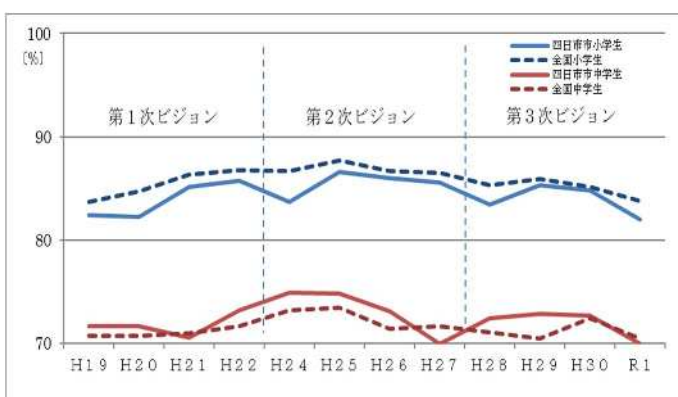


普段(平日)、学校の授業以外に1時間以上勉強をしている。

(2) 豊かな人間性

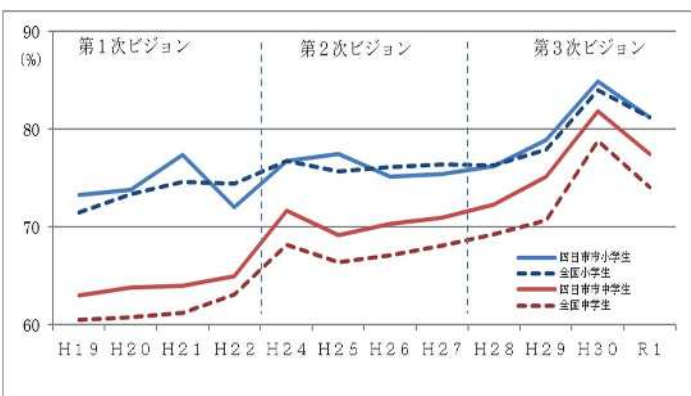
第1次ビジョン時の平成19年度から、本市の小学生が夢や目標を持っている割合は全国平均値より低い状態が続いています。

中学生は、全国平均値と同程度ではあるものの、およそ7割に留まり、近年は低下傾向です。



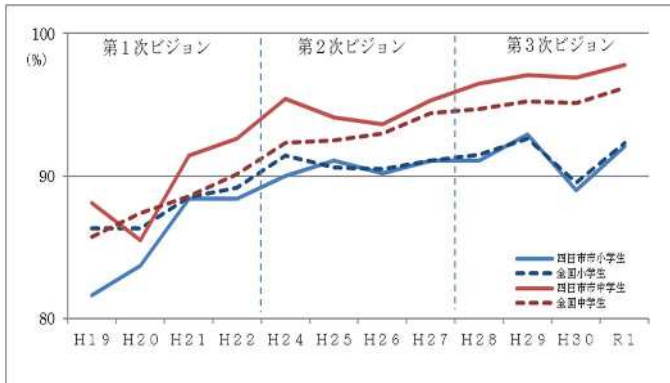
将来の夢や目標を持っている

一方、「自分にはよいところがある」といいますか」という問いに対する肯定的な回答の割合は、全国平均と比べてほぼ同程度か上回っており、本市の子どもたちの自己肯定感が様々な教育活動によって育まれているものと考えられます。

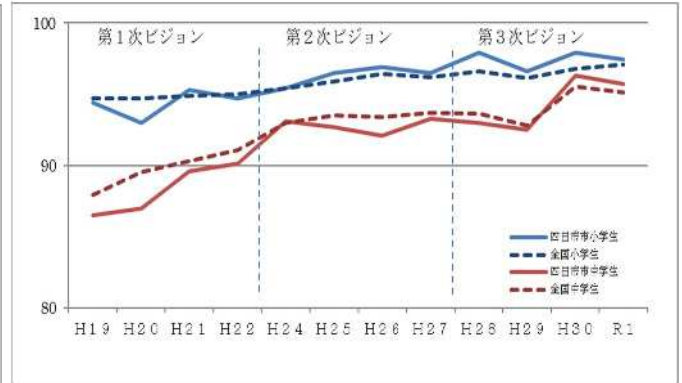


自分にはよいところがある

また、規範意識や、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思ふことに関して、肯定的な回答の割合は、全国平均値より高い傾向にあります。



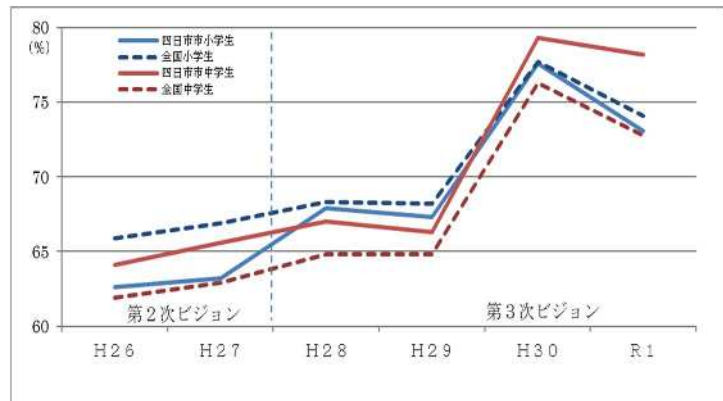
学校の規則を守っている



いじめはどんなことがあってもいけないことだと思ふ

本市では「共に生きる力」を身につけるため、豊かな人間関係を育むコミュニケーション能力の育成を大切にしてきました。

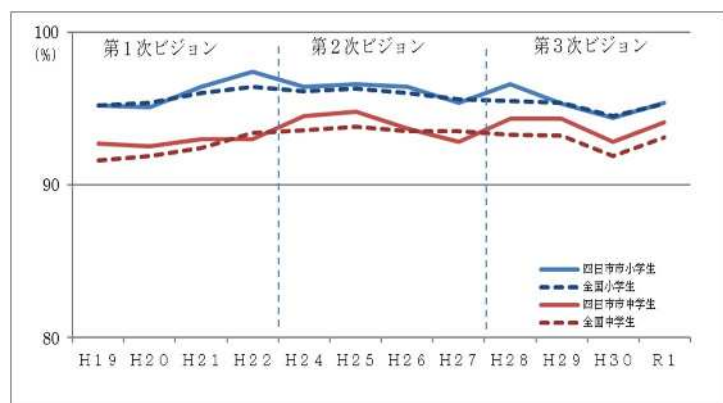
とくに中学生で、学級の友達と話し合う活動を通して自分の考えを深めたり広げたりしていることが伺えます。



学級の友達と話し合う活動を通して自分の考えを深めたり、広げたりしている

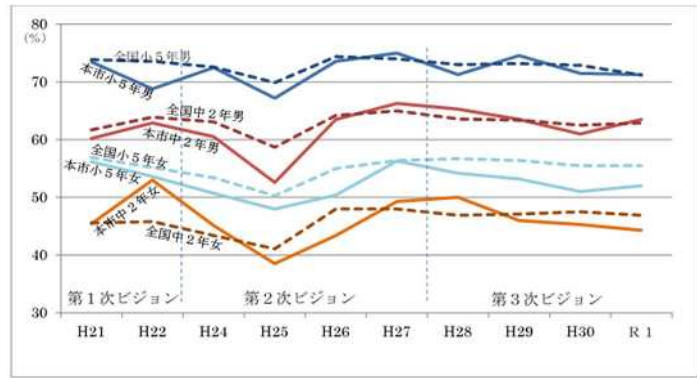
(3) 健康・体力

本市では、家庭・地域と連携して子どもの生活リズムの向上を推進しており、第3次四日市市学校教育ビジョン期間中は、「朝食を毎日食べていますか」という問いに対する肯定回答率は全国平均以上になっています。



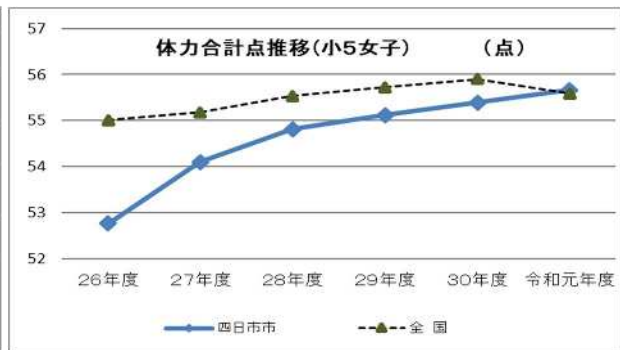
朝食を毎日食べている

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、「運動やスポーツをすることが好きですか」という問いに対する肯定的な回答の割合は、近年、全国平均を下回る状態が続いています。



運動やスポーツすることが好き

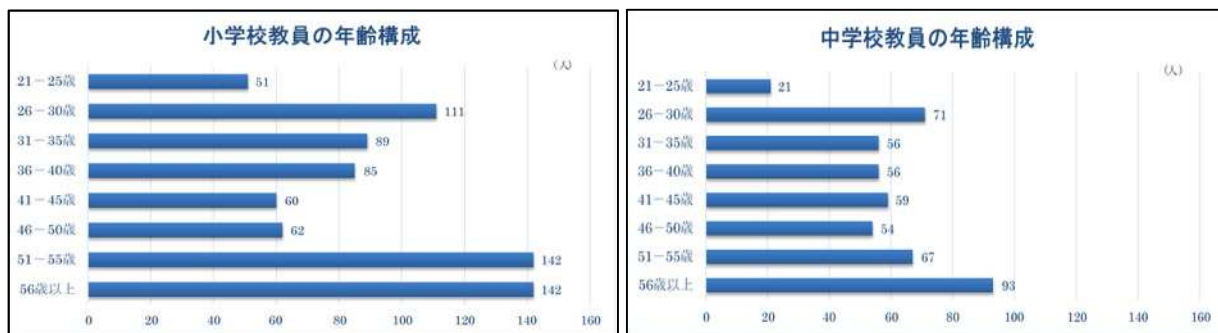
また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、令和元年度の体力合計点は全国と同様に低下しましたが、ここ数年で改善傾向を示しています。



令和元年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果から

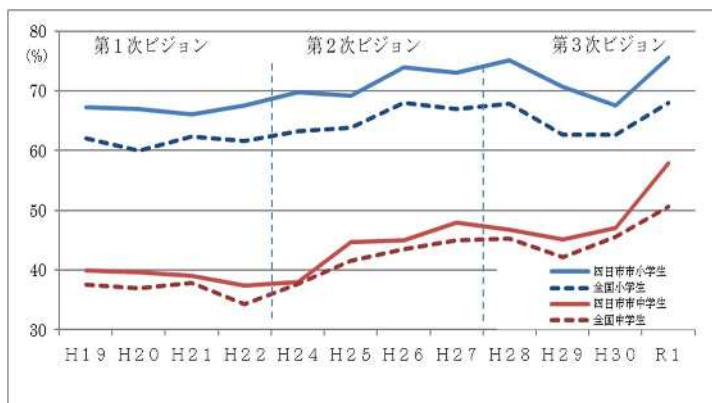
2. 教職員の状況

社会の進歩や変化のスピードが速まる中、教員の資質能力向上は最重要課題でもあります。近年の教員の大量退職、大量採用の影響等により、教員の経験年数の均衡が顕著に崩れ始め、かつてのように先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承をうまく図ることのできない状況があります。本市においても、下図に示されるとおり、50代と20代の教員が多く、中堅層の教員が少ないなど、教員の年齢構成にアンバランスが生じています。



3. 家庭・地域との連携

全国学力・学習状況調査において、「地域行事に参加している」の問いに対して肯定的な回答をした子どもの割合は、小学校、中学校とも平成19年度以降、全国値を上回っており、本市の子どもたちが地域の活動に積極的に関わろうとしていることが伺えます。



地域行事に参加している

重点的横断戦略プラン①
プロジェクト構成

子どもと家族を社会で支える取組

子育てするなら
四日市プラス

充実した人生を歩むための基盤を育み、誰もが憧れる
『子育て・教育安心都市』の実現に向けて

プロジェクト 01
令和の学び！
基盤となる学力・
体力・能力向上
プロジェクト

子どもたちの中で眠っている可能性は、これからの社会・四日市を創る希望そのものです。
教育活動全体を通して、子ども自身を持つ「自ら成長する力」を存分に引き出し、基盤となる学力と体力、言語・情報活用・問題解決能力等を向上するとともに、夢と志を持った子ども、ひとり一人の確かな成長を支援します。



プロジェクト 02
子育て家庭の
安心実感倍増
プロジェクト

子どもを産み、育てることにはさまざまな不安や心配事がつきもの。それを、自分だけで背負うのは難しいものです。
子育てに関わる経済負担の軽減、相談体制や支援の充実など、四日市で子育てする保護者の皆さんが安心を実感できるよう、東海エリアでトップクラスの充実した体制づくりを進めます。



プロジェクト 03
「子育て＆仕事」
両立応援
プロジェクト

共働き世帯や核家族の増加に伴い、これまでと同じ働き方を続けながらの子育ては限界に近づいています。
いま目の前の、そしてこれからのライフスタイルに合った「子育てと仕事」が両立できる環境を社会全体で整えるため、事業者と協力して、全国有数の産業都市「四日市市」だからできる先駆的な取組を進めます。



様々な施策をプラスして、
「子育て世代から選ばれる、誰もが安心して子育て・子育てできるまちづくり」を進めます。

プロジェクト 01 令和の学び！基盤となる学力・体力・能力向上プロジェクト

No. 1 「四日市市新教育プログラム」による
夢と志を持った子どもの育成

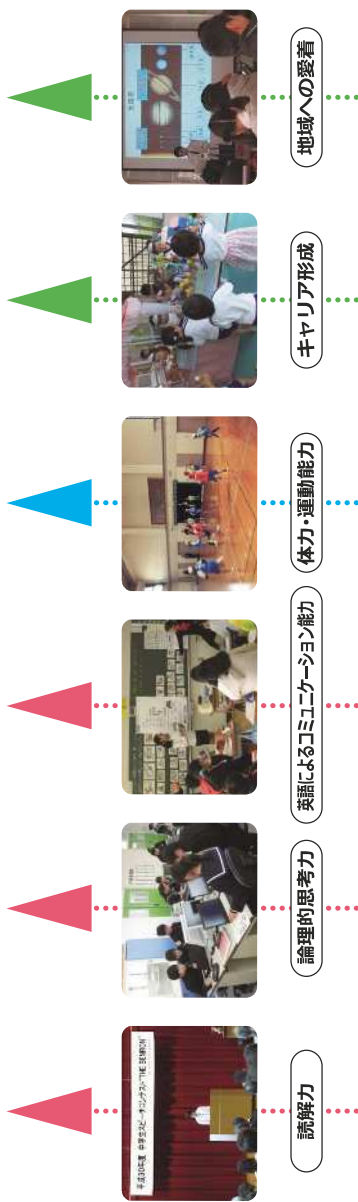
教育＋子育て

目的

就学前から中学校まで一貫した考え方で教育プログラムを展開することで
子どもが自らの人生を拓き、生き抜く力を持つことができる

具体的取組

- ① 新学習指導要領も見据えた新教育プログラムを教職員が共有することで、学びの一体化を実現します。
- ② 6つの柱で構成される教育プログラムを展開し、「読解力」、「論理的思考力」、「英語によるコミュニケーション能力」、「体力・運動能力」、「キャリア形成」、「地域への愛着」などを総合的に高め、言語能力、情報活用能力、問題解決能力を養成します。



就学前の子どもたちには、園での遊び等を通じ、「学びの芽生え」から「自覚的な学び」へと意識できるような活動を計画、実施し、小学校との円滑な接続を図ります。小、中学校では、これからの社会を生き抜く総合的な力を養うため、弁論大会、個別学習支援、英語による地域情報発信、新体力テスト、キャリアアリアバースト、地域企業との連携授業などに取り組み機会を提供します。

No. 2 先端技術に対応した教育現場のICT化

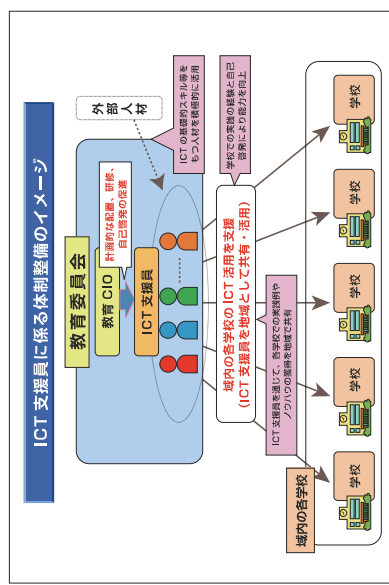
教育＋ICT

目的

大きな変革の時代に対応し、多様な特性を持つ子どもたちに
「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」を提供する

具体的取組

- ① ICTを基盤とした先端技術を学校教育現場へ効果的に導入します。
- ② 専門支援員によるICT活用を円滑に進める環境づくりを推進します。



出典：文部科学省資料

先端技術の導入により、個々の子どもに合った学習環境の提供などにより、社会に対応できる力を効果的に身に付けるとともに、教育現場への導入を働き方改革につなげ、子どもにも向き合う時間を確保します。

出典：文部科学省資料

先端技術を効果的に活用するために、ICT活用の専門支援員を育成、配置を推進していきます。

No. 3 幼少期から質の高い芸術・文化に触れることのできる機会の提供

子育て+教育+文化

目的 「本物に触れる」機会を提供することで

子どもたちの可能性を引き出し、豊かな感性を育む

- 具体的取組**
- ① 就学前の子どもたちに、質の高い芸術・文化に触れることのできる機会を提供します。
 - ② 音楽家や芸術家が市内小中学校を訪問し、子どもたちが将来に夢と希望を持つきっかけをつくります。



市内の保育園、幼稚園、こども園に通う全ての子どもたちが、質の高い芸術・文化に触れることのできる機会を提供します。幼いころに「本物に触れる」ことで、文化・芸術への興味を掻き立て、生まれ持った可能性を引き出します。

音楽家や芸術家が学校を訪問し、子どもたちが普段の授業とは異なる体験をすることで、将来に夢と希望を持つきっかけとします。

No. 4 幼少期から体を動かす習慣づくり

子育て+教育+スポーツ

目的 「スポーツに触れる」機会を提供することで

子どもたちの好奇心を刺激し、運動・スポーツに親しむ

- 具体的取組**
- ① 就学前の子どもたちや保護者が、気軽に楽しく体を動かす機会を提供します。
 - ② アスリートが市内小中学校を訪問し、基本的なプレーや専門的な指導を受ける機会を提供します。



市内の保育園、幼稚園、こども園に通う子どもたちに、スポーツ種目だけでなく、気軽に楽しく体を動かす機会を提供し、運動に親しむきっかけとします。

アスリートが学校を訪問し、一緒に取り組み、指導する機会を提供することで、子どもたちがスポーツの基本的なプレーを体験し、上達する喜びを感じ、スポーツを楽しむきっかけとします。

No. 5 多様な子どもに対する多様な学びの場の提供

教育+子育て

目的 いじめ、不登校をはじめとする課題に対応し、

多様な子どもに対する多様な学びの場を提供する

- 具体的取組**
- ① いじめ、不登校、家庭環境等多様な問題へ対応できる体制づくりを推進します。
 - ② 特別な配慮や医療的なケアを必要とする子どもへの支援体制を充実させます。



SSW等の専門職員の配置拡充、「不登校対応教員」の配置や登校サポートセンターを核とした不登校対策を実施します。

通級指導教室やサポートルームの拡充、特別支援教育支援員・介助員や医療的ケアサポーターの配置を充実させます。

No. 6 インターネット時代における、メディア・リテラシー養成

子育て+教育+人権

目的 インターネットを通じて発信される情報内容を主体的に読み解き、

インターネットを安全に活用することができる子どもを育てる

- 具体的取組**
- ① 市内の各小・中学校において、メディア・リテラシー養成の取組を含む人権教育の推進を図ります。
 - ② 学校教育にとどまらず社会教育においても、メディア・リテラシーの養成に取り組めます。



※メディア・リテラシーとは、インターネットやメディアが発信する情報をそのまま受け取るのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する力のことです。インターネットから発信される情報に、社会的な偏見が含まれていることもあります。「メディア・リテラシー」は、インターネット等で発信される情報はもちろんのこと、日常会話から得る情報についても必要です。



インターネット上で、依然として発生している、いじめ、差別を助長する書き込み、個人や団体への誹謗中傷、プライバシーを侵害する行為、匿名性を悪用した無責任な情報や有害情報の発信等による人権侵害を解消するため、幼少期からの人権教育を通じて必要な能力の育成を図ります。

No. 1 乳幼児期における質の高い保育の提供

子育て+人材確保

目的
保護者も子どもも安心して過ごせる質の高い保育・教育を提供し
子どもの健やかな成長を支える

- 具体的取組**
- ① 保育士や幼稚園教諭、学童保育所指導員などへの研修を充実し、保育の質を向上します。
 - ② 保育士の処遇改善や、市内保育所で働く意欲を持った学生への修学資金貸付などにより、保育人材を確保します。



三重大学等と連携し、保育人材の育成に関する講座や支援を要する子どもへの指導、助言を実施します。



保育士を確保するため、意欲ある学生に対する修学資金貸付制度を創設します。(一年数次勤務した場合返済免除)

No. 2 いつでも誰でも訪れられる活動・交流の場づくり

子育て+交流

目的
子どもたちが身ともに健やかに成長できる環境を充実することで
子どもや子育て家庭の安心感を倍増

- 具体的取組**
- ① 全市的な施設であることも子育て交流プラザといった子どもや親子が安心して活動や交流等ができる拠点施設の拡充も視野に入れた検討を行います。



児童館の無い地域に向い、健全な遊びや体験活動等の機会を提供している移動児童館の充実に努めます。



全市的な施設であることも子育て交流プラザといった拠点施設の拡充も視野に入れた検討を行います。

No. 3 子育て家庭の経済的負担を軽減

子育て+教育

目的
妊娠前から子育て中のライフステージ別に経済的負担を軽減することで
子どもを産み育てたいと願う人の希望がかなう社会を実現する

- 具体的取組**
- ① 不妊治療費助成の対象者を拡大します。
 - ② 妊婦や乳幼児の健康診査事業を充実します。
 - ③ 子ども医療費の窓口負担無料化の対象者を拡大します。
 - ④ 経済的理由から修学が困難な高校生、大学生等への給付型奨学金の制度を創設します。

子育て世帯（ライフステージ）

～妊娠

乳幼児期

保育園・幼稚園・こども園

小学校・中学校

高校・大学など



① 不妊治療費助成の対象者を拡大

② 妊婦 / 乳幼児の健康診査事業を充実

③ 子ども医療費の窓口負担無料化の対象者を拡大

④ 給付型奨学金制度を創設

No. 4 児童虐待防止と養育支援のための取組

子育て+福祉

目的
児童虐待をはじめとする家庭相談を行い、対応することで
すべての子どもが健やかに育成されるよう支援する

- 具体的取組**
- ① 「子ども家庭総合支援拠点」を設置するなど専門職を含む人員体制を構築します。
 - ② 調査、訪問等による継続的な支援や、在宅支援を中心とする、より専門的な相談支援を充実させます。



保護者の保護を。



児童虐待は親からのSOSでもありません。親を守ることも児童虐待防止への大きな一歩です。

相談を受け、家庭状況に応じ、在宅支援を中心とした専門的な支援を行います。

No. 5

社会教育施設をはじめとした地域資源の魅力発見

子育て + 教育 + 環境 + 地場産業 + 市民協働



目的 本市が誇る社会教育施設等の連携企画により

子どもが本市の魅力を感じ、楽しむことで、誇りを育てる

- ① そらんぼ四日市、久留倍官街遺跡、定期市など本市の様々な資源の魅力発見企画を開催します。
- ② 地元企業等による出前講座や図書館からの読み聞かせ出前講座など、本市の魅力を感じ発見できる機会を提供します。



夏休みの自由研究などの機会に、市内の子どもと保護者が複数の市内の社会教育施設を回るなどの連携企画を実施し、本市の魅力を感じ、楽しみ、誇りを育てます。

本市の強みを生かして、地元企業による出前講座の拡充や図書館から学童保育所などへの読み聞かせ出前講座など、教育、子育て支援の充実を図ります。

No. 6

AIを活用した市内のイベント情報発信

シティブロモーション+子育て



目的 暮らしを楽しめるまちとして、さまざまなイベントの情報を発信することで

暮らしを楽しめるまちとしてのイメージアップを図る

- ① AIを活用し、市内の民間、行政主催のイベント情報を子育て世代などに向けて網羅的にわかりやすく届けます。



三浜文化会館で開催されたじどうかんまつり(令和元年6月23日)

AIを活用した情報集約サイト(都城市)の例

No. 7

みんなで創る安全な歩行空間

子育て + 教育 + 道路整備 + 市民協働



目的 歩行空間整備による安全性の向上と、地域全体で行う見守り活動の両輪により

子どもを交通事故や事件から守る

- ① 警察・教育委員会・市が連携し、通学や保育の園外活動に使う道路の安全対策を進めます。
- ② ゾーン30の取組など、安全に歩くことができる道路空間の指定を推進します。
- ③ 防犯パトロールや見守り活動を行う地域防犯団体を支援します。



歩行者の安全性を高めるために、歩道の拡幅による安全の確保や、路肩のカラー化により運転者が歩行者に配慮するような取組を進めます。

歩行者や自転車など、道路を使う全ての人の安全を確保するために、速度制限を設け、注意を促します。



AIを活用した情報集約サイト(都城市)の例

No. 1 安心して子どもを預けることのできる環境整備

子育て+雇用

目的 就学前教育・保育の充実と学童保育所の充実により
子育てと仕事の両立を応援する

具体的取組

- ① 保育園・幼稚園・こども園の適正な受け入れ枠の確保や多様な保育サービスの充実を図ります。
- ② 学童保育所について、学校の校舎や敷地の積極的な活用を図るとともに、受け入れ枠拡大への支援に取り組みます。
- ③ 学童保育所の運営に携わる地域や保護者の負担軽減や、人材の確保・研修体制の充実による保育の質の向上に取り組みます。



保育園・幼稚園・こども園の適正な受け入れ枠の確保や多様な保育サービスの充実を図ります。

学童保育所の運営に携わる地域や保護者の負担軽減や、人材の確保・研修体制の充実を図ります。

学童保育所のニーズが高まる中で、子どもが安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、学校の校舎や敷地の積極的な活用を図ります。

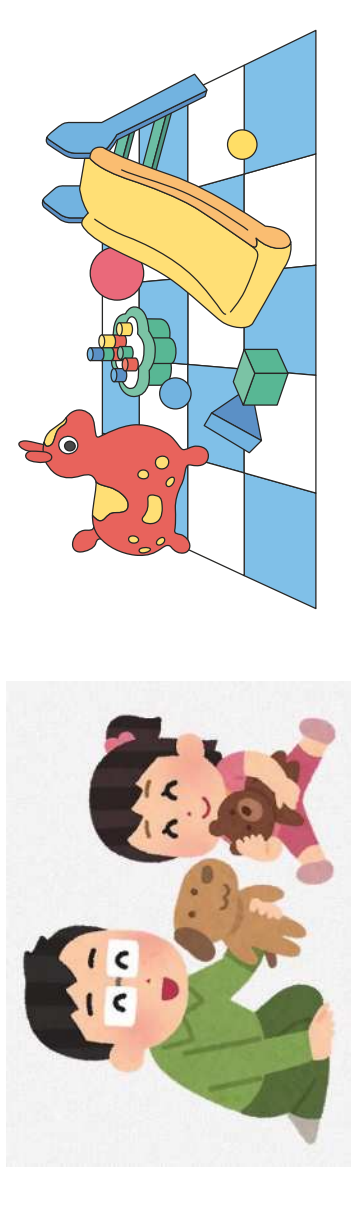
No. 2 仕事と子育ての両立ができる職場環境の実現

産業+子育て

目的 制度と設備の両面を充実させることで
仕事と子育てが両立できる環境を整備する

具体的取組

- ① 仕事と子育ての両立を推進するため、各種休業制度の充実のほか、在宅勤務や育児短時間勤務など柔軟な就業ができるよう企業へ働きかけを行います。
- ② 男女がともに働きやすい環境づくりのための施設整備を行う企業に対して支援を行います。
- ③ 優れたワーク・ライフ・バランスの取組を行う企業を表彰する等、働きやすい職場作りを推奨します。



男女を問わず早く帰宅できるよう、また、柔軟な働き方ができるよう就業規則の見直しや改善を支援します。

男女がともに働きやすい施設や、子どもの遊び場スペース設置など、子育て世代にも配慮した施設整備を行う企業を支援します。



やさしく、たくましく、しなやかに
生きる力を持った元気な子どもが育つまちへ

政策① 子育て・教育

基本的政策 1 子ども子育てにやさしい まちに向けた環境整備

[SDGs17の目標]

- 17 持続可能な開発目標 (SDGs)
- 16 平和と公正
- 11 持続可能な都市とコミュニティ
- 10 人や国の不平等の削減
- 9 産業と高品質な雇用
- 8 豊かさを創出する持続可能な産業
- 5 ジェンダー平等を推進する
- 4 質の高い教育をみんなに
- 3 気候変動に具体的な対策を
- 1 貧困をなくそう

- 1 就学前教育・保育の充実
- 2 放課後等における子どもの居場所づくり
- 3 子育て家庭への支援強化
- 4 支援が必要な子どもへのきめ細かな支援
- 5 子どもが心身ともに健やかに成長できる環境の整備
- 6 仕事と子育てが両立できる職場環境の整備
- 7 子育て家庭の状況に応じたきめ細かな子育て支援情報の提供

基本的政策 2 夢と志を持ったよいかいの子どもの育成

[SDGs17の目標]

- 17 持続可能な開発目標 (SDGs)
- 11 持続可能な都市とコミュニティ
- 10 人や国の不平等の削減
- 4 質の高い教育をみんなに

- 1 「新教育プログラム」の展開による学力・体力の向上
- 2 「チーム学校」として推進する教育支援
- 3 より良い学習環境の整備

子どもと子育てにやさしいまち

1 目指す姿

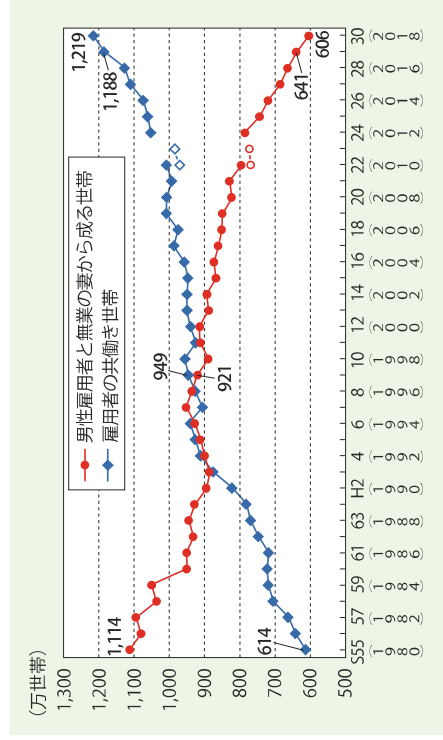
- (1) 妊娠から出産、産後、子育てまで、子ども一人ひとりの成長に応じた支援が充実し、安心して子どもを産み育てられる環境が整っている。
- (2) 家庭の状況にかかわらず、全ての子どもが健やかに育つ環境が整っている。
- (3) 共働き世帯が増加する中、家庭、地域、事業者、行政等が連携し、社会が一体となって子育てと仕事を両立できる社会を構築している。

2 現状と課題

(1) 社会環境の変化に伴う就学前教育・保育の充実や子どもの居場所づくり

幼児教育・保育の無償化や

さらなる共働き世帯の増加を見据え、保育園や幼稚園、こども園等の就学前教育・保育の提供体制の整備と質の向上が求められるほか、学童保育所をはじめとした放課後等の子どもたちの居場所づくりを、さらに推進していく必要があります。



(内閣府「男女共同参画白書」(令和元年版)より)

(2) 子育てに対する身体的・精神的・経済的負担、不安の軽減

核家族化の進展等に伴い、子育てにかかる負担や不安、悩みを相談できる人が身近におらず一人で抱える保護者も多いため、気軽に相談できる体制整備や、経済的支援など、子どもを持つことへのさまざまな身体的・精神的・経済的負担や不安を軽減できる取組が求められています。

特に、年々増加、複雑化する児童虐待の防止や、発達支援や医療的ケアが必要な子どもたちへの支援の強化が重要です。

(3) 子どもを取り巻く環境の変化

子どもたちを取り巻く家庭・社会の環境が変化の中で、基本的な生活習慣の定着やネット利用に伴うトラブル防止に取り組むとともに、多くの体験や交流の機会を通して、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる環境を整えることが必要です。

(4) 仕事を持つ人が安心して子どもを産み育てられる環境の整備

仕事を持つ人が子育てをしながら、社会において自らの知識やスキルを発揮することのできる環境を社会全体で創り上げていく必要があります。

に向けた環境整備

3 展開する施策

(1) 就学前教育・保育の充実

- ① 働く女性の増加や幼児教育・保育の無償化の影響、今後の人口動態等を見据えたうえで保育園・幼稚園・こども園における適正な受け入れ枠を確保します。◀重点▶ P 30
- ② 教育認定の児童については、公立幼稚園において公的役割を果たしていきます。なお、適切な集団規模での教育が困難な園については、認定こども園においてその役割を保障していきます。また、こども園においては、必要に応じて教育認定の3歳児の受け入れの検討を進めます。
- ③ 就学前教育・保育は小学校教育への「学び」につなげるための大切な時期でもあることから、家庭環境等に関わらず全ての子どもが就園できるよう取り組むとともに、保育の質の向上と人材の確保に取り組みます。◀重点▶ P 26
- ④ 家庭環境や保護者の働き方が多様化しているなか、子育て家庭の利用状況に応じた病児保育室や一時保育、休日保育など多様な保育サービスの充実を図ります。◀重点▶ P 30

(2) 放課後等における子どもの居場所づくり

- ① 子どもたちが安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、学校の校舎や敷地の積極的な活用を図るとともに、学童保育の受け入れ枠拡大への支援に取り組めます。◀重点▶ P 30
- ② 学童保育利用者の増加に伴い、運営に携わる地域や保護者の負担が大きく、課題も多岐にわたっていることから、巡回訪問を実施し、負担や課題の解消に向けた支援体制の充実を図るとともに、研修体制の充実などによる保育の質の向上、指導員の処遇改善や教育・保育経験者の発掘など人材確保への支援に取り組めます。◀重点▶ P 30
- ③ 子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境の充実を図るため、全市的な施設であるこども子育て交流プラザといった子どもや親子が安心して活動や交流等ができる拠点的な施設の拡充も視野に入れた検討を行います。◀重点▶ P 26

(3) 子育て家庭への支援強化

- ① 学校や保育園、幼稚園、こども園、地域団体等における身近な相談窓口のほか、親子で気軽に交流・相談できる子育て支援センターや子育て世代包括支援センター等における相談体制を充実します。
- ② 妊娠中や子育て中の人が気軽に集い、育児の不安や喜びを互いに共有できるサロンの設置や、多胎児家庭への支援などを行い、子育ての孤立化や不安の解消を図ります。
- ③ 子どもを安心して産み、育てられるよう、子どもの医療費や教育費など子育て世帯の経済的負担の軽減に向けた取組を展開します。◀重点▶ P 27



母子健康手帳の交付

- ④ 妊産婦が安心して妊娠、出産を迎えられるよう、また乳幼児の発育支援と健康の保持増進や発達の課題を早期発見するため、**妊産婦や乳幼児の健康診査事業の充実を図ります。**

重点▶ P 27

(4) 支援の必要な子どもへのきめ細かな支援

- ① 子どもの発達支援について、相談支援の充実や関係機関と連携した支援を早期から行うとともに、放課後等デイサービス事業などの利用につなぎ、生活能力の向上や社会との交流の促進を図るなど、途切れのない支援を行います。また、児童発達支援センターあけぼの学園においては、地域の中核的な施設として発達支援が必要な子どもや保護者への支援に取り組めます。また、医療的ケアの必要な子どもについて、関係機関が連携し、障害の有無に関わらず、全ての子どもがともに成長できるよう取組を進めます。

- ② 児童虐待への対応として、家庭児童相談室に「子ども家庭総合支援拠点」を設置するなど、専門職を含む人員体制の強化に努め、在宅支援を中心とした、より専門的な相談への対応や、調査・訪問等による継続的な支援の充実を図ります。

重点▶ P 27

中核市移行後の児童相談所の設置については、効果と経費や人的課題といった総合的な視点からの検討を進めます。

- ③ ひとり親家庭等への日常生活支援などに取り組みながら、支援を要する緊急度の高い子どもに対して適切な支援が行われるよう、部局間の情報共有を図るとともに、速やかに関係機関につなげます。

(5) 子どもが心身ともに健やかに成長できる環境の整備

- ① 子どもの非行を未然に防止し、有害な環境や情報、犯罪から子どもを守るため、保護者や学校、関係機関、地域と連携しながら地域ぐるみで子どもを見守る活動を推進します。また、インターネット等の安全安心な利用の啓発や子どもの生活リズムの向上に取り組めます。

- ② 豊かな人間性を身につけた子どもの育成に向けて、幼少期から質の高い芸術・文化に触れられる機会を提供するなど、さまざまな体験・交流活動を推進します。

重点▶ P 24

(6) 仕事と子育てが両立できる職場環境の整備

重点▶ P 30

- ① 子育て世代が男女を問わず、家庭と仕事の両立ができるよう、市内の事業者に対し、男性の育児休暇取得の推進や業務効率化による定時退社、産休・育児取得者の職場復帰支援等の先導的な取組への働きかけを行います。また、従業員の子育てにかかる負担感を軽減できるようなハード整備への支援を行います。

(7) 子育て家庭の状況に応じたきめ細かな子育て支援情報の提供

- ① 安心して出産・子育てをしていただけるよう、子育て世帯向けの住宅施策や、公園等の身近な遊び場、公共交通機関等におけるバリアフリーの状況、市立図書館や博物館等における子育て支援施策など、さまざまな子育て支援や、地域や事業者等と一体となって子育て世代を応援する取組などの情報を提供します。



- ・社会全体で子どもを育てる視点から、地域ぐるみで子どもを見守り、育てる活動に取り組めます。

- ・児童虐待の早期発見に向け、虐待防止に関する意識を高めます。

- ・子育て家庭が交流できる機会をつくるなど、子育て中の人の不安や悩みを和らげるとともに、地域の子育てへの理解を深める活動に取り組めます。

- ・事業者は、従業員が家庭で子どものかかわりを深められるよう配慮するとともに、子育て中の人が働きやすい職場環境の整備に努めます。

市民・事業者等が
取り組んでいくこと

4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値 方向性
子育て支援センターや子育て世代包括支援センターにおける相談件数	子育て家庭の不安を解消するため、気軽に相談できる体制を充実させ、相談件数の増加を図る。	22,149件 (平成30年度)	23,500件 ▲

夢と志を持ったよっかいちの子

1 目指す姿

(1) これからの社会は、多様で変化が激しく一層複雑化し、解決の道筋が明らかでない問題が多く存在する。そのような社会で、子どもが自らの人生を拓き、生き抜く力を身に付け、さらには他者と協働している。

2 現状と課題

(1) 複雑化する社会に対する教育のあり方

AIやIoTの普及、人口減少や超高齢化、グローバル化等により複雑化・多様化していく社会において、子どもが自らの人生を拓き、自分らしく生き抜いていくことができるよう、基盤となる学力・体力が身につく教育環境づくりを進める必要があります。

(2) 学校不適応や不登校等への対応

いじめ、不登校、発達障害、家庭環境等の子どもを取り巻く多様な問題が複合している中、全ての子どもへ学びの場が保障されるために、早期に専門的なスタッフによる対応等が必要となつていきます。

(3) 学習環境の老朽化や教育のICT化等への対応

小中学校施設の多くが今後一斉に更新時期を迎えることになるとともに、全体的に設備の劣化も進んでいるため、維持管理の転換を図る必要があります。また、先端技術・教育ビッグデータの効果的な活用とICT環境の整備が進むことへの適切な対応が求められます。

3 展開する施策

(1) 「新教育プログラムの展開による学力・体力の向上」**重点▶P 23**

① 読解力育成、論理的思考力育成、英語コミュニケーション力育成、体力向上、キャリア教育、四日市ならではの学習**重点▶P 28**の6つの柱で構成する新教育プログラム(P95)を展開することで、就学前から小学校、中学校へと一貫した考え方で子どもたちの学力・体力向上に取り組めます。



ICTを活用した授業（算数）



ICTを活用した授業（体育）



派遣英語指導員と担任による英語授業

子どもの育成

② 小中学校9年間の一体的な指導体制を整え、学びの一体化を推進し、中学校卒業時の子どもの進路保障、社会的自立につなげます。

③ 新教育プログラムの効果を最大限に高めるため、教職員の業務を精査し、本市の公立学校における働き方改革取組方針に基づき、学校業務アシスタントや校務支援システムの拡充等により教職員の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保に取り組めます。

④ 中核市移行にあたっては、公立小中学校の教職員の研修にかかる事務が移譲されることから、すでに市で実施している研修も含め、一体的・効率的に研修を実施でき、本市に即した研修内容を盛り込むことも可能になります。新教育プログラムを円滑に実施できるよう研修の充実を図ることはもとより、移行後の研修体系も研究しながら、中核市移行を見据えた準備を進めます。

(2) 「チーム学校」として推進する教育支援 **重点▶P 25**

① 福祉面の支援としてのスクールソーシャルワーカー(SSW)、心理面の支援としてのスクールカウンセラー(SC)、法的な側面の支援としてのスクールロイヤー(SL)といった専門職における支援を結集し、連携して課題解決にあたり、子どもや家庭への支援を推進します。特に、本人のみならず家庭に向けた福祉面での支援調整を行うためには、SSWの人材確保・育成が重要であり、その配置についても、早期かつ継続的な対応を実現するため、従来の派遣型から拠点巡回型への転換を図ります。



登校サポートセンター

② 不登校対策については、改修整備及びセラピストの配置等体制の充実が図られた「登校サポートセンター」を核とした取組を進めます。センターへの継続的な通級につながる子どもへのアウトリーチ(家庭訪問等)を拡充するとともに、センターへの相談に至る前の対策として、各中学校における「不登校対応教員」の配置といった不登校対策に取り組めます。

③ 障害等があっても、合理的配慮のもとでも学ぶというインクルーシブ教育の推進に向け、通級指導教室やサポートルームの拡充に加え、特別支援教育支援員や介助員の適切な配置を行うとともに、医療的ケアを受けながら学校生活を送る子どもへの医療的ケアサポーターの配置、さらにはサポーターへの専門的な支援等による実施体制の整備に取り組めます。

四日市市新教育プログラム

学校教育活動におけるこれまでの取組をさらに深めるとともに、**新学習指導要領への対応やSociety5.0**と称されるこれまでにない社会の到来などの新たな課題に向けて、**言語能力、情報活用能力、問題解決能力**といった必要な能力を身につけるために、四日市市独自の新たな教育プログラムを策定する。

就学前～小学校～中学校の期間において、目指すべき子どもたちの姿を、それらのテーマ(柱)別に整理し、6つのプログラムとして系統的に組み立てることによって、教育的効果を高める。

⇒ 就学前・小学校・中学校の各教育現場において**教職員が共有して指導**にあたることで、**各段階における学びを明確に位置付け、一貫性・連続性**を意識することによって**学びの一体化**を実現する。

策定の趣旨

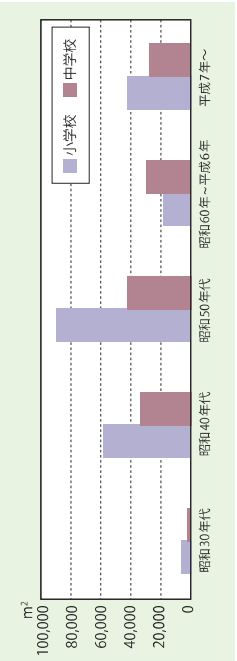
策定のねらい

6つの柱の構成

柱	プログラム	目的
1	読む・話す・伝えるプログラム 読解力	読解力向上について重点的に指導するとともに、読む・話す・書くといった活動を通して、学校教育活動全体で言語活動の充実を図る。それにより、「文章を正確に理解し、適切に表現する資質・能力」を育成する。
2	論理的な思考で道筋くつきりプログラム 論理的思考力	本市の強みである算数・数学の力をさらに伸ばすとともに、情報活用能力の育成を図る。加えて、プログラミング体験等を通してプログラミング的思考を育むなど、これからの時代に求められる論理的思考力を育成する。
3	英語でコミュニケーション IN 四日市! プログラム 英語によるコミュニケーション能力	就学前から英語に出会い、聞く・読む・話す・書くの4技能を統合した言語活動により、発達段階に応じた英語コミュニケーション能力を育成し、英語で四日市を語ることでできる子どもたちを育てる。
4	運動大好き! 走・跳・投UPプログラム 体力・運動能力	体育授業・運動遊び等で十分な運動量を確保し、体力・運動能力を向上させる。生涯にわたって健康を保持し、豊かなスポーツライフの実現を目的とした運動に親しむ資質・能力を育成する。
5	夢と志! よっかいち・輝く自分づくりプログラム キャリア形成	体系的なキャリア教育の取組を通して、子どもたちが自身の夢や志を実現に向けて「学び続ける」ために、「何のために学ぶのか」という目的意識や、「学ぶこと」と社会とのつながりを意識した主体的な学習意欲を持つとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する。
6	四日市ならではの地域資源活用プログラム 地域への愛着	四日市の歴史・文化・自然を活用した教育や、高度なものであり産業と連携した教育、身近な素材から出発した社会参加につながる環境教育を通して、ふるさとに対する誇りと愛着を育むとともに、四日市を語ることができる「心豊かな」よっかいち人」を育成する。

(3)より良い学習環境の整備

- ① 小中学校施設の老朽化対策について、学校施設の長寿命化計画に基づき、事後保全型から予防保全型への計画的な維持管理に取り組めます。
- ② 空調設備について、未整備である室や更新時期を迎えている室への対応について計画的に環境改善に取り組めます。
- ③ エレベーター整備について、小学校における整備を進めるとともに、中学校給食受入に伴い、中学校における整備に取り組めます。
- ④ ICT活用による学習環境の整備について、タブレット端末や大型提示装置の配備に取り組めます。また、ICT支援員を配置し、機器の利点や特徴を生かした効果的な活用を図ります。 **重点▶P23**
- ⑤ 中学校給食センターの整備について、農業センター敷地内への中学校給食センターの整備を進め、給食を「生きた教材」として活用し、食育と地産地消を推進します。 **重点▶P50**



市民・事業者等が取り組んでいくこと

コミュニティスクールや企業との連携授業をはじめ、地域人材・地域資源として、地域とともにある学校づくりや学校教育活動に協力します。

4 進捗状況を測る主な指標

指標	説明	現状の値	目標値方向性
全国学力・学習状況調査正答率	全国学力・学習状況調査の各教科平均正答率の平均値 (全国平均を100としたときの全科目の市平均値)	小6 99.5 中3 100.5 (令和元年中)	小6 102 中3 103 ▲
全国体力・運動能力調査合計得点	全国体力・運動能力調査の体力合計得点(8種目)の平均値 (全国平均を100としたときの全種目の市平均値)	小5男 100.6 小5女 99.1 中2男 100.9 中2女 101.8 (平成30年中)	小5 102 中2 103 ▲
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に関する肯定的回答の割合	全国学力・学習状況調査の肯定的回答の割合(%)	小6 85.0 中3 84.0 (令和元年中)	小6 90 中3 90 ▲

目次

1 はじめに	2
2 対象期間	3
3 四日市市が目指す教育	3
4 四日市市の教育を支える5つの理念	5
1 確かな学力を修得し、未来を創る力の養成	5
2 生涯にわたり健康を保持し、運動に親しむ態度の育成	6
3 豊かな人間性を育み、夢と志の実現に向け学び続ける態度の涵養	7
4 家庭・地域等外部との連携・協働による学校マネジメントの充実	8
5 四日市ならではの教育の推進	9
5 理念を実現するために	10

四日市市教育大綱

～ 夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども ～

令和3年3月



1 はじめに

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、本市では同年 11 月に「四日市市教育大綱」を策定しました。令和 2 年度には策定から 5 年を迎え、このたび、新たな「四日市市教育大綱」を策定しました。

この間、本市においては、日々大きく変化する社会経済情勢の中で、持続可能なまちづくりを進めるため、本市の将来都市像や基本目標を示す「四日市市総合計画（2020 年度～2029 年度）」を令和元年度に策定しました。

本計画において、教育分野における将来の目指す姿として、「多様で変化が激しく一層複雑化し、解決の道筋が明らかでない問題が多く存在するこれからの社会において、子どもが自らの人生を拓き、生き抜く力に身に付け、さらに他者とも協働している姿の実現」を掲げています。

現在、世界的に猛威をふるっている新型コロナウイルス感染症は、私たちの社会生活のあり方を大きく変えました。教育の現場においても「新しい生活様式」にあわせたと環境へと変化を遂げているところもあります。これからの未来を生きる子どもたちには、先行きの予測が困難な社会環境の中にあつて、自らの人生を切り拓き、生き抜く力が求められています。本市で学ぶ全ての子どもたちも、こうした力を確実に身に付け、他者と助け合いながら輝かしい未来を歩んでいけるようにとの思いを込めて、この大綱を策定いたしました。

未来を担う子どもたちが持つ可能性は、これからの社会、四日市市を創る希望そのものです。

この大綱に掲げる「本市の目指す教育」を実現するために教育委員会とともに全力を挙げて取組を進めることにより、子どもも自身が持つ「自成長する力」を存分に引き出し、夢と志を持ったよっかいちの子ども、一人ひとりの確かな成長を支援してまいります。

令和 3 年 3 月

四日市市長 森 智広



2 対象期間

対象期間は 5 年間とします。(令和 3 年度～令和 7 年度)

3 四日市市が目指す教育

全国と同様、本市においても少子高齢化社会と人口減少社会が本格的に到来しており、グローバル化の一層の進展や急速に進む技術革新によって情勢は大きく変わろうとしています。その上、子どもの貧困と教育格差、家庭・地域の状況の変化など教育を取り巻く課題は、より一層複雑化・多様化しています。

また、令和元年度末から続く、新型コロナウイルス感染症については、対策を講じつつ、学校においての新しい生活様式のもと、子どもたちの健やかで協働的な学びを保障していかなければなりません。今後は新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動を継続することが求められています。

未来を生きる子どもたちにとっては、このような先行き不透明な「予測困難な時代」だからこそ、自分の良さや可能性を認識しながら、多様な人々と共に変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていこうとする「生きる力」「共に生きる力」が必要となります。

そのためにも、令和 3 年度のスタートから実現している児童生徒一人一台タブレットを効果的に学びにいかすなど、これからの学校教育を支える基盤的なツールとしての ICT²を活用した教育活動を充実させていく必要があります。

1 本市では、第 1 次学校教育ビジョン（平成 17 年 1 月）から一貫して、子どもたちに「生きる力」とともに、コミュニケーションを身に付け、互いに向上する人間関係を築き、他者と協働し未来を切り拓いていく「共に生きる力」を育むことを大切にしてきました。

2 Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。



さらに、家庭教育と学校教育を効果的につなげ、地域社会と連携すること
ことで、全ての子どもに深い学びを実現させる等、誰一人取り残すこと
のない学びの保障への取り組みが重要な課題となっています。

本市の子どもたちの現状に目を向けると、全国学力・学習状況調査や
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、義務教育終了時にお
ける基礎学力の定着、自己肯定感や規範意識の醸成、体力の向上が見受
けられます。一方、読解力や論理的思考力にやや課題があること、夢や
志を持つ子どもの割合や「運動が好き」と答える子どもの割合が低下し
ていく傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、全てのよっかいちの子どもの可能性を引き出
し、「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」となることを
目指し、四日市市の教育を支える5つの理念を示します。

4 四日市市の教育を支える5つの理念

1 確かな学力を修得し、未来を創る力の養成

これからの社会は、グローバル化の一層の進展とともに、技術革新が
急速に進み、超スマート社会³が到来することが予想されています。新
しい社会を見据え、子どもたちが、これからの社会を切り拓いていくた
めには、知識や技能の定着とともに、思考力、判断力、表現力をバラ
ンよく育成することが大切です。

また、本市が重点的に取り組んできた「社会人になっても通用する問
題解決能力」の育成を今後も大切にしながら、併せて、「学習や生活の基
盤となる言語能力」、「情報社会に主体的に参画する情報活用能力」とい
った汎用的な資質・能力の育成も図る必要があります。

そのため、学校においてはICTを効果的に活用して、個に応じた指
導や対話的な学びを合ひを進めるとともに、家庭や地域社会と連携した才
能オンライン教育を充実させることで、学びの質を向上させます。

これらの取り組みによって、全ての子どもたちの可能性を引き出す個
別最適な学びと、協働的な学びを実現させるとともに、それぞれの学び
を往還させ、生かしあうことで深い学びとなることを目指します。

3 必要なもの・サービスを必要に応じて提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき
年齢、性別、地域、言語といった違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らす社会。



2 生涯にわたり健康を保持し、運動に親しむ態度の育成

全ての子どもが、運動やスポーツをすることの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって自らの健康を適切に管理・改善し、豊かなスポーツライフを実現するためには、運動に親しむ資質・能力を身に付けることが大切です。

健やかな体を育むことは、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも関わり、「生きる力」「共に生きる力」の基盤となります。

そのため、子どもが意欲的に取り組む体育活動を図り、体力・運動能力の向上とともに、運動する楽しさに気付かせることが必要です。

また、子どもたちが命の大切さを学んだり、性に関する正しい知識と判断力を身に付けることは、将来、心身ともに健やかで、幸せに過ごすための基礎を養うことにもなります。

今まで以上に、発達段階に応じた体力・運動能力の向上、健康教育や食育の充実を図ることを通して、子どもたちの豊かな心とたくましい体を育みます。

3 豊かな人間性を育み、夢と志の実現に向け学び続ける態度の涵養

急激に変化する社会の中で、子どもたちが夢や志を持ち、未来を切り拓いて生きていくためには、その変化を前向きに受け止め、未知なことから問題を見出し、試行錯誤しながらも解決していかうとする意欲や力を生涯にわたって持ち続けることが重要です。

学ぶ意欲を持ち、持続するには、「何のために学ぶのか」「学んだことは社会とどうつながるのか」ということを考え実感することが大切です。そのために社会人から話を聞くことや、様々な体験活動を行うなど、他者と関わりながら学ぶキャリア教育の充実を図ります。

また、メディア・リテラシー⁴養成の取り組みを含む人権教育や、考え・議論する道徳教育の推進を図り、自己肯定感、粘り強く最後までやり遂げようとする強い気持ち、他者と協調し思いやる心、多様性を尊重する姿勢など、よりよく生きるための基盤となる豊かな人間性を育みます。

これらを基盤としたうえで、本市の強みを生かした自然、社会、文化等、体験活動や、本市を進める連携型小中一貫教育の充実によって、子どもたちに夢と志の実現に向け、主体的・協働的に学び続ける態度の涵養を図り、学校での学びを自分自身の人生の充実、幸せや将来の社会貢献につなげます。

4 インターネットやメディアが発信する情報をそのまま受け取るのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する力。



4 家庭・地域等外部との連携・協働による学校マネジメントの充実

人々のつながりが希薄化するなど、子育てについての悩みや不安があっても、身近に相談できる相手がないといった課題が浮き彫りとなっています。

厳しい経済状況にある家庭や教育的に不利な環境にいる子ども、特別な支援を要する子ども、日本語指導が必要な子どもなど、個別の教育課題への対応や子どもたちに学習機会の均等を図るためには、福祉など様々な行政機関と連携した環境整備が不可欠です。

このような時代や社会の変化に対応するためには、家庭、地域社会、学校・行政の連携・協働がこれまでに以上に必要です。

地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくために、令和3年に全校実施となるコミュニティスクール等を活用しつつ、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立し、「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。

さらに、教員が子どもと向き合う時間をより確保するために学校において担うべき業務を明確化するとともに、教員とは異なる知見を持つ外部人材・福祉や法など様々な分野の多様な専門スタッフが学校運営に参画する「チーム学校」の取り組みを進め、学校の組織的な対応力を向上させます。

5 四日市ならではの教育の推進

四日市市は、伊勢湾と鈴鹿山脈に囲まれた自然豊かな地域であり、古くから人とモノが交流するまちとしての歴史を背景に、豊かな生活基盤を育んできました。

特色ある農業や地域に根付いた地場産業も盛んであるとともに、豊かな歴史を背景に様々な文化が育まれ、現在も数多くの文化財や伝統芸能などが継承されている文化の息づくまちでもあります。

一方、本市は、公害を教訓にし、公害対策のモデル都市として産業の発展と環境保全を両立させてきたまちでもあります。

現在では、環境技術を蓄積してきた臨海部の石油化学産業や、世界最先端の半導体製造工場をはじめとする多様なものづくり産業が集積し、日本有数の国際貿易港である四日市港と相まって発展を続けていることが、本市の活力の源になっています。

このような四日市ならではの歴史・文化・自然を活用し、地域に点在する文化財等地域教材を活用した学習や、地域で働き地域を支える人々の協力を得て展開する学習を充実させます。さらに、高度なものづくり産業と連携した教育、持続可能な社会づくりに主体的に取り組む環境教育を推進します。

これら豊かな地域資源を教育に生かす取組を通じて、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、ふるさとに対する誇りと愛着を育み、社会の一翼を担う「よっかいちの子ども」の育成に努めます。



5 理念を実現するために

「教育大綱」の5つの理念では、未来を創る力を養成するために基礎的・汎用的な学力を身に付けること、夢を実現するために学び続ける意欲と態度の涵養を図ること、さらに、豊かな地域資源を教育に生かすことなど、教育に対する本市独自の姿勢を表現しています。

これらの理念に示す姿を着実に実現するため

- 本市総合計画において、この教育大綱で目指す子どもたちの姿を示すとともに、それを実現するために重点的横断戦略プランと基本的政策を位置付け、相互の関連を図り推進していくこと
- 就学前から小学校・中学校の各段階における学びを明確に位置付け、一貫性・連続性を意識した新教育プログラムを着実に実践していくこと
- 本市学校教育ビジョンを「教育大綱」の5つの理念を実現するための具体的な施策として位置づけ進捗管理していくこと

これらをとおして、5つの理念がより実効性のあるものとなるよう取り組みます。

また、多様な資質・能力を持つ全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びを提供できるよう、ICTを基盤とした先端技術を学校教育現場に効果的に導入するほか、学習環境の充実や学校の施設整備など、子どもたちの学びを取り巻く環境の充実に努めていきます。



四日市市教育大綱

令和3年度～令和7年度

四日市市政策推進部政策推進課
 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号
 電話 059-354-8112
 FAX 059-354-3974

E-mail seisakusuishin@city.yokkaichi.mie.jp



令和4年度～

幼稚園・認定こども園／小・中学校教育指導方針

生きる力 共に生きる力を はぐくむ教育

写真

写真

写真

夢と志を持ち、
未来を創るよっかいちの子ども

四日市市教育委員会



「生きる力」「共に生きる力」を育む



第4次四日市市学校教育ビジョンの具現をめざして

グローバル化の進展、共生社会の実現に向けた取組等をはじめ、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた取組や、持続可能な社会を実現するための開発目標（SDGs）に対する取組等の新たな動きに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やこれまでにない頻度の大規模災害など、教育を取り巻く状況は急速に変化しています。

学校では、国のGIGAスクール構想により児童生徒1人1台学習者用タブレット端末や高速大容量通信環境整備など、ICT環境の急速な整備が行われています。さらに、教職員の業務の精選や長時間勤務の実態改善など、教職員の働き方改革についても急務となっています。

このような予測困難な社会の変化の中で、学校教育においては、これからの社会を生き抜いていく子どもたちが、自分の良さや可能性を伸ばしながら、多様な人々と共に変化を乗り越え、社会の一員として、豊かで充実した人生を送ることができるよう基盤を築くための「人づくり」そのものであり、その育成に向け、日々の授業改善を基盤としながら、子どもたちをていねいに見取るとともに、教員の指導方法の見直しを図り、子どもたちの学び全体を深化する必要があります。

つまり、子どもたちが「何を理解しているか・何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」「理解していること・できることをどう使うか（「思考力・判断力・表現力等」の育成）、そして、「どのように地域・社会や世界と関わり、よりよい人生を送るのか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」という学校教育において重視すべき三要素に加え、これからの時代に求められる資質・能力を、各教科等でバランスよく育むとともに、教科横断的な学びや連続性・系統性を重視した教育の充実を図り、子どもたちの発達に応じて、実生活・実社会の様々な場面で活用できる汎用的な能力に結びつけていく取組を進めていく必要があります。

本方針では、こういった視点を大切にしながら、「第4次四日市市学校教育ビジョン」に掲げる子どもの姿の実現に向け、具体的な方向性を示します。



◆ 四日市市の教育理念を実現するために「第4次四日市市学校教育ビジョン」

本市の教育理念を示した「四日市市教育大綱」を令和3年度に改訂し、その理念に基づき、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画として「第4次四日市市学校教育ビジョン」（令和4年度～8年度）を策定しました。ビジョンの策定にあたっては、予測困難な時代の中で、その変化に合わせながら「生きる力」「共に生きる力」を育むことを目指し、次の以下の2つの考え方を大切にしています。

コロナ禍での教訓を踏まえた、誰一人取り残さない“学びの保障”

これからの社会を生き抜くための“非認知能力の育成”

このような子どもたちが将来生きていく社会は、私たち一人一人、そして社会全体が、答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われるとともに、目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に論議し、納得解を生み出すことなど、まさに新学習指導要領で育成を目指す資質・能力が、一層強く求められています。

本市では、これまで「社会人になっても通用する問題解決能力」「社会でよりよく生きるための基盤となる、豊かな人間性やコミュニケーション能力」「生涯を通して心身ともに健康な生活を送るための基盤となる、健康・体力」の育成を大切にしてきました。これらに加えて、これからの社会を切り拓いていくために必要な「学習や生活の基盤となる言語能力」「情報社会に主体的に参画する情報活用能力」を身に付けることで、社会の一員として、豊かで充実した人生を送ることができるよう自分の良さや可能性を認識しながら、多様な人々と共に変化を乗り越えていく「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」の育成を目指します。



令和4年度～ 四日市市学校教育指導方針 目次

学校教育ビジョン 基本目標1

I 確かな学力の定着

P1～20

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現
- 2 ICT活用による情報活用能力
- 3 言語活動の充実による読解力・表現力の育成
- 4 筋道立てて説明できる論理的思考力
- 5 英語コミュニケーション能力
- 6 就学前教育の充実

学校教育ビジョン 基本目標2

II 心とからだの 健全な育成

P21～32

- 1 人権教育の充実
- 2 道徳教育の充実
- 3 読書活動の充実
- 4 体力・運動能力の向上
- 5 健康教育の推進
- 6 食育の推進

学校教育ビジョン 基本目標3

III よりよい未来社会を 創造する力の育成

P33～42

- 1 キャリア教育の充実
- 2 四日市の資源を生かした教育の推進
- 3 持続可能な社会を目指す教育の充実
- 4 防災・安全教育の推進
- 5 現代的な課題に対応する教育

学校教育ビジョン 基本目標4

IV 全ての子どもの能力を 伸ばす教育の実現

P43～51

- 1 特別支援教育の充実
- 2 日本語指導が必要な子どもへの指導の充実
- 3 不登校児童生徒への支援

学校教育ビジョン 基本目標5

V 学校教育力の向上

P52～63

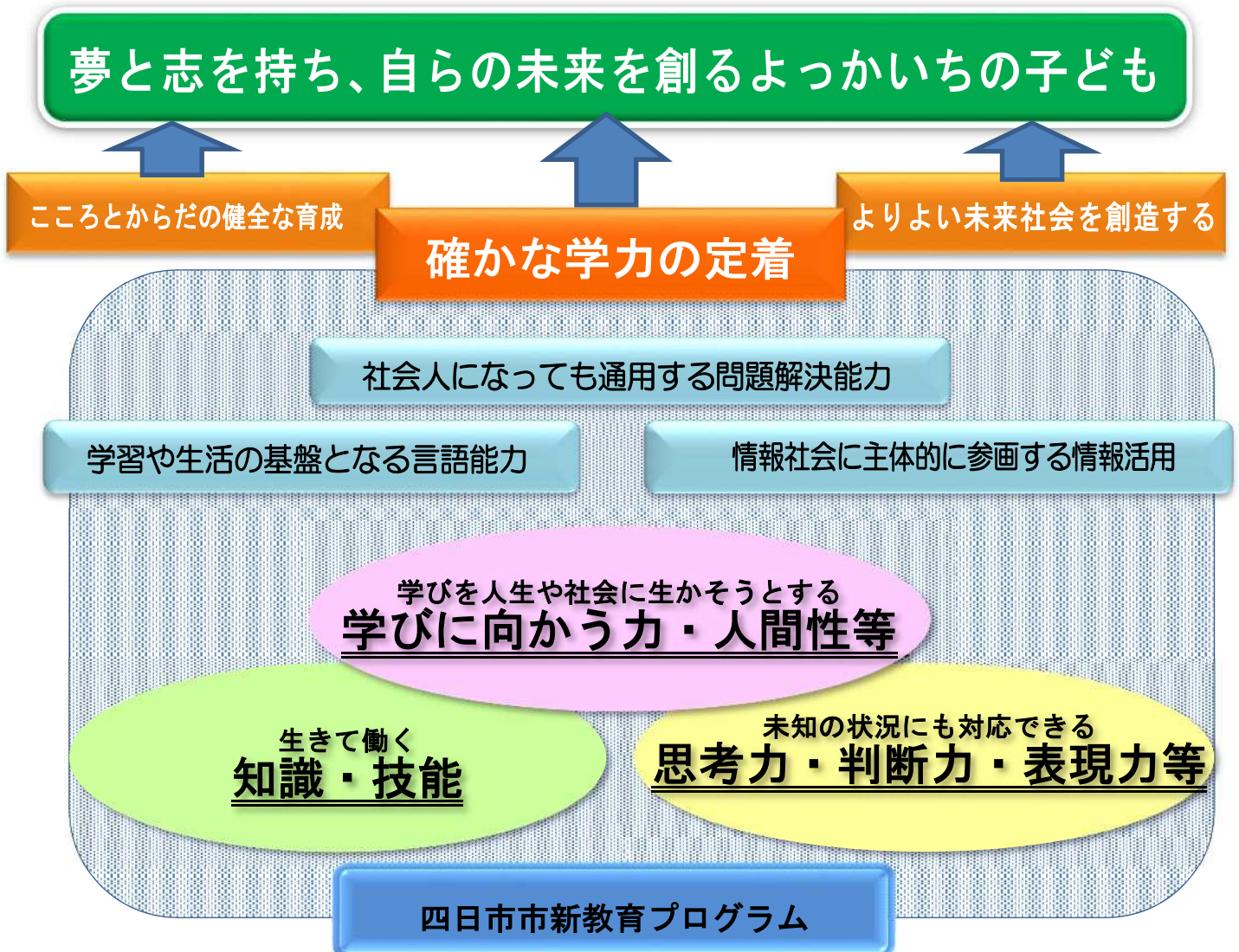
- 1 学校経営の充実
- 2 生徒指導の充実
- 3 学びの一体化の推進
- 4 地域と協働した学校づくり
- 5 教職員の資質・能力の向上

確かな学力の定着

これからの教育は、子どもたちに変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する「確かな学力」を確実に身に付けさせることが大切です。

そのために、生涯にわたって学習する基盤が培われるよう、基礎的な「知識及び技能」を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力等」を育み、「主体的に学習に取り組む態度」を養います。

さらに、問題解決能力や情報活用能力といった教科横断的に育む力について、全教育活動を通じて育成することで、本市の目指す「夢と志を持ち、自らの未来を創るよっかいちの子ども」を目指します。



1 「主体的・対話的で深い学び」の実現

子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、適切に教育課程を編成し、各教科等の学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質的向上を図る「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。

(1) 問題解決的な授業づくり

① 各教科等における資質・能力の育成

- 各教科等において育成する資質・能力の三つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）、全国学力・学習状況調査等の分析を基にした子どもの実態把握、単元の意味や教材の特性などの理解を踏まえ、適切な指導計画を構築する。

学びに向かう力、人間性等

自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する「メタ認知」に関わる力など、子どもたちがよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくために必要な力や、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く涵養を図る。

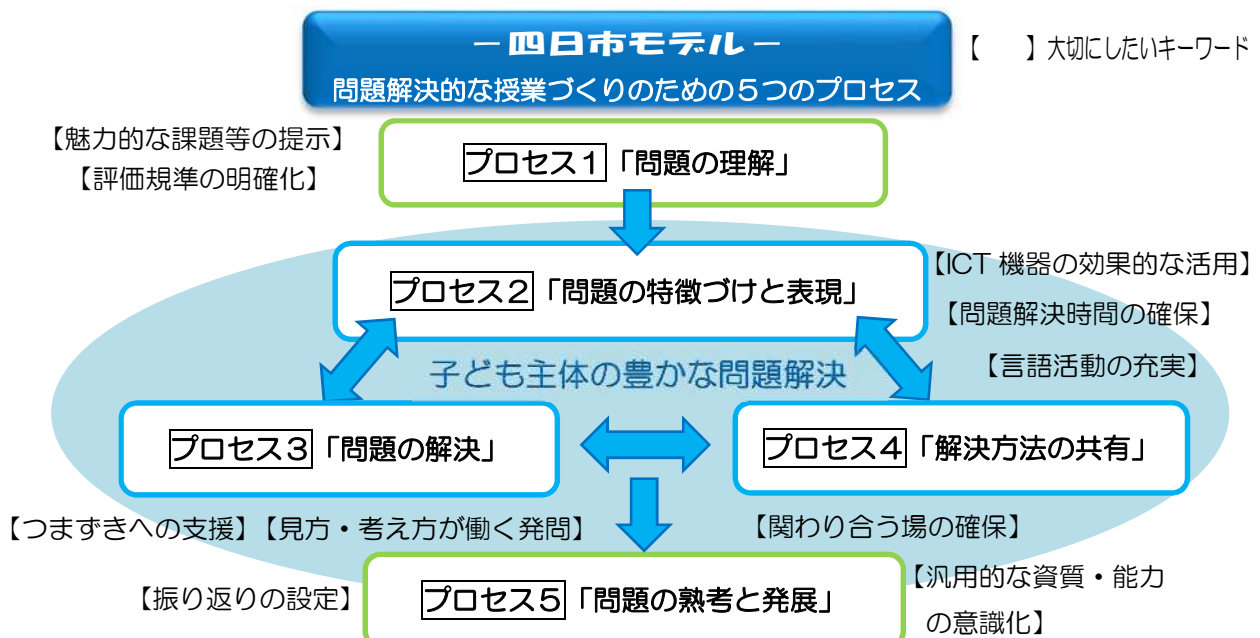
知識及び技能

「知識」は、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが大切である。「技能」についても、既得の技能等と関連付け、他の学習や生活場面でも活用できるように習得させる。

思考力、判断力、表現力等

「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力である。「問題発見・解決につなげていく過程」、「多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程」、「意味や価値を創造していく過程」といった3つの過程を大切にしてい、各教科等の内容に合わせて育成していく。

- 学校は、習得・活用・探究という学びの過程の中で、子どもたちが各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせて、資質・能力を確実に身に付けていけるようにする。資質・能力は、「何を理解しているか、何ができるか」に関わる「知識及び技能」を土台に、他の二つの柱と相互の関係を見通しながら育成していく。
- 「四日市モデル」（問題解決的な授業づくりのための5つのプロセス）等を活用し、個性を生かし多様な人々と協働して問題を解決していく授業を推進する。



- 日々の授業等において、育成を目指す資質・能力（何ができるようになるか）と授業や単元のゴールの姿（何が身に付いたのか）を明確にし、学校・学級等の実態に合わせた「子ども主体の豊かな問題解決」（どのように学ぶのか）を創造する。
- 家庭と連携を図って、宿題や予習・復習などの学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりする。

② 学習の基盤となる資質・能力等の育成

- 各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力（健康・安全・食に関する力、主権者として求められる力等）について、教科横断的な学習を充実させることで、その資質・能力の涵養を図る。

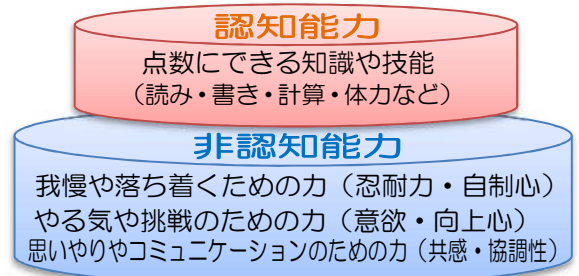
※現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力はⅢ章5項で記述する。

言語能力	<ul style="list-style-type: none"> ○言葉の働きや役割に関する理解、言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け、言葉の使い方に関する理解と使い分け、言語文化に関する理解等 ○情報を理解したり、文章や発話により表現したりするための力 <ul style="list-style-type: none"> ・創造的・論理的思考の側面 ・感性・情緒の側面 ・他者とのコミュニケーションの側面 ○言葉を通じて、社会や文化を創造しようとする態度、自分のものの見方や考え方を広げ深めようとする態度、集団としての考えを発展・深化させようとする態度、心を豊かにしようとする態度等
情報活用能力	<ul style="list-style-type: none"> ○学習活動において必要に応じて情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりすることができる力 ○情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等
問題発見・解決能力	<ul style="list-style-type: none"> ○各教科等における問題の発見・解決に必要な力、各教科等で身に付けた力を統合的に活用する力等

- 中学校3年にリテラス論理言語力検定を位置付け、検定に向けた計画的な取組を行う。

③ 非認知能力（社会情動的スキル）の育成

- 認知能力（点数化することができる力）の土台となる「非認知能力」（点数化が難しい力）について、すべての教育活動を通じて涵養を図る。
- 子ども一人一人にキャリア教育とも関連させて、自分が意識して伸ばす能力を見つめさせ、意図的・計画的・系統的に育成していく。



(2) 指導方法・指導体制の工夫

子どもの習熟の程度や興味・関心に応じた指導を通して、基礎・基本の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」を充実させ、一人一人の個性や能力に応じたきめ細かな教育を目指す。

① 効果的な少人数指導の進め方

- 教育課程等を工夫し、学校全体で組織的に取り組むことのできる体制を整備する。
- 育成する資質・能力や子どもの実態等に合わせ、一斉指導と少人数指導（習熟度別、チーム・ティーチング等）を単元計画に効果的に位置付ける。

I 確かな学力の定着

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標 1-①〉

- ・ 指導に関わるすべての教員で単元や授業のねらいを確認するとともに、課題、発問、板書、教材、役割分担などについて共通理解をして単元を進める。
- ・ 少人数指導においては、一人一人の学習の状況を把握し、指導に関わるすべての教員で共通理解や指導改善を図りながら単元を進める。
- ・ ねらいや学習内容及び子どもたちの実態等を考慮した上で、同質集団や習熟度別・テーマ別集団等、授業のねらいに応じた学習集団を編成する。

〈少人数指導の留意点等〉

【テーマ別】 <ul style="list-style-type: none">・ 子どもたちの興味・関心に合わせたテーマ選択によって学習意欲を高めることができる。・ 自分なりに調べたり、まとめたりするなど、個に応じた学習を展開できる。・ テーマ別に学んでいるため、必然性のある聞き合いを設定しやすい。	【習熟度別】 <ul style="list-style-type: none">・ 優越感や劣等感を生じさせないこと、同じ集団でも一人一人の躰きが違うことなどを理解し指導を行うことが大切である。・ 子どもや保護者にコースガイダンスを十分行い、そのねらいについて理解を求め、適切な集団を選択させる。
【同質集団】 <ul style="list-style-type: none">・ 学級等を機械的に分けるため、一斉指導やチーム・ティーチングと同様に、個人差が生じることが多いが、その「個人差」を生かして学び合わせるができる。・ 集団の人数は減っているため、個へ指導や支援を行いやすい。	【チーム・ティーチング】 <ul style="list-style-type: none">・ 習熟に差が生じていない場面、単元・授業の導入場面、基本的な内容を学習する場面、作業的な学習活動を行う場面等で効果的である。・ グループに分かれて課題解決に取り組み、話し合いにより多様な考えに触れ、自分の考えを深めることができる。

② 小学校高学年における教科担任制の推進

- ・ 各教科等の学習が高度化する小学校高学年において、外国語、理科、算数及び体育などを中心に、教科担任制を取り入れる。
- ・ 従前の少人数指導や担任等の交換授業などとも関連させて授業の質の向上を図り、子ども一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上や充実した学びにつなげる。また、個々の子どもの学習状況を複数の教員によって把握し、互いの指導に生かす。
- ・ 複数教員による多面的な児童理解を通して、子どもの不安感への気づきや様々な角度からのアプローチ（指導）によって子どもたちの心の安定を図り、学習意欲の向上につなげる。
- ・ 小中学校間の連携による小学校から中学校への円滑な接続を図る。

③ 個に応じた指導の充実（「個別最適な学び」）

指導の個別化

すべての児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するために

支援の必要な子どもたちに重点的な指導を行うなど、効果的な指導の実現や、一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行う。

学習の個性化

探究学習や習熟などの学習場面において、教員が子どもたち一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子どもが自身の学習が最適になるように調整する。

- ・ 「個別最適な学び」が孤立した学びにならないよう、協働的な学びと一体的に充実させ、授業改善につなげる。
- ・ 子どもたちや学校の実態に応じて、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることなどにより、個に応じた指導の充実を図る。また、その際にはICTを活用したドリル学習等を効果的に組み合わせて指導する。



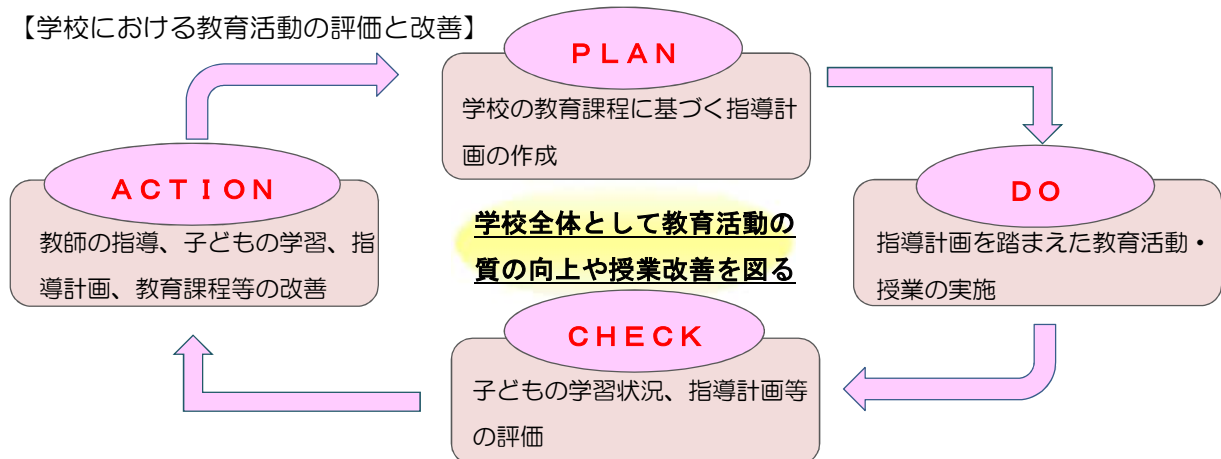
(3) 指導と評価の一体化

① 学習評価の意義等

学習評価は、学校の教育活動に関し、子どもの学習状況を評価するものである。「子どもにどのような力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子どもが自らの学習を振り返って次の学習に向かえるようにすることが大切である。

そのため、各学校は日々の授業の下で子どもの学習状況を評価し、その結果を子どもの学習や教員による指導の改善、学校全体としての教育課程の改善、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていく。

【学校における教育活動の評価と改善】

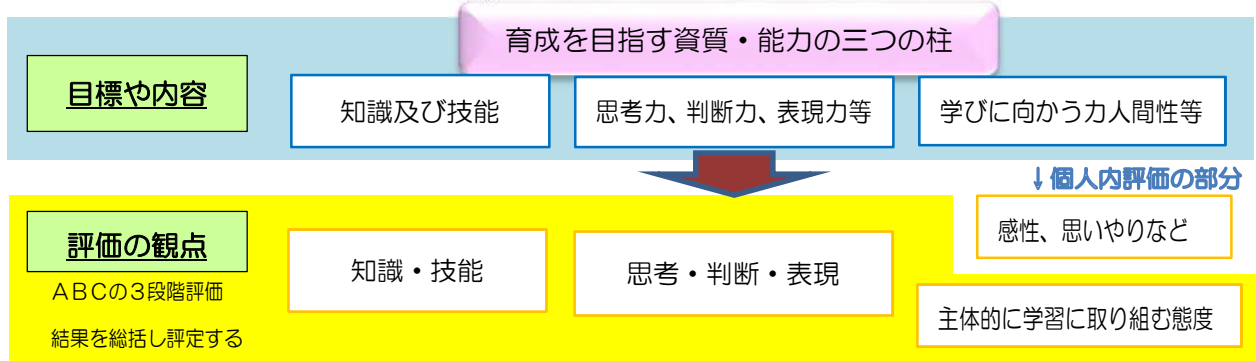


日々の授業において、教員は「目標とする資質・能力が身に付いているか」（目標に準拠した評価）を見取る。そのため、「主体的・対話的で深い学び」の実現により、子どもの学習状況を適切に捉え、次の2つの改善に生かすことが求められる。

- ◆期待する子どもの姿が見られなかった場合は、教員は目標の実現やつまずきの解消に向けて次の指導にいかすこと。（授業改善）
- ◆子どもが自らの学習を振り返り、学んだことや課題等を整理し次の学習へ生かすこと。（学習改善）

② 学習評価の基本構造

学校は、学習指導要領に示されている各教科等の目標や内容に照らして、学習の状況进行评估する「目標に準拠した評価」を行う。



③ 内容のまとめりごとの学習評価の進め方

単元や題材における観点別学習状況の評価を進めるためには、年間の指導と評価の計画を確認し、学習指導要領の目標や内容、「内容のまとめりごとの評価規準」の考え方等を踏まえ、以下のように進めていく。

①

単元や題材の目標や評価規準を設定する

- ・学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて、単元や題材の目標を作成する。
- ・子どもたちの実態、前単元までの学習状況等を確認する。

②

「指導と評価の計画」を作成する

- ・単元や題材の目標を踏まえ、指導時数や単元の進め方を決定する。
- ・単元や題材の目標、評価規準を踏まえ、評価する場面や評価方法を計画する。
⇒どのような評価資料（行動観察、ノートやワークシートの記述内容、作品等）を基に、「おおむね満足できる」状況（B）と評価するかを考えたり、「努力を要する状況」（C）への手立て等を考えたりする。

記録に残す評価

内容のまとめりの中で、指導したことの達成状況が適切に見取れる段階で実施する評価

指導に生かす評価

目標の実現のために、子どもたちの学習状況を適切に見取って、つまずきの解消を図るために毎時間実施する評価

- ・3つの資質・能力（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）をバランスよく指導し評価する。

③

授業を行う

- ・「指導と評価の計画」に沿って、指導や評価を行い、子どもたちの学習改善や指導者の指導改善につなげる。
- ・実際の授業において、適切に子どもたちの姿の見取りを行い、評価するためには、より具体的な評価規準として、発言や記述の内容レベルで子どもの姿を具体化しておく。

④

観点ごとに総括する

- ・記録した評価資料やそれに基づく評価結果などから、観点ごとの総括的評価を行う。
- ・評価結果から、次への指導の見通しを持つ。

■「主体的に学習に取り組む態度」の評価のポイント

「知識及び技能」を獲得したり、「思考力、判断力、表現力等」を身に付けたりすることに向けた①粘り強い取り組みを行おうとしている側面、また粘り強い取り組みを行う中で、②自己調整しようとする側面をノートやレポート等の記述、行動観察などから評価する。

※ 教員は、課題（めあて）に合わせた学習の進め方や工夫など、自己調整している意思的な側面が表れるように発問することで、評価規準に照らした姿を見取る。

(4) 家庭学習と授業の連携

① 学びに向かう力を育む家庭学習

学校で学習したことを家庭で復習することで習熟・定着させ、毎日学習を続けることにより、自ら進んで学ぶ習慣を身につけさせることができる。目的意識をもって家庭学習を続けることが、次の学習への意欲を高め、自分で学習時間をつくり出そうとする態度が生活習慣を整えたり、課題発見力を高めたりすることにつながっていく。

- ・ 課題を出す際には、小学校においては、学校・学年内で組織的計画的に提示する。中学校において、学年内で教科間の量や質を考慮して共通理解のもと提示する。
- ・ 課題を出す際には、教員は、その意義や意図・ねらい、評価規準や方法などを子どもたちへ示すことで、子どもたちの学習意欲や根気、課題発見力・課題解決力等、資質・能力を総合的に養う。
- ・ 課題や量を自分で考えて取り組む「自主学習」を励行することで、学習に対する主体性を育てる。
- ・ 提出された課題については丁寧に評価し、把握した一人一人の強みや弱みを授業づくりに生かすとともに、評価後、校内学習環境整備として効果的に掲示したり、紹介したりする場面を設定する。
- ・ 「家庭学習の手引き」等を活用して保護者に家庭学習の目的や内容を伝えることで、取組の充実を図る。

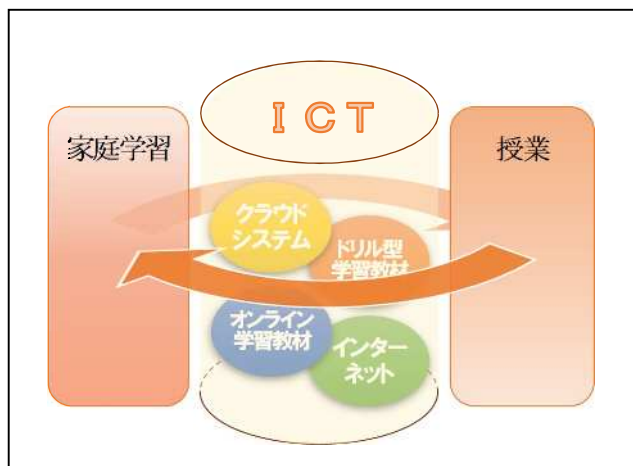
② ICTを活用した家庭学習

ICTを活用することにより、学びたいときに学ぶことができるシームレスな切れ目のない学びへとつなげる。その際、家庭学習を視野にいた、授業の展開を考え、子どもたちの学びを深めるようにする。家庭学習と授業を連携させ、子どもたち一人一人の知識・技能等に関する学習計画、学習履歴（スタディ・ログ）やCBTシステム等を活用することで個別最適な学びの充実を図る。

- ・ オンライン学習教材やドリル学習型教材、クラウドシステム等を活用し、興味や関心に応じた多様な学習機会を確保することで、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組みせる。
- ・ わからないときに教科書をみて調べたりやインターネットで検索したりすることで、情報を主体的に収集・判断する力を身につけさせる。
- ・ 学習動画やデジタル教材などを用いて授業の予習・復習を行うことにより、各自のペースで継続的に学習に取り組みせる。

【課題例】

- * その日の授業内容をオンライン学習教材で繰り返し学習し、定着を図る復習課題
- * 動画教材などを活用して事前学習し、授業で意見交換をする学び合う課題
- * 音読やスピーチ等の様子を録画し、観点に沿って自分自身で振り返る課題
- * 主体的に自分で調べたり考えたりした、思考ツールに整理したりまとめたりする課題
- * クラウドシステムを通して意見の交流し、協働的に学習する課題



2 ICT活用による情報活用能力

四日市市GIGAスクール構想をもとに、「情報活用能力」を基盤とした、生涯にわたって自ら学び続け、他者と協働して未知の課題を解決できる基本的な資質・能力を育成します。

※GIGAスクール構想とは…「Global and Innovation Gateway for All」の略でSociety5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据え、義務教育課程1人1台分の端末及び私立学校の高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現していくとする取組（令和元年12月文部科学省より）

(1) ICTを活用した教育活動の充実

① 情報活用能力の育成に向けた推進体制の整備

- ICTコーディネーターを中心として、学校全体のICTの活用を推進する。
- 今後のICTコーディネーターを担う人材を育成するための情報化推進リーダー養成講座、ICT活用実践推進校の公開授業研究会、ICTにおける著名な講師を招聘した研修会等へ参加したり、情報活用能力育成についての校内研修会を実施したりすることで、教員の指導力向上を図る。

② 発達段階に応じた情報活用能力の観点別到達目標

- 情報活用能力を「情報活用の実践」「情報社会に参画する態度」「情報の科学的な理解・思考力・判断力・表現力」の3観点に分け、観点ごとに発達段階に応じた到達目標を定め、子どもたちの情報活用能力が積み上がっていくように計画的に取り組む。

③ 教育活動全般におけるICTの活用

- タブレット端末等のICT機器を教科授業だけでなく、学級活動や児童生徒会活動等、教育活動全般で日常的に活用することによって情報活用能力を育む。

④ ICTの新たな可能性を指導に生かす

- これまで活用していた教科書やノート、プリントに加え、デジタル教科書や学習アプリケーションを用い、自主学習や思考ツールを活用した対話的な学習を行うことで、子どもたちの学びを深める。
- タブレット端末を家庭へ持ち帰り、学校で学んだことを家庭で確認するなど、学校と家庭における連続的な（シームレス）学びを実現する。

(2) 情報モラル教育の充実

○ 情報社会に参画する考え方と態度の育成

- デジタルシティズンシップ（ICTのよき使い手になると同時によき社会の担い手になることを目指す教育）の視点を取り入れた、情報社会に生きるために必要な考え方や態度を育むための情報モラル教育を計画・実施する。

すぐにでもどの教科でも文房具のように使えることを実感する

- ①インターネットを活用した調べ学習
- ②文章、プレゼンテーション資料の作成
- ③AIDRILなどを活用した個別学習
- ④毎朝の健康チェック
- ⑤録画機能を活用した自主学習
- ⑥臨時休校中のオンライン授業



学びを深める授業をととして、資質・能力を確かにする

- ①一斉学習
 - ・教員による教材の提示
 - ・児童生徒のタブレット画面一斉映映
- ②個別学習
 - ・思考ツールによる考えの整理や分析
 - ・授業の振り返りや復習問題
- ③協働学習
 - ・タブレットを活用した意見交流・発表
 - ・他校との遠隔授業による学習

各教科の学びをつなぎ、一人一人の夢や志の実現に活かす

- ①オンライン社会見学、オンライン職場体験
- ②英語による地域への情報発信
- ③防災アプリを活用した学習
- ④国際交流や他地域との交流



タブレットやICT機器を用途に応じて適切に使うための能力を身に付ける段階

タブレットやICT機器の能力や特徴を活かした授業づくりを通じて、教育・学習効果を高める段階

タブレットやICT機器を主体的に活用して、教科の学びを人生の充実やSDGsの視点を活かして社会課題の解決に応用できる段階

(3) プログラミング教育の充実

○ プログラミング教育のねらい

- ・ 論理的思考力を育むとともに、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気づき、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してより良い社会を築いていこうとする態度などを育む。

○ 論理的思考力を高めるための授業づくりの推進

- ・ 「小中学校におけるプログラミング教育～四日市版カリキュラム～(改訂版)」に沿って、低学年・中学年・高学年、中学校において、子どもの発達段階に応じた系統的な指導計画を位置づける。

◇ 小学校 ◇



総合的な学習の時間、算数科、理科等を中心に各教科・領域等横断的に学校教育活動全体で取り組む。

1・2年生：キーボードやマウスの操作に慣れる。(各教科等)





3年生：プログラミングソフト（「スクラッチ※¹」等）を用いて命令ブロックを配置し、命令通りにキャラクターが動くことを学ぶ。
(総合的な学習の時間)

4年生：プログラミングソフト（「スクラッチ」等）を用いて自分が意図した動きをさせるために必要な手順があることや、身近な生活でコンピュータが活用されていることを学ぶ。
(総合的な学習の時間)


5年生：正多角形の作図をするプログラムを作成し、繰り返し作業が必要なことや手順の一部を変えることでいろいろな多角形に応用できることを学ぶ。(算数科)


6年生：ソフトウェア上で目的に合わせて機器を制御するプログラムを作成することを通して、その仕組みを学ぶ。(理科)


◇ 中学校 ◇

技術・家庭科(技術分野)において、小学校において育成された資質・能力を土台に、より高度な学習内容に取り組む。

- ・ ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題解決
例) 安心して互いにコメントなどを送受信できる簡易なチャットのプログラムを制作する。
- ・ 計測・制御のプログラミングによる問題解決
例) センサーを用いて振動を感知して、他のパソコンに通知するプログラムを作成する。(地震通報システムのシミュレート)



※1 スクラッチ (Scratch) はMIT メディア・ラボのライフロング・キンダーガーデン・グループによって開発されたもの。詳しくは <http://scratch.mit.edu> 参照。

3 言語活動の充実による読解力・表現力の育成

言語能力（読解力・表現力等）は、子どもの学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。そのため、言語能力の向上は、子どもたちの学びの質の向上や資質・能力の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していくことが大切である。

国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取り組みを設定し、全ての教科等の特質に応じた言語活動の充実を図ることで、言語能力の育成を目指す。

（１）育成を目指す言語能力について

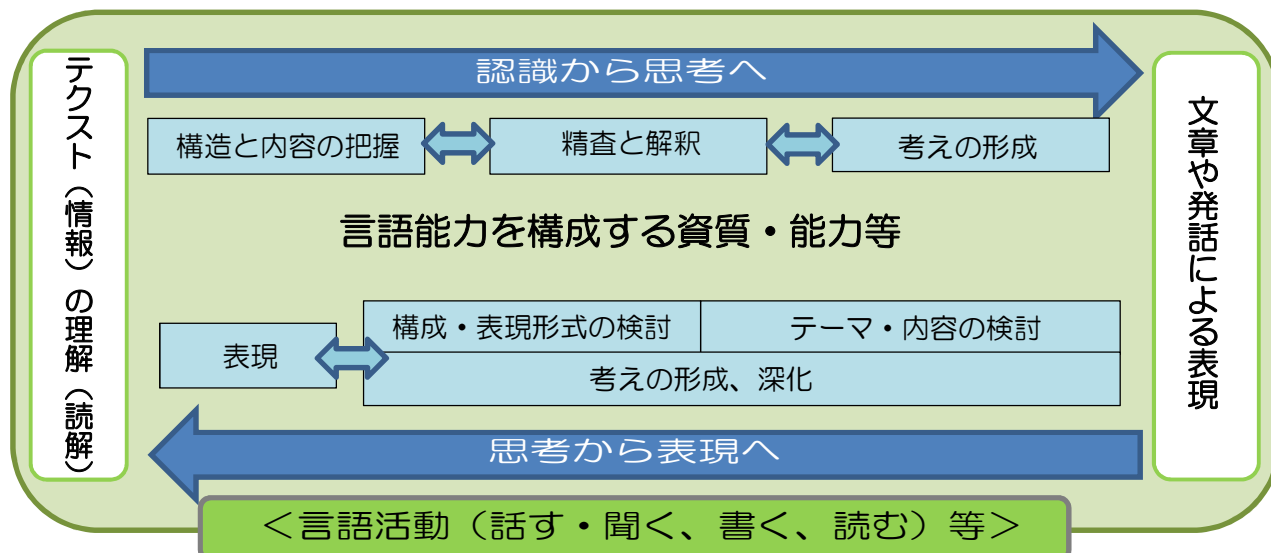
- ・ 言語能力を構成する資質・能力について、学習指導要領等を参考に以下のとおり整理する。

言語能力を構成する資質・能力		
知識・技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
○言葉の働きや役割に関する理解 ○言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け ○言葉の使い方に関する理解と使い分け ○言語文化に関する理解 ○既有知識（教科に関する知識、一般常識、社会的規範等）に関する理解	○テキスト（情報）を理解したり文章や発話により表現したりするための力 ・情報を多面的・多角的に精査し、構造化する力 ・言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力 ・言葉を通じて伝え合う力 ・構成・表現形式を評価する力 ・考えを形成し深める力	○言葉を通じて、社会や文化を創造しようとする態度 ○自分のものの見方や考え方を広げ深めようとする態度 ○集団としての考えを発展・深化させようとする態度 ○心を豊かにしようとする態度 ○自己や他者を尊重しようとする態度 ○自分の感情をコントロールして学びに向かう態度 ○言語文化の担い手としての自覚

- ・ 各学校においては、言葉に関わる知識・技能や態度等を基盤に、「思考力・判断力・表現力等」を構成する三つの側面（「創造的・論理的思考」、「感性・情緒」、「他者とのコミュニケーション」）の力をバランス良く育成する。

（２）読解力・表現力を高める授業づくり

- ・ 国語科の授業では、「話す・聞く、書く、読む」といった言語活動を通じて、文章などの情報を読解し表現につなげることで、表現したことから理解し直すことなど、理解（読解）と表現等を相互に関連させながら資質・能力を育成していく。



- 本市では、前掲の言語能力の中でも「言葉の働きや役割に関する理解」、「言葉の特徴やきまり、使い方に関する理解と使い分け」などの資質・能力や、「情報を多面的・多角的に精査し構造化する資質・能力（創造的・論理的思考力の側面）」に力点を置いている。

そのことを踏まえ、各学校においては、説明的な文章に関わる教材を中心に、「読解力を育む『20の観点』」（新教育プログラム柱1）等を活用し、子どもの読解力・表現力の素地を育む。

読解力を育む「20の観点」★		
低学年	中学年	高学年
①主語と述語 ②共通・相違 ③題名・見出し ④文章と資料 ⑤問いと答え ⑥順序（時間、事柄）	⑦修飾と被修飾 ⑧指示語と接続語 ⑨形式段落と意味段落 ⑩文章構成 ⑪要点（抽象と具体） ⑫考えと理由（因果関係） ⑬比較や分類 ⑭要約（抽象と具体）	⑮表現の技法 ⑯思考に関わる語句 ⑰要旨（主張） ⑱資料等の効果 ⑲筆者の意図 ⑳文章の特徴（提案、案内等）

監修：三重大学教育学部
守田 庸一 教授

（3）各教科等における表現活動の日常化

言葉を直接の学習対象とする国語科では、「言語能力を構成する資質・能力」を育成するため、日常生活に必要とされる記録、説明、報告、紹介、感想、討論などの言語活動の充実を図る。また、その他の教科等においては、教科等の特質に応じた表現活動を日常的に設定する。

＜活動例＞

書く活動

- 日記や手紙を書くなど、思ったことや伝えたいことを書く活動。
- 調べたことをまとめて報告するなど、事実やそれを基に考えたことを書く活動。
- 事実や経験を基に、感じたり考えたりしたことについて文章に書く活動。
- 詩を創作したり随筆を書いたりするなど、感じたことや考えたことを書く活動。
- 多様な考えができる意見を述べるなど、自分の考えを書く活動。

話す・聞く活動

- 紹介や説明、報告など伝えたいことを話したり、それらを聞いて声に出して確かめたり感想を述べたりする活動。
- 説明や報告など調べたことを話したり、それらを聞いたりする活動。
- インタビューなどをして必要な情報を集めたり、それらを発表したりする活動。
- 提案や主張など自分の考えを話したり、それらを聞いて質問したり評価などを述べたりする活動。

（4）校内の言語環境の整備

子どもたちの言語能力の育成を支える言語環境を学校全体で整える。

文字言語の環境

- 正確で丁寧な文字で板書をする。
- 教室内外に、子どもの作品、教科等に関連する資料を掲示したり、新聞や意見箱など子どもたちが発信できる場を設定したりする。
- 校舎内には、季節や学年に応じた作品や資料を掲示する。
- 読書を通しての感想交流、1分間コメントなど言語活動の機会を設定する。

音声言語の環境

- 教員が丁寧な言葉遣い、明瞭な発音、正しい文章で話す。
- 相手に応じた話し方（敬語など）の使い分けを意識させる。
- 校内放送では、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すようにする。
- 集会では、朗読や群読の発表、パネルディスカッション、スピーチなど発表の場をつくる。

I 確かな学力の定着

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標1-③〉

【各教科等における言語活動の充実（例）】 ※学習指導要領解説 総則編より

各教科等においては、国語科で培った能力を基本に、それぞれの教科等の目標を実現する手立てとして、以下のような言語活動を行う。

外国語科及び外国語活動は、国語科と共通する指導内容や方法について連携させることで、言語能力の育成につなげる。

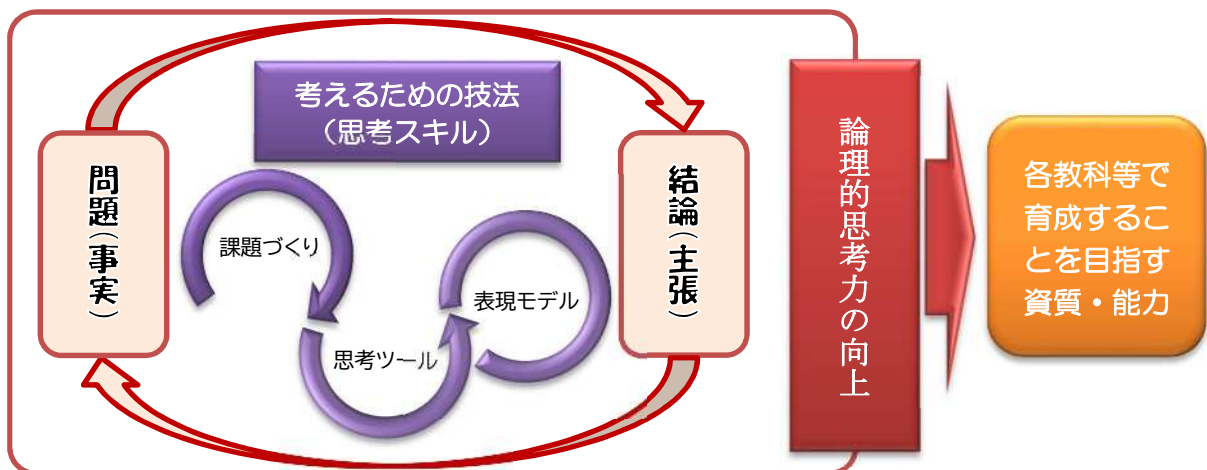
教科	小学校	中学校
社会科	社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの活動	社会的事象の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、社会に見られる課題などについて、考察したことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの活動
算数・数学科	具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高め合ったりするなどの活動	数学的な表現を用いて簡潔・明瞭・的確に表現したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの活動
理科	問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したり、観察、実験の結果を整理し考察したり、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりするなどの活動	問題を見だし観察、実験を計画したり、学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈したり、科学的な概念を使用して、考えたり説明したりするなどの活動
音楽科	音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなどの活動	音楽によって喚起された自己のイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽に対する評価などを伝え合い共感するなどの活動
図工・美術科	感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする等、言葉で整理するなどの活動	アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどの活動
技術・家庭科	衣食住など、生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの活動	衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する活動や、生活や社会における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの活動
保健体育科	筋道を立てて練習や作戦について話し合ったり、身近な健康の保持増進について話し合ったりするなどの活動	筋道を立てて練習や作戦について話し合ったり、個人生活における健康の保持増進や回復について話し合ったりするなどの活動
生活科	身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現するなどの活動	

4 筋道立てて説明できる論理的思考力

「論理的思考力」は、「道理や道筋に則って思考を巡らせて結論を導いたり、複雑な事柄を分かりやすく説明したりできる力」として、筋道を立てて考え、問題を解決したり、自分の考えを根拠立てて整理し、相手に対して分かりやすく伝えたりできるようにすることが重視されている。論理的思考力を学校教育活動全体で育成するために、他者と協働して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われる中で、教科横断的な学習を通して、論理的思考力を意識した授業づくりへとつなげる。

(1) 論理的思考力の向上を意識した授業づくりの推進

- ・ 問題解決的な学習において、子どもたちが主体的に学習に取り組む中で、解決のための見通しを持ち、互いの意見を交流させ、自分の知識や経験と結び付けて解釈することによって自分の考えを持たせるようにする。
- ・ 考えるための技法（思考スキル）を意識しながら、自分の考えの根拠を明確にし、理由や立場を明確にして説明することで、自分の考えを深めていく学習過程を通じて論理的思考力の向上を図る。



問題解決的な学習の中で、『考えるための技法（思考スキル）』を意識し、「①課題づくり」「②思考ツール」「③表現モデル」を活用した授業を通して、問題（事実）から結論（主張）に至った経緯や根拠を説明する場面の設定をする。

① 主体的・探究的に学習をすすめる「課題づくり」

- ・ 子どもの思考を高めるためには、まず自分の考えを持つことが大切である。そのためには、子どもたちの知的好奇心が満たされ、探究したくなる課題、自分一人では乗り越えることが難しく、仲間とのつながりを必要とする課題、教科や単元の本質に迫る課題など、学習の実態に応じた課題を設定する。

② 「思考ツール」で考えや学習の過程を可視化

- ・ 「思考ツール」は、思考を俯瞰して見ることができるため、他者や自分自身がどう考えているかを把握したり、考えを深めたり、修正したり、創り出したりすることができる。子どもたちの頭の中で考えていること（思考）を見えるようにし（可視化）することで、考えることを助けるものとなる。

③ 「表現モデル」が表出される説明場面の設定

- ・ 子どもが「問い」（問題意識）をもち、問題解決に向かうとき、論理的な思考が働いている。その学習の中で、教員が子どもの言葉に着目し、子どもの「問い」や思考を見取るための1つの指標として「表現モデル」を活用するとともに、授業を構想していく際の参考とする。

○ 考えるための技法（思考スキル）

「考えるための技法（思考スキル）」は、考える際に必要になる情報の処理方法を「比較する」、「分類する」、「関連付ける」などのように具体化し、技法として整理したものである。物事を比較したり分類したりすることや、物事を多面的に捉えたり多角的に考えたりすることは、様々な形で各教科等で育成することを目指す資質・能力やそのための学習の過程に含まれている。教科横断的な授業の中で、このような「考えるための技法（思考スキル）」を身に付けさせることを意識し、様々な課題解決において適切かつ効果的に活用できるようにする。

順序付ける

- ・ 複数の対象について、ある視点や条件に沿って対象を並び替える。

比較する

- ・ 複数の対象について、ある視点から共通点や相違点を明らかにする。

分類する

- ・ 複数の対象について、ある視点から共通点のあるもの同士をまとめる。

関連付ける

- ・ 複数の対象がどのような関係にあるかを見付ける。
- ・ ある対象に関係するものを見付けて増やしていく。

多面的に見る・多角的に見る

- ・ 対象のもつ複数の性質に着目したり、対象を異なる複数の角度から捉えたりする。

理由付ける（原因や根拠を見付ける）

- ・ 対象の理由や原因、根拠を見付けたり予想したりする。

見通す（結果を予想する）

- ・ 見通しを立てる。物事の結果を予想する。

具体化する（個別化する、分解する）

- ・ 対象に関する上位概念・規則に当てはまる具体例を挙げたり、対象を構成する下位概念や要素に分けたりする。

抽象化する（一般化する、統合する）

- ・ 対象に関する上位概念や法則を挙げたり、複数の対象を一つにまとめたりする。

構造化する

- ・ 考えを構造的（網構造・層構造など）に整理する。

問題解決・探究における情報活用

情報活用能力は、コンピューターを使った内容に限定されるものではない。各教科の特質に応じて適切な学習場面で、情報活用能力を育成することが大切である。各教科等において、育成した力を活用したり、発揮したりする場면을教科横断的な視点で意図的に設定するなど、子どもたちが有用性を実感できるようにする。

① 情報の収集

新聞や書籍を使った情報収集、調査・実験・観察、インタビュー、アンケート、インターネットでの検索、多様で効果的な情報収集

② 情報の整理・比較

絵・図・表・グラフ・考えるための技法等を用いた整理、目的に応じた情報整理
観点を決めて情報を分類、情報同士の共通点の比較、関係づけ

③ 情報の発信・伝達

相手や目的を意識した発表、聞き取りややりとりを含む効果的なプレゼンテーション

④ 統計的な問題解決

統計データの特徴を読み取り判断、データに基づいた判断や主張を批判的に考察

※ コンピューターの基本的操作、プログラミング、情報モラル・セキュリティについては、P8・9を参照

(2) 総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間のねらいは、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することである。

① 総合的な学習の時間で育成をめざす資質・能力

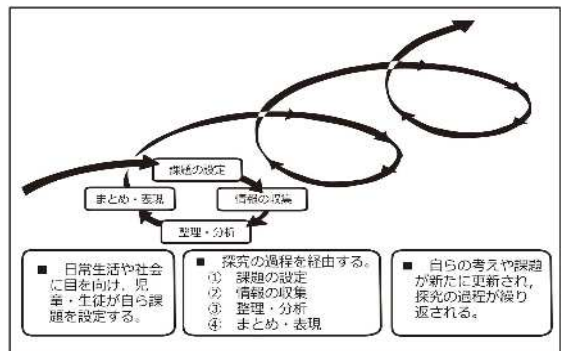
(知識及び技能) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に係わる概念を形成し、探究的な学習の良さを理解させる。

(思考力・判断力・表現力等) 実社会や実生活の中から問いを見出し、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現する力を育てる。

(学びに向かう力、人間性等) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を育てる。

② 探究的な学習において大切にしている学習過程

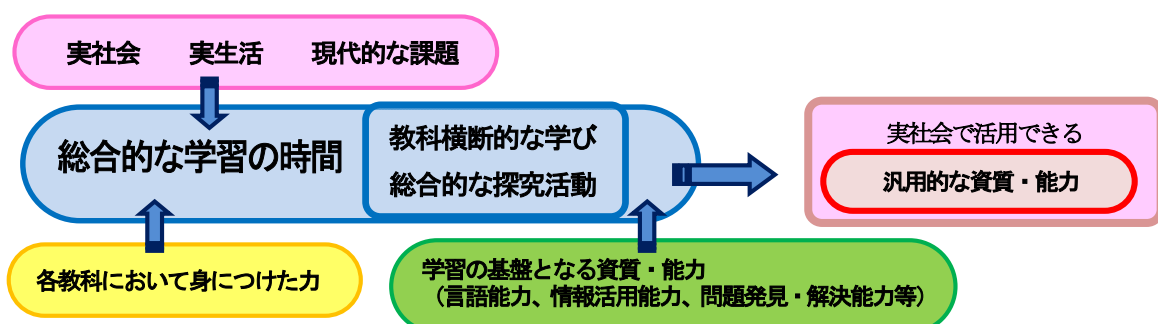
- (1)課題の設定 体験活動などを通して、実社会や実生活に向き合う中で、課題を設定し課題意識を持つ。
- (2)情報の収集 情報を取り出したり収集したりする。
- (3)整理・分析 情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたりしながら問題解決に取り組む。
- (4)まとめ・表現 気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。



- ・ 異なる多様な他者と協働して問題解決をしたり、相手や目的・場面や状況に応じて適切に表現したり、比較・分類・関連付けなどの**考えるための技法**を活用する。
- ・ 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。
- ・ グループ学習や異年齢集団による多様な学習形態、地域の人々や、図書館、博物館等社会教育施設や社会教育関係団体との連携等、地域の教材や学習環境の積極的な活用などを工夫する。
- ・ コンピューター等を適切かつ効果的に活用したり、情報手段の基本的な操作を習得したりするなど、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるように配慮する。

【総合的な学習の時間に係る資質・能力の関連図】

各学校において定める総合的な学習の時間の目標は、教科横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、**各学校における教育目標を踏まえて**設定する。探究的な学習において「考えるための技法」を意識的に使えるようにし、各教科等を越えて全ての学習における基盤となる資質・能力を育成していく。さらに、小中間において、学びを積み上げていくことができるよう連携を図る。



5 英語コミュニケーション能力

経済、社会、文化等の様々な面でグローバル化が進展し、国際協調の必要性が一層高まる中、これからの社会において、外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが予想される。

就学前から英語に出会い、4技能5領域を統合した言語活動を通して、発達段階に応じた英語コミュニケーション能力の育成を図り、自分の思いや考えを英語で伝えることができる力を育成する。

(1) 就学前からの「学びの連続性」の構築

園・小・中学校の発達段階に応じた学びを意識した系統性を持たせた指導を行う。

【就学前教育～小学校低学年】五感を通じた国際理解教育

- ・ 「四日市市小学校外国語活動カリキュラム」に基づき、担任と派遣英語指導員（HEF）や四日市市英語指導員（YEF）による授業等を実施する（学期に1回程度）。
- ・ 英語の歌を歌ったり、絵本の読み聞かせをしたり、外国の生活や文化を紹介したりして、英語の楽しさを体感させながら、国際理解教育の充実を図る。

【小学校中学年】「聞くこと」「話すこと」を中心としたコミュニケーションの素地となる資質・能力の育成

- ・ HEFと会話することで言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と英語との音声の違い等に気づき、「英語が通じた」という経験を積み重ねながら英語に慣れ親しませ、英語学習への動機づけを高める。
- ・ 身近で簡単な事柄について、英語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合えるよう、子どもたち同士のかかわりを大切にしながら体験的な言語活動を行う。

【小学校高学年】「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」を通して、コミュニケーションの基礎となる資質・能力を育成

- ・ 教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導の充実を図る観点から、英語専科教員を配置し、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を培う系統的な指導を行う。
- ・ 「読むこと」「書くこと」を加え、児童が「英語を使って何ができるようになるか」という視点から、実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身につけさせる。
- ・ 異文化理解を図り、国際的な視野を広げるため、「英語キャンプ」を実施する。

【中学校】「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成

- ・ 生徒が「英語を使って何ができるようになるか」という視点から、各校で具体的に設定した学習到達目標「CAN-DOリスト」を活用した授業を行うとともに、生徒や保護者等と目標を共有しながら、4技能5領域の総合的な能力の育成をめざす。
- ・ 中学校卒業時に、CEFR A1レベル（英検3級）以上相当を習得できる英語力をめざし、英検I B Aを活用して、生徒の英語学習への動機づけにつなげたり、英語の授業改善を図ったりする。
- ・ 生徒が、授業で学んだ知識・技能を使って、目的・場面・状況に応じて自分の考えや意見等を自由に表現する活動など、YEF等を十分に生かした多様な言語活動を行う。

(2) 大切にしたい5つの視点

① 英語教育における「幼小中連携（情報交換や交流、カリキュラム連携など）」の強化

- ・ 就学前及び小学校低学年において、「四日市市小学校外国語活動カリキュラム」に基づいた英語指導員（YEF・HEF）との授業等を学期に1回程度実施する。
- ・ 「英語を使って何ができるようになるか」という視点で学習到達目標を設定した『CAN-DOリスト』を小中ともに作成し、小中での積極的な活用とその連携を図る。
- ・ 小中の接続の円滑化を目指し、小中間の情報交換や交流、中学校教員による乗り入れ授業を行う。

② 授業内外で英語を使うための環境づくり

- ・ 授業内では、英語指導員（YEF・HEF）との言語活動を通して、子どもたちの実践的コミュニケーション能力の育成を図る。
- ・ 校内の英語表示や昼の放送、休み時間等でのYEFやHEFとの触れ合い等を利用した、授業外での英語に触れる機会を工夫する。
- ・ 授業そのものをコミュニケーションの場面とする考え方から、中学校の英語科の授業においては基本的に英語で授業を実施する。
- ・ YEFによる中学校での特別授業「レッツ・エンジョイ・イングリッシュ」に参加し、多くのYEFとの触れ合うことで、英語でのコミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際的な視野を広げる機会とする。
- ・ 英語担当教員が研修会（YEFによるワークショップ、有識者を招いた講演会等）に参加し、指導力向上を図る。



YEFによる夏季休業中の特別授業

③ 目的・場面・状況に応じた言語活動の充実

- ・ Small Talk や One Minute Talk など、既習の文法や言語、収集した情報や体験等を活用し、自分の考えを発信する言語活動を行う。
- ・ 学校生活や地域行事、他教科等と関連づけた、互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合う対話的な言語活動を実施する。

（例）修学旅行での外国人観光客への英語インタビュー など

- ・ 中学校において、目的や場面、状況に応じて、事実や自分の考え、気持ちなどを整理して話す力を育成するため、市内共通のパフォーマンステストを実施する。

④ ICT等を効果的に活用した言語活動

- ・ デジタル教科書などの教材やタブレット等を効果的に活用した言語活動を実施する。

⑤ 「故郷よっかいちプロジェクト」の活用

- ・ 子どもたちが学習した英語を活用し、四日市のことを語れることをめざし、「故郷よっかいちプロジェクト」を活用する。

小学校…あすなろう鉄道と三岐鉄道の駅構内において、鉄道とその沿線の施設を英語で紹介したアナウンスを放送する。

中学校…四日市について紹介した定型文を、授業で定期的に繰り返し練習し、中学校3年間を通して、ふるさと四日市を英語で紹介できるようにする。

- ・ 姉妹都市ロングビーチ市の学校とビデオ交換等を行い、国際交流を図る。

6 就学前教育の充実

幼児期は、遊びや生活を通して、「生きる力」「共に生きる力」の基礎となる心情・意欲・態度、生活習慣など生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。

また、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児自らが周囲の環境とかかわり、活動を展開する充実感を十分に味わいながら、発達に必要な体験を重ねていけるようにすることが大切である。

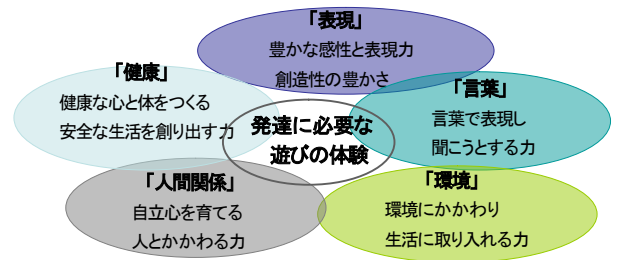
(1) 幼児期にふさわしい生活の展開

- ・ 幼児が周囲の大人から受け止められ、見守られているという安心感が持てるように、しっかりと一人一人の幼児と関わり、信頼関係を築いていくようにする。
- ・ 幼児の興味や関心に基づいた具体的な体験を通して、様々な力を獲得していけるようにし、活動への意欲が高まるようにする。
- ・ 社会性が著しく発達していく時期であるため、相互に刺激し合い、興味関心を持ちながら、友だちと十分にかかわって展開する生活を大切にしていく。

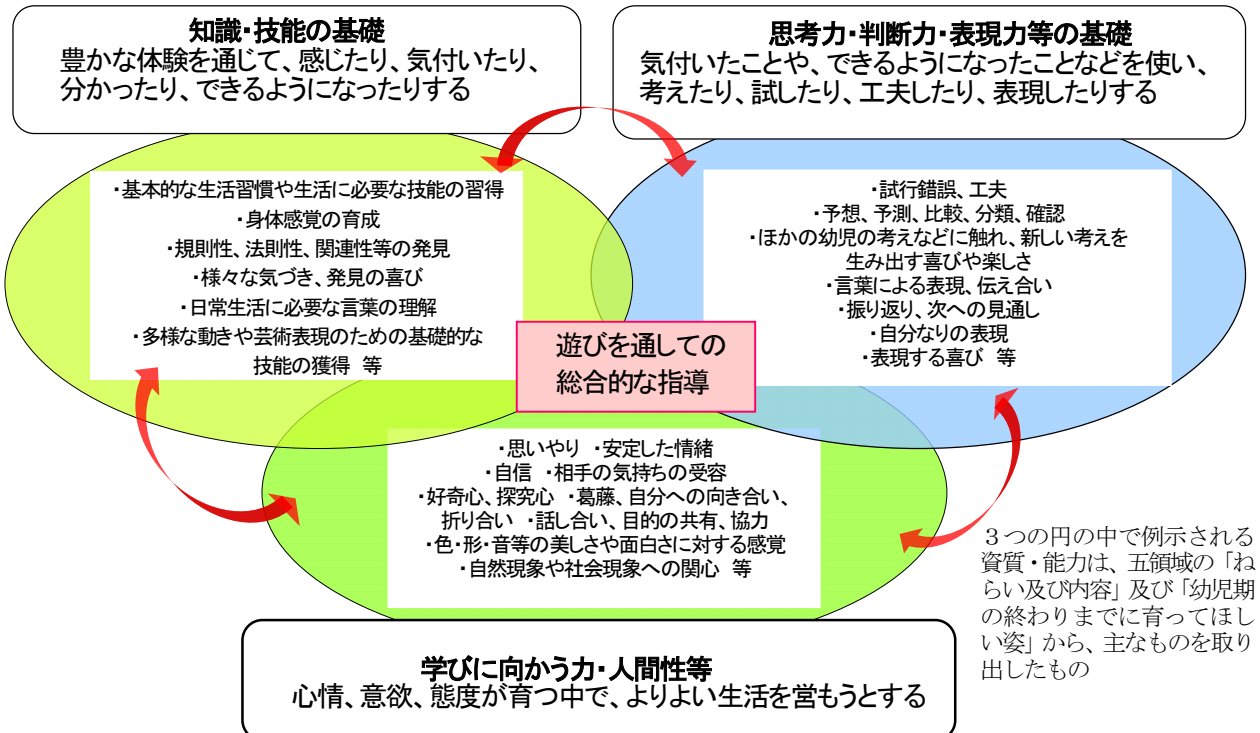
(2) 「遊び」を通しての総合的な指導

- ・ 「遊び」は幼児にとって心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習の場であり、遊びを通して、頭も心も動かして様々な対象と直接かかわることを大切にしていく。楽しいことや好きなことに夢中になって取り組み、総合的に学んでいけるようにする。
- ・ 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ等の非認知能力を育むようにする。
- ・ 幼児の発達の実情や興味・関心等を踏まえながら、5領域に基づいて展開する活動によって、幼児教育において育みたい下図の3つの資質・能力が身につくように指導していく。

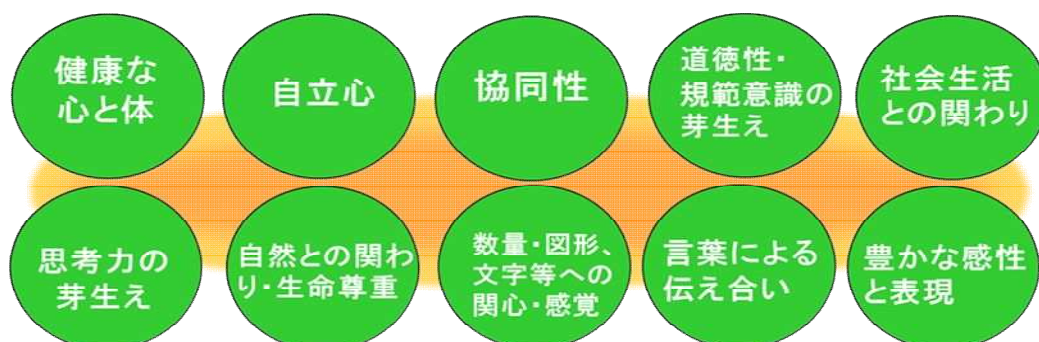
【子どもの育ちと5領域】



【幼児教育において育みたい資質・能力】 ※3つの資質・能力の基礎を一体的に育みます。



【幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿】



「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼児期にふさわしい活動全体を通して資質・能力が育まれている具体的な姿である。

このような姿は、自発的な活動としての遊びを通して、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことが大切である。

(3) 環境を通して行う教育

- ・ 幼児期における見方・考え方（人・もの・状況などの身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして試行錯誤したり、考えたりする）を生かし、よりよい教育環境を創造する。
- ・ 幼児の興味や関心、欲求等の心の動きを把握し、活動の流れや遊びの展開を深め、主体的・対話的で深い学びにつながるよう、状況に応じて情報機器を効果的に活用し、環境を再構成していく。
- ・ 認める、共感する、励ますなどのかかわりを通し、幼児と心を通わせ自己肯定感を高め、子どもたち自らが探索しながら学んでいけるように支援していく。



(4) 一人一人の幼児の特性に応じた指導

- ・ 幼児の実態を多面的に把握し、一人一人の特性を理解する。
- ・ 0歳からの育ちを踏まえ、発達のプロセスや実情を的確に把握し、具体的に育てたい姿を明らかにする。
- ・ 特別な配慮を必要とする幼児の指導については、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携した「個別の指導計画」を作成し、幼児の好きなことや得意なことを生かしたり、まわりの幼児との関わりを意識したりするなど、指導内容や指導方法の工夫をする。
- ・ 園生活での温かい人間関係づくりに努め、多様性を受け止め、互いを認め合う肯定的な関係を作っていくようにする。

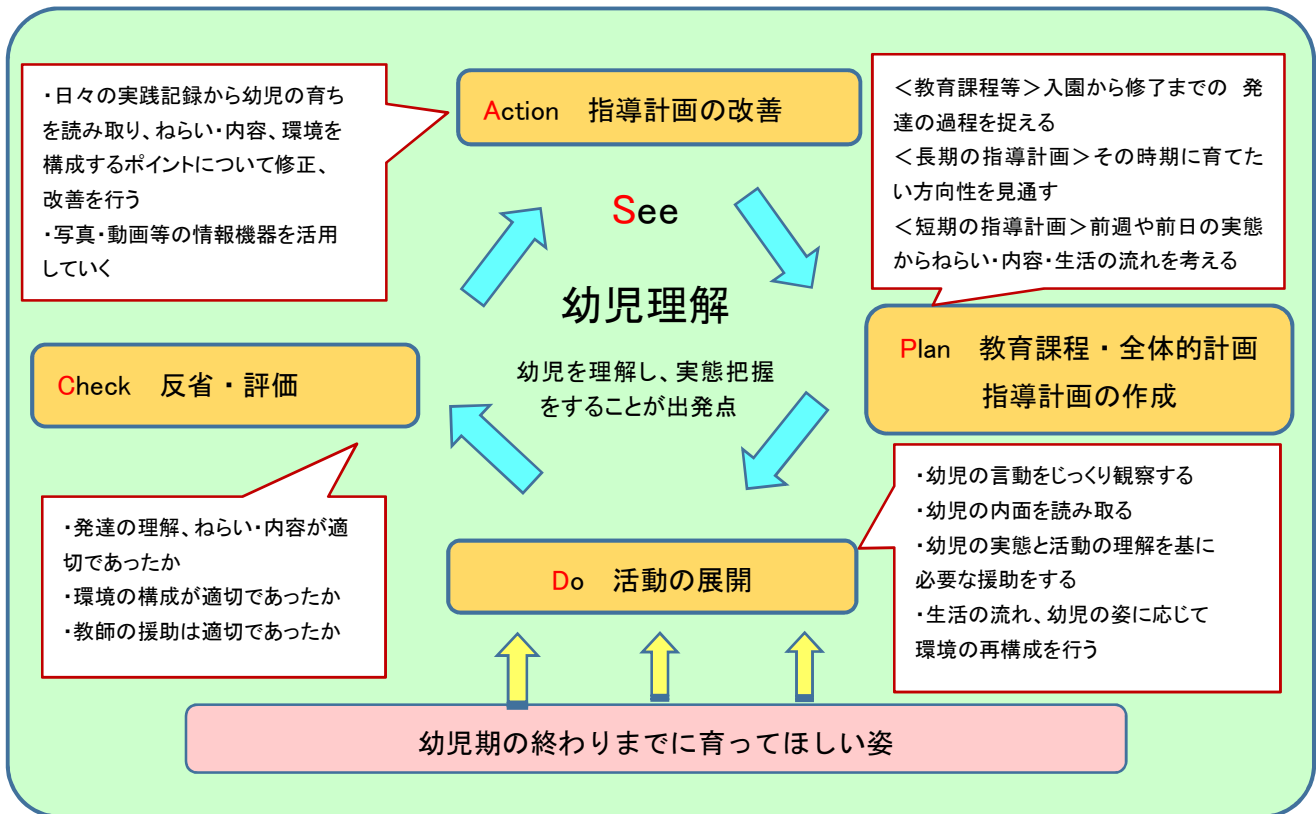
(5) 教育活動の充実に向けた体制づくり

① 各園の実態に応じた教育課程、全体的な計画、指導計画の編成・作成

- ・ 幼児の発達に即して、一人一人の幼児が幼児期に必要な体験が得られるよう指導計画を作成し、実践する。
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を踏まえて保育を振り返り、教育課程等の見直しを行う。



【SPDCA サイクルによる教育活動の充実に向けたポイント】



② 園と家庭、地域、専門機関との連携・協働による子どもの成長を支えていく体制づくり

- ・ 地域住民、保護者等と協働して園づくりビジョンの実現を図ると共に、地域のネットワークの中で、自然や人材、行事や公共施設の積極的な活用を行う。
- ・ 幼児教育の専門施設として情報発信の役割を果たし、園が地域における子育て支援の場となるように努める。

(6) 「遊びを通しての総合的な学び」から「より自覚的な学び」へ

- ・ 幼児教育において育まれた資質・能力を踏まえ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりに幼児期の実態を理解するとともに、子どもの成長を小学校と共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解し、接続の一層の強化を図る。
- ・ 互いの考えを認め合いながら、学ぶ喜びや充実感につながる協同的な遊びを充実させる。
- ・ 新教育プログラムの6つの柱のそれぞれの基礎となる就学前教育において、遊びや生活を通しての姿を小学校に伝え、つながりを意識して取り組み、「連続性」「一貫性」のある指導を行う。



気持ちを共有する体験を重ねる



数量や図形への興味・関心を広げる



経験したことや感動したことを友だち同士で伝え合う

心ころとからだの健全な育成

子どもたちが生涯を通じて心身ともに充実した生活を送るためには、自己肯定感や粘り強く最後までやり遂げようとする強い気持ち、他者を思いやり協働する心とともに、生きる基盤となる健康・体力を兼ね備える必要があります。

集団的・協働的な学びの中で、人権意識の向上と行動力の育成、考え議論する道徳教育を通して、よりよく生きるための豊かな人間性を育みます。また、生涯にわたり運動好きの子どもを育てるとともに、基本的な生活習慣と規範意識の修得を図ります。

1 人権教育の充実

子どもたちが人権問題をみずからの問題として自覚し、生活の中にある課題の解決を図っていく行動力の育成が必要である。

そのためには、教職員は学校・園のあり方を常に人権尊重の視点で見ていく必要があると同時に、地域や子どもたちの実態に基づいた人権教育推進計画や人権教育カリキュラムの見直しを図っていかなければならない。

(1) 学校・園において人権教育を充実させる4つの観点

学校・園においては、子どもや保護者・地域の実態を十分に把握し、以下の4つの観点に留意しながら人権教育を充実させることが重要である。

- 人権のための教育（教育の目的） …人権を守り育てる社会や個人を育成すること
→人権文化の創造・実践行動・社会的スキルの獲得等
- 人権としての教育（教育の機会） …教育を受ける権利を保障すること
→進路保障・学習権の保障・基礎学力定着等
- 人権を通じての教育（教育の環境） …学習過程そのものも人権が守られた状態で展開されること
→なかまづくり・自己開示・安全安心等
- 人権についての教育（教育の内容） …人権について教えること
→個別の人権課題・体験活動・指導方法の工夫等

(2) 人権尊重の視点に立った学校・園づくり（めざす学校・園の姿）

人権尊重の視点に立った学校・園を実現・維持するためには、すべての教職員の意識的な参画によって、環境整備や学習活動の展開に取り組むことが大切である。また、こうした基盤の上に子どもたちどうしの望ましい人間関係を形成し、教育活動全体を通じて、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動力の育成が求められる。

人権が尊重される人間関係づくり

- ・互いのよさや可能性を認め合えるなかま



人権尊重の視点に立った学校・園

人権が尊重される学習活動づくり

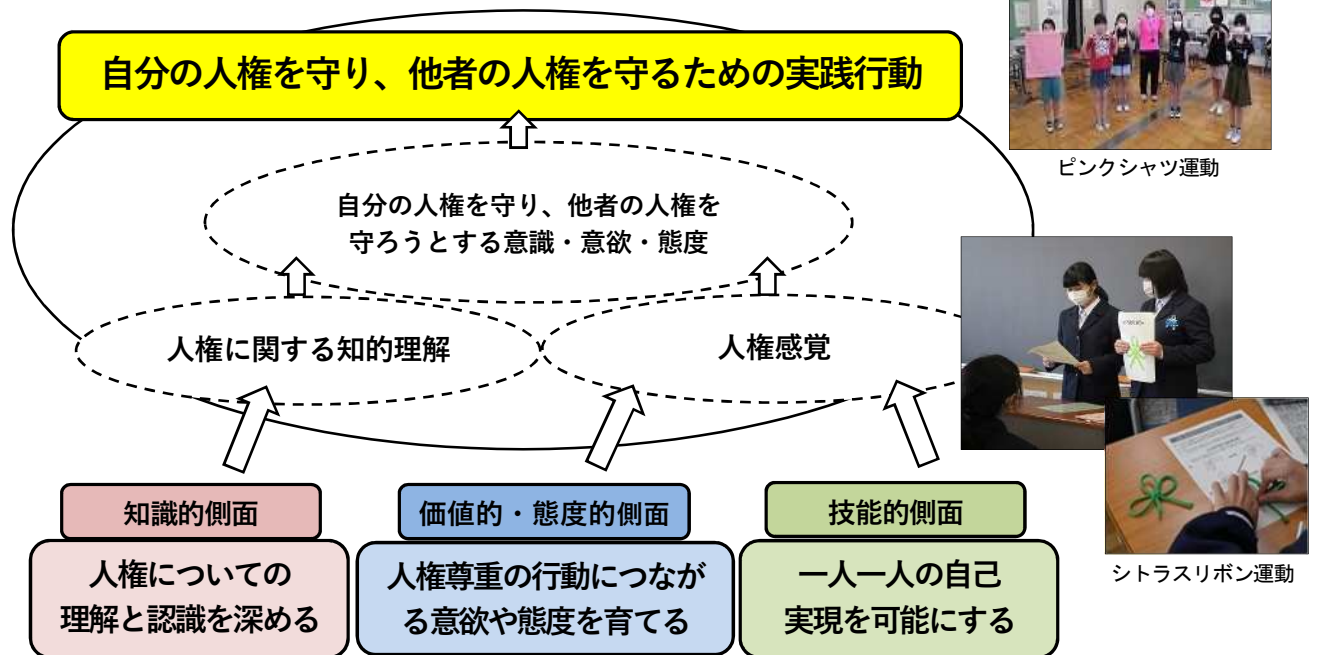
- ・一人一人が大切にされる授業
- ・互いのよさや可能性を發揮できる取り組み

人権が尊重される環境づくり

- ・安心して過ごせる学校・園、教室

(3) 人権教育を通じて育てたい資質・能力（めざす子どもの姿）

自分や他者の人権を守るための実践行動へと連なるためには、3つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）を、基盤として発展させることが必要である。



ピンクシャツ運動



シトラスリボン運動

○ 人権についての理解と認識を深める（知識的側面）

自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりするうえで必要な知識や、人が生きていくうえで必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず人権尊重の視点で公平に考えるための知識を身に付けることが大切である。例えば、自由・平等・権利・義務・自尊感情などの概念への理解や、人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状、憲法や関係する法律や条例^(※1)及び国際条約等について知ることも必要である。

※1

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

「部落差別の解消の推進に関する法律」「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」

○ 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる（価値的・態度的側面）

人権問題を解決するための実践行動は、人権に関する知的理解と人権感覚が結びつくことによって可能となる。人権感覚を高めるためには、人間の生命や尊厳を尊重することや、人の痛みや思いを想像したり、他者や他文化の多様性を共感的に感受したりすること、また、課題解決に積極的に貢献しようとすることや、互いを認め協力を大切にするなど意欲・態度を育成することが重要である。

○ 一人一人の自己実現を可能にする（技能的側面）

自分の考えを一方向的に伝えるのではなく、自他の要求を共に満たせる解決方法を見出し、伝え合う、分かり合うためのコミュニケーション能力やそのための技能を育成することが重要である。

また、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志は、自らが一人の人間として大切にされているという実感が持てる環境の中で育まれる。一人一人が自分をかけがえのない存在として感じられるよう、学校や地域において、互いを信頼し受容し合える人間関係づくりを進めることが大切である。

(4) 人権教育カリキュラムのさらなる充実に向けて

人権教育の推進にあたり、学校・園において策定した人権教育推進計画に基づいて、校・園内の推進組織や人権教育カリキュラムを見直し、組織的に取組を進めることが重要である。



人権教育カリキュラムの活用にあたって

人権教育カリキュラムでは、以下に示した項目について教職員間で共通認識を持ったうえで、6年間や3年間を見通した系統的な指導を推進する。

- 子どもたちの実態や、発達段階に応じた学年目標（めざす子どもの姿）が示されている
- 各教科やさまざまな活動等との関連を考慮しながらつきたい力が示されている
- 子どもにつきたい力が3つの側面でバランスよく整理されている
- 「メディア・リテラシー養成を通じた人権教育」や「子ども人権フォーラム」について、発達段階に応じてつきたい力がすべての学年に明記されている
- 個別的な人権問題について、解決に向けた取組が明確に位置づけられている

(5) 人権教育の指導内容の充実



① 「個別的な人権問題・様々な人権にかかわる問題」に対する取組

「個別的な人権問題」とは、部落問題を解決するための教育や、障害者・外国人・子ども・女性の人権に係わる問題を解決するための教育のことをさす。また、「様々な人権にかかわる問題」として高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレスの人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等がある。

これら「個別的な人権問題・様々な人権にかかわる問題」に系統的に取り組む中で、「偏見」や「固定的な見方」などが、どの人権問題にも共通する差別の構造であることに気づかせ、人権問題の解決に向けて必要なことを他の学びと関連させながら習得させる。

② 「子ども人権フォーラム」に対する取組

子ども人権フォーラムは、子どもたちが人権問題をみずからの問題と捉え、自分はどんな行動をとることができるか等の意見を出し合い、なかまとともに解決に向けて行動できる「私」をつくることをめざすものである。

取組を進めるにあたっては、中学校区で「めざす子どもの姿」を共有し、内容を考えていく。



なお、実施にあたっては、児童会や生徒会、学年の代表者等が中心となって計画・運営（司会・進行）する。その際ICT機器を活用しての意見交流等を行うなどの工夫をする。実施後には、学校全体の学びとして他学年の児童・生徒等へ発信・交流を行い、実践に生かしていく。

③ 「メディア・リテラシー養成を通じた人権教育」に対する取組 ☆

インターネット上や各種メディア上の膨大な情報のなかには、差別や偏見につながるものや誹謗 中傷、社会不安に起因するデマも含まれている。

情報を正しく見分け、主体的に読み解き、活用する力（メディア・リテラシー）を身につけることで、SNS等での人権侵害についてどのように解決していくのかを考え、行動できる子どもの育成をめざす。

いじめや差別の被害者にも加害者にもならないために、「メディア・リテラシー養成を通じた人権教育」を、すべての学年の人権教育カリキュラムに位置づけて計画的に取組を進めていく。



(6) 教育活動全体で人権教育を行っていくために

教職員は、子ども一人一人の学校・園での姿に加え、生活背景を知ること、子どもや保護者の思いや願いを受けとめることを大切にしなければならない。また、日常の教育活動や生活場面（休み時間や清掃活動時等）において、言動に潜む決めつけや偏見に気づき、みずからの教育課題や教育実践につなげる必要がある。そこで、「差別の現実から深く学ぶ」ことを大切にしてきた同和教育の理念や成果を継承・発展させ、人権が尊重されるような環境や雰囲気をつくれるよう、教育活動全体で人権教育の取り組みを進めていく。



① なかまづくりを進める中で

子どもたちが「学級の中で起きたことは自分と関係があること」と捉え、「自分たちの問題は、自分たちで解決する」という姿勢を育てる。互いの思いや願いを共有・共感できる居心地のよい学級をつくる。

② 自己肯定感を高めるために

子どもたちが「自分は大切にされている」と実感できる場面を意図的につくる。単にほめるだけではなく、子どもたちが個々の役割を果たす中で達成感を得られるようにする。

③ 家庭・地域との連携を通して

人権文化豊かな地域社会を構築していくために、学校・園が家庭、地域等と情報を共有しあったり、交流・参画しあう機会を持ったりして、人権教育の効果を高める推進体制を確立していく。

④ 中学校区の幼こ保小中^(※2)の連携を通して

子どもたちの成長・発達段階に即したカリキュラムの研究や授業公開等を行い、理解を深める。また、キャリア教育の視点をもって、子どもたちがみずからの生き方を見つめ、未来を切り拓こうとする意欲と行動力を育てる。

⑤ 教職員の人権意識向上のために

教職員一人一人が人権問題に対する正しい認識を深め、差別解消に向けて取り組むために、人権侵害に気づき、その問題点を見抜く力を高めていく。しかし、「どんなことが差別にあたるか」「どこに差別があるか」を見きわめることは、経験年数の少ない教職員だけでなく、経験年数の多い教職員にとっても難しいことである。また、これまでの自分の経験や過去に学んだことのみで判断していると、差別や人権侵害を捉え損ねる可能性もある。さらに、自分が差別を受けると思っていない人権問題については、差別の存在や被差別当事者が被っている不利益や生きづらさによりいつそう気づきにくいことがある。

そこで、そうした差別の存在や被差別当事者の不利益、生きづらさに気づく力を身につけていくために、校内での研修会等で「特権」^(※3)や「マイクロアグレッション」^(※4)という概念について積極的に取り上げ、教職員一人一人が学びを深めていくようにする。

※2 「幼こ保小中」…中学校区にある幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校

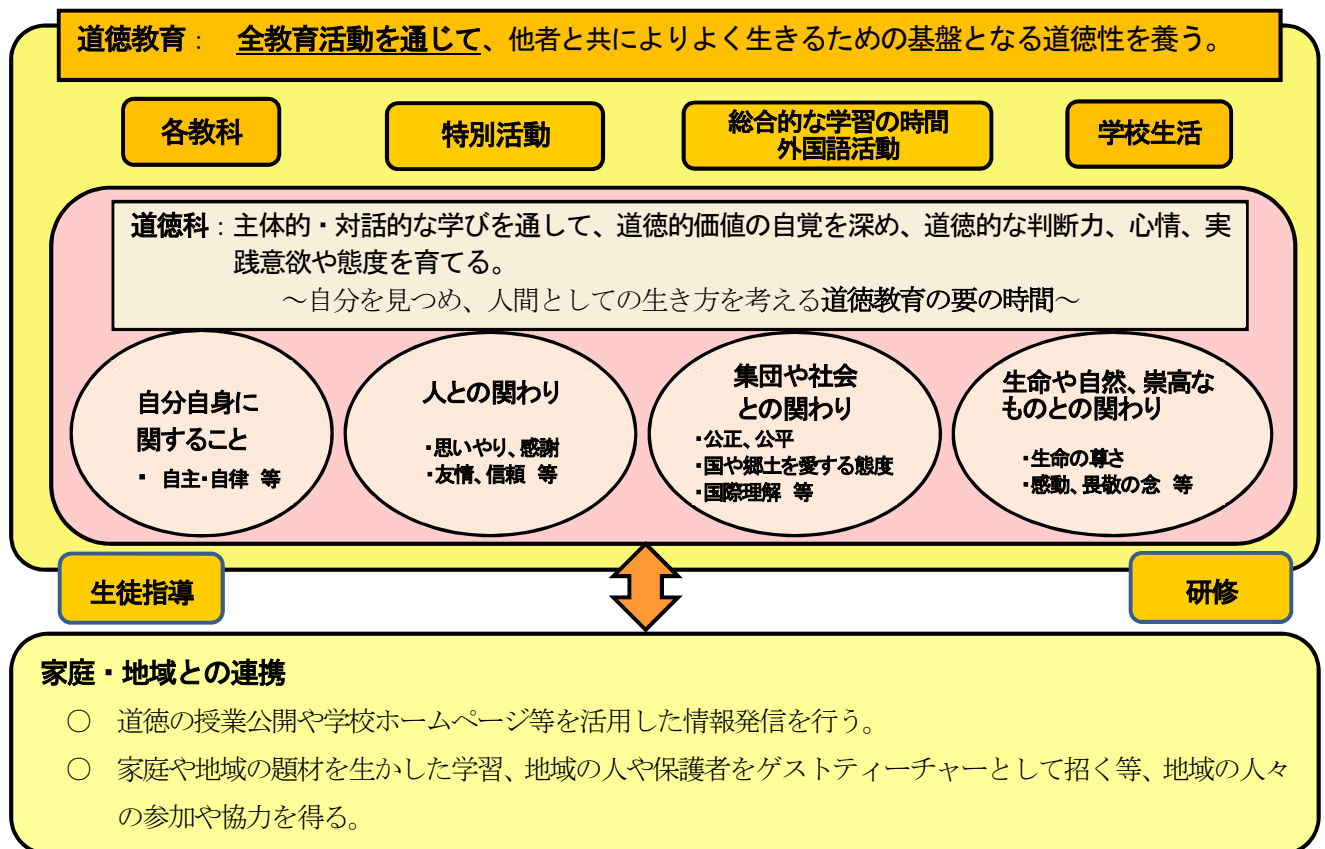
※3 「特権」…生まれながらの属性によって、努力せずして得ている有利さという意味で用いられる。この意味での「特権」は、社会におけるマジョリティ（多数）が被差別当事者の被っている不利益や生きづらさに気づき、それらと自分との関わりを考える手がかりとなる。

※4 「マイクロアグレッション」…する方には相手を傷つけたり差別したりする意図はないけれども、される方には『否定・侮辱・疎外といったメッセージとなるような言動のことをいう。

2 道徳教育の充実

子どもが生命を大切にできる心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を育むために道徳教育の充実を図る。そのために、子どもたちが他者との関わりを通して、自分自身の考えを深めていく「考え、議論する道徳」を通して、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考える中で、他者と共によりよく生きようとする意欲と態度を育成する。

道徳教育は、道徳科の授業を要とし、学校の教育活動全体を通じて行うものである。発達の段階を考慮し、適切な指導を行うことで、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。



(1) 道徳教育全体計画及び年間指導計画の立案・次年度への改善

- **道徳科の授業の充実を図るため、年間指導計画を全教師共通理解の下に作成・評価・改善する**
 - ・ 年間指導計画は道徳教育全体計画に基づき、道徳科の授業を計画的、発展的に行うための指針となるよう作成する。また、道徳教育推進教師を中心とし、道徳科の授業を要とした、各教科・特別活動・総合的な学習の時間等との関連や家庭・地域との連携を考え、指導内容を効果的に配列する。
 - ・ 授業が一層効果的に行われるために、計画的に、年間指導計画の評価と改善を行う。
 - ・ いじめの防止等はすべての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。道徳教育の指導内容が子どもたちの日常生活に生かされるようにする。
 - ・ 情報モラル、科学の発展による生命倫理に関する問題や社会の持続可能な発展などの今日的な課題等については、自分との関わりで考えられるようにするとともに、多様な見方考えがあることを理解できるようにする。
 - ・ 学校教育全体において、豊かな体験活動の積み重ねを通して、子どもの道徳性が養われるように配慮する。



(2) 「考え、議論する」 道徳の時間の充実

「考え、議論する」道徳とは、答えが一つではない道徳的な課題を、子どもたちが自分自身の問題だと捉え、クラスの友達と多様な視点から話し合い、語り合うことを通して、より良い生き方を考えていく学習だといえる。

子どもたち一人一人が、ねらいに含まれる道徳的価値についての理解をもとに、自分自身を見つめ、他者の意見から物事を多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習展開にする。また、日々の教育活動全体を通して、教員と子どもたちの信頼関係や、聴き合い、話し合い、一人一人が互いに認め合える学級状況の実現を図り、道徳の時間に多様な考えを引き出すためのクラスづくりをしていく。

＜主体的・対話的で深い学びにするための道徳の指導の手立て＞

- 道徳的価値の意義及びその大切さの理解を促す。

価値理解

人間としてよりよく生きるうえで大切なことであると理解すること

人間理解

道徳的価値は大切であっても、なかなか実現することができない人間の弱さなどを理解すること

他者理解

道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の考え方や感じ方は一つではなく、多様であると理解すること

- 「ねらい」に迫るための指導方法の工夫
 - ・ 対話や議論の深まりで、道徳的価値に対する理解の深まりや変容を促す展開を工夫する。
 - ・ 子どもの思考を予想しそれに沿った発問、考える必然性や切実感のある発問、物事を多面的・多角的に考える発問等、発問の工夫をする。
 - ・ 読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習に留まらず、問題解決的な学習や、道徳的行動に関する体験的な学習を積極的に導入する。
 - ・ 道徳的価値を自己との関わりにおいて捉え、自己を見つめる場面を設定する。
 - ・ 意見の違いや多様さを対比的、構造的に示したり、中心部分を浮き立たせたりするなど、思考が深まるような板書を工夫する。

(3) 道徳教育と道徳科の評価

道徳教育の評価については、教員が子どもたち一人一人の人間的な成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、子どもたち自身が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるようにする。

【道徳科の評価において重視すべき点】

- ・ 個人内評価を記述で行うにあたっては、観察や会話、作文やノート、質問紙などを通して、子どもたちの道徳的価値の深まりや道徳性に係る成長の様子を把握する。
- ・ 子どもや保護者が、何を学び、どのように成長したかがわかる評価にする。
- ・ 深い学びを実現する授業を積み重ね、子どもの学びや成長を「認め、励ます」評価にする。

① より多面的・多角的な見方へと発展しているか。

- 道徳的な問題に対する判断の根拠やその時の心情を様々な視点から捉え考えようとする。
- 自分と違う意見や立場を理解しようとする。
- 複数の道徳的価値の対立が生じる場面で取り得る行動を多面的・多角的に考えようとしている。

② 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか。

- 自分の生活や考えを見直している。
- 登場人物を自分に置き換えて具体的にイメージして理解しようとしている。
- 道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解を深めている。
- 道徳的価値を実現することの難しさを自分事として捉え、考えている。

道徳科の評価が、教員の指導方法の改善や充実に生かされ、子どもたちの成長につながるようにする

3 読書活動の充実

「四日市市子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、生涯にわたる読書習慣の形成のため図書館・家庭・学校が連携し、進んで読書活動に取り組むことができる子どもの育成を図る。

また、学校図書館の機能を計画的に利活用し、主体的・対話的・深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、子どもの自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実を図る。

(1) 学校図書館の機能を生かした読書活動

① 子どもの豊かな心や人間性、教養、想像力等を育む「読書センター」としての機能

＜学校図書館司書・図書館ボランティアとの協働＞

- ・ 学校図書館司書の専門的な見地や図書館ボランティアの支援を生かした図書館の環境整備を行い、子どもが落ち着いて読書できる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する。
- ・ 司書教諭・図書館司書・図書館ボランティア等とも連携し、図書館教育年間指導計画等の策定や運営を行う。

＜子どもの興味・関心を喚起し、主体的に本にかかわる取組＞

- ・ 本の購入や新刊図書を紹介する際、子ども自らが本を選書するなど、主体的に本にかかわる機会を作り、読書に対する興味・関心を高める。
- ・ 学校行事や学習内容、季節や時事問題等に関するコーナーを設置したり、読書意欲を喚起するようなブックトークをしたりして、家庭読書へとつなげる。



② 子どもの言語活動や探究活動を進める基盤となる「学習情報センター」としての機能

- ・ 子どもが目的に応じた本や資料などを選択し活用できるよう、本などの種類や配置、探し方について指導するとともに、図鑑や事典等を使った学び方（学校図書館を活用した情報リテラシー）を学校全体として計画的、体系的に指導する。
- ・ 書籍とタブレット端末等を組み合わせて使うなど、子どもたちが主体的に調べたり、対話したりしながら学びを深める場として学校図書館を活用し、情報の収集・選択・活用能力を育成する。
- ・ 単元の導入で教科の内容にかかわるブックトークを図書館司書と連携して行うなど、学校図書館の本を活用し、学習への関心を高めるとともに、主体的に取り組む探究活動へつなげる。

(2) 創意工夫のある読書活動

① 子どもの思考力・判断力・表現力を高める読書活動（「1分間コメント」「ビブリオバトル」等の実施）

- ・ おすすめの本の紹介を原稿用紙や本の帯作成としてまとめ、班、学級、学年、全校などで1分間コメントを行う。
- ・ 学校集会等で図書委員会等の発表者数名が数分程度で本を紹介し、参加者がどの発表者の本が一番読みたいかを投票する活動（ビブリオバトル）を行う。



② 本に親しみ、豊かな心を育む読書活動

- ・ 各校に配付している「読み聞かせ用図書」を利用し、朝の読書等で教職員が読み聞かせを行う。
- ・ 担任以外の教職員が朝の読書等でさまざまなジャンルの本の読みきかせを行い、子どもの読書意欲を喚起させる。

③ 9年間を見据えた読書活動

- ・ 小学校で読んだ本の内容や冊数等を中学校へ引き継ぎ、小中連携した読書活動を行う。

(3) 市立図書館との連携

○ 「なのはな文庫」の学校巡回や市立図書館の活用

- ・ 定期的な「なのはな文庫」、市立図書館の「自動車文庫」を活用し、子ども一人一人が本を手にとることができる読書環境を整備する。
- ・ 各教科で調べ学習を行うときなど、学校図書館の蔵書以外にも、「なのはな文庫特別セット」や「学習支援貸出」等、市立図書館の貸出しを活用し、子どもの学びを深める。

4 体力・運動能力の向上

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するため、どの子ども運動の特性に触れながら達成感や成就感が感じられる授業づくりを進め、発達段階や能力等に応じ、各種の運動を適切に行うことを通して様々な基本的な体の動きや技能を身に付け、結果として体力・運動能力の向上を図る。また、『する・みる・支える・知る』などの運動やスポーツとの多様な関わり方を踏まえた授業づくりや環境づくりを進め、運動やスポーツの価値や喜びに触れる機会を拡充することにより、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力の基礎を身につけさせる。

(1) 運動好きの子どもを育てるための授業づくり

① 主運動とつながる！学びのはじまりとしての「新5分間運動」の活用 ☆

- ・ 授業の始めに「新5分間運動」*1を取り入れることにより、子どもたちが「体を動かす楽しさ」を感じられるようにするとともに、学びに対して主体的に取り組むことができるようにする。
- ・ 体育科、保健体育科の授業で十分な運動量を確保し、課題となる体力・運動能力を向上させる。

※1 令和2年度、四日市市運動能力・体力向上推進委員会が中心となり主運動と5分間運動のつながりという視点から現行の5分間運動を見直し、小学校体育科教育指導資料として「新5分間運動スタートブック」を作成した。



② 子どもの心身の発達段階や能力、系統性を意識したカリキュラムの作成

《発達段階のまとまりを踏まえた指導内容の体系化》

就学前	小学校	中学校
体を動かす楽しさや心地よさを 実感できる遊びを通して多様な 動きの経験・獲得	運動の楽しさや 喜びを味わうため の各種の運動の基礎を養成	運動やスポーツとの多様なかわり の中で生涯にわたって豊かなスポー ツライフを実現する基礎を養成

- ・ 地域や学校の実態及び子どもの心身の発達段階や能力を十分に考慮し、多様な学習を行う。
- ・ 生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育てるために、発達段階のまとまりを踏まえた指導内容の体系化を図る。
- ・ 体育科（小）、保健体育科（中）の内容構成をもとに、各学年の目標や授業時間数、単元配当等を適切に定める。
- ・ 学年を越えて、取り扱う運動領域をそろえることで、それぞれの運動領域における指導の系統性を図る。（効果⇒運動時間の確保、指導者の指導方法の学年を越えた共有 等）
- ・ 小学校においては、副教材として配付した副読本も活用しながら指導内容の充実を図る。
- ・ 『する・みる・支える・知る』などの運動やスポーツとの多様な関わり方を踏まえた授業づくりや環境づくりを進め、運動やスポーツの価値や喜びに触れることができる機会を保障する。
- ・ オリンピック・パラリンピックに関する指導を充実させる中で、子どもたちの発達の段階に応じて、ルールやマナーを遵守することの大切さをはじめ、スポーツの意義や価値等に触れることができるよう指導等の改善を図る。

Ⅱ ころとからだの健全な育成

＜ 四日市市学校教育ビジョン 基本目標 2-④ ＞

③ つけたい力を明確にした授業づくり

- 各運動領域において、運動が有する特性を明確にするとともに、運動に関する「知識・技能」、運動課題の発見・解決等のための「思考力・判断力・表現力等」といった、つけたい力を設定する。

(例) ハードル走	
小学校 5・6年	中学校 1・2年生
【運動の特性】 リズムよく走り越すこと	
【つけたい力の例】	【つけたい力の例】
<ul style="list-style-type: none"> 一定の歩数でハードルを走り越すこと 提示された動きのポイントやつまずきの事例を参考にして見付けた仲間の動きの変化や伸びについて他者に伝えること 等 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の歩数でリズムカルな走りから、滑らかにハードルを走り越すこと 提示された動きのポイントやつまずきの事例を参考にして見付けた仲間の課題や出来映えを伝えること 等

- 運動や健康に必要な知識及び技能の習得を図りながら、子どもたちの思考を深めるための発言を促したり、気づいていない視点を提示したりするといった、学びに必要な指導方法について工夫する。
- 授業のはじめ（課題提示や新5分間運動など）、なか（運動量の確保や課題、運動の特性に応じた場やルールの設定など）、おわり（次の授業につながる振り返りなど）を意識した授業づくりを行う。
- 学習者用タブレット端末を活用した動画撮影や遅延動画再生ソフト活用による動きの確認など、ICT活用を推奨する。

④ 体力テスト（50m走・立ち幅跳び）の小中学校全学年経年実施と活用

- 子どもや保護者が体力の状況を把握することで、成長の喜びを感じ、生涯にわたって運動に親しむ姿につなげられるよう、また、各校において体力向上に向けた目標設定や取組の指標を設定できるよう、新体力テスト（50m走・立ち幅跳び）を小中学校全学年において経年実施する。
- 自己の体力の状況を客観的に把握させ、運動への意欲の向上につなげる。そのため、「わたしの成長記録」や「体力認定証」等を積極的に活用する。
- 各校において「みえ子どもの元気アップシート」を作成し、自校の子どもたちの体力の現状を把握し、今後の取組に活かす。
- 小学校1・2年においては「体づくりの運動遊び」、小学校3～6年、中学校においては「体づくり運動」と関連づけた単元構成をする、体力向上週間を設定するなど、体育科の授業や学校行事で取り組むことができるよう工夫する。

(2) 主体的に運動に親しむことができる環境づくり

- 体育科の授業以外にも、年間を通して体力の向上を図るため、休み時間等を活用し、全校での運動や運動遊び等を計画的に実施する。また、子どもが触れたいくなるような教具を活用したり、掲示物やカード等を用いて遊びの紹介を行ったりして、子どもが意欲的に運動遊びに親しめるよう環境を整える。
- 中学校の運動部の活動内容を工夫させることで、体力を高め、スポーツに親しめるようする。
- 運動に関する知識・技能・指導力等を備えた地域の指導者を積極的に活用する。
- 学校だよりや学校ホームページ、学校運営協議会等において、体力向上の取組や現状、体づくりの大切さについて発信する。

5 健康教育の推進

教育活動全体を通じて、個人生活における健康・安全に関する知識を理解させるとともに、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成する。

(1) 保健の授業（小学校は保健領域、中学校では保健分野）の充実

小学校保健領域				中学校保健分野		
第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	第1学年	第2学年	第3学年
健康な生活	体の発育・発達	心の健康 けがの防止	病気の予防	心身の機能の発達と心の健康		
				健康な生活と 疾病の予防	傷害の防止	健康と環境
(2学年間で8時間程度)		(2学年間で16時間程度)		(3年間で48時間程度)		

【小学校学習指導要領解説体育編、中学校学習指導要領解説保健体育編から】

① 有効な人材を活用した授業づくり

- 学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）や関係機関（保健所や医療機関など）の人材を積極的に活用し、授業の充実を図る。

② 他教科・領域との関連の整理及び指導内容の充実

- 教科横断的に、健康を取り上げ、計画的・効果的に指導をすすめる。
例) 生活科、総合的な学習の時間、特別活動、道徳、理科、技術家庭科等との関連を図る。
- 実践的な理解が得られるように工夫する。例) 体験活動（実習・実験等）や調査活動などを取り入れる。
- 運動と健康との関連を図る指導をすすめ、相互の関わりについて具体的な考えが持てるようにする。
- 自らの健康を適切に管理していく力の育成について、発達段階に応じて、計画的・系統的に学習を進める。また、保護者の理解を得ることに配慮する。
例) 性に関する指導、年齢に伴う変化や個人差、思春期の体の変化、心と体の相互のかかわり など
- がん教育では、疾病そのものを正しく理解できるようにするとともに、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する。
- 外部講師や出前講座を活用し、知見を活かした指導の充実を図る。
例) 薬物乱用防止教室、がん教育、SC、YESnet・性感染症予防・生命及び性に関する出前講座 など

③ 必要な情報及び作成した教材・教具などの共有化

- 収集した健康情報や、作成した教材・教具は全職員で共有し、必要に応じて活用できるように整備する。また、校内掲示やICTを活用して、各学年での学習内容の共有を図る。

(2) 個別及び集団の健康課題に応じた取り組みの充実

① 校内体制の整備

- 学級担任、保健体育科の担当教員、養護教諭、栄養教諭などによる指導体制を整備し、学校保健年間計画、食に関する指導計画、学校安全年間計画に基づいた指導を計画的かつ継続的に行う。

② 日常的な保健指導の実施

- 子どもへの日常的な指導を通して、正しい生活習慣の定着や健康の保持増進について指導する。

③ 家庭・関係機関などとの連携

- 学校保健委員会や保護者懇談会などで情報提供や意見交流などを行うことにより、家庭・地域との一層の連携を図る。
- 学校三師、保健安全に関する関係機関の人材を学校保健委員会や保護者懇談会で積極的に活用する。

【学校保健委員会開催の流れ】※学校保健計画に位置付け、見直しをもって年間計画を立てる

計 画	準 備	実 施	事後活動
<ul style="list-style-type: none"> 組織づくり 年間計画の作成 職員会議での提案及び協議 関係者との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 期日や課題の決定 関係者への連絡 運営の役割分担 資料や運営案作成 当日の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 会場の設営 提案、報告、発表 参加者による協議 	<ul style="list-style-type: none"> 記録の整理と報告 (教職員・保護者・児童生徒等) 関係者の取り組み 反省と評価 次年度に向けて

6 食育の推進

生涯にわたって望ましい食習慣を身に付けるため、教育活動全体を通して、子どもの食生活に対する関心を高めるとともに、食に関する正しい知識を身に付けさせ、自己管理能力を育成する。

(1) 指導体制の整備

- ・ P D C A サイクルによる全体計画及び年間指導計画の作成と実践の充実を図るため、食育を推進する委員会等を明確にし、食育担当者を中心とした推進体制を整える。
- ・ 全体計画及び年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じた組織的・計画的な推進を図るため、家庭（技術・家庭）科、生活科、体育（保健体育）科、特別活動の時間及び給食の時間等、教科の枠組みを越えた横断的な視点で組み立てる。
- ・ 学びの一体化を通して、就学前から中学校卒業までの切れ目のない連続した指導の充実を図る。

(2) 指導内容の充実

① 教科等における指導

- ・ 食に関する内容は、各教科等の具体的な学習内容と関連付けながら、教科等横断的な指導を行う。授業では、次の6つの「食育の視点」を位置づけて実施する。

食育の視点					
食事の重要性	心身の健康	食品を選択する能力	感謝の心	社会性	食文化
・重要性 ・喜び ・楽しさ	・栄養 ・食事のとり方 ・自ら管理	・自ら判断できる能力	・食べ物や食料生産者等への感謝の心	・食事のマナー ・人間関係形成能力	・食にかかわる歴史 ・地域の産物

＜食に関する指導の手引 文部科学省 平成31年3月第二次改訂版より＞

- ・ パソコンやタブレット等のI C Tを積極的に活用し、食に関する課題解決学習を効果的に行う。
例①：個別学習・・・家族に食べさせたい献立アンケートを表計算ソフトで集計し、その結果から自分の考えをまとめる。
例②：協働学習・・・栄養バランスのよい朝食の献立を考えるため、各自で食材やその調理法についてタブレットの付箋上に意見を書く。次に、それぞれの画面を合体し、一つの大きな画面にして、付箋のデータを行き来させながら、食材の手に入りやすさや調理時間等の新たな視点で、整理し直す。
- ・ 生産者等の専門性を活かす授業や、栽培・調理等の直接の体験活動など、関係機関や地域と連携した指導を、栄養教諭とともに体系的・継続的に実施できるよう工夫する。
- ・ 食育月間（6月）、食育の日（毎月19日）、四日市ふるさと給食の日（12月）、全国学校給食週間（1/24～1/30）には、学校保健委員会と連携した健康集会の実施など、全校的な食育の取組を展開するとともに、家庭や地域へ情報発信を行う。

② 給食の時間における指導

- ・ 給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、手洗いや、配膳方法、箸の使い方、食事マナーなどを体得させる。
- ・ 郷土に関する献立や地場産物の食材を取り上げ、地域の自然や文化、産業等への理解を深める等、学校給食を生きた教材として活用する。
- ・ 給食日よりや給食指導資料等を効果的に活用する。

よりよい未来社会を創造する力の育成

子どもたちが夢や志を持ち、その実現に向けて行動に移していくためには、主体的に自ら学ぶ意欲と、他者との人間関係を形成するためのコミュニケーション能力を育成する必要があります。

地域に愛着と誇りを持ち、持続可能で暮らしやすい未来社会を担う自立した人間に成長できるよう、四日市ならではの地域資源を効果的に生かし、日々の学校生活全体をキャリア教育の視点でとらえながら、社会のつながりを意識した教育活動を進めます。

1 キャリア教育の充実

体系的なキャリア教育の取組を通して、子どもたちが社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現し学び続けるために、「何のために学ぶのか」という目的意識の向上を目指す。また、「夢や志の実現」に向けて、「学ぶこと」と社会とのつながりを意識した主体的な学習意欲を持たせ、社会的・職業的自立に向けて必要な「4つの基礎的・汎用的能力」を育成する。

(1) 発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育の推進



① キャリア教育に関する方針の明確化

- ・ 子どもたちの発達段階に応じた課題や、それぞれの地域や学校・園の実態などを踏まえ、学びの一体化における重点的な取り組みとして、各中学校区で全体計画を作成する。
- ・ 子どもたちに育みたい基礎的・汎用的能力を「つけたい力」として具体的に検討し、年間計画に位置づける。

＜基礎的・汎用的能力を構成する4つの能力＞

- ・ **人間関係形成・社会形成能力 (つながる力)**：他者の個性を理解する力、コミュニケーション・スキル等
- ・ **自己理解・自己管理能力 (みつめる力)**：自己の役割の理解、自己の動機付け、忍耐力、主体的行動等
- ・ **課題対応能力 (うごく・いかす力)**：情報の理解・選択・処理・課題発見・計画立案・実行力等
- ・ **キャリアプランニング能力 (めざす力)**：学ぶこと・働くことの意味・意義の理解、生き方の多様性の理解等

② 教育活動全体を通じた「つけたい力」の育成

- ・ **特別活動を要**とし、各教科（「特別の教科 道徳」を含む）、総合的な学習の時間の取組や日常の指導等、すべての教育活動を通じて基礎的・汎用的能力を育てていくという視点をもつ。
- ・ 身の回りの整理や挨拶、清掃などの当番活動や係活動、児童会・生徒会などの自主的活動などを通して、社会生活を営む上で必要な力を育む。
- ・ ゲストティーチャーを招き、多様な年齢・立場の人の講話や社会や職業にかかわる様々な現場での体験を通して、勤労観・職業観の醸成や社会参画意識を高める。
 - * 地域人材を活用した講話
 - * 企業連携による出前授業
 - * 中学校プレ社会人セミナー ☆
 - * 社会見学や職場体験活動等
- ・ 子どもたち一人一人の生き方や進路などに関する悩みや迷いを受け止め、自己の可能性や適性について自覚を深めさせるために、「**キャリア・カウンセリング**」を充実させる。
 - * 適切な情報を提供しながら、子どもたちが自らの意思と責任で進路を選択できるようにする。
 - * 日常生活の中で子どもたちの気づきを促し、主体的に考えさせ、行動や意識の変容につなげる。
- ・ 学校での学びと実社会や将来との職業とのつながりを見通し、学ぶ意欲を向上できるよう、ICTを活用した効果的な取組を実施する。

③ 教育内容・方法の改善と評価

- ・ 設定した「つけたい力」については、定期的に評価を行い、その結果、明らかになった課題については、全職員で共通理解を行い、指導の改善にいかす。
- ・ すでに行っている教育活動をキャリア教育の視点（基礎的・汎用的能力を構成する4つの能力）から

振り返る。また、日々の教育活動における個々の活動や体験をキャリア教育の視点で「つなぐ」意識を持ち、取組の見直しを行う。



○ 「四日市版キャリア・パスポート」の活用 ☆

- ・ 就学前から中学校までの各段階で、子どもたちが自分自身の活動を記録・蓄積し、記録を振り返ることで自己のキャリア形成の見通しを持ったり、自己の活動を振り返ったりすることで自己理解を深められるようにする。
- ・ 教員は、キャリア・パスポートの記述をもとに、対話的に関わることによって、子どもたちの成長を促し、学年間・学校間で系統的な指導を行う。



○ 職場体験活動 ☆

職場体験活動は、生徒が直接働く人と接することにより、また、実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、他者と協働することの重要性や、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感できる場である。また、生徒が主体的に進路を選択決定する態度や意志、意欲などを培うことのできる重要な教育活動である。

- ・ 職場体験活動のねらいや目的を明確にし、生き方の指導を含めた事前・事後指導の充実を図る。
- ・ 地域の人材や資源を活用した持続可能な取り組みとする。
- ・ 各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、保護者、体験先（事業所等）、職場体験支援組織等と連携しつつ、継続的に実施する。
- ・ 学校を離れて行う学習活動であるため、生徒一人一人の健康管理に十分配慮する。
- ・ 生徒一人一人の自己評価だけでなく、体験先等さまざまな立場の人からの評価も取り入れ、指導改善に生かす。

キャリア教育で大切にしたい4つのポイント

① 生きる力を身につける

- ・ 将来を思い描き、具体的な知識・技能として指導する。

② 学ぶ意欲の向上

- ・ 学びと実社会とのつながりを常に意識し、学びの意義を確認する。

③ 生活習慣・学習習慣の習得

- ・ 幼稚園・認定こども園・保育園・小学校低学年で身につけた生活習慣や学習習慣は、小学校高学年、中学校さらには一生の財産となる。

④ 将来を思い描く

- ・ 子どもたちの実態から「つけさせたい力」を設定し、目標を焦点化して取り組む。

(2) 特別活動の充実

特別活動とは、様々な集団活動を通して、自己や学校生活を捉え、課題を見いだし、その改善・解消に向け、よりよい集団や学校生活を目指して行われる様々な活動である。

① 特別活動で育成をめざす資質・能力

(知識及び技能) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

(思考力、判断力、表現力等) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

(学びに向かう力、人間性等) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成し、生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

② 特別活動の指導における重視すべき3つの視点

＜人間関係形成＞

集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点

＜社会参画＞

よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画しさまざまな問題を主体的に解決しようとするという視点

＜自己実現＞

集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点

○学級活動	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが学級や学校生活の諸問題を解決するために、自主的に取り組む話し合い活動に重点を置く。 社会の一員としてのあり方や生き方の指導の充実を図るとともに、体験的、実践的な活動を通して、学ぶことの意義や自主的な学習態度の育成を図る。
○児童会・生徒会活動	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発想や計画を生かし、学校生活の充実と向上を図る自発的・自治的活動やボランティア活動を行うとともに、異年齢集団による交流活動やボランティア等の社会参画の機会の充実に努める。
○クラブ活動(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> 異年齢の子ども同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営する活動の充実を図る。
○学校行事	<ul style="list-style-type: none"> 儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事において、それぞれの行事の意義及び活動を行う上で必要となることへの理解を図り、全校または学年を単位とした体験的な活動を行うことで学校生活の充実に努める。

- どのような学習過程を経ることにより資質・能力の向上につながるのか、学校全体で共通理解を図るとともに、「特別活動」のあり方や内容の充実・改善について、研修の機会を設定するようにする。

③ 各教科等の学びを実践につなげる特別活動

- 各教科等で身に付けた資質・能力を特別活動の各活動・学校行事での実践に生かし、実生活や実社会で生きて働く汎用的な力に高める。
- 特別活動は、各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現や、学びに向かう主体的で協働的な集団づくりの基盤となるよりよい人間関係を形成する。
- 特別活動の目標を達成し、学校の教育目標をよりよく実現するために、他の教育活動との関連を十分に図り、各活動・学校行事の指導計画を作成して、指導することを大切にする。

2 四日市の資源を生かした教育の推進

産業と環境、文化が調和するまち、四日市ならではの歴史・文化・自然といった地域資源および高度なものづくり産業を教育に生かすことにより、ふるさと四日市に誇りと愛着を持ち、社会の一翼を担う人材「よっかいちの子ども」を育成するための教育を推進する。

(1) 地域の歴史・文化・自然等を活用した教育の充実

- ・ そらんぼ四日市（四日市公害と環境未来館、博物館、プラネタリウム）や久留倍官衙遺跡公園などの施設へ見学に行き、四日市ならではの地域資源を生かした学習を行う。
- ・ 地域教材を活用した学習活動を充実させることで、地域への関心・理解を深め、ふるさとに対する誇りと愛着を育む。
 - * 地域の人材をゲストティーチャーに招いた学習活動
 - * 昔の暮らしについての聞き取りや遊び体験
 - * 地域に伝わるまつりや行事等調べ学習や体験活動
 - * 自分の住む町の歴史・史跡の調査や文化体験
 - * 高齢者・障害のある人など、自分の周りの様々な人との交流やボランティア活動
- ・ 小学校社会科副読本「のびゆく四日市」やデジタル教科書にある動画などを活用し、四日市の産業や歴史等の学習を進める。
- ・ 自然と触れ合い、仲間との集団生活の意義を実感できる自然教室を行う。その際、子どもに付けたい力を確認しながら、子どもの実態や発達段階に応じた学習内容を取り入れる。
- ・ 和楽器・能・狂言など、我が国の伝統文化に親しんだり、「芸能鑑賞会」などで質の高い芸能に触れたりする機会の充実に努める。

(2) 高度なものづくり産業やJAXAと連携した教育の推進

- ・ 地場産業やコンビナート企業をはじめとする多様なものづくり産業や、四日市市が協定を締結しているJAXA（宇宙航空研究開発機構）と連携し、授業や社会見学等の学習活動を行う。これらの学習活動を通して、事象についての理解を深めるとともに、社会・科学への興味・関心を高める。
- ・ 連携授業や社会見学を行う際には、実生活との関連を実感し、具体的な体験から学ぶ授業展開となるよう、またキャリア教育の視点も持って学べるよう、企業やJAXAと事前打ち合わせを行う。
- ・ 連携授業や社会見学の効果を高めるために、事前学習を行う、学んだことをその後の教育活動に役立てるなど、前後の授業内容を関連付ける。
- ・ 企業・JAXA等の研修会等を受講し、具体的な活用場面を想定しながら専門的な知識や科学技術を学ぶことによって、授業づくりや連携授業の実施に役立てる。



3 持続可能な社会を目指す教育の充実

社会の在り方が大きく変化する中、子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められている。

SDGs*¹の実現に向けて、ESD*²を推進し、子どもたちに、日常生活にある身近な課題を、地球規模の課題と結び付けて自分事として考え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けさせることで、「持続可能な社会」をつくらうとする子どもの育成を目指します。

(1) 「四日市公害と環境未来館」の見学を通じた学習☆

- ・ 四日市公害と環境未来館の見学を通して、「四日市公害」の歴史と教訓、環境改善のまちづくりについて学び深めることで、持続可能な社会を創ろうとする資質・能力を身に付けさせる。
- ・ 小学校では、社会科での学習を踏まえ、四日市公害のあらましについて語り部講話や証言映像を活用しながら、被害の実態や患者の苦しみに重点を置いた学習を行う。
- ・ 中学校では、四日市公害裁判や環境改善の取り組みに重点をおいた学習を行う。
- ・ 見学の事前・事後学習などに、「四日市公害と環境未来館」の展示内容やコーナーの解説映像(学習サポート映像)を視聴し、環境問題への関心を高め、実践力につなげる。

(2) SDGsの視点を取り入れたESD教育の推進

- ・ 環境問題をはじめ、さまざまな社会問題について、一人一人が主体的に考え働きかけることができるよう、SDGsのゴール目標を踏まえて教科横断的な四日市版 ESD カレンダーを作成する。

持続可能な社会づくりの構成概念(例)

- | | | |
|-----------------|------------------|----------------|
| I 多様性(いろいろある) | II 相互性(関わり合っている) | III 有限性(限りがある) |
| IV 公平性(一人一人大切に) | V 連携性(力を合わせて) | VI 責任性(責任を持って) |



持続可能な社会づくりのために必要な能力・態度(例)

- | | | |
|---------------|------------------|------------|
| ①批判的に考える力 | ②未来像を予測して計画を立てる力 | |
| ③多面的・総合的に考える力 | ④コミュニケーションを行う力 | ⑤他者と協力する態度 |
| ⑥つながりを尊重する態度 | ⑦進んで参加する態度 | |

- ・ 持続可能な社会づくりを構成する「6つの視点」を軸にして、持続可能な社会づくりに関わる課題を見出し、課題解決に必要な「7つの能力・態度」を身に付けさせる。

*¹SDGsとは

国連サミットで採択された社会の実現をめざした17の目標。

ESDは目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」のターゲット4.7に位置付けられた。持続可能な社会の創り手を育成するESDは、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされている。

*²ESDとは

持続可能な社会の担い手を育てる教育。気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大など、地球規模の課題の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けさせるための教育。

4 防災・安全教育の推進

子どもたちが、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を養うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるようにする。その実現のためには、『学校安全』充実のための手引「四日市市学校防災対策ガイドライン」☆などを参照し、教育活動全体を通して、体験活動等を取り入れたり、家庭や地域、関係機関等と密接に連携したりしながら、安全教育を各学校において確実に実施する。

(1) 学校安全計画・防災教育計画の充実

- ・ 学校安全目標や学校安全に関する各種計画の内容と安全管理の内容とを統合し、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画を立案・検討する。
- ・ 学校安全計画をもとに日常的な学校内外の安全点検や安全教育の推進を図る。
- ・ 「防災ノート」「四日市市家族防災手帳」等を活用して地震や津波、風水害等に関する知識を学ぶ学習を進める。
- ・ 「四日市市学校防災対策ガイドライン」☆に基づき、「災害時に自らの命を守り、状況に応じた判断力・行動力を身につけること」を目標に、発達段階に応じた身につけさせたい知識や能力を明らかにし、実践力を育むための体験活動を教育活動全体に位置づける。
- ・ 防災教育に係る関係機関と連携し、体験的な学習やICT機器を活用した教育活動を推進する。
- ・ 各教科（特に生活科や社会科、理科、体育科等）における安全に関する指導の充実を図る。



(2) 安全管理（危機管理）の徹底と訓練・研修の充実

- ・ 月1回の定期的かつ確実な施設・設備（運動場遊具）器具・用具等の安全点検を実施する。また、学校行事等の際には臨時の安全点検を実施したり、子どもの視点で危険と認識されている個所を点検項目に加えたりすること等、安全な環境づくりに努める。その際、大人がチャイルドビジョン（幼児視野体験メガネ）※を活用した安全点検も有効である。
- ・ 学校防災マニュアル等の見直し、改善に努め、災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備え、教職員の任務の分担及び相互の連携等の体制の整備に努める。
- ・ 「学校における児童生徒の事故発生時等、緊急時の基本的な対応図」や「危機管理マニュアル」などをもとにした危機管理体制を確立し、緊急時（学校事故発生時や子どもの所在が不明となった時など）を想定したシミュレーションや引き渡し訓練を実施する。
- ・ 消防署等の関係機関と連携した応急手当普及講習会や心肺蘇生・AEDを使った救命講習会を実施し、事故現場に遭遇した際、瞬時に適切な処置を行えるように努める。

※ チャイルド ビジョン（幼児視野体験メガネ）とは、大人が幼児の視野を体験できる専用メガネである。各自で作製も可能。

Ⅲ よりよい未来社会を創造する力の育成

〈 四日市市学校教育ビジョン 基本目標 3-④〉

(3) 家庭、地域、関係機関等と連携し、体験活動等を生かした安全教育の推進

- ・ 子どもが「自ら学び、自ら考え、自ら行動する」安全教育の推進を図る。

災害安全

- 火事・地震・津波(緊急地震速報装置を使った訓練)・浸水・土砂災害等、災害に応じたさまざまな状況を想定した避難訓練の実施
- 家庭や地域との連携を図り、「土嚢作りや土嚢積み体験」や「初期消火訓練(消火器実習、バケツリレー等)」、「非常食の炊き出し」等の体験活動を取り入れた防災・減災の取り組みの実施
- 暴風警報、緊急地震速報、地震警戒宣言、Jアラート(弾道ミサイル発射時の対応を含む)等の発令時に係る安全指導の実施と、家庭・地域と連携した児童生徒の引き渡しの手順や方法の周知
- 火事、煙の恐ろしさや対応の仕方等について、体験を通して学ばせる「防火教室」及び、災害時の自分の命を守る行動や手当の仕方等について、実技を通して学ばせる「防災教室」の実施
- 防災教育計画や防災マニュアルの地域防災組織と連携した見直しの実施

交通安全

- 保護者や地域、警察等連携し、通学路の危険個所の確認や、登下校指導の実施。
- 道路管理課や警察、交通安全協会、公安委員会指定自動車学校等の関連機関との連携を図った交通安全教室の実施
- 正しい自転車の乗車(自転車安全利用5則)や点検の仕方、正しい歩行の仕方等を中心とした交通安全指導の徹底
- どのような場所が危険なのかを児童生徒が理解できるように子どもの視点に立ち、地域や保護者からの情報も取り入れた交通安全マップの作成・見直し・掲示

生活安全

- 過去に起こった自校の重大事故や「ヒヤリ・ハット体験」について分析し、子どもへの指導内容や施設設備の改善等、共通理解を図った安全指導と安全点検の実施
- 警察、地域の防犯ボランティア等と連携した防犯訓練(不審者侵入対応訓練)や防犯教室等の実施。
- 緊急な情報共有が必要な場合は、四日市市学校・園情報メール配信システムにより、子どもの安全啓発に努めるため、保護者や地域等の関係者に配信

家庭・地域との連携

5 現代的な諸課題に対応する教育

子どもたちの『生き抜く力（問題解決能力等）』を育成するために、教科等単独で行うものではなく、教科・領域等横断的に、カリキュラム・マネジメントを機能させて学校教育活動全体を通して実施する。

学習指導要領解説 総則編付録6参照

(1) 男女共同参画社会の実現をめざす教育

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である。

(男女共同参画社会基本法第2条)

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、それぞれの個性と能力が発揮できる社会となるために、子どもの頃から男女共同参画の視点を持って、男女に関わりなく将来を見通した自己形成を行えるよう、さまざまな場で男女共同参画の理解を図る。

- ① 男女平等意識の涵養や協力して家庭を築くことの大切さに関する教育の充実を図る。
- ② 男女共同参画の視点に立ちライフプランニングを踏まえたキャリア教育を推進する。
- ③ 固定的な性別意識にとらわれることなく、主体的に進路を選択する能力・態度を育成する。

※ 各学校では、教職員一人一人がセクシュアリティの多様性について認識を深め、「性同一性障害を含む性的マイノリティ」について理解し、悩みを抱える子どもたちに寄り添い、全体で支援を進める。

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」参照

(2) 主権者教育

満18歳以上の者が選挙権を有することになったことから、これまで以上に、国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、自身が課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育むことが重要である。また、根拠を持って自分の考えを主張し、説得する力を身につけていくことが求められる。

社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を養う。

- ① 各教科、総合的な学習の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて子どもが自らの考えをまとめていくような学習を進める。
- ② 教科等目標や内容と、主権者教育のねらいとのかかわりを明確にして、指導方法を工夫する。

※「指導上の政治的中立の確保」については、十分留意する。

(3) 法教育

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育である。これは、法律の条文を覚えるような学習ではなく、法やルールについての考え方を身につけ、主体的かつ積極的に社会に参加する主権者を育て、自由で民主的な社会を築いていくための資質・能力を育成するものである。

社会科、総合的な学習の時間、道徳科等を中心に学校教育全体を通して学習を行う。

- ① 学習指導要領に基づき、具体的な学習指導計画や学習指導案等を作成し、年間指導計画への位置づけを明確にした学習を実施する。
- ② 学習指導においては、子どもたちの興味・関心を高め、主体的・協働的に学習を進められるよう教材や指導形態を工夫する。（さまざまな関連機関の教材を活用することもできる。）

Ⅲ よりよい未来社会を創造する力の育成

〈 四日市市学校教育ビジョン 基本目標 3〉

(4) 消費者教育

人が消費者として自立できるためには、その時代、社会に応じて、さまざまな知識と適切な行動がとれる実践的な能力を身につけなければいけない。自立を助けるための働きかけが消費者教育である。

- ① 社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などだけでなく、全ての教科・科目を通じて行い、各教科等における取組を捉え直したり、関連させたりすることで、より充実させる。
- ② 消費者庁が作成している『消費者教育ポータルサイト』を活用する等、子どもの発達段階に応じた学習を進める。

『消費者市民社会』（「消費者市民社会って？」リーフレットから引用）

- ・ 個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重
- ・ 自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚
- ・ 公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画

(5) 租税教育

次代を担う子どもたちが、民主主義の根幹である租税の意義や役割※を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てる。

- ・ 子どもたちが、社会とのかかわりを意識し理解するような主体的対話的な学習を社会科、技術・家庭科等を中心に他教科領域等関連づけながら計画的に実施する。

(6) 金融経済教育

金融教育とは、お金や金融のさまざまなはたらきを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育である。

金融広報中央委員会（事務局：日本銀行内）『金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—』から引用

お金をいつどのように使うのかを判断し、自らの判断に基づき適切に行動する力を付ける。

〈金融教育の4つの分野〉

- ① 生活設計・家計管理（金銭管理）に関する分野
- ② 経済や金融の仕組みに関する分野
- ③ 消費生活・金融トラブル防止に関する分野
- ④ キャリア教育に関する分野

- ① 現代社会において、お金と関わりながら生活していく上では、まず、自分の物やお金を大切にする価値観を養うこと、生涯を見通した生活設計を立てられるようにする。
- ② 悪質商法や多重債務問題から身を守ったり、保険商品や投資商品を適切に選択・利用したりするための力をつける。
- ③ 物やサービスを消費する立場からだけでなく、それらを提供する立場、あるいは、社会の進むべき方向を考え、実現しようと取り組む社会の一員としての立場から、経済や金融のしくみを理解し、考えることができる力をつける。
- ④ 金融教育は、消費者教育の中のお金に関連する幅広い内容と重なり合っている。また、社会科、生活科、家庭科、総合的な学習の時間をはじめとするさまざまな教科で取り上げる。

※ 日本国憲法第30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

全ての子どもたちの能力を伸ばす教育の充実

少子高齢化に伴う地域社会の変容、人間関係の希薄化、家庭環境の多様化など、コロナ禍も相まって、子どもを取り巻く環境の変化に拍車がかかっています。

学校教育が「ひとつづくり」の場であればこそ、誰一人取り残すことのない学びの保障に向けて、子ども一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習の機会を得られるよう、全ての子どもの能力を伸ばす教育の充実を目指します。

Ⅳ 全ての子どもを伸ばす教育の実現

＜ 四日市市学校教育ビジョン 基本目標 4-② ＞

1 特別支援教育の充実

互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指すため、障害等があっても合理的配慮のもとで共に学ぶインクルーシブ教育を推進する。

特別な教育的支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を可能な最大限度まで高めるため、家庭や地域、医療、行政、福祉等関係機関との連携を図りながら、指導・支援を行う。

(1) 特別支援教育にかかる校内体制の充実

① 校・園内委員会と特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立

- ・ 校・園長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが校・園内委員会を企画・運営し、学校・園全体で特別支援教育に取り組む。
- ・ 保護者の相談窓口として、学校・園だよりやホームページ等で、特別支援教育コーディネーターの存在を周知する。

特別支援教育コーディネーターの主な役割

- ① 担任やスクールカウンセラー、生徒指導担当等と連携し、子どもに関する情報を収集する。
- ② 校・園内委員会において個に応じた支援体制や方法等について協議、調整を図る。
- ③ 関係諸機関との連絡・調整を行う。

② 相談支援ファイルの活用

- ・ 将来を見通した教育的支援を行うため、相談支援ファイルを活用する。
- ・ 医療や福祉サービスの利用の際に、相談支援ファイルを活用した双方向での情報共有に努める。
- ・ 入園・入学・進級・卒業時には、相談支援ファイルを活用して、学校・園や関係機関との情報共有及び引き継ぎを行う。

相談支援ファイル ☆

幼児期から就労期までを見通した教育的支援を行っていくための情報を整理するファイル。保護者にとって次のようなメリットがある。

- ① 相談や懇談のときに、相談支援ファイルを見せながら話すことで、子どもの特性や支援のポイントを相手を読み取ってくれる。
- ② これまでの支援の内容を、次の担任と共有し、よりよい支援や合理的配慮を検討することができる。



③ 全ての教職員の特別支援教育にかかる専門性や指導力の向上

- ・ 特別支援教育に関する校・園内研修会やOJTを計画的に実施する。
- ・ 各種研修講座やオンデマンド研修（VICS 動画配信や「NISE 学びラボ[※]」等）の受講を進める。
- ・ 特別支援教育コーディネーターが地域特別支援教育コーディネーターや教育支援委員会調査員と共に園や小学校を訪問し、入学予定幼児児童の見立てや具体的な支援方法等を学ぶ。

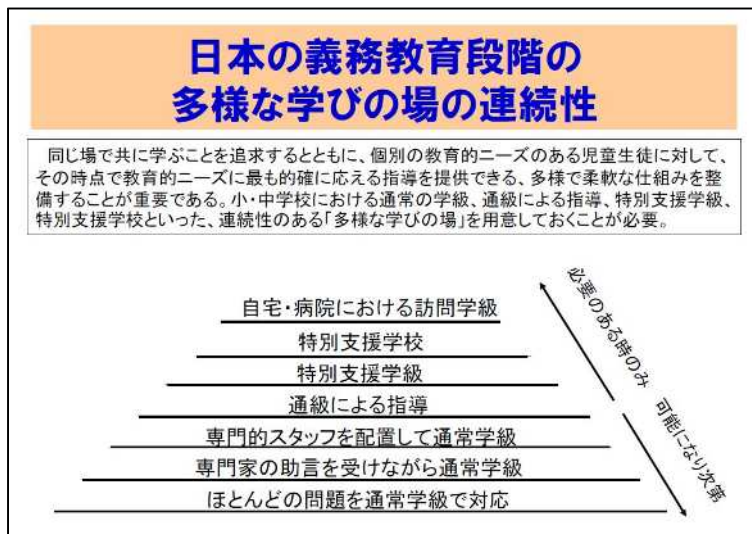
※ N I S E 学びラボ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（N I S E : ナイセ）が、教職員向けに 140 以上の講義を配信している。四日市市では団体登録を行っている。

学校生活スタート支援

入学前から教育相談を実施し、児童生徒が入学第一日目を安心して迎えることができるよう、事前に準備する。

- ① 小学校の特別支援教育コーディネーターが教育支援委員会調査員の園訪問に同行し、教育的支援の必要な幼児の見立てや具体的な支援方法を学びつつ、幼児の情報を収集する。
- ② 中学校の特別支援教育コーディネーターが地域特別支援教育コーディネーターと共に小学校を訪問し、教育的支援の必要な児童の見立てや具体的な支援方法を学びつつ、児童の情報を収集する。

(2) 多様な学びの場における指導・支援



◀ 文部科学省（平成24年）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」参考資料4から引用

四日市市では、通常学級から特別支援学級、特別支援学級から通常学級への転籍を柔軟に行っている。

特別支援学校への転出や特別支援学校からの転入もある。

インクルーシブ教育とは

中央教育審議会初等中等教育分科会報告に、インクルーシブ教育について次のように示されている。

- ① 障害のある子どもと障害のない子どもが、同じ場所で学ぶことを追求する。
- ② 個人に必要な合理的配慮を提供する。
- ③ その場合には、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか重要である。
- ④ そのために、特別な教育的ニーズのある子どもに対して、その時点で最も的確に指導を提供できる、連続性のある「多様な学びの場」を用意する。

① 幼稚園・認定こども園・保育園における就学に向けた支援

- ・ 巡回教育相談や保育所等訪問支援、CLM※（チェック・リスト・in 三重）等を活用して、幼児の発達特性を把握し、特性に応じた保育を工夫する。
- ・ U-8教室の利用や特別支援学級、特別支援学校への就学が必要と思われる幼児の保護者に、就学相談を受けるよう勧める。
- ・ 小学校と連携して計画的に幼児の観察や保護者相談等を行えるようにする。

※ CLM（チェック・リスト・in 三重） 幼稚園・認定こども園・保育園において発達に課題がある子の行動等を観察し、個別の指導計画を作成するために「あすなる学園」（現三重県立子ども心身発達医療センター）が開発したアセスメントツール。

IV 全ての子どもを伸ばす教育の実現

＜ 四日市市学校教育ビジョン 基本目標 4-② ＞

② 小・中学校の通常の学級における指導・支援

- ・ 教室環境・学習環境を整備する。(基礎的環境の整備)

環境整備のポイント

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 刺激量を調整する。 | <input type="checkbox"/> 流れをパターン化する。 |
| <input type="checkbox"/> 学習用具類の定位置を決める。 | <input type="checkbox"/> めあて、やることを明示する。 |
| <input type="checkbox"/> ルールを明確にする。 | <input type="checkbox"/> 板書やワークシートを工夫する。 |
| <input type="checkbox"/> 端的にわかりやすく指示する。 | <input type="checkbox"/> 写真や図を添えて説明する。 |
| <input type="checkbox"/> 授業の開始と終了をはっきりさせる。 | |

- ・ 授業のユニバーサルデザイン化を図る。

学びのユニバーサルデザイン(UDL)の例

- I 提示に関する多様な方法の提供
 - 聴覚的に提示される情報を、代替の方法でも提供する。
 - 語彙や記号をわかりやすく説明する。
 - パターン、重要事項、全体像、関係を目立たせる。
 - II 行動と表出に関する多様な方法の提供
 - 教具や支援テクノロジーへのアクセスを最適にする。
 - コミュニケーションに多様な手段を使う。
 - 適切な目標を設定できるようにガイドする。
 - III 取組に関する多様な方法の提供
 - 課題の自分との関連性・価値・真実味を高める。
 - チャレンジのレベルが最適となるよう求める(課題の)レベルやリソースを変える。
 - モチベーションを高める期待や信念を持てるよう促す。
- (学びのユニバーサルデザイン(UDL)ガイドライン Version 2.0*から抜粋)

- ・ 特性に応じた個別支援により自己肯定感・自己有用感を高め、二次障害を防ぐ。

自己コントロール・自己決定への支援の例

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 望ましい行動モデルを示す。 | <input type="checkbox"/> ソーシャルスキルトレーニングを実施する。 |
| <input type="checkbox"/> 自己決定できる場面を設定する。 | <input type="checkbox"/> 予めルールを決めて、約束する。 |

見通しをもたせる支援の例

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 予め活動のスケジュールを示す。 | <input type="checkbox"/> SOSのサインを決めておく。 |
| <input type="checkbox"/> 視覚的な手がかりを示す。 | <input type="checkbox"/> 全体指示の後、個別に声をかける。 |

- ・ U-8教室、通級指導教室、サポートルームを活用し、連携した指導を行う。

アンダー エイト

U-8教室(自信を高めるための4つの教室) ☆

4歳児から8歳児(小2)までの発達に課題のある子どもとその保護者を対象に、「幼児ことばの教室」「まなびの教室」「ともだちづくり教室」「子どもの見方・ほめ方教室」を開設している。(こども未来部こども発達支援課)

通級指導教室 ☆

通常の学級に在籍する児童生徒のうち、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等、一部特別な指導を必要とする程度の障害のある児童生徒を対象とし、それぞれの障害の状態に応じた特別の指導(自立活動)を行う。

サポートルーム(小学校) ☆

通常の学級に在籍する、発達に課題がある児童に対して、週1時間程度の取り出し授業を実施し、児童の学習や生活上の困難を改善・克服する。四日市市総合計画の推進計画事業として、令和5年度までに、通級指導教室が設置されていない全ての小学校に設置する。

③ 小・中学校の特別支援学級における指導・支援

- ・ 将来の自立と社会参加を見据え、小学校段階から計画的にキャリア教育を行う。
- ・ 小集団活動を大切にし、子どもの実態や学級集団の状況に応じて学習形態を工夫する。
- ・ 子どもが興味をもって学習に取り組めるよう、ICTを活用する。
- ・ 心身の調和的発達をめざし、教育活動全体を通じて計画的に自立活動に取り組む。
- ・ 知的障害のある子どもについては、特別支援学校の学習指導要領を参考にして「生活単元学習」「遊びの指導」「日常生活の指導」「作業学習」といった教科等を合わせた指導を、実態に応じて取り入れる。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性等

- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面に活かすことが難しい
 - ⇒ 実際の生活場面に即しながら、繰り返し学習する
 - ⇒ 継続的、段階的な指導が重要
 - 成功体験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い
 - ⇒ 頑張っているところやできたところを細かく認めたり、称賛したりする
 - ⇒ 抽象的な内容の指導よりも、実際的な生活場面の中で具体的に思考や判断、表現ができるようにする指導が効果的
- (知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット (小学校編)「すけっと」※から抜粋)

- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習を実施する。

交流及び共同学習のねらい

- 相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、
- 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。

(3) 個に応じた支援の追求

① 個別の指導計画・個別の教育支援計画に基づく指導・支援

- ・ 保護者と協働して、個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成し、指導・支援に活かす。(個別の指導計画・個別の教育支援計画の様式は相談支援ファイルに含まれている。)

② 合理的配慮の提供

合理的配慮とは

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

- ・ 本人・保護者から合理的配慮の申し出を受けた場合は、校内委員会で決定して実施する。
- ・ 本人・保護者が求めている内容に対応できない場合は、代替手段を提案し、合意形成を図る。

※ 学びのユニバーサルデザイン(UDL)ガイドライン Version 2.0 日本語版翻訳：金子晴恵・バーンズ亀山静子
<https://udlguidelines.cast.org/binaries/content/assets/udlguidelines/udlg-v2-0/udlg-fulltext-v2-0-japanese.pdf>

※ 知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット (小学校編)「すけっと」 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の研究成果物で、授業づくりに特化した内容を掲載している。実践編、理論編、資料編、別冊事例編から成る。

IV 全ての子どもを伸ばす教育の実現

＜ 四日市市学校教育ビジョン 基本目標4-② ＞

- ・ 合理的配慮の内容を個別の教育支援計画または個別の指導計画、あるいは合理的配慮シート（四日市版インクルDBを参照）に明記する。
- ・ 小学校と連携して計画的に幼児の観察や保護者相談等を行えるようにする。
- ・ マルチメディア・デジ教科書や学習者用デジタル教科書、支援機器としてのタブレットのカメラ機能等、ICTを活用する。
- ・ 高等学校の入学選抜試験等において合理的配慮を求めていく根拠とするためにも、配慮の効果を客観的に評価し記録しておく。

LDの生徒の定期テストにおける合理的配慮の例

- 定期テストの様式が教科で違い、問題と回答欄がわかりにくいいため、問題と回答欄を蛍光ペンで色分けしている。
- 小テストや定期テストの問題文にルビを振っている。

四日市版インクルDB ☆

四日市市の合理的配慮の実践事例データベース。

マルチメディア・デジ教科書 ☆

日本障害者リハビリテーション協会が無料で提供しているデジタル教科書で、読み書きに困難のある児童生徒の学習支援において有効である。四日市市の小中学校で使用している教科書にも準拠しており、学校の端末だけでなく個人の端末でも使用できる。教育支援課がダウンロード支援を行っている。

③ 配置されているスタッフと連携した支援

- ・ 介助員、特別支援教育支援員の配置がある学校では、担任が中心となって、対象の子どもの様子について日々情報共有を行い、支援の目標と手立てを確認した上で、連携した支援を行う。
- ・ 医療的ケアサポーター（学校看護師）の配置がある学校では、主治医の指示書にある医療的ケアを実施する。対象の子どもへの医療行為以外の支援は、医療的ケアサポーターだけでなく、担任や介助員、特別支援教育支援員等が連携して行う。

④ 専門家の助言の活用

- ・ 必要に応じて地域特別支援教育コーディネーターの訪問や特別支援学校による地域支援を要請し、子どもの観察や指導・助言を受け、指導・支援の検討に役立てる。
- ・ 教育支援課が計画的に派遣する特別支援教育アドバイザー、教育支援課スーパーバイザー（中学校のみ）による子どもの観察や指導・助言を受け、指導・支援の検討に役立てる。

2 日本語指導が必要な子どもへの指導の充実

外国人児童生徒等が、日本語力や学力を身に付け、自らの能力を生かし、社会の一員として自立するために必要な力をつけられるようにする。

そのために、外国人児童生徒等教育においては、個々の子どもの実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行い、日本語の初期適応指導や学校生活への適応、学習内容の定着を進め、子どもたち一人一人が自ら進路を切り開いていける力を育成する。

また、多文化共生教育では、多様な文化的背景や価値観を持つ人々を尊重し、共に学び、共に生きる子どもの育成をめざす。

(1) 外国人児童生徒等教育の推進 ☆

- ・ 子どもたちの日本語能力を「JSL 対話型アセスメント DLA」（四日市版）等を活用して把握し、学校生活における円滑な適応指導および日本語指導等の充実を図る。
- ・ JSL カリキュラムに基づいた、誰もがわかりやすい授業づくりを行い、教科の学習を進める上で必要な日本語能力を育て、学力保障や進路保障につなげる。

① 円滑な就学への支援

- 保育園・幼稚園・こども園と連携した情報共有や支援体制の共有

② 受け入れ体制づくり

- 校内支援体制、組織の整備・改善 ○ 就学ガイダンスの実施
- 成育状況・言語力・家族の日本語力等の把握 ○ 学校説明会の実施

③ 初期適応指導・初期指導型日本語指導（取り出し指導）

- 取り出し指導での「特別の教育課程」に基づいた適応指導
 - ・ 受け入れ後3～4ヶ月を目安に進め、必要となる習慣、ルール等を指導する。
 - ・ 在籍学級において「日本語で学ぶ力をつけること」を目標に支援・指導を行う。

④ 教科指導型日本語指導・教科指導・進路指導（在籍学級での指導）

- 教科指導を通して「日本語で学ぶ力」を育成する授業実践（JSL カリキュラムに基づいた、誰もがわかりやすい授業づくり）
- 学年相当の学習言語習得のための支援（入り込み指導等）
- 指導のあり方について、担任と適応指導員との情報共有
- キャリア教育や相談支援、進学ガイダンスへの参加呼びかけ、各校での進路説明会

JSL 対話型アセスメント DLA（四日市版）等を活用して日本語能力を把握し、支援や指導方針を検討する。

＜JSL カリキュラムの授業づくり＞

- 教科指導を通じて「日本語で学ぶ力（思考力、表現力等）」を育成する。
- 教科としての目標と合わせて、「日本語の目標」を設定する。
- 「教科の目標」の達成に不可欠な単語や文章を「日本語の目標」にする。
- 「日本語の目標」を設定後、語彙力や表現力、思考力が育まれるような指導計画を作成する。
- 分かりやすい授業の工夫を行う。
 - ・ 理解支援のため、視覚化や例示等の工夫をする。（効果的なICT活用）
 - ・ 表現支援のため、表現方法やモデル等を示す。
 - ・ 記憶支援のため、身体化・物語化等を行う。

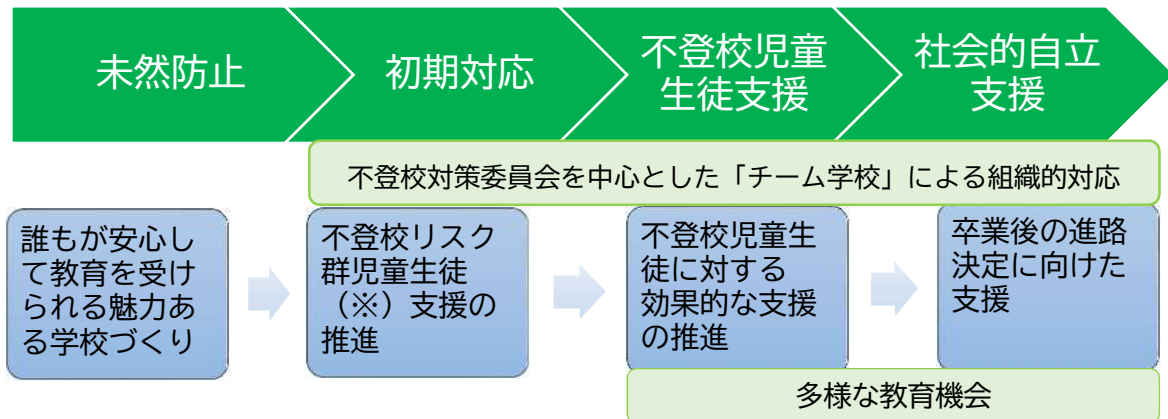
(2) 多文化共生教育の推進

- ① 総合的な学習の時間等において、異なる文化に触れる体験等、多文化共生を視点にした教育活動を計画的に実施する。
- ② 多様な異文化や人々の生活、習慣、価値観について、違いを違いとして認識し、共に新たな価値を創造できるような多文化共生教育の実践を進める。
- ③ 国際的な広い視野をもち、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できるコミュニケーション能力の育成を図る。

3 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の支援は、学校や教室への復帰を支援することはもちろんのこと、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

そのために、不登校対策委員会を中心とした組織的な支援（「チーム学校」による組織的な対応）を、児童生徒の個別の支援計画に基づいて実施する。



（１）安心して教育を受けられる学校づくり（未然防止）

- ・ 「わかる授業」「児童生徒間、教師と児童生徒の人間関係づくり」「居場所づくり」など、日々の学校生活を充実させ、全ての児童生徒にとって、魅力ある学校づくりを目指す。
- ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど、安心して教育を受けられる学校づくりを推進する。
- ・ 児童生徒の学習状況に応じた指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。
- ・ 児童生徒が社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現し学び続けるために、キャリア教育を推進する。

（２）予兆を含めた初期段階からの組織的・計画的支援の推進（初期対応）

- ・ 幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校が、「学びの一体化」等により、互いに不登校のリスクが高い幼児児童生徒について情報共有し、一貫性、連続性のある支援を行う。
- ・ 日常の児童生徒の観察や定期的な教育相談により児童生徒の様子や心の状況を把握する。また、Q-U調査や各種アンケート等を活用して、適切な声かけや緊急の教育相談を行う。
- ・ 連続欠席3日の児童生徒、不登校リスク群児童生徒など、予兆の対応を含めた初期段階から、児童生徒の問題行動等に関する実態報告「様式3」（以下、「様式3」）を個別の支援計画として活用し、不登校対策委員会を中心とした組織的・計画的な支援を行う。

（３）個々の状況に応じた支援（不登校児童生徒支援）☆

- ・ 校長のリーダーシップの下、不登校対策委員会を中心に、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制（チーム学校）を整える。

※ 不登校リスク群児童生徒 不登校になる可能性が高いと考えられる児童生徒。具体的には、欠席10日以上、遅刻30日以上、別室登校のいずれかの状況にある児童生徒。

- ・ 不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす不登校対応教員を明確に位置付ける。
- ・ 「子どもの心を見つめてー不登校の子どもへの指導の手引ー」「登校を促す早期アプローチー不登校児童生徒への支援ー」「不登校対応Q&A」を活用し、「様式3」の「今後の見通し」と「対応」に基づいたきめ細かな対応を行う。
- ・ 取り組む期間を設定し、その都度個別の支援計画や指導計画の見直しを行う。
- ・ 福祉や医療機関、地域の関係者及び民間施設やNPO団体等と積極的な連携・協力を図る。

(4) 多様な教育機会の確保

- ・ 児童生徒の状況に応じ、多様な学びの場を活用して、社会的自立を目指せるようにする。
- ・ 登校が困難な児童生徒には、登校サポートセンターへの通級、民間施設への通所やICTを活用した在宅学習など、当該児童生徒が教育機会を確保できるよう必要な情報提供を行う。
- ・ 当該児童生徒が民間施設を活用する場合は、児童生徒の指導・支援に必要な情報を交換するなど連携・協力をを行う。

多様な学びの場

学校内

校内ふれあい教室での指導、別室での指導やタブレットを活用したオンラインでの授業参加、授業時間外の登校での個別指導 など

学校外

家庭訪問による指導、ICT等を活用したオンライン指導、登校サポートセンターの通級、民間施設の通所やICTを活用した在宅学習 など

(5) 児童生徒の卒業後を見据えた支援（社会的自立支援）

- ・ 中学校入学時に滑らかな接続となるよう、小学校では中学校生活を意識した支援や指導を実施する。
- ・ 中学校卒業時に進路が決定できるよう、早期からの進路指導を実施する。
- ・ 中学卒業時に進路が確定しない場合にも社会とのつながりを絶やさないよう、相談できる窓口や社会的自立を支援するための民間施設などの紹介、定期的な状況の見守りを行う。

学校教育力の向上

子どもたちが安全・安心な学校生活を送り、意欲的な学びを継続することができる教育環境をつくるためには、組織的かつ計画的な教育活動に取り組むなど、よりよい学校をめざすカリキュラム・マネジメントを踏まえた学校運営を進めることが重要です。

学校と家庭・地域・関係機関・専門家が連携し、「チーム学校」として組織力を強化することで、学校教育力の向上を図ります。

1 学校・園経営の充実

各学校・園が教育目標達成のために策定した学校・園づくりビジョンの実現に向け、組織マネジメントを充実させるとともに、教職員個人の資質・能力の向上を図る。

また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、子どもの実態や地域の特色を生かした教育の充実を図る。

(1) 「学校・園づくりビジョン」のPDCAサイクルの確立

- ・ 各学校・園では、自校・園を取り巻く環境状況を的確に把握し、教育目標の達成に向けて、学校・園長が自校・園の成果と課題を踏まえ、独自性のある「学校・園づくりビジョン」を策定する。そして、学校・園長のリーダーシップのもと、全教職員、子ども、地域住民、保護者がその理念を共有（学校運営協議会等の承認等）し、その実現に向け、中・長期的な視点で具体的継続的な年間計画を全教職員が作成する。（P）
- ・ 学校・園、家庭・地域が協働した主体性・独自性を生かした経営を実施する。（D）
- ・ 「学校評価ガイド」に示された「四日市市学校評価システム」に基づいて各学校・園が自己評価及び学校・園関係者評価を実施する。（C）
- ・ 評価を踏まえ、学校・園づくりビジョン実現のための具体的な方策を見直し、継続・修正・追加・廃止等改善による取り組みを実施する。（A）

(2) 組織マネジメントの推進

- ・ 学校・園長のリーダーシップのもと、全教職員が協働しながら個々の得意の分野を生かして、学校・園経営に参画し、組織的に力を発揮する。
- ・ 「チームとしての学校・園」が機能するためには、内部の力だけでなく、保護者や地域住民、さまざまな専門家等外部の力を積極的に活用し、学校・園全体の組織力や教育力を高める。
- ・ 学校経営・組織マネジメントに関する研修等を充実させて、教職員一人ひとりのやりがいと主体性を引き出し、学校・園組織マネジメント力を高める。
- ・ 本市独自の連携型一貫教育「学びの一体化」を生かした特色ある取り組みを進める。
- ・ 適切かつ確実な危機管理体制の構築及び危機管理マニュアルの評価・見直しを行う。
- ・ コロナ禍を機に明らかになった課題を踏まえ、新たな学校教育活動等の在り方を視点に、学校運営を行う。
- ・ 人事評価制度を活用し、教職員の能力・意欲及び組織としての向上を図る。

(3) 各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの充実

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わるさまざまな取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図る。
 - ① 各教科等の教育内容を相互の関係でとらえ、学校教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
 - ② 教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
 - ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源を、地域等の外部資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

2 生徒指導の充実

生徒指導は、一人一人の子どもの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動である。生徒指導が、一人一人の子どもの健全な成長を促し、子ども自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成をめざすという生徒指導の意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じてその一層の充実を図る。

自己指導能力を育成するために

- ① 場や機会の提供⇒子どもが主体的に取り組める場や機会を工夫する。
- ② 自己決定と参加・役割・責任感⇒自己の存在感が感じられるような活動を通して、自律性や主体性を育む。
- ③ 教員の関わり方⇒子どもが自ら考え主体的に行動することを促すことを通じて指導・援助をする。

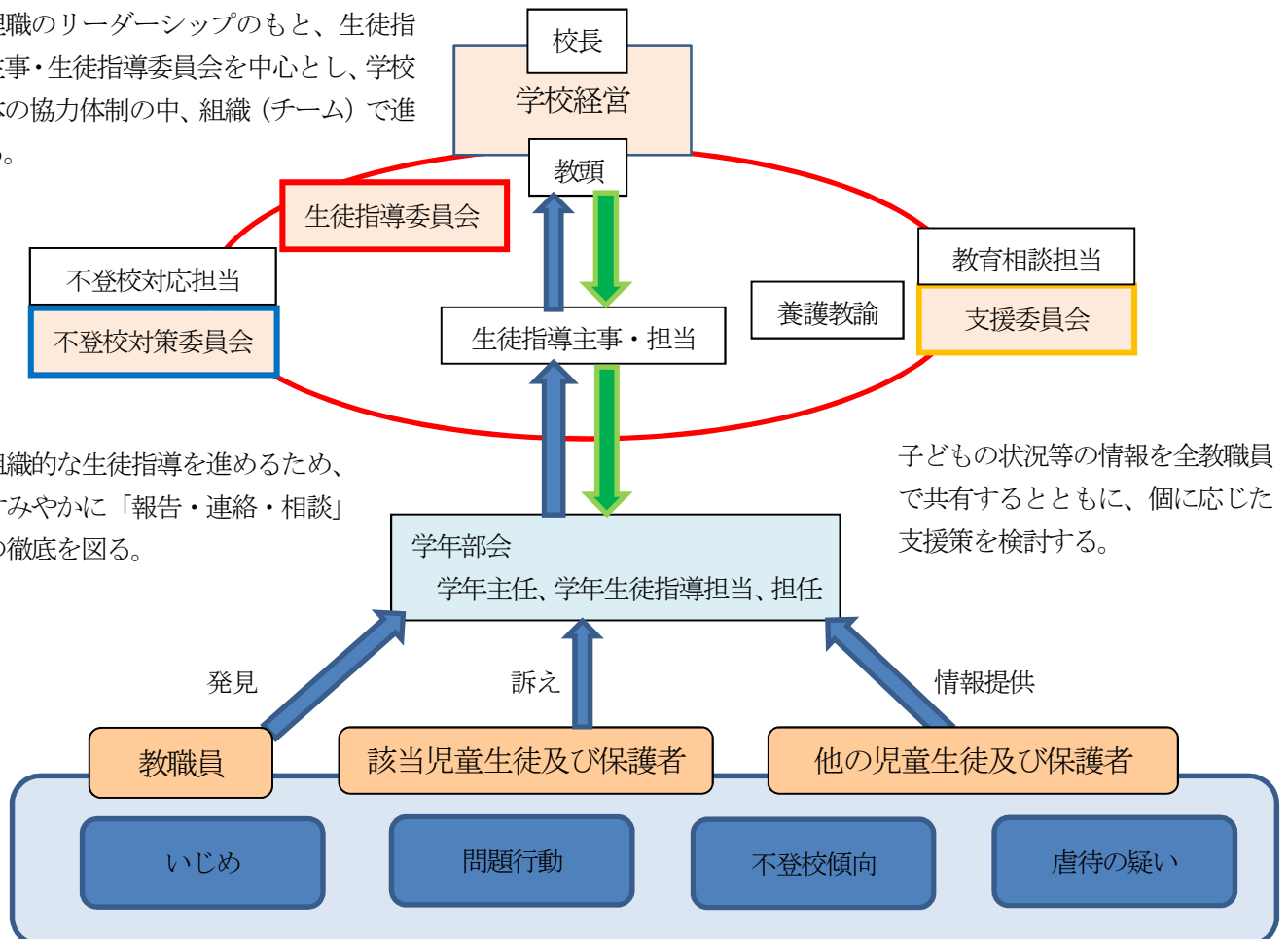
(1) 生徒指導体制及び相談体制の充実

① 生徒指導体制の充実

生徒指導の方針・基準を定め、年間指導計画に盛り込むとともに、教職員間で共有し、一人一人の子どもに対して、一貫性のある指導を組織（チーム）で行うことのできる校内体制をつくる。

- ・ 子どもの実態や地域の実情などを踏まえ、生徒指導上の課題を明確にし、「どのような子どもを育てるのか」について、すべての教職員と共通理解を図る。
- ・ 一貫性のある生徒指導を行うため、「生徒指導基本方針」及び「年間指導計画」の作成にあたっては、その方針・基準について明確化・具体化を図る。

管理職のリーダーシップのもと、生徒指導主事・生徒指導委員会を中心とし、学校全体の協力体制の中、組織（チーム）で進める。



② 教育相談の充実

教育相談は、子どもたち一人ひとりの自己実現を目指し、望ましい在り方を助言することである。子どもたちの様々な悩みに対応し、ストレスをため込まないよう気軽に相談できる体制を学校全体で作っていく必要がある。教育相談担当を中心に、学級担任や生徒指導担当と連携し、スクールカウンセラーを含めた全教職員によって組織的に教育相談活動を行う。

○ 子どもたちをめぐる状況

- ・ 子どもたちの問題行動、いじめ、不登校は様々な要因が絡み合っていることが多くあることを理解し、子どもたちをめぐる状況の把握に努める。
- ・ 発達障害、児童虐待、犯罪被害、外国人等の子どもへの個別の配慮や特別な教育的支援を行う。
- ・ インターネットなどによる有害情報や誹謗中傷などから悩んでいる、事件に巻き込まれているというリスクがあることを想定して指導する。

○ 子どもたちの視点からの教育相談

- ・ 「規律指導に関する基準」による一貫した指導と教育相談は、相互の関係が深いことから、「指導」と「相談」のバランスをとりながら子ども理解を図る。
- ・ 子どもたちの様々な悩みに対応し、わずかな変化を見過ごすことなく、教職員が子どもたちの視点に立ち、普段から声かけやアドバイスを行う。
- ・ 定期的に教育相談期間を設定し、教職員が一人一人の子どもと教育相談を行う。(Q-U調査やいじめ調査の結果を活用)

○ 校内体制の充実

- ・ すべての教職員がカウンセリング能力の向上に努めるとともに、学校教育活動全体を通じて、人間的なふれあいに基づく、きめ細かい観察を行い、いつでも、どこでも教育相談の場面であるという意識を持つ。
- ・ 教育相談担当がコーディネーター役として、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員と連絡・調整を図り、幅広い視野に立ち、教育相談を実施する。
- ・ 希死念慮、自傷行為、いじめ、学校事故等により緊急対応が必要な場合には、対応チームを組織し、ハートサポート等を活用し、支援を行う。

○ 早期からの教育相談

- ・ いじめや不登校の問題において、早期の教育相談を実施することで状況を深刻化することなく、子どもたちの悩みの早期解決につながる認識を持つ。
- ・ 早期からのきめ細やかな相談は、子どもたちや保護者との信頼関係を構築する基盤となることを理解し相談にあたる。

教育相談のすすめ方

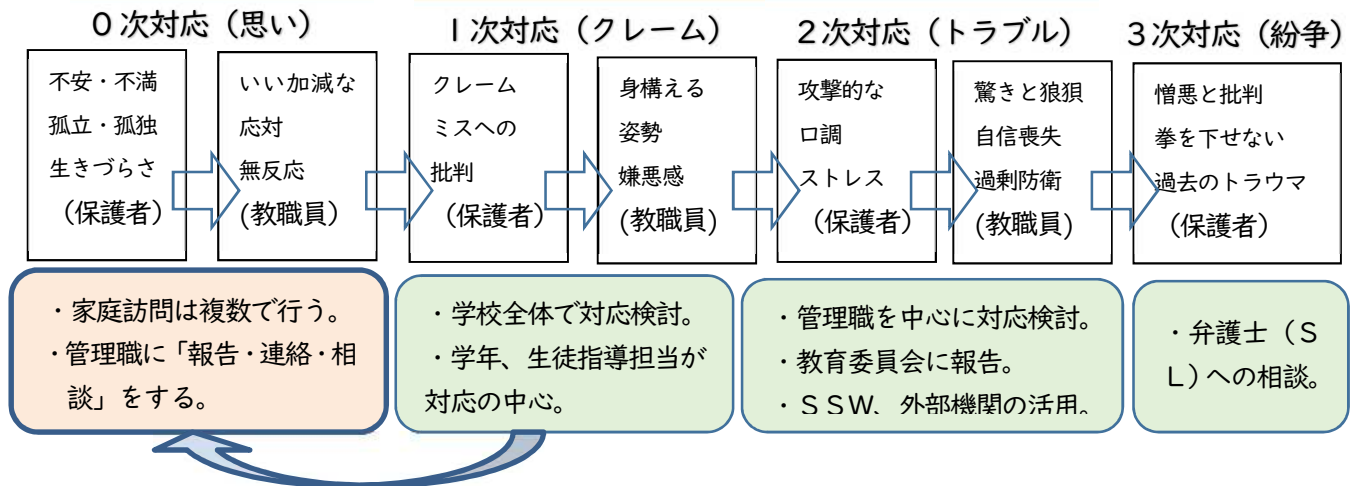
- ・ 子どもが自発的に話す場合にはまずは傾聴する。
- ・ あらかじめ、一人一人の子どもについて、何に焦点を当てるかを定めておく。
- ・ 成長が見られた点、よくがんばっている点など、プラスの情報を把握しておく。
- ・ 自発的な相談が出てこない場合には教員から具体的な出来事やエピソードに基づいて話題を提供する。
- ・ その子どもなりの問題解決力を引き出すような言葉がけをする。
- ・ 子どもにとって相談しやすい環境を整える。(別室の用意、家庭訪問、オンライン等)

スクールカウンセラーとの連携

- ・ 専門的で計画的なカウンセリングの実施
- ・ 支援委員会、不登校対策委員会において情報共有
- ・ スクールソーシャルワーカーや医療機関及び関係機関等へのつなぎ
- ・ ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応
- ・ カウンセリングや医療機関等における情報を基にしたコンサルテーション
- ・ 希死念慮・自傷行為・事件事故等の緊急対応における児童生徒の心のケア
- ・ 子どもへの講話

(2) チームで取り組む「0次対応」

「0次対応」とは、トラブル発生前の受け止め、接触のことである。問題が発生する前に、保護者との関係性を高める努力が必要であり、他人の思いを聴く姿勢「受容（傾聴・共感）」、接触がとても大切になる。保護者から学校に連絡が入った時点で、保護者は不安や不満を持っていることが多い。この段階で相手の立場を推し量り、思いを聴く姿勢が必要となる。トラブルに発展した場合においても、0次対応に戻って考えることで、トラブルの構造がよく見えてくる場合もある。



① 子どもたちへの具体的な対応

○ リスクを想定した指導

- ・学校教育活動における、事故防止、トラブル防止の観点からリスクを想定し、指導内容を構築する。
- ・休み時間、清掃活動など校内の広域で子どもたちが活動する場合は、教職員もその場に行き、子どもたちの様子を見守り、指導を行い、いじめや事故の防止に努める。

○ 校内における指導の統一化

- ・小学校、低・中・高学年、中学校は学校全体において、始業・終業の挨拶の仕方、授業中の発表の仕方など、統一化を図り、クラス間、教科間で指導の差異がないようにする。

○ 子どもの心に届く指導

- ・子どもに対して、配慮に欠けた言葉や心理的に追い込むような言動がないよう、教職員同士で指導の内容について相互に確認し合う体制を作る。
- ・問題行動があった際、指導したことが子どもにどのように伝わったかということに重きを置き、指導にあたる。

○ 複数の教員で対応

- ・子どもたち同士のトラブルがあった際、事実確認等は、同時間に別室で複数の教員で指導にあたる。
- ・管理職への報告と共に、生徒指導担当を中心に指導の方針を立てると同時に、心のケアが必要な子どもに対して教育相談担当と連携し対応にあたる。

② 保護者への具体的な対応

○ 子どもたちの様子の見える化

- ・学校通信、学年通信、ホームページ等を活用し、普段の学校の様子を保護者に向けて発信する。
- ・学校からの情報はすべての保護者に伝わるように配慮、工夫をする。

○ 保護者の思いを受け止める

- ・保護者の学校への要望を日常的に把握するように努める。
- ・何らかのトラブルへの対処や学校への要望に対し、一旦は全て聞き、思いを受け止める姿勢を持つ。

○ 保護者に伝える情報の整理、対応の方針について

- ・保護者からの要望、相談があった際には、対応した教職員の個人の判断で返答せず、管理職に報告するとともに、関係教職員と協議し、今後の対応を明確にする。

○ 家庭訪問を大切にする

- ・ 保護者の要望には、お便り帳や電話で返答するのではなく、必ず家庭訪問を実施し、顔を見て伝える。(できる限り複数の教職員で家庭訪問を実施する。)

○ 報告は迅速に行う

- ・ 子どもの問題行動等の指導を行った際には、保護者への報告を早急に行い、保護者と共通理解を図る。

(3) いじめ・問題行動等の対応と関係機関との連携

◎問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応

① 未然防止

- 「学校づくりビジョン」のもと、「笑顔あふれる安全で安心な学校環境づくり」に努め、子どもに対する「安全配慮義務」を果たすとともに、学習や生活の基盤として、日ごろから学級経営の充実を図る。
- 「生徒指導基本方針」「学校いじめ防止基本方針」等に基づき、組織的・計画的に問題行動やいじめ等の未然防止に努める。
- 特に、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る問題である」という認識に立ち、「いじめは絶対に許されない」という意識を一人一人の子どもに徹底させるとともに、いじめ防止の啓発にも努める。
 - ・ 集会や標語の作成、いじめ防止啓発のぼり旗の活用などを通して、いじめ防止の啓発を図る。
 - ・ インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による子どもの意識の向上及び保護者への啓発に努める。

② 早期発見

- 日常の観察や出欠席状況の把握
 - ・ 子どもの様子や生活ノート、班ノート、作文等を通して、「心のサイン」の把握に努める。
 - ・ 毎日の出欠席状況や健康観察に関する情報を職員間で共有する。
- 各調査の活用
 - ・ 各校で学期に1回、「いじめ調査」と教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。
 - ・ 「Q-U調査」を分析し、子どもや学級の状態を把握する。

③ 早期対応

- 毅然とした対応、誠意ある対応
 - ・ 学校の秩序を乱すような行為、暴力行為や万引き等の触法行為には、「四日市市立学校における生徒指導の対応Q&A」等を参照し、毅然とした対応をとる。
 - ・ 保護者からの苦情等に対しては、「信頼ある学校を創る～学校に対する苦情への対応」等を参照し、誠意ある対応に努める。
- 組織的な対応
 - ・ いじめの発見、通報を受けた場合には、「四日市いじめ防止基本方針」のもと、一部の教員で抱え込まず、「校内いじめ防止対策委員会」を開催し、速やかに対応する。その際、被害にあった子どもを守り通すとともに、加害の子どもに対しては、その子どもの人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
 - ・ いじめの被害にあった子どもに対しては事情や心情を聴取し、その子どもの状態に合わせた継続的なケアを丁寧に行う。また、加害の子どもに対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、その子どもの状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
 - ・ いじめ重大事態が発生した場合は、教育委員会の指導・助言により、専門家も入れながら調査等に取り組んでいく。
 - ・ 問題行動の発生状況とその対応状況、虐待の疑いのある子どもの状況等については、情報を教職員間で共有するとともに、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とチームを組んで、個に応じた対応や支援策を検討し、協働した取り組みを行う。

(4) 「チーム学校」で関係機関と連携した生徒指導

子どもたちの問題行動、不登校、虐待等の背景には、子どもたちの心の問題とともに、家庭環境等子どもたちの置かれている環境の問題があり、複雑に絡み合っている。より効果的に対応していくためには、教職員と心理や福祉の専門家が連携・協働し、家庭に働きかけていく必要がある。

また、いじめなど、子どもたちの生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大事態においては法律の専門家との連携も必要となってくる。

様々な関係機関と連携し、情報共有を行いながら、生徒指導を行っていかなければならない。それぞれの立場や役割を認識しつつ、学校が中心となって、「チーム」で課題の解決にあたる。

① 学校における協働

「チームとしての学校」を支える環境を創り出していく。子どもたちの状況を多職種の協働により、総合的に把握して指導を行うことが、重要である。問題行動等の解決のためには、子どもの生活全般に関する情報、家庭環境、生育や発達、心理・医療等様々な側面から総合的に検討するために多くの情報が必要となる。そして、スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携など、専門的見地から分析することにより、問題解決に向けた糸口の発見につながる場合も多い。そこで、それらの情報を円滑に共有し、合理的かつ効率的に対応ができるようにするために、ケース会議を適宜開催し、チームで課題の解決にあたる。

② スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用

SSWは、教育分野に関する知識に加え、社会福祉分野の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、支援する役割を担っている。子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて、学校・地域等の関係機関をつなぎ、情報を集め問題の解決に向けて活用することが大切である。

③ スクールカウンセラー（SC）の活用

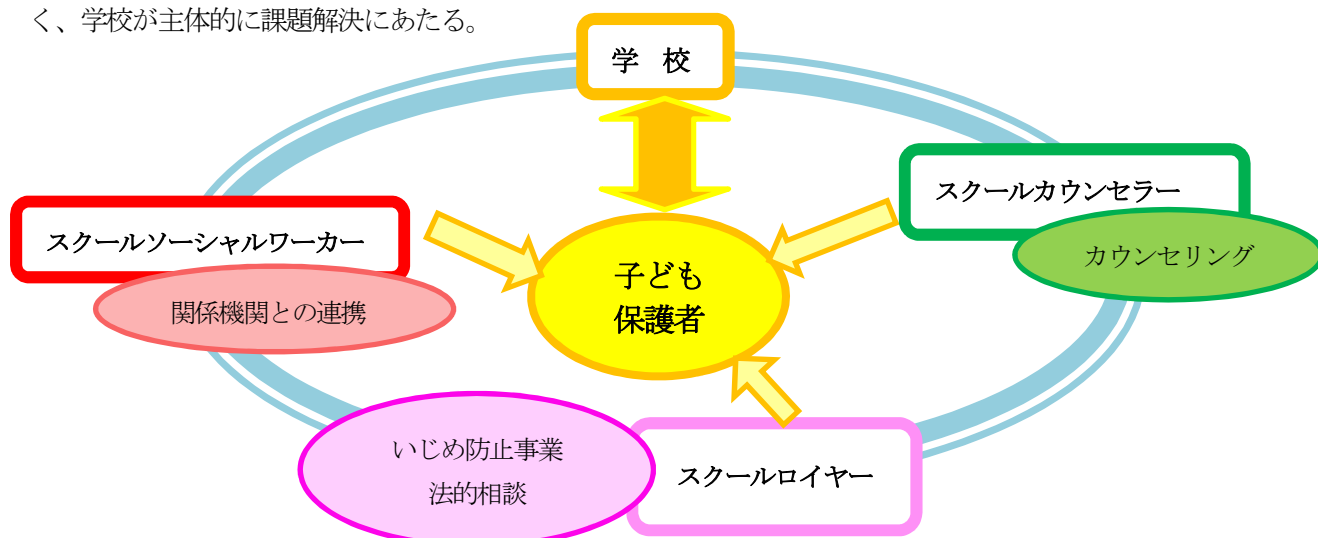
SCは、臨床心理分野として専門的な知識、技術を活用し、カウンセリングを通し、子どもたちの心理面での支援を行う。効果的なカウンセリングにつなげるために、カウンセラーによる校内の様子の観察等から得た情報を支援委員会等で共有し、教育相談担当が窓口となり子どもたちへのカウンセリングにつなぐ。また、支援対象となる子ども、保護者の問題や対応についてカウンセラーとのコンサルテーションを行い、支援方針を明確にする。

④ スクールロイヤー（SL）の活用

SLは、いじめの予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決を法的な観点から支援を行う。法律の専門家によるいじめ予防授業や生徒指導に関する法的相談を活用し、未然防止・早期発見・早期対応を行う。

⑤ 関係機関との連携支援で終わらない

ケースによっては、医療機関の受診、福祉機関による生活支援、法的側面からの対応などがある。課題の解決には関係機関との連携が必要であるが、課題解決の軸は学校であり、連携することが最終目標ではなく、学校が主体的に課題解決にあたる。



3 学びの一体化の推進

新教育プログラム6つの柱を踏まえ、中学校区の幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校が連携を密にし、一貫性、連続性のある指導を行う。指導方法や指導体制を共有することにより、なめらかな接続を図り、子どもたちの「確かな学力」と「健やかな成長」の伸長をめざす。

(1) 学校段階間の接続を図る教育課程の編成

- ・ 中学校区で育成を目指す資質・能力やそれに基づく教育課程の編成方針を共有し、校区の子どもたちの実態に応じた特色ある取り組みを進める。
- ・ 小学校入学当初においては、生活科を中心に合科的・関連的な指導を行ったり、児童の生活の流れを大切にして弾力的に時間割を工夫したりして、幼児期の終わりまでに育った姿が発揮できるよう、教育課程編成上の工夫（スタートカリキュラム）を行う。中学校においても小学校教育までの学習の成果が円滑に接続できるよう教育課程を編成する。
- ・ 高等学校教育を終える段階で身につけておくべき力を踏まえ、就学前から義務教育終了まで、縦の接続を見通した教育課程を編成する。

(2) 授業改善と生徒指導体制の充実

① 指導方法や子どもの実態等の共有

- ・ 幼こ保小中がそれぞれ、問題解決能力の向上を図る（四日市モデル）公開保育や公開授業を行う。その中で、保育環境づくりや授業づくり、校区の子どもたちにつけたい力等を共通理解し、系統性を持たせた保育・指導を目指す。
- ・ 全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力・運動習慣調査、Q-U調査の結果・分析等を中学校区で共有し、児童・生徒の強み・弱みを把握し、改善・向上に向けた取り組みを行う。
- ・ 不登校連携シートや相談支援ファイル等の引き継ぎを含めた連携体制を確実なものとし、小中学校への入学時において、新しい環境や学習や生活に不応適をおこさないよう指導体制を共有する。

② 小中学校教師の相互乗り入れによる交流指導

- ・ 児童生徒の強み・弱みを把握したうえで、効果的な乗り入れ授業等を行う。異校種の教育活動への理解を深め、互いの指導のよさを学び合うことで指導方法の改善を行う。
- ・ 中学校教員は小学校における学習内容とその理解度、定着度を把握した上で各教科の指導を行い、学力観・授業観・生徒指導観を一貫したものとする。

③ 小学校高学年における一部教科担任制の実施

- ・ 教科指導の専門性を持った教師によるきめ細やかな指導と中学校の学びにつながる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育を中心に行えるようにする。
- ・ 専任された教師がより深い教材研究に基づく専門的な指導を行い、高学年部の教師が連携・協力し、学年団として指導する体制づくりを進める。

(3) 新教育プログラムと関連付けた確かな資質・能力の育成

- ・ 中学校区の子どもの実態や課題に応じて、就学前・小学校・中学校の期間において、発達段階に合わせた活動を設定し、系統的に資質・能力を育めるようにする。
- ・ キャリア教育の視点を意識し、園児・児童・生徒の交流を行い、上級学年へのあこがれや自己肯定感・自己有用感等を高め、幅広い人間関係の構築を目指す。

（人権フォーラム・給食体験・合同音楽会・ビブリオバトル・スピーチコンテストなど校区独自の取り組み）

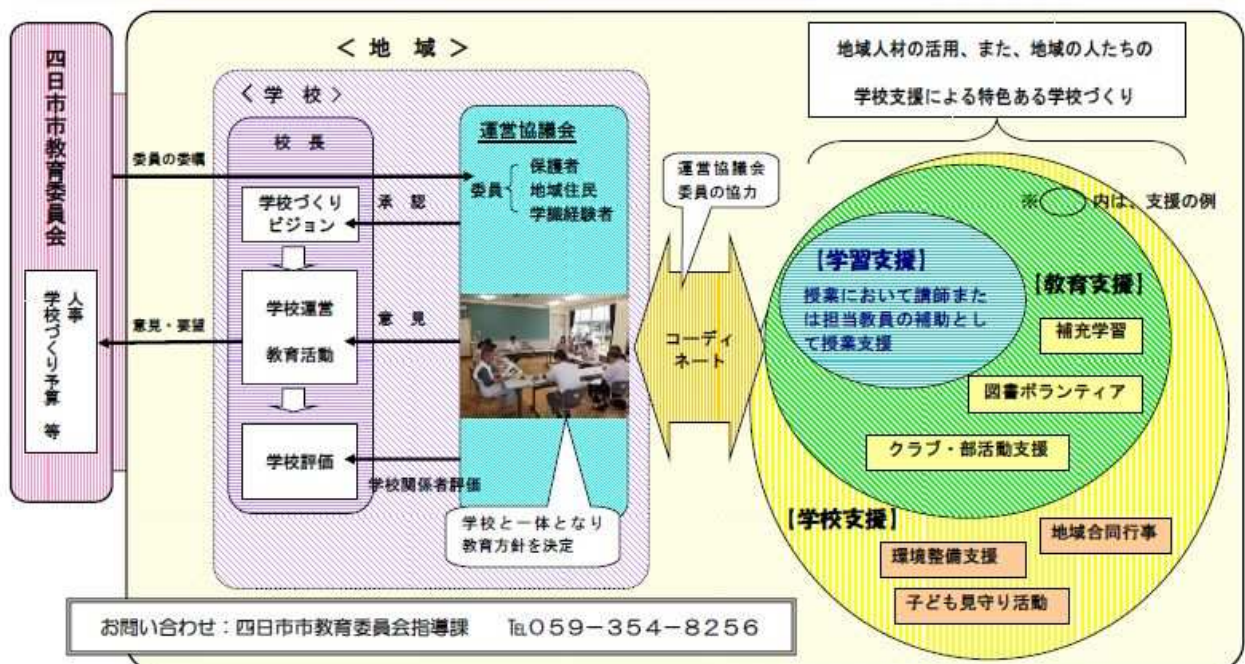
4 地域と協働した学校づくり

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える問題は複雑化・多様化している。それら子ども学校が抱える課題の解決や、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、学校と地域が連携・協働し地域社会総掛かりでの教育が不可欠である。「四日市版コミュニティスクール」は、保護者及び地域住民等が一定の責任をもって学校運営及び教育活動への参画を行うシステムである。「学校・園づくりビジョン」のめざす学校の姿・子どもの姿を保護者及び地域住民等と共有し、協働しながら、その実現に向け、学校教育活動の充実を図る「地域とともにある学校づくり」を進める。

(1) 四日市版コミュニティスクール運営協議会の充実

- ・ 学校運営協議会は、校長が示す「学校づくりビジョン」について承認するとともに、「学校づくりビジョン」の実現に向け、子どもや学校、地域の実態を適切に把握するとともに、学校運営及び学校教育活動の充実について協議する。
- ・ 学校は、「学校づくりビジョン」を広く公表し、保護者及び地域住民等の声を聴く機会を設け、双方向のコミュニケーションを積極的に図る。
- ・ 学校公開日、自由参観、懇談会、説明会などの機会を設定したり、学校だより、学校ホームページ等で、積極的に情報発信を行ったりすることを通して、保護者及び地域住民等への理解を図り、信頼されるコミュニティスクールの実現を目指す。
- ・ 中学校区単位で学校運営協議会を開催し、複数の学校が協議会に参加することにより、子どもや学校が抱えている課題の解決や「地域とともにある学校づくり」の実現をめざす。
- ・ 学校運営の改善と発展を目指すため、運営協議会による学校関係者評価により学校の教育活動の成果を検証し、絶えず改善につなげられるよう園・学校と地域が協働したPDCAサイクルを確立する。

四日市版コミュニティスクール（イメージ図）



(2) 地域人材を活用した四日市版コミュニティスクールの活動の充実

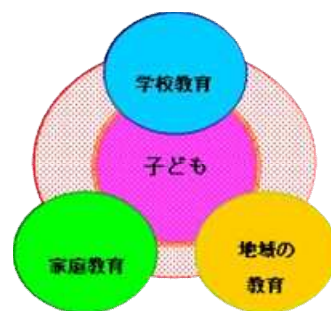
- ・ 学校運営協議会は、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、保護者・地域住民等の学校運営及び学校教育活動へ参画・支援等のあり方について協議する。
- ・ 学校運営協議会は、人的（地域のゲストティーチャーの活用）、物的（地域の教育資源や学習環境）な支援体制を整備できるよう努める。
- ・ 学校は、学校づくりビジョンの実現に向けて、地域との関係を構築し、地域人材や資源等を生かした学校運営を行う。

- 専門的な知識・技能・経験等をもつ地域人材の活用
(文化芸術・スポーツ・健康・キャリア・環境・人権・福祉・多文化共生・男女共同参画等)
- 学習支援や読書環境の充実、ICT活用支援のための学校支援ボランティアの活用
- 放課後や休日における学ぶ機会を保障するため、学習支援ボランティア等の活用
- 身近な自然や地域の歴史・文化・地場産業などを教材とした授業づくり
- 道徳や総合的な学習の時間等への保護者及び地域住民等の参加型学習の充実
- 交通安全教室、防災・防犯教室（訓練）等を保護者及び地域住民等と協働する機会の設定
- 保護者及び地域住民と四日市版コミュニティスクール運営協議会が連携した登下校における子どもの見守り活動
- 地域行事への子どもの積極的な参加や、地域と学校の共催行事の設定

(3) 学校と家庭、地域の教育力の向上

① 地域と共に進める子育ての充実

- ・ 保護者や地域住民が子どもの育ちに関心を持ち、学校・園の状況や子どもたちを取り巻く環境について理解を深めるための啓発活動を行う。
- ・ PTA 活動や運営協議会等の場において保護者や地域住民の声を聞き、ゲストティーチャーや学校と地域と協働した活動等で地域住民の力を積極的に教育活動に生かす。



② 家庭教育充実に向けた支援

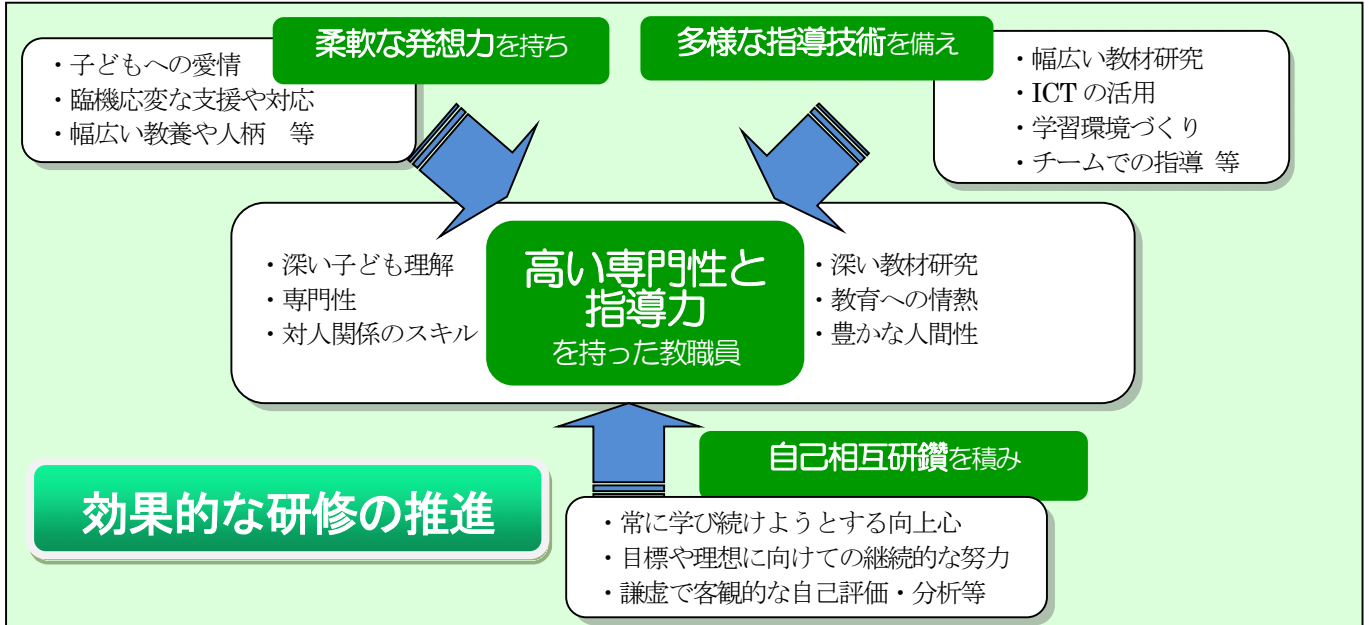
家庭教育のあり方について、保護者が学ぶことのできる機会を設けたり、家庭教育を支援したりする啓発を行う。

【具体的な取組例】

- ・ 「早ね・早おき・朝ごはん」市民運動等、子どもの生活リズム向上のために学校からの学校通信等を通じて、家庭への啓発を行ったり、PTA 活動の一部に生活リズム向上を意識した活動を取り入れたりする。
- ・ 3歳児～5歳児の生活状況の調査結果を保護者と共有し、日常から各家庭に応じた支援や、各園の課題に即した講演会や研修会の実施等、園と家庭が協力できる取組を行う。
- ・ e ネット出前講座や市から配付されたリーフレット等を活用しスマートフォン・パソコン・タブレット等のメディアとの付き合い方を子どもや保護者に共に考えてもらう。
- ・ キャリア教育講座や万引き防止教室等に保護者にも積極的に参加してもらう。
- ・ PTA と連携し、家庭教育講座の実施を通じて、子どもと保護者、教職員が共に学ぶ機会をつくる。
- ・ 子どもみまもり隊等、地域の育成団体と連携した見守り活動を進める。

5 教職員の資質・能力の向上

柔軟な発想力を持ち、多様な指導技術を備え、自己相互研鑽を積み、高い専門性と指導力を持った教職員をめざす。
(四日市市教職員用『教師力向上のために』より)



(1) 自己相互研鑽の推進

① PDCAサイクルによる研修計画の立案と実践

- 【P】各ライフステージの資質・能力等を鑑み、自己分析した上で、管理職等との対話を通して自身の「強み・弱み」に気づき今年度の課題を明確にし、個人の年間目標・研修計画を立てる。
- 【D】計画的に研修に取り組む。
- 【C】研修や実践を定期的に振り返り、研修の改善や実践に生かす。
- 【A】年度末には、自己評価し、管理職等との面談を通して、成果と課題について振り返り、次年度の目標の設定に生かす。

【各ライフステージのめあて】

ステージⅠ(1～7年目) (基礎形成期) 教職員としての構えと職務遂行能力の確立

ステージⅡ(8～14年目) (伸長期) より幅広く実践的な指導力の向上

ステージⅢ(15～25年目) (充実期) 基礎的なマネジメント能力・実践的な指導力の確立

ステージⅣ(26年目～) (発展期) 総合的なマネジメント能力の発揮・実践的指導力の伝承

② 実践での活用を意識した研修

- ・ 個人目標を設定し、目的意識を持って各種の研修に積極的に取り組む。
- ・ 研修で学んだことを実践に生かしたり、OJTによって他の教職員にも伝え共有したりする。

- 校・園内研修、OJTを意識した取り組み
 - ・ 校・園内での授業研究会、公開授業
 - ・ 外部講師などを招聘した研修会
 - ・ 個人目標を意識した授業・教育実践の工夫
 - ・ OJTを意識した日々の実践
- 外部の研修への積極的な参加
 - ・ 四日市市教育委員会教職員研修講座、県教育委員会(三重県総合教育センター)主催研修会
 - ・ 三河教育研究協議会の研究会
 - ・ 先進校・園への視察研修
 - ・ 中学校区内や近隣校・園の授業研究会
 - ・ 地域ならではの教育資源を生かした研修

③ オンラインによる研修の充実

- ・ 多様化したニーズに対応した、リアルタイムによるオンライン研修や動画のストリーミング配信による研修を有効に活用する。

④ 四日市ならではの地域資源を生かした教育の推進

- ・ 地域資源を生かした教育を推進するため、次の研修に積極的に参加する。

- 歴史・文化・自然を活用した教育の推進のための研修
- 高度なものづくり産業と連携した教育の推進のための研修
- 身近な素材から出発し社会参加につながる環境教育のための研修

(2) 学校・園内研修の改善・充実

学校・園内研修を学校経営の重要な核として位置づけ、自校・園や中学校区内の課題の解決をめざすとともに、教職員の資質・能力の向上を図る。

① PDCAサイクルによる効果的な校・園内研修の推進

- ・ 学校・園づくりビジョンの達成のために、全教職員が子どもの実態を具体的に分析し、研究主題を設定し、共通理解を図る。
- ・ 「何を、いつまでに、どのような姿にするのか」等、めざす子どもの姿や、達成目標を学校・園として具体的に描き、効果的・効率的な指導計画を立て取り組む。
- ・ 目標達成のための具体的な方策・手立てを策定するとともに、子どもの変容や具体的資料(全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックの結果等)をもとに、設定した目標に対する評価を行い、定期的振り返り、その都度修正しながら取り組む。

② 組織的・計画的な研修体制の構築

- ・ 教職員の意見が反映され、互いが学び合い、相互に啓発し合えるなど協働意識を高める組織・体制づくりをする。
- ・ OJTによる相互参観や公開週間等、互いに学び合う場づくりにより、平素の授業等の質を高めるとともに 教員全員による授業等の公開(全体研修、学年研修、教科研修など)を積極的に行う。

③ 研修委員会等のリーダーシップの発揮

- ・ 管理職や研修委員長等がリーダーシップ及びマネジメント力を発揮し、校・園内研修の方向性を明確にし、活性化を図る。
- ・ 1回毎の研修会のねらいを明確にし、その成果を次回に生かせるよう、連続性や系統性を持たせ、研修テーマが深められるよう計画する。

(例) タブレットで授業を記録した写真や動画を活用し、子どもの事実をもとに討論する。

思考ツール(※)等を活用し、互いの気づきや疑問を可視化し主体的に対話する。等

- ・ ICTを活用した問題解決能力向上のための授業づくりにおける5つのプロセス(「四日市モデル」P5参照)に基づいた授業づくり及び授業研究を行う。

【授業研究会の例】

- ① グループ別分散会(経験別・教科別等)
- ② 課題別検討会(発問・板書・子ども理解等)
- ③ パネルディスカッション形式・シンポジウム形式
- ④ 模擬授業形式での研究



※ 思考ツールとは、情報を可視化し、考えるプロセスを明確化にして考えをつくり出すための道具。タブレットを活用することで操作や共有がしやすくなり「主体的」「対話的」に関わる状況を生み出すことができる。

写真

写真

写真